

研究紀要 23

目 次

桜井 美枝	1
波志江西宿遺跡旧石器時代遺物の再検討	
能登 健・小島 敦子	11
東北地方の弥生時代前期集落の立地について	
斉藤 和之	33
天照大神と伊勢神宮の性格について —8世紀における皇祖神の問題にかかわって—	
飯森 康広	57
小規模な中世屋敷内部の建物変遷と傾向 —掘立柱建物跡の桁行平均柱間を視点に—	
関 俊明・中島 直樹	85
玉村町における天明泥流到達範囲 —天明三年淺間災害に関する地域史的研究—	
榑崎修一郎・石守 晃	99
群馬県出土人骨データベース —(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団編—	
榑崎修一郎	110
群馬県出土獣骨データベース —(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団編—	
菊池 実	119
陸軍前橋飛行場物語(2) —特別攻撃隊「誠第三十六・三十七・三十八飛行隊」について—	
神保 侑史	158
上野国一之宮貴前神社式年遷宮考(三) —遷宮祭と御戸開祭について—	

2005

財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団

研究紀要 23

2005

財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団

波志江西宿遺跡旧石器時代遺物の再検討

桜井美枝

- | | |
|---------------|---------------|
| 1. はじめに | 4. 各期の編年的位置づけ |
| 2. 波志江西宿遺跡の概要 | 5. おわりに |
| 3. 各期の様相 | |

— 論文要旨 —

北関東自動車道の建設に伴って調査された伊勢崎市の波志江西宿遺跡では、旧石器時代の3枚の良好な文化層が検出された。群馬県内では、複数の文化層からまとまった石器群が発見されている遺跡はごくわずかであり、各文化層と火山噴出物との層位的な上下関係も把握できることから、地域の編年を考える上で重要な遺跡となろう。

各文化層は上位から1期、2期、3期とされる。1期は、石器群の特徴から、槍先形尖頭器を主体としより新しい段階に位置付けられる一群と、おそらく有種尖頭器を持ち、南関東のいわゆる「砂川期」にあたる一群の、2時期に分けられる。後者には、馬見岡凝灰岩製の特殊な石製品が伴う。2期は出土層位とエンドスクレイパーの形態的特徴から5期区分のII期後半に、3期は藪塚系のナイフ形石器や局部磨製石斧、環状ブロック群の存在などからI期前半に、それぞれ位置付けられる。

キーワード

対象時代 旧石器時代
対象地域 群馬県
研究対象 石器形態・器種組成

1. はじめに

伊勢崎市の波志江西宿遺跡は、北関東自動車道の建設に伴って、平成10年から12年にかけて発掘調査された。ここでは、旧石器時代の3枚の文化層と古墳時代前期の集落、中近世の遺構群などが発見されている。報告書は、古墳時代以降を扱った「波志江西宿遺跡Ⅰ（古墳時代・中近世編）・伊勢山遺跡」が2002年度に、旧石器・縄文時代の遺構、遺物について掲載した「波志江西宿遺跡Ⅱ（縄文時代・旧石器時代編）」（以下報告書）が2004年度に刊行されている。

このうち、旧石器時代の報告については、途中で整理担当が変わったために、発掘調査時点での所見が十分に反映されなかった。調査担当としては、はなはだ不本意なものであった。本論では、報告書でもれてしまった所見を元に、波志江西宿遺跡の旧石器時代遺物について、再検討を行うものである。

2. 波志江西宿遺跡の概要

本遺跡は、赤城山南麓に位置する。遺跡周辺は、赤城

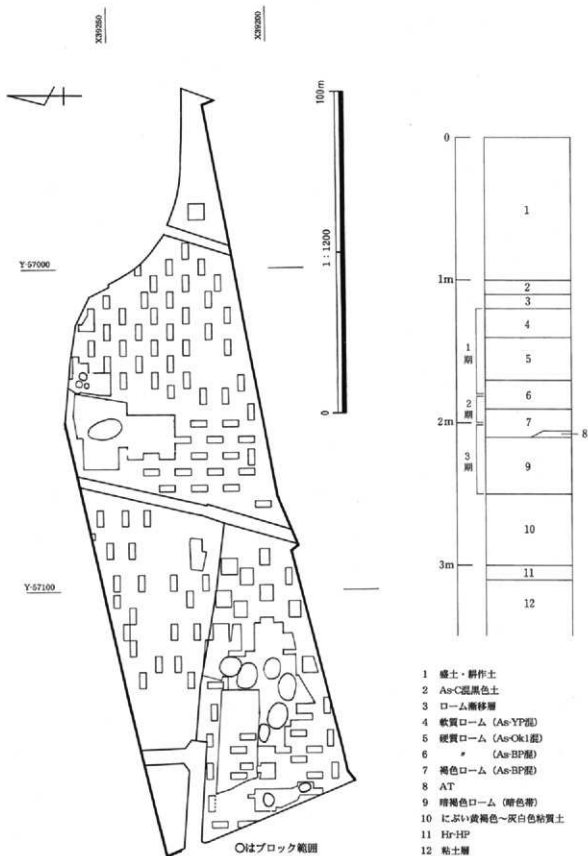
山から緩やかに延びた裾野が大小の河川に開析され、南北に延びる低地とローム台地が入り交じった様相を呈している。遺跡のある台地は、比較的安定したロームが堆積しており、上位から浅間板鼻黄色軽石(As-YP)、浅間大窪沢第2、第1軽石(As-OK2、OK1)、浅間板鼻褐色軽石群(As-BP)、始良Tn火山灰(AT)、榛名八崎軽石(Hr-HP)などの火山噴出物が検出されている。これらの噴出物の多くは、ローム中に二次的に混入する形で存在していたが、東西の低地に近い地点では、As-BPやATが一次堆積に近い形で確認できた。

本遺跡からは、3枚の旧石器時代の文化層が検出され、それぞれから量的にまとまった石器群が発見されている。群馬県内では、複数の文化層からまとまった石器群が発見されている遺跡はごく少数である。その上、それぞれの文化層は、上述した火山噴出物との相対的な上下関係も捉えることが可能で、時期決定の手がかりとなる。従って、本遺跡の資料は、群馬県の地域編年を考える上で、非常に重要な遺跡になるものと考えられる。

報告者は、この3枚の文化層を、上位から1期、2期、



第1図 波志江西宿遺跡位置図（国土地理院 1：50,000「前橋」）



第2図 調査区全体図と石器出土層位 (報告書より転載。一部加筆)

3期としている。1期は、彫刻刀形石器やエンドスクレイパーを含み、2基の礫群を伴う一群と、槍先形尖頭器を主な器種とする一群である。遺物はAs-YPを含む軟質ロームから、As-Ok1・As-BPを含む硬質ローム層にかけて出土した。2期は、ナイフ形石器とエンドスクレイパーを含む石器群で、As-BPを含む硬質ロームからATにかけて出土。3期は、小型の藪塚系ナイフ形石器を主体とし、出土層位は暗色帯を中心とする。以下、各期ごとに詳細と問題点を述べる。

なお、本論で扱っている遺物のナンバーは、報告書のナンバーをそのまま使用している。

3. 各期の様相

1) 1期

遺跡東半のC区で3地点から石器群が発見されている。このうちもっとも東側の小規模なブロックは調査区域にあり、北東の現道部分に分布が伸びるものと思われたが、水道管の埋設などのため調査は不可能であった。出土点数も少なく、石器群の性格は把握できなかった。

残る2地点は、約12m離れて分布している。分布は完全に途切れており、接合関係もない。遺物組成を見ても大きな差異が認められ、同時期に残されたものとは考えにくい。そのため、ここでは両者を分けて記述する。

①西側の石器群（報告書の1ブロック）

黒曜石を主体とし礫群を伴う。大半が直径5m程の範囲に分布し、少数の石器が周辺に点在する。分布範囲の中には、2基の礫群が含まれる。報告書の礫群の分布図では、全てドットで表現してあるため、実際よりも大きな礫群に見えるが、大型の礫は第4、5図に形状を表してあるもののみで、他は大半が小さな破片である。礫群下層のテフラ分析の結果、礫群は少なくともAs-BPグループの中・上部より上位で、As-Ok1よりも上位である可能性が指摘されている⁹⁾。

2基の礫群のうち北側の1号礫群は、長さが3~10cm

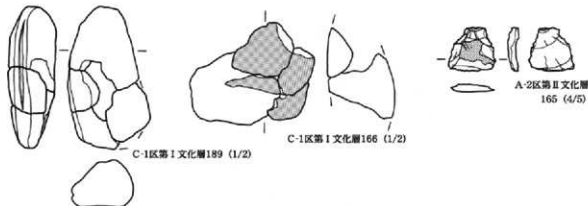
程度の比較的大型の礫43点からなり、直径1m程の範囲に集中して分布している。礫は熱を受けているものが多く、大半が破砕している。周辺には焼けてはじけたような微小な礫片も散らばっていた。この地点では、より上位の縄文包含層の調査段階で3点の礫が出土しており、出土位置から考えて1号礫群の礫に間違いのないものと思われる。報告書には載っていないが、第4、5図にはこの3点の礫も図示してある（第5図のトーンを貼ってあるもの）。出土レベルから見て、20~30cm程度の上下差の範囲に分布していた。

南側の2号礫群は、14点の礫が、長軸1.3m、短軸0.6m程の範囲に散漫に分布している。周辺に微細な礫片が多数散らばっているが、これらの礫片は大型の礫よりも広い範囲に分布している。

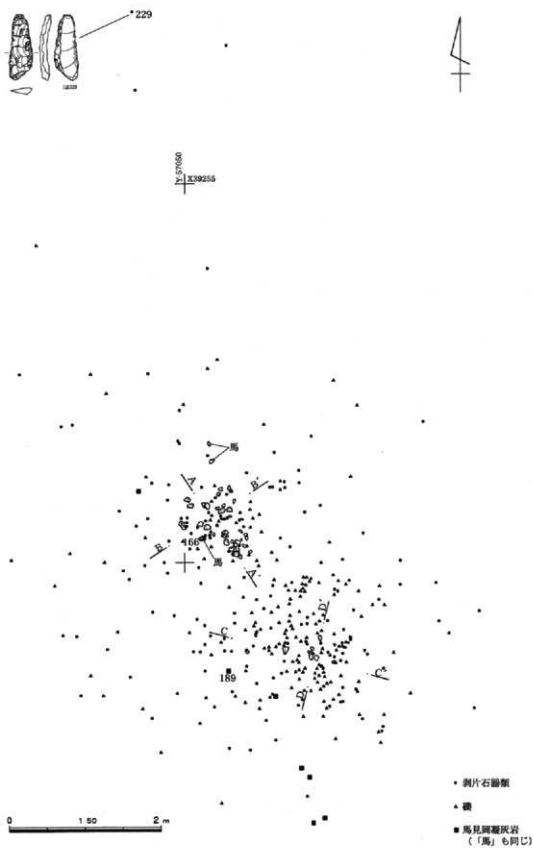
2基の礫群ともに、焼土や炭化物が集中するような状況は認められなかった。

主な石器は、彫刻刀形石器、エンドスクレイパー、石刃などであるが、中でも彫刻刀削片の多さが目を引く。ここでは一部の土壌を採取し、水洗選別によって微細な遺物を回収したが、その中にも少なくとも4点の彫刻刀削片が含まれている⁹⁾。報告書に掲載されていた11点に加え、合計15点となる。彫刻刀形石器と彫刻刀削片の量比から見ても、何回も繰り返し彫刻刀面の再生がなされたことは間違いない。報告者はこのブロックを石器製作の場としているが、上記の理由から、彫刻刀形石器を使用している作業の場であった可能性が高いと思われる。

また、礫群の礫として報告書に写真が掲載されているもののうち、馬見岡凝灰岩の礫が4点ある（報告書PL14 29~32）。風化が著しく、表面の状況が不鮮明であるが、うち2点には明らかな加工痕が認められる。第3図C-1区第1文化層189（報告書 31）は、盤状の楕円形礫の側面にV字状の溝が刻入である。器体の中心部は欠損している。表面はなめらかで研磨して整形した可能性が高いが、風化による劣化が激しく明確ではない。第3図



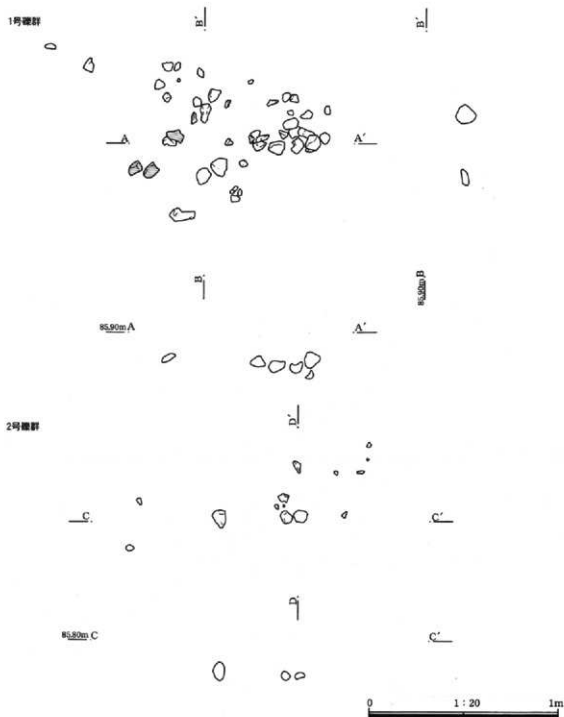
第3図 石器実測図



第4図 1期1ブロック石器分布図

C-1区第I文化層166(報告書 30)は、かなり破損しているが、一部に残る表面部分(実測図のトーン部分)は研磨されていたことがわかる。これら馬見岡凝灰岩製の礎は、第4図に見られるように、礎群の中心部からはやや離れて分布している。馬見岡凝灰岩は、比較的軟質

で、古墳時代の石室の石材や中近世の石造物の素材などとして多用される。産地が限定される石材で、本遺跡周辺には産出せず、北東方向に約10km離れた笠懸町西鹿田に所在する天神山や、新里村武井などに産地がある。遺跡から東に約2kmのあたりにある粕川の支流である鍋木



第5図 1期礎群

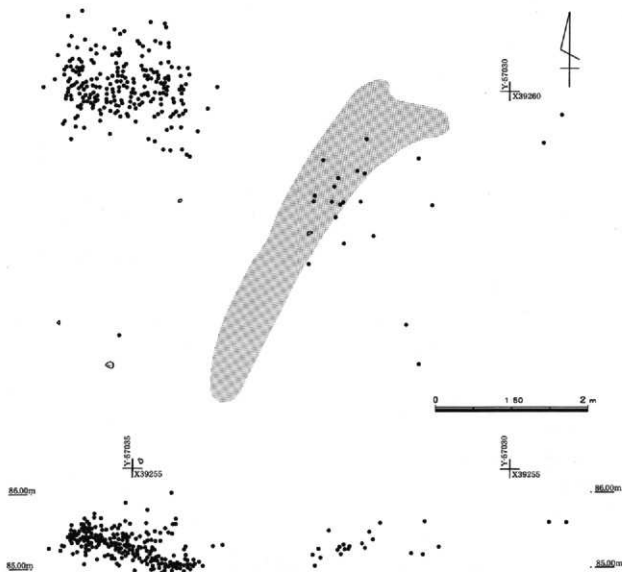
川が産地付近を流れることから、それらの河川を經由して運ばれてきた可能性は考えられる。ただし、現在の柏川においては、決して普遍的な石材ではない。その一方、遺跡出土の礫全230点中、馬見岡凝灰岩の礫は10点に上る。礫は非常に小さな破片もカウントしてあるため数が多くなっているが、接合の状況を見れば、個体数はせいぜい30点程度であろう。一方馬見岡凝灰岩は、接合後8点となり、自然の状態での出現率を越えているものと思われる。このことから、これらが単に礫群の礫として持ち込まれたものではないと推測される。特殊な石製品

として取り上げるべきであろう。

②東側の石器群（報告書の2～4ブロック）

槍先形尖頭器を主体とする。石材はチャートが主であるが、これは、ここで剥片剥離が行われたチャートの個体の存在が大きく響いている。他に、少数ながら黒曜石や黒色頁岩、硬質頁岩なども使用されていた。ここでも一部の土壌について水洗選別を行い、チャートや黒曜石、黒色頁岩、硬質頁岩などの多量の破片が回収された。

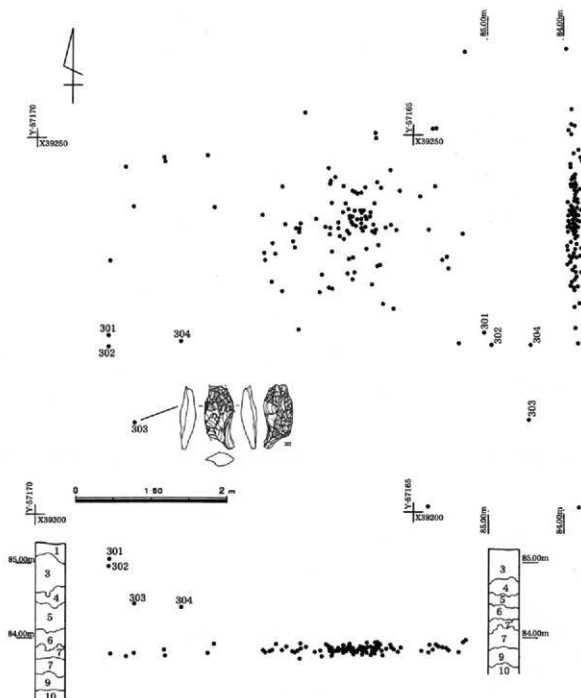
ここで一番問題となるのは、ブロックの認定である。報告者は、もっとも遺物の集中する地点を2ブロック、



第6図 1期2・3・4ブロック石器分布図

その東側のまばらな分布を3ブロックとしている。しかし、2ブロックに関しては、風倒木によって本来の位置よりも西側に移動していることがわかる。第6図の分布を見ると、2つのブロックの間に直線的に断り切られたような形の空白域があり、垂直方向の分布を見ても、下方に向かって斜めに落ち込んでいる状況が見て取れる。また調査区を最終的に基本土層の9層（暗色帯）上面まで掘削した際、二つのブロック間に、より上位の軟質な

ロームが帯状に落ち込んでいる部分があった（第6図のトーン部分）。この図を見ると、3ブロックの遺物も一部風倒木に落ち込んでいる可能性が考えられよう。以上のことから、2ブロックの遺物は、南東方向に倒れた風倒木にまきこまれ、より北西方向に移動しているものと考えられる。従って、2つのブロックは、元々同じブロックであったと判断される。残念ながら、調査の時点では風倒木という認識を持っていなかったため、土層の断面



第7図 2期2ブロック石器分布図

図などは取っていなかった。出土層位についても、一部不正確なものがあろう。

2) 2期

遺跡の西側で大きく2地点に分かれて発見されている。本遺跡西側には大きな谷が入っており、石器群の出土地点は、谷に向かって緩やかに傾斜する斜面になっている。そのため、もっとも東側の1ブロックと2・3ブロックとは、垂直方向で1m以上の標高差が認められる。2ブロックと3ブロックの間には接合関係が認められるが、1ブロックとの間には緩く見られない。石材の構成も大きく異なり、位置的にもかなり離れていることから、両者は同時に存在したのではないと判断される。

1ブロックの石器群は、石刃を素材とした大型のナイフ形石器とエンドスクレイパーを持つ。特にエンドスクレイパーは9点（接合後）と突出している。接合資料から見ると、このブロックでは接合資料1における剥片生産と、エンドスクレイパーの製作が行われていたものと思われる。石材は黒色安山岩を主体とし、黒曜石や黒色頁岩などをわずかに含む。

2・3ブロックは、縦長剥片を素材としたナイフ形石器や石刃を持つ。接合資料から、2ブロックで剥片剥離が行われ、3ブロックにツールやその素材となる石刃、剥片が搬入される。石材は黒色頁岩が主体となる。

この2点問題となるのは、2ブロックに伴うとされた黒曜石製の槍先形尖頭器（第7図303）である。この尖頭器はブロックの周辺部から出土しており、垂直方向では他の石器と比較して50cmほど上位にある。調査段階では、石器属性表（報告書第6表）中のNo.301～304については、他の石器とは異なる時期のものと判断していた。これら4点の石器については、第7図に見られるようにいずれもブロックの中心からは離れており、標高値でも40～100cmほどの差がある。遺跡の西端に近いこの地点では、7層上部にAs-BPのブロックが密集する部分と認められ（第7図土層断面中の7層）、土層の堆積状況は安定している。このAs-BPブロックと石器の上下関係は厳密にはわからないが、第7図の断面図からおよその想定が可能であろう。また、調査段階では個々の石器について出土層位を記録していなかったが、ほとんどの遺物が基本土層の6・7層から出土したとの所見が記載してあった。以上のことから、問題の尖頭器は、より上位の文化層に属するものと判断した。

3) 3期

遺跡西側のA区で発見されている。石器は西側の谷に向かって落ちる緩やかな斜面に分布している。遺物は複数のブロックが環状に分布する、いわゆる環状ブロック群であると考えられるが、近年の擾乱によって北西側が一部失われている。この石器群は、小型の藪系系のナイフ形石器を主体とする。石材は大半が黒色安山岩である

が、黒色頁岩や黒曜石、珪質頁岩をわずかに含む。

報告書には掲載されていないが、ここでは局部磨製石刃の刃部再生剥片が1点出土している（第3図A-2区第II文化層165）。小型の剥片で、背面に研磨面が認められる（実測図のトーン部分）。この剥片が剥離される前に、少なくとも3枚の破片が剥離されている。石材は珪質頁岩で、5ブロックからの出土である。従って、石刃自体は残されていないが、この剥片の存在から、局部磨製石刃が組成に含まれることは明らかである。

4. 各期の編年の位置づけ

ここでは、各期の石器群の特徴から編年の位置づけを行う。群馬県の編年としては、1994年に岩宿フォーラムにおいて4期に区分する編年が提示されている（岩宿フォーラム実行委員会 1994）。その後、調査資料の増加を受け、小菅特夫によって新たに5期に区分する編年も示された（小菅 2003, 2004）。

岩宿フォーラム実行委員会による群馬編年では、旧石器時代を古い方からI・II・III・IV期としている。I期は各種のナイフ形石器を主な器種とし、「環状ブロック群」と呼ばれる石器の分布状況や、局部磨製石刃の存在などで特徴付けられる。出土層位はATを含む暗色帯を中心とする。II期は切出形のナイフ形石器や角錐状石器を特徴とし、スクレイパーなどを伴う。出土層位はATからAs-BP層群にかけてであるが、本県においてはこの時期の遺跡数が極めて少ない。III期は槍先形尖頭器を持ち、ナイフ形石器やエンドスクレイパー、彫刻刀形石器などを伴う。出土層位は、As-BP層群の上位からAs-Ok1にかけてである。IV期は細石刃を特徴とし、As-Ok2からAs-YPまでを出土層位とする。小菅による5期区分は、前記の編年のI期のうち、もっとも新しく、茂呂系のナイフ形石器が増加している段階をII期として独立させ、以後順繰りにIII・IV・V期としている。ここでは、小菅による5期編年を元に、位置付けを行いたい。

1) 1期

先述したように、2地点の石器群は、接合関係を持たず、石器組成や石材組成の点からも大きく様相が異なる。2・3ブロックの遺物が風倒木によって乱されていることもあって、出土層位からは両者を明確に分離することはできないが、時期差が存在するものと考えられる。

まず西側の黒曜石を主体とする一群（1ブロック）であるが、ここでは両面調整の石器から作出された彫刻刀削片が目目される（第4図229）。この彫刻刀削片は、背面側に、彫刻刀形石器の素材となった両面調整の石器の側面を取り込んでいる。下部がやや張り出しており、素材が両面調整での尖頭器状であったものと思われる。これは、男女倉型や東内野型などの有錐尖頭器製作の過程で作出される削片と特徴が一致し、そのような尖頭器が組

成に含まれていた可能性が高い。その他に彫刻刀形石器やエンドスクレイパーが共存する。少数ながら石刃とその接合資料もあり、彫刻刀形石器の素材としても石刃が利用されている。このような特徴から、本石器群は、南関東のいわゆる「砂川期」にあたるものと考えられる。小菅の5期編年ではIV期の前半に位置付けられる。また、ここからは、馬見岡凝灰岩製の特殊な石製品が出土している。このような石製品は現在のところ他に類似はないが、馬見岡凝灰岩の産地に近い赤城南麓の地域では、今後発見される可能性は高いものと思われる。

東側の石器群（2～4ブロック）は、尖頭器を中心とする。尖頭器の形態は、両面に調整が施されるが、一部に素材面を残す。完形のもので1点のみなので正確な大きさはわからないが、大きさにばらつきがある。時期的には西側の石器群よりも新しく、IV期の後半になろう。

2) 2期

報告者は、2ブロックに伴うとされた槍先尖頭器の存在と、角錐状石器や切出形のナイフ形石器が欠落することを根拠として、編年の位置付けを行っている。しかし、先に述べたように、この尖頭器は本来はより上位の文化層に含まれるものと判断される。

その他の石器を見た場合、この石器群、特に1ブロックを特徴付けるのは多量のエンドスクレイパーである。エンドスクレイパーは石刃を素材とするものが多く、主に先端部に急角度の調整を加えて刃部を作出している。このような石器組成の特徴を有する石器群は他にないが、エンドスクレイパーの形態的特徴は、多胡蛇黒遺跡第1文化層から出土したものに類似している。多胡蛇黒遺跡は少数の石器が出土したのみであるが、チャトラと出土層位との前後関係が良好に把握できており、第I文化層は浅間一室田軽石（As-MP 約2.1～2.2万年前）とAs-BPにはさまれたローム中から出土したことがわかっていく。出土層位から見ても同時期と考えて差し支えない。小菅の5期編年のII期後半に位置付けられよう。

また、2・3ブロックの石器群については、1ブロックと接合関係がなく、時期差が存在する可能性はあるが、現時点では保留しておく。

3) 3期

3期は、ナイフ形石器の形態的特徴や環状ブロック群の存在から、報告者が示しているように、I期の前半に位置付けられる。報告書では触れられなかったが、局部磨製石斧の刃部再生剥片の存在から、本来石斧を伴う典型的な石器群であるものと考えられる。

5. おわりに

波志江西宿遺跡は、4時期、3枚の文化層が発見され、群馬県の地域編年を考える上で、非常に重要な遺跡である。それだけに、本来報告書で述べるべき発掘調査時の

所見や詳細な分布状況などが落ちてしまったことは、誠に残念でならない。これは整理担当者の異動・休職による途中変更と、新しい担当者が就くまでに2ヶ月のブランクがあったことなど、マイナス要因が重なったためであるが、新旧の担当者間で十分な連携が取れなかったことがもっとも大きな原因であろう。その点では、報告者に申し訳ない気持ちで一杯である。また、研究者がこの資料を使用する場合、報告書の内容を本論で補わねばならず、不便をおかけすることとなる。伏してお詫言上上げる。

本稿の執筆に際し、以下の方々から多くのご教示、ご協力を頂いた。記して感謝したい。

麻生敏隆、岩崎泰一、津島秀章、原雅信、関口博幸、安藤三枝子、南雲富子（順不同・敬称略）

註

- 1) 報告書では、執筆者として筆者の名前が記載されているが、実際は、調査の経過や基本土層の一部について書いたのみで、他の内容については納本された段階で初めて目にした。内容に関しては調査段階での重要な所見が落ちており、調査を担当した者としては、執筆者とされるにはあまりに不本意である。報告者には筆者の名前を削るよう要請したが、すでに印刷、納本した後で、正誤表での削除という形を取らざるを得なかった。今回のように、十分な話し合いや検討が行われていない場合、少なくとも執筆分担を明示して欲しい。
- 2) 報告書のチャート分析において、地点3・4は、群葬の断面でサンプルを採取したものである。
- 3) 水洗選別遺物は、黒曜石だけで砕片376点が回収されたが、合計重量はわずか3.72gにすぎない。平均で0.01gにもならず、大半が非常に微細な遺物である。そのような中、彫刻刀削片とした4点の遺物については、打点が現れていたこと、背面と腹面の削削方向が一致すること、背面に細長く彫刻刀素材削片の腹面が取り込まれていることを根拠として認定した。水洗選別遺物には、他に黒色頁岩9点（合計重量0.94g）、チャート27点（合計重量0.38g）がある。
- 4) もちろん個々の石器が石器群に共存するものであるか否かは、資料を操作する研究者がそれぞれ判断すべきである。ただしその場合、判断の材料となる調査段階や整理段階での所見が、十分提示されていることが必要である。

引用文献

- 麻生敏隆 2004 『波志江西宿遺跡II（縄文時代・旧石器時代編）』
 岩宿フォーラム実行委員会編 1994 『群馬の岩宿時代の変遷と特徴』
 小菅得夫 2003 『北関東地方との対比』『第15回長野県旧石器文化研究交流会 発表要旨』
 小菅得夫 2004 『四 石器群の移り変わり』『群馬の旧石器』
 関口博幸 1993 『第3章第1節 旧石器時代の遺構と遺物』『多胡蛇黒遺跡』

東北地方の弥生時代前期集落の立地について

能登 健・小島 敦子

- | | |
|-------------------------|---------------------|
| 1. はじめに | 4. 東北地方の弥生時代前期集落の立地 |
| 2. 調査の視点 | 5. おわりに |
| 3. 東北地方の遠賀川系土器出土遺跡の立地調査 | |

— 論文要旨 —

東日本の縄文時代から弥生時代への移行期における本格的な水田稲作農業社会への転換がどのように達成されたかについては、具体的に明らかになっているとは言い難い。遠賀川系土器および類遠賀川系土器の分布から水田稲作文化の伝播ルートが提起されているが、筆者らは東日本の水田稲作開始期を理解するには遠賀川系土器を稲作技術の波及を示す遺物ととらえ、その出土遺跡立地の空間論的検討も有効と考える。

関東地方の弥生時代前期の集落立地は前編でまとめている（能登・小島1989）。また東北地方のそれと比較して東日本の弥生時代前期集落立地の特性については、「集落・居館・都市的遺跡と生活用具―関東・東北」『考古資料大観10遺跡・遺構』（能登・小島2004）に発表した。そこでは東北地方のそれぞれの遺跡立地調査の内容まで詳述することができなかった。そこで、ここでは遺跡立地の現地調査を実施した東北地方30遺跡の観察結果を記載することを目的とする。また遠賀川系土器は出土していないが参考として同時期の6遺跡を加えている。

現地調査の結果、東北地方の遠賀川系土器出土遺跡の多くは、近くに縄文時代晩期の遺跡があり、その立地はすべての遺跡で広狭の差こそあれ水田耕作が可能であり、6つの水田農耕を前提にした農耕集落の立地パターンを認識することができた。しかし、遺跡の多くが狭い可耕地の地点に立地していたことから、東北地方の弥生時代前期の集落立地が水田可耕地の発展性を第一義として行われたのではなく、縄文時代晩期終末の遺跡のなかで水田稲作の可能なところに遠賀川系土器に象徴される水田稲作情報が受容されたことを示していると思われた。

このような東北地方の遺跡立地のあり方は関東地方のそれと同じであり、その遺跡分布の傾向からは東日本の遠賀川系土器出土遺跡の立地は水田稲作を開始するための新しい地点の選地ではなく、生活拠点としての居住域が継続しているところへ遠賀川系土器がもたらされている可能性がきわめて高い。遠賀川系土器に象徴される水田稲作情報は、弥生時代前期の時間幅のなかで、線状ではなく網の目状に縄文時代晩期終末の情報ネットワークによって確実に浸透していったと思われた。そして、多くの場合、初期弥生土器の出土遺跡にはその後の継続性がない。本格的な農耕集落としての遺跡選地はその後に起こるのであろう。

具体的な水田遺構についてはいくつかの遺跡で見つかっている。しかし、現地調査で確認した可耕地は極めて小規模な水田経営をイメージさせるもので、これまで東日本でみつかっている初期水田遺跡のイメージとは大きく異なっていることもわかり始めている。

キーワード

対象時代 弥生時代前期
対象地方 東北地方 東日本
研究対象 水田稲作開始期 遺跡立地

1. はじめに

東日本の縄文時代から弥生時代への移行期には、本格的な水田稲作農業社会への転換が行われたと考えられている。それは、東日本で出土する遠賀川系土器が、西日本の初期水田稲作技術をもつ集団の土器を模倣していることから、東日本の水田稲作農業社会への転換を象徴的に表わすことによっている。しかし、その転換がどのように達成されたかについては、水田遺構や集落遺跡の発見が西日本より少ないことから、具体的に明らかになっ

表1 東北地方の遠賀川系土器出土遺跡

番号	遺跡名	県	所在地
1	吾妻野II	青森県	西津軽郡深浦町
2	大曲	青森県	西津軽郡鮎川町
3	宇田野(2)	青森県	弘前市大字小友
4	砂沢	青森県	弘前市大字三和
5	井沢	青森県	南津軽郡平賀町
6	五輪野	青森県	南津軽郡尾上町
7	金田一川	岩手県	二戸郡上斗米
8	足沢	岩手県	二戸郡福岡町
9	上杉沢	岩手県	九戸郡浄法寺町
10	八幡	青森県	八戸市大字藤引
11	剣吉荒町	青森県	三戸郡名川町
12	牛ヶ沢(4)	青森県	八戸市大字根城
13	畑内	青森県	三戸郡南郷村
14	大日向II	岩手県	九戸郡軽米町
15	碧成田IV	岩手県	九戸郡軽米町
16	小峠	青森県	八戸市根城
17	松石橋	青森県	三戸郡南郷村
18	是川中居	青森県	八戸市是川
19	館の上	秋田県	山本郡八竜町
20	地蔵田	秋田県	秋田市四ツ小屋
21	生石2	山形県	酒田市生石
22	横長根A	秋田県	南秋田郡若美町
23	宇野II	岩手県	宮古市大字落合
24	兵庫館	岩手県	北上市和賀町
25	十三塚	宮城県	名取市手倉田
26	原	宮城県	名取市田高
27	根古屋	福島県	伊達郡霊山町
28	荒屋敷	福島県	大沼郡三島町
29	島内	福島県	石川郡石川町
30	墓科	福島県	会津若松市一賀町

ているとは言いがたい。

1980年代以降に遠賀川系土器および類遠賀川系土器が東北地方で数多く確認されるようになると、その遺跡分布から、日本海沿岸の集団移住を伴う伝播ルートや東北地方内陸の伝播ルートが提起された(佐原1986・1987、高瀬2000)。しかし、遺物分布の本質的な意味は伝播のルートを特定することだけではなく、どのようにしてそこに人々が住み、生活を始め、その遺物を残したかである。分布の背景には、単なる稲作技術の伝播にとどまらず、稲作農業社会全体の情報の波及・受容・導入があるはずである。

それを最も端的にあらわすのは、水田稲作情報とともにもたらされたと考えられる遠賀川系土器が、どのような農耕環境をもつ集落で出土しているかであろう。東日本の水田稲作開始期を理解するには、遠賀川系土器を稲作技術の波及を示す遺物ととらえ、その出土遺跡立地の空間論的検討も有効と考える。

このような視点から筆者らは、関東地方の弥生時代前期の集落立地についてまとめ(能登・小島1989)、東北地方のそれと比較して東日本の弥生時代前期集落立地の特性について、「集落・居館・都市的遺跡と生活用具—関東・東北」[考古資料大観10遺跡・遺構]ですべて述べている(能登・小島2004)。しかし、後者の論考では東北地方のそれぞれの遺跡立地調査の内容まで詳述することができなかった。そこで、ここでは実際に踏査した東北地方の遠賀川系土器出土遺跡の立地観察結果を記載しておくことにしたい。現地調査は平成14年8月から平成15年10月にかけて実施した。

2. 調査の視点

今回の立地調査は、東北地方の遠賀川系土器および類遠賀川系土器が出土した30遺跡(表1)と、参考となる6遺跡を対象とした。

遠賀川系土器は前述したように西日本の初期水田稲作技術をもつ集団の土器を模倣している。最近では、遠賀川系土器の要素はみられるが変容の大きい在地でつくられた東北地方の遠賀川系土器を「類遠賀川系土器」として区別する立場もある(高瀬2000b)が、本稿では各遺跡の立地を分析対象としていることから一括して従来の名称の通り遠賀川系土器として扱ってしまっている。

かつて遺跡立地を調査した関東地方では、遠賀川系土器の出土遺跡数が少なかったことから、遠賀川系土器に加えて、弥生時代前期末に位置づけられている東海西部系の条痕文系土器や在地の初期弥生土器が出土する遺跡の立地も調査した。しかし東北地方では出土遺跡数がまとまっており、遠賀川系土器が出土した遺構は住居・墓・包含層と多岐にわたっている。特に住居からの出土例が4例あり、包含層の出土がほとんどを占める関東地方の

状況とは異なっていて、遠賀川系土器出土遺跡から具体的な弥生時代前期の集落像を描くことも可能になっている。

これまで遺跡の立地分析は地形だけによることが多かったが、農耕集落については眼前に広がる水田可耕地の広さや集水条件による発展性に着目して観察することが重要である。

基本的な調査方法は、関東地方の遺跡立地調査と同様である。遠賀川系土器が出土した遺跡の周辺地形を踏査し、遺跡周辺で水田耕作が可能か、さらに可耕地はどこかを想定した。可耕地の推定については遺跡から最も至近の沖積低地とした。この場合の遺跡とは一般に集落としてとらえられる居住域のほかに、居住域に接してあると思われる墓域も含めている。

例えば、秋田県地蔵田遺跡では溝に囲まれた竪穴住居群と、それに隣接して土坑墓群が検出された。ここで検出された住居と墓は同時期で、一時期に数軒の竪穴住居がたてられた居住域とそれに付随する墓域が形成されていたことを示している。

遠賀川系土器を出土する竪穴住居の遺跡は、岩手県畑内遺跡、大日向II遺跡、上杉沢遺跡、秋田県横根A遺跡の4遺跡にとどまるが、住居と同時期の墓から遠賀川系土器が出土している地蔵田遺跡の例からは、墓域や包含層から遠賀川系土器が出土している遺跡でも、近くに弥生時代前期の集落を想定することが可能であろう。

3. 東北地方の遠賀川系土器出土遺跡の立地調査

東北地方で遠賀川系土器を出土した遺跡のうち、表1に示した30遺跡と、遠賀川系土器は出土していないが参考として同時期の6遺跡について、それぞれ現地へ赴いて水田農耕を受容した集落(遺跡)がどのような立地条件をもっているのかについての観察をおこなった。ここでは各遺跡の観察概要を報告する。

なお、各遺跡位置図は遺跡の位置を●印で、周辺の水田可耕地となり得る沖積地を網目で示してある。

吾妻野II遺跡(図1-1)

青森県西津軽郡深浦町広戸字東野上にある。畑の耕作中に遠賀川系土器が出土し、保管されていた。居住域と思われる。

遺跡は海に向かって直接開口している開析谷に面してある。現在は谷頭にある溜池からの灌漑によって谷の中が水田化されている。この谷は奥行きが短く狭小で水田造成が可能な沖積地は狭いが、遺跡の立地する地点では二本の谷が落ち合った典型的な落合地形になっている。このようなところでの水田造成は、安定した勾配と、二本の水流による利水にたけており、加えて肥沃な土壌を持つことが多く、筆者らは弥生時代の水田選地の特徴の



1. 吾妻野II遺跡



2. 大曲遺跡

図1 遠賀川系土器出土遺跡と周辺の沖積地(1)

一つでもあると考えている。しかし、縄文時代であっても飲料水の確保や食糧加工の場として優位なところであることも忘れてはならない。本遺跡では谷の両側は傾斜がせまっておき、想定される生産域も居住域も極めて狭いところであるが、猫の類ほどの水田経営には水懸かりは良いところである。

吾妻野II遺跡は、南側の吾妻川沿いに広い水田可耕地がありつつも、この狭小な谷筋に立地していることに注目しておきたい。これは、もともとこの場所に縄文晩期の小集落があり、そこに遠賀川系土器がきたのか、それとも水田開始に伴ってこの地を選地したのか、が問題になる。少なくとも、水田耕作を組織的や計画的に経営するものであるならば吾妻川沿いの広い沖積地を選地したことだろう。

大曲遺跡（図1—2）

青森県西津軽郡鮎ヶ沢町建石町大曲にある。岩木山麓

には遠賀川系土器が出土した遺跡は3遺跡あるが、本遺跡はこのうち北麓にある遺跡である。昭和60年に青森県立郷土館が学術発掘した。明確な遺構は検出されなかったが、大洞A式・砂沢式土器とともに、遠賀川系の壺と甕が出土した。

鳴沢川右岸の支谷2本の谷頭部分にあたる。水田を営むとすれば猫の類のようなものであろう。現在、山田野の支谷は全面水田化されているが溜池灌漑である。周辺の溜池は湧水および天水溜池と思われる。

宇田野2遺跡（図2—3）

青森県弘前市小友の岩木山東麓にある。平成6・7年におこなわれた農道整備事業に伴う発掘調査で谷部から砂沢式土器とともに遠賀川系土器が出土した。また台地ながら谷部と同時期と見られている土坑墓5基が検出されている。

大谷川の流れる谷地は東西方向に開析されており、遺

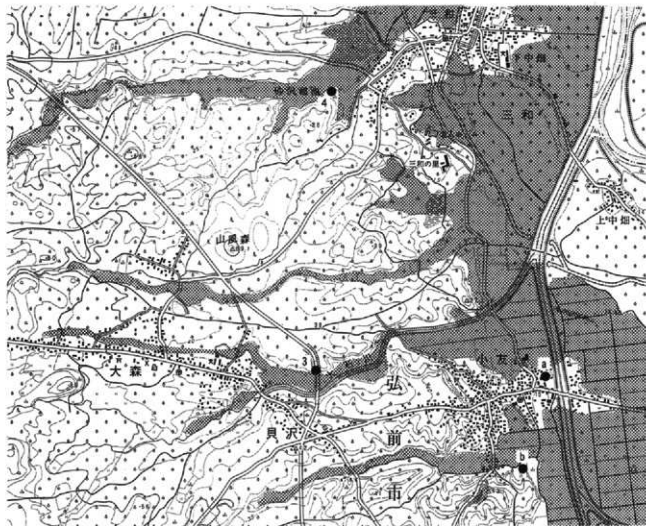


図2 遠賀川系土器出土遺跡と周辺の沖積地(2)

3. 宇田野(2)遺跡
a. 小友遺跡
4. 砂沢遺跡
b. 神原遺跡

跡付近では幅が10～15m程度で台地との比高は4～5mである。この谷は100mほど上流で2つの開析谷が合流したものである。大谷川は南側の沢沿いに極度な下刻侵食をしつつ流れているために、北側は乏水性の谷底になっている。遺跡は北側の谷筋にあることから、眼下に生産域をもつとすれば、谷地縁辺の浸みだし水に依拠する水田になるだろう。なお、現在ではこの谷の乏水地域は全面が水田化されているが、南側の大谷川上流部から北側の谷頭付近に用水路で引水することによって用水を確保しているらしい。

なお、遺跡のある台地の北側にも細い谷地がある。この谷地も全面が水田化されているが、現在は溜池によって用水が確保されている。岩木山麓には乏水性の開析谷が多いが、宇田野遺跡に面する谷もそのうちの一つである。

砂沢遺跡（図2-4）

岩木山麓の弥生時代前期遺跡群のうち代表的な遺跡で、青森県弘前市三和にある。現在、砂沢遺跡の発掘地点は砂沢溜池の中に水没している。この砂沢溜池は江戸時代末の天保年間に灌漑用の溜池として造られた。その後何度かの修復工事の後、現在では広さ約37haの規模をもつ溜池になっている。この溜池が造られてから、遺跡地が水没の繰り返しによる浸食で地中の遺物が露出するようになり、明治時代には遺跡の存在が知られるようになったという。昭和20年代には明治大学と東北大学が調査し、芹沢長介によって砂沢式土器が命名されたことで有名である。

昭和40年代になると土取りが盛んになり遺跡破壊が危ぶまれて、文化庁の指導で昭和49年から5年にわたる発掘調査がおこなわれた。縄文時代後期の住居3棟、溝、ピット群などが検出された。ピット群からは砂沢式・二枚橋式土器とともに遠賀川系土器が出土している。

遺跡は岩木山麓に立地する。砂沢遺跡は山麓を開析する幾筋かの開析谷が集まる場所に造られており、遺跡も大小2条の帯状谷地に挟まれた舌状の台地末端にある。西側の谷地は奥行きが長く、谷の北縁に小河川が流れている。遺跡の北側は数条の帯状谷地が集まる落合地形になっており、良好な水田可耕地と思われる。

なお、発掘調査では台地斜面から台地下平坦部にかけて「縄文時代晩期終末から弥生時代初頭」といわれる水田が検出され話題になった。報告書によれば、この水田の「畦畔は砂沢式土器を多く含む第IV層に覆われている」という。出土土器は「砂沢式土器が多く、大洞A'式、遠賀川系土器も出土した。また数点であるが二枚橋式土器も出土している。土器はすべて細片で、摩滅しているものが多い」。ほかに炭化米や炭化種子も出土している。畦畔の構築年代は「第V層（上部に大洞A'式土

器が多く、砂沢式土器も出土）が畦畔状に削られ平坦にされ、水田西側畦畔が第IV層（砂沢式土器を多く含む。）に覆われることなどから砂沢式土器期のもとも考えられる。」とされている。溝が10条検出されているが、これらと水田の関係は明らかにされなかった。

小友遺跡（図2-a）・神原遺跡（図2-b）・清水森西遺跡・牧野II遺跡（参考）

岩木山麓には弥生時代前期の遺跡が比較的多く分布している。遠賀川系土器の出土の報告はないが、上記4遺跡の関連遺跡として現地の地形観察がおこなった。

小友遺跡および神原遺跡は青森県弘前市小友にある。両遺跡とも大峰川・前瀬川・大石川の合流地点近くにあり、岩木山麓末端の台地上に立地している。周辺には沢の口に広い水田可耕地がある。岩木山麓の縄文時代晩期から弥生時代前期の遺跡の中ではこの二つの遺跡の立地が、広大な沖積地に面しているという点で際立っている。言い換えれば、岩木山麓の弥生時代前期の遺跡のほとんどが集落をつくるにあたって、広大な水田耕地が期待できるところを選んでいないという点で重要なことになる。

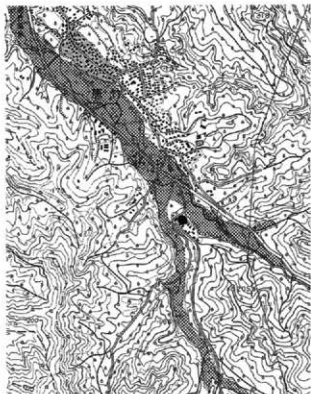
清水森西遺跡は青森県弘前市十面沢に、牧野II遺跡は弘前市磐木に所在し、ともに岩木山麓の末端に近接してある。清水森西遺跡は縄文時代晩期の土器が出土している。廻響大溜池に南から半島状につき出す台地上にある。西側には十面沢沢田から伸びる長い帯状低地があり、南側の短い帯状低地との落差地形を望むところにある。砂沢遺跡とほとんど同じ立地をしている。また、牧野II遺跡は岩木山麓を開析する前瀬川の右岸台地上にある。遺跡のすぐ南で前瀬川を含む3条の帯状谷地が集まる落合地形になっている。ともに、岩木山麓で遠賀川系土器を出土する遺跡との立地の差違はなかった。

井沢遺跡（図3-5）

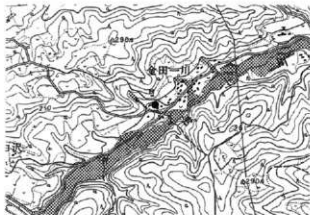
青森県南津軽郡平賀町唐竹にある。昭和50年に別荘建設の基礎工事に際して土器が出土し、発掘調査がおこなわれた。遠賀川系土器は包含層から井沢式土器とともに出土した。石造丁型石製品、瓦葺製管玉、粉殻圧痕のある土器などが出土している。

唐竹川によって開析されたやや幅広い谷は上流部で二又に分かれる。遺跡は、その二つの谷に挟まれた台地上にあり、落合地形の沖積地を望んでいる。谷は深く、20m前後の比高がある。谷底は平坦で水田可耕地としては拡大性は乏しいが、土壌や利水的には極めて良好なところだと思われる。

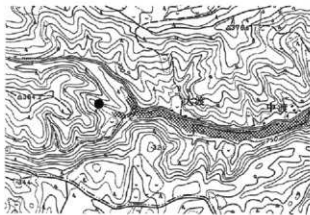
井沢遺跡の周辺および北部の山麓には発達した開析谷地帯がある。ここには弥生時代中期の遺跡が多く点在するところもある。地元では、弥生時代中期と岩



5. 井沢遺跡



7. 金田一川遺跡



8. 足沢遺跡

6. 五輪野遺跡



図3 遼賀川系土器出土遺跡と周辺の沖積地(3)

木山麓の弥生時代前期遺跡が良好な水田耕地を求めて選地移動した地域との見解もある。

五輪野遺跡 (図3-6)

青森県南津軽郡尾上町にある。昭和44年に農道整備のときに壺棺が出土している。昭和57年には農道拡張工事にもともなう発掘調査がおこなわれ、埋置された状態の壺棺が出土している。この地域は浅瀬石川の氾濫源にあたり、田舎館村にある垂柳遺跡もこの地形単元の中にある。

遺跡は比高4~5mほどの台地末端にある。眼前には浅瀬石川によって形成された広大な沖積地があり、ここが水田を中心とした生産域の候補地になる。現在は穴堰と称する水路が設けられて、全面的に水田化がはかられている。空中写真によれば、浅瀬石川のあたりから穴堰にかけて浅瀬石川の乱流跡と思われる旧流路が確認できるが、初期の水田はこのような部分から始まったのだろう。しかし、その場合は水田耕地に接した自然堤防などの微高地に居住域が立地することが多い。本遺跡は利水の見地では良好な水田経営が望めるが、洪水の危険も大きいところでもある。

金田一川遺跡 (図3-7)

岩手県二戸郡上斗米にある。昭和21年に家屋建設の際に遠賀川系壺が変形工字文の鉢とともに出土した。壺内から人骨が出土し、壺棺と考えられている。

馬淵川支流海上川左岸、金田一川集落の上位にある。この台地は両側にV字状の沢の開析があり、出土地の山際には湧水もある。おそらく、この一帯に集落もあるのだろう。西側の沢は水田耕作不可能。海上川兩岸の最下位段丘に浸みだした湧き水をつかっての狭い水田経営になるだろう。

足沢遺跡 (図3-8)

岩手県二戸郡福岡町御返地足沢大渡にある。昭和30年に山内清男氏が発掘調査し、縄文時代後期の住居と晩期終末から続縄文時代にかけての包含層が検出されている。この資料は平成11年に東北大学文学部考古学研究室が整理し、奈良国立文化財研究所史料として公表された。この報告のなかにI区24日付けの資料に遠賀川式土器の壺が含まれていたとある。報告では縄文時代晩期大洞A'式相当土器に供伴する可能性が高いとしている。この壺は板付IIa式で搬入品と見られている。

遺跡は足沢川最奥部の左岸にある。足沢川は、馬淵川の支流である十文字川の最上流の小支谷である。足沢川の谷はすでに山岳地域に入り、V字的な様相を呈しているが、遺跡の周辺にはやや平坦地はある。遺跡は左岸中腹にあり、比高は20~30mくらいかもしれない。この斜面には2本の支谷があるが、V字で水田可耕地は0であ

る。谷底はガラガラの石。遺跡地は斜面末端の狭い平坦地にある。当時開墾が進んで畑になった部分で遺跡が見つかったのであろう。現在は杉の植林と雑木林になっている。当時としては下の平坦面も森林植生に覆われていて、良好な水田可耕地があったとは思われない。

足沢遺跡・金田一川遺跡などは、水田可耕地はあるものの水田耕作をしていたかどうかは不明である。板付式土器あるいは遠賀川系土器が出土することから、水田耕作は知っていたと考える方が自然だろう。水田耕作を実際に選択したかどうかは別の問題である。

上杉沢遺跡 (図4-9)

岩手県九戸郡浄法寺町杉沢にある。昭和60年の宅地造成で遺物が出土し、平成7年に個人の農業関連施設建設に伴って試掘調査が行われ、縄文時代晩期から続縄文時代前期の集落跡であることが判明した。平成8~10年には記録保存調査が実施されたが、平成10年には保存に向けての調査に変わり、埋戻された。調査では、縄文晩期中葉の住居30棟、晩期末から続縄文前期の住居4棟が検出され、そのうちの9号住居から遠賀川系土器の壺が出土している。近接地で太型輪刃石斧が表採されている。

遺跡は安比川の支流である太田川の左岸段丘にある。太田川の谷筋の左岸に小支谷が入り、半島状の地形になっている。水田の造成できる生産域は二つの谷が合流する落合地形になる。地元農民への聞き込み調査によれば、この谷筋の水田は水が冷たくて稲作に支障を来していたという。かつては温水効果をもとめて小さな田に溜め水をする「水ぬるまし」をつくっていたが、今は稲の品種を考えることで解決しているという。

八幡遺跡 (図4-10)

青森県八戸市柳町にある。昭和62年の国道104号線引橋架替工事に伴う発掘調査で、砂沢式と遠賀川系土器の破片が包含層から出土した。これらの供伴関係は不明とされている。また、平成2年の八戸市館支所庁舎建設工事に伴う発掘調査で弥生時代前期砂沢式期の住居1軒が見つかり、遠賀川系土器破片が出土した。本住居からは弥生時代後期(天王山式土器)の破片の出土も報告されている。また、住居床面直上層の種子同定によって、コムギ・オオムギ・コムギ・アワ・ヒエ・キビが検出されたことが報告されている。

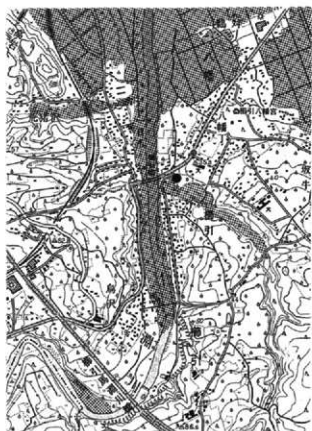
法領屋敷から伸びる幅の狭い帯状の谷地が、馬淵川右岸で合流する地点に遺跡がある。遺跡の立地する地点はこの帯状谷地に派生する小さな開析谷の谷頭にあたる。水田可耕地は馬淵川沿いの沖積地である可能性もあるが、現地に立ってみると至近にあるこの帯状谷地の中にある公算が大きい。



9. 上杉沢遺跡



11. 剣吉荒原遺跡



10. 八橋遺跡



12. 牛ヶ沢(4)遺跡

図4 遠賀川系土器出土遺跡と周辺の沖積地(4)

剣吉荒町遺跡 (図4-11)

青森県三戸郡名川町剣吉荒町にある。昭和31年に第1地点で遠賀川系土器の壺が変形工字文の鉢や台付浅鉢とともに出土した。また、昭和58年の青森県立郷土館による第II地点の学術調査によって包含層から遠賀川系土器が出土している。第I地点の一括資料については、変形工字文の鉢などを砂沢式とみるか大洞A'式とみるかの議論がある。

遺跡は、剣吉山から馬淵川に向かう河川の谷筋にある。二つの地点は近接していることから広がりをもつ同じ遺跡であるだろう。遺跡は山麓末端の崩壊地形上にあると思われるが、屋込みのため詳細は不明である。

馬淵川の左岸にある沖積地が水利・拡大性ともに稲作環境の良好地であるが、遺跡に接した狭い帯状の谷地が生産地とも考えられる。

岩木山麓の小友・神原遺跡等と同一条件なのであろう。

牛ヶ沢遺跡 (図4-12)

青森県八戸市大字松館にある。八戸市博物館に「青森県三戸郡大館村大字松館字牛ヶ沢出土 (昭和21年)」と注記された遠賀川系といわれる壺が所蔵されている。報告者は松館川左岸の階上町との境界付近の出土と補足しているが、詳しい出土状況は不明である。最近になって発掘調査された牛ヶ沢(4)遺跡は、この壺の出土地点の近くにあたると思われるが、ここでは弥生時代前期の住居6棟と土抗8基が検出されている。遠賀川系土器の出土はない。

牛ヶ沢(4)遺跡は、新井田川支流の松館川左岸に開析された幅5～10mの狭小な谷に面している。沖積地に接した傾斜地が発掘区で、眼下の水田は可耕地としてもいいものだろう。右岸には小さな谷が合流しており、変則的な形の落合地形とも見える。昭和21年の発掘地点が階上町との境とすれば、この谷の谷口にあたる。現状では水田化されていないが、水田可耕地は猫の額といったところである。この地域の松館川は両岸にほとんど沖積地をもたない。特に谷口は崖になっており、松館川沖積地では水田農耕は不可能であっただろう。

地元でいわれる北上・三八地域は北上山地にあたり、この地域の遺跡は山間地を流れる河川やその支流沿いに点在するが、いずれの遺跡もその地域の大河川に面した立地を取らないのが特徴である。

畑内遺跡 (図5-13)

青森県三戸郡郷村島守字畑内にある。平成4～13年にかけて世増ダムの建設に伴って発掘調査された。この地域はすでに住民も退去し、水没を待つ状態で放置されていた。これまでに9冊の報告書が刊行されているが、合計6種の弥生時代前期の住居が報告されている。この

うち8号住居と53号住居から遠賀川系土器が出土している。また、平成12年度調査区からは弥生時代中期末～後期の土器と、弥生時代後期天王山式期の住居5棟が検出されている。

遺跡は、松石橋遺跡のある新井田川の上流部にあたり、右岸の丘陵末端に形成された小規模な崩壊地形上にある。現在の水田は新井田川やそれに合流する沖積低地にある。報告書には稲作はないとあるが、当時の水田域を想定するなら、扇状地形に開析された沖積低地である小さな谷部分になるだろう。安定した水田経営が可能であり継続性はあるが、拡大性には乏しい。

大日向II遺跡 (図5-14)

岩手県九戸郡軽米町にある。昭和59年に東北縦貫自動車道八戸線の建設に伴う国道340号線拡幅工事で発掘調査された。8棟検出された弥生時代初期の住居のうち、2棟から遠賀川系土器が出土している。

遺跡は、新井田川の支流雪谷川の左岸に開析された谷との間にできた舌状の丘陵性台地上に立地しており、発掘地点は開析谷に面したところになる。この開析谷は遺跡付近では二つに分かれており、眼下は落合地形となっている。開析谷の底面は現在埋没が進行しているが、水流も見られることから当時としては良好な水田可耕地とらえてよいであろう。雪谷川左岸の沖積地も可耕地としての候補になるが、支谷の開析谷面の方がより安定していると思われる。

馬場野II遺跡は地点が異なるが、同様な開析谷に面しており、立地としては大日向II遺跡と良く似ている。ここでも弥生時代初期の住居が11棟見つかったが、遠賀川系土器の出土はない。一方、周辺にある馬場野I遺跡や叭屋敷II・III遺跡などは縄文時代晩期の遺構が検出された遺跡ではあるが、弥生時代の遺構はない。至近の谷地は狭く水流もなく可耕地となる低地を伴っていない。水田耕作を全く意識していない立地である。

大日向II遺跡・馬場野II遺跡にも砂沢式以前の縄文時代晩期の遺構があることから、遠賀川系土器のある遺跡は実際に水田耕作ができたところが選ばれていると考えることが可能である。あるいは縄文時代晩期にもこのような2種類の立地があることからすれば、大日向II遺跡・馬場野II遺跡はもともと水田耕作を認識していたとの可能性も出てくる。すなわち縄文時代晩期に稲作がおこなわれていたことも考慮にいれる必要があるかもしれない。

君成田IV遺跡 (図5-15)

岩手県九戸郡軽米町にある。昭和55年に八戸自動車道建設工事に伴って発掘調査された。遺跡南端の緩傾斜地に遠賀川系土器の壺が埋没状態で出土した。ほかに大洞



13. 畑内遺跡

- | | |
|-------------|-------------|
| 14. 大日向II遺跡 | 15. 君成田IV遺跡 |
| a. 馬場野II遺跡 | b. 馬場野I遺跡 |
| c. 臥原敷II遺跡 | d. 臥原敷III遺跡 |

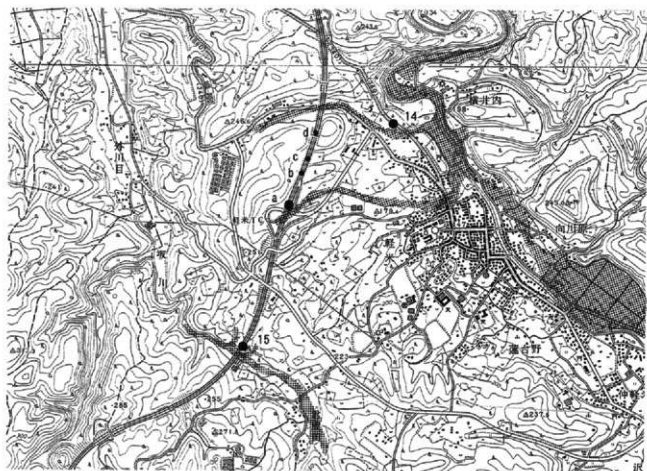


図5 遠賀川系土器出土遺跡と周辺の沖積地(5)

A式土器の埋設土器も出土している。

遺跡は新井田川の支流郷坂川の右岸丘陵上にある。弥生時代初期の遺構は丘陵末端にあった。河階を支谷に区切られた小規模な馬の背状の地形を呈している。この両側の小支谷は埋没谷化しており旧状が不明である。奥行きも短く、ここでの水田耕作は不適であろうと考えた。なお、眼下の郷坂川の谷底は幅50m程度の規模であり、全面にわたって水田化されている。乾田も見られることから本来の沖積地は幅30mくらいだろう。この本来の沖積地の谷頭は遺跡付近にあり、それより上流は後世の開田によって乾田化されている。本来の沖積地はこれより上位では谷川状になり、きわめて狭小である。遺跡眼下の郷坂川沿いに水田生産域を想定したい。

玉川向遺跡（参考）

岩手県九戸郡軽米町にある。平成14年に荒唐砂防事業にともなって発掘調査され、弥生時代初期砂沢期の住居3棟と住居状遺構4棟が検出されている。遠賀川系土器の出土については、立地調査時には発掘途中だったために詳細は不明であるが、参考資料として調査した。

遺跡は小玉川最上流のウタナイ沢右岸の山麓崩落面につくられた小さな舌状低台地に立地する。先端部に住居7軒が重複して検出されている。この地点は谷川の現水面とほぼ同レベルである。北上・三八地域では縄文時代晩期から弥生時代初期の遺跡は比較的高いところに立地するのに比べて、きわめて特異な立地を示す。

小峠遺跡（16）

青森県八戸市根城字笹子あるいは是川字小峠にある。遠賀川系土器の出土地点は文献を確証のため、現在特定できない。

青森県遺跡地図によれば、笹子遺跡は2地点ある。03101（旧台帳78）地点は長い帯状の谷の左岸丘陵腹の緩斜面にある。良好な水田可耕地をもつ落合地形である。03102（旧台帳79）地点は03101地点の谷の左岸に開析された反対側の馬淵川からの谷の接点にあたる馬の背状の狭い丘陵部になる。農耕可耕地を近くに見るのは難しい。両開析谷の谷頭部分に立地しているとしかたない。

また、小峠遺跡は青森県遺跡地図では03145地点で、03101地点と同じ長い帯状谷地のやや下流の右岸に位置している。ここにも小さな支谷がはいる落合地形となっており、良好な水田可耕地が想定できる。

松石橋遺跡（図6-17）

青森県三戸郡南郷村島守にある。1968年開田工事の際に遠賀川系土器が採集された。供伴土器や出土状態は不明。調査時には泉道拡幅工事に伴って青森県埋蔵文化財センターが隣接地を発掘調査中であつた。担当者の工藤氏に

よれば、縄文時代中期末の住居が検出されているが、晩期終末から弥生前期の遺物は少量で遺構はまだ検出されていないということであつた。

遺跡周辺は地図上では水田化されているが、戦後の開田である。現状では畑地に戻っている。戦後の開拓では地形の改変が著しいが、遺跡の立地する地点は山麓崩落土で形成された台地だと思われる。地元住民への聞き込みによると、この台地内には開析谷はなさそうである。至近なところでの生産域は見あたらない。しかし、北方にある新井田川右岸の段丘面はやや発展性のある水田可耕地として想定できようである。この地域にも若干崩落地形が見られるが、山麓斜面に集水可能な小さな谷が連続していることから、谷水を利用した網状の小開析谷による小水田が想定できよう。

是川中居遺跡（図6-18）

青森県八戸市是川にある。是川遺跡は中居遺跡・一王寺遺跡・堀田遺跡などの総称で、1957年に国の史跡に指定されている縄文時代晩期を中心とした遺跡である。昭和55年の歩道橋建設工事に伴う発掘調査で遠賀川系土器が出土している。その後、周辺が展示施設として整備される過程で数々の発掘調査が実施された。縄文時代から弥生初期の土器が多数出土し、遠賀川系土器の出土数も増えている。なお、隣接する是川堀田遺跡では稲穂印痕のある砂沢式土器が出土している。

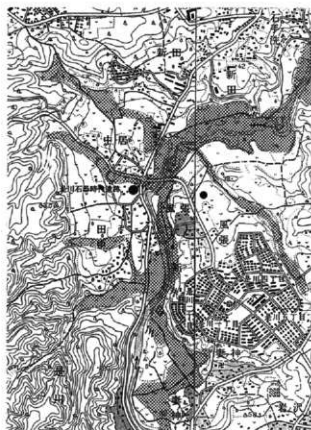
遺跡の左岸に開析された支谷が、新井田川の沖積地に出てくる谷口にある。これまでの報告に記載された遠賀川系土器の出土地点は段丘上と支谷内にある。可耕地は新井田川沖積地と帯状の支谷の谷地の両方を想定できる。遠賀川系土器の出土はないが同時期と考えられる風張遺跡も、新井田川を隔てた対岸の谷口で同様な立地を示す。

これらの支谷は現在水田化されている。堆積が進んでおり分厚い「泥炭層」が発達しているために保水性は高いが、水田耕作上では排水不良であることも注意しておきたい。縄文時代晩期の有機質遺物が残されていることから、このような状況は弥生時代前期にもあったであろうことが想像される。東北地方の弥生時代前期遺跡では、想定された水田耕地は意外と湿地が少なく、乾田か半乾田をイメージするものが多いことに気づく。その点で、この是川中居遺跡は特殊な立地といえるかも知れない。

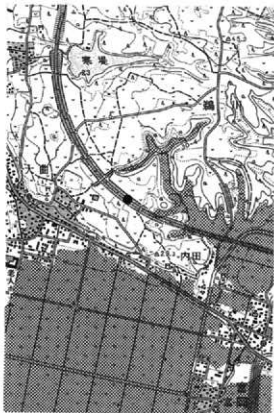
本遺跡は、その遺物の出土量からみると縄文時代晩期におけるこの地域のセンター的な性格を有すること、今後も遠賀川系土器の出土が期待されること、それらの出土地点を中心に調査経過を注視していきたい。



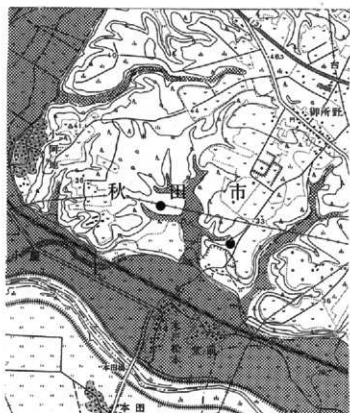
17. 松石橋遺跡



18. 是川中居遺跡



19. 館の上遺跡



20. 地藏田遺跡・湯ノ沢A遺跡

図6 遠賀川系土器出土遺跡と周辺の沖積地(6)

館の上遺跡 (図6-19)

秋田県山本郡八竜町にある。一般国道7号線琴丘能代線道路建設事業に伴って発掘調査された。平成5年に発掘調査されたA区で、土器埋設遺構や土器棺墓・土坑墓が集中して検出された。ともに墓域を形成していたと考えられている。これらに使用されている大型の土器は遠賀川系土器が主体を占め、伴出する小型の土器はおおむね砂沢式と報告されている。また発掘区南側の平坦部には土坑墓群に対応する住居群が想定されている。

遺跡は丘陵末端、鶴川右岸の「成合台地」と呼ばれる台地上に立地する。沖積地との比高は20m。台地上は広い平坦地形で、その中央部に遺跡がある。検出された遺構は墓墳群であり、同じ時期の集落はおそらくこの台地上のどこかにあるだろう。

北東側は幅30～50mの開析谷樹状に入り込んでいる。遺跡がこの開析谷に接しているのなら、遺跡付近では幅30m程度になる。南西は八部湾に臨む広大な沖積地が広がるが、ここは耕地整理がすすみ、微地形の観察はできない。

調査では開析谷の方を水田可耕地と想定しておいた。

地藏田遺跡・湯ノ沢A遺跡 (図6-20)

地藏田遺跡は秋田県秋田市四ツ小屋に、湯ノ沢A遺跡は秋田県秋田市末戸にある。両遺跡とも山麓末端に東西にのびる丘陵性の「御所野台地」上に立地する。地藏田遺跡は昭和60年に、湯ノ沢A遺跡は昭和58年に、秋田臨空港新都市開発事業に伴って発掘調査された。

地藏田遺跡では土器棺墓25基とそれに隣接して住居群が検出された。これらの遺構は大きく2時期に分けられており、はじめは柵木に囲まれた3軒の住居とその南東外側に土器棺墓・土坑墓からなる墓域がある。次期には住居は4軒が増え、墓域も拡大している。土器棺は遠賀川系土器が主体で、合口で用いられた鉢は砂沢式と弥生時代中期に下るものがあるとされている。住居から遠賀川系土器は出土していないが、伴出土器から土器棺墓と同時期と考えられている。湯ノ沢A遺跡は竪穴状遺構と土器埋設遺構から遠賀川系土器の壺2点と破片数点が出土している。

両遺跡のある台地面はほぼ平坦である。この台地には、地藏田遺跡の南西と東に幅の広い開析谷が発達している。南西側の谷は短く、侵食は進んでいない。谷口部には流出した土砂で形成された扇状地の微高地をもつ。東北の谷は長く、樹枝状に発達しており、侵食も深い。この谷は水量も多く、谷の中に湿地帯をもつ。現在は湿地の一部が農業用水池として利用されている。

地藏田遺跡で検出された集落は、台地中央から南西側に立地している。眼下の谷に生産地があるとすれば乏水性で発展性の少ない小規模な水田経営と考えられる。一

方、北東側の谷に生産地を求めるとすれば、台地内平坦地の広さと水流の豊かさから、南西谷の数倍の生産域を確保することができるだろう。

なお、両谷の合流点より南は、拡大性のある沖積地が続いている。この部分を生産地とする場合には、遺跡立地は台地を降りて下の微高地になるのが妥当と思われる。しかし、地藏田遺跡の集落は台地上にあることから、やはり両側の谷中に本遺跡の生産域を求めるべきと考えられる。ここは発展性の少ない谷水田地域になる。また、湯ノ沢A遺跡は地藏田B遺跡の北東の谷を隔てた対岸にある。この遺跡の生産地も北東側の発展性のない谷に求められるだろう。

生石2遺跡 (図7-21)

山形県酒田市生石にある。昭和60年に実施された県営圃場整備事業に伴って発掘調査された。遠賀川系土器が出土したのはC区・E区の包含層で、C区では黒褐色粘質土中から200個体以上の弥生土器が集中して出土している。E区でも土器集中地点が検出されている。出土した土器は「砂沢系」土器と遠賀川系土器とその「折衷系土器」が共存していると報告されている。靱直のある土器やコーングロスのあるスクレーパー類も出土している。明確な遺構は検出されていない。またE区西辺部では弥生時代後期の天王山式土器が少量出土している。

遺跡周辺では「出羽丘陵」の山麓から流れる矢流川が山麓末端で小規模な微高地状の扇状地をつくっている。生石2遺跡はその左岸、扇状地末端に立地する。圃場整備などで地形変化が進んでいるために詳細は不明であるが、遠賀川系土器を出土する遺跡の地形としたら、前面に広大な網状の沖積低地を可耕地としてもつ発展性の高いところになる。

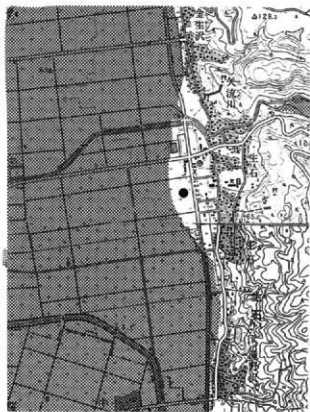
地藏田遺跡の場合と基本的地形構造は同じだが、こちらは山麓末端の微高地上に遺跡が立地するという違いになる。地藏田遺跡の場合は集落周辺に水田があるとすれば谷水田で、水田耕地の拡大性はやや不良であるが、生石2遺跡は拡大性に富むということになるだろう。

E区西辺部で出土した天王山式土器は、生石2遺跡の発展性(拡大性)の傍証となろう。

新聞A遺跡 (参考・図7-a)

秋田県南秋田郡川井町黒坪字新聞にある。昭和41年に発掘調査され、狭い範囲から約200点の土器が出土した。そのうち1点に靱直が見ついている。遠賀川系土器の報告はない。出土土器は弥生時代前期、地藏田遺跡とほぼ併行する時期と考えられている。

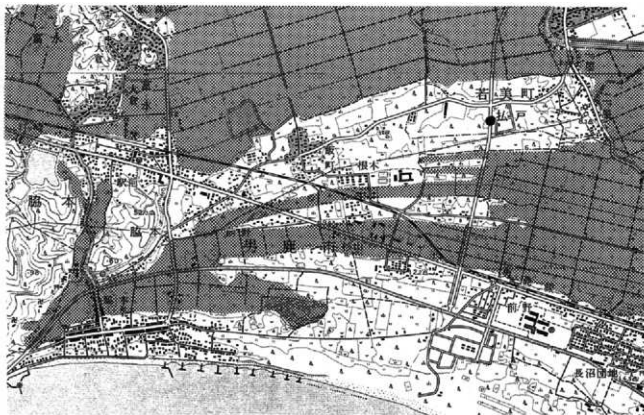
遺跡は丘陵の西側に突出した部分の末端にある、狭小な低台地に立地する。遺跡は南西に面する。眼前の広大な低地は一面の圃場整備でほとんど微地形を採ることは



21. 生石2遺跡



a. 新間A遺跡(周辺可耕地のみ推定)



22. 横根A遺跡

図7 遠賀川系土器出土遺跡と周辺の沖積地(7)

できない。国道285号線の起伏によって丘陵からでる谷地を想定することができる。

幅30m前後の谷地が遺跡の周囲から数本のびている。この部分が生産地と思われる。おそらく、この谷地はやや湿性に富むのではなからうか。眼前の水田地帯を遺跡の生産地に想定した場合、網状にのびる低地帯が拡大性のある生産域と思われる。

横根根A遺跡 (図7-22)

秋田県南秋田郡若美町にある。昭和57年から58年にかけて県道改良事業や町住宅団地造成事業に伴って発掘調査された。A地区から堅穴住居1軒が検出され、変容の大きな遠賀川系土器壺が出土した。また住居からは炭化米48粒が出土した。遺構外からも多量の土器が出土しているが、中期初頭に位置づけられている志蘇式土器が主体と報告されている。また遺跡内からは縄文時代晩期大洞 BC~C 1式土器が出土している。

遺跡周辺には八郎潟をせき止める砂丘帯が3列あるが、遺跡は最奥部の中の広い第1列砂丘上に立地する。砂丘の南側が海、北側が八郎潟である。南側の小規模な砂丘との間に幅約50mの後背湿地がある。足首が沈み程度の湿地と思われる。北側は圃場整備が進み、詳細地形は不明だが、おそらく帯状の低湿地(後背湿地)があったと思われる。こちらも足首程度の湿地か。水田としては排水不良の可能性もあるが安定した耕地といえよう。拡大性もある地点である。

芋野II遺跡 (図8-23)

岩手県宮古市芋野にある。平成3年の農道整備事業に伴う調査で、弥生時代前期の包含層が検出された。土器は砂沢式土器が主体で、そのなかに2片の遠賀川系土器が報告されている。二枚橋式(中期)や天王山式(後期)土器の出土も報告されている。

芋野川左岸の山麓から流下する三つの小河川が合流する地点にあたり、それぞれの谷川からの土砂の押し出しによって、小規模な扇状地地形が形成されている。遺跡はこの扇状地の扇端近くに立地する。芋野川との比高はかなりある。芋野川沿いには水田造成の可能な沖積地がない。

現在、これらの谷は谷口近くまでが堆積土で埋まっているために旧状は不明であるが、おそらく三つの谷川の水によって小規模な水田が経営されていたのだろう。この扇状地の中央部分はやや低くなっている。道路と芋野川の間は3面の畑になっており、最下段は現在水田として利用されている。これらの耕地は後世に人工的に造成されたものであるが、弥生時代の水田はこの部分にあったとも考えられる。最大でも100mほどの狭い水田しか考えられない。

兵庫館跡 (図8-24)

岩手県北上市和賀町にある。東北横断自動車道秋田線の建設に伴って平成元・3年に発掘調査された。弥生時代の遺構は埋設土器3基、墓坑1基、配石1期が検出された。出土した遠賀川系土器は墓坑にあった3個の壺のうちの1個である。

遺跡は和賀川右岸の低位段丘「金ヶ崎段丘」上に立地する。和賀川との比高は30m以上もあり、水田耕地としては和賀川流域の沖積地は遠すぎる。また、段丘後方の広い平坦地は現在広域な水田地帯になっているが、ここは夏油川からの大量引水によって後世に水田化された地帯である。この遺跡は中世館跡と重複しており、両サイドは自然の深い谷を利用して区画されている。この両側の谷の谷頭は台地後方では浅くなりつつ奥まで入り込んでいる。地元老人の話では、この谷頭にはかつて湧水があったという。おそらくこの帯状の谷地が生産域であろう。

十三塚遺跡 (図8-25)

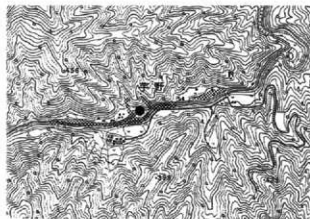
宮城県名取市手倉田にある。昭和51~53年におこなわれた遺構確認調査で遠賀川系土器が出土した。遠賀川系土器が出土したのは昭和53年度に調査された東D区B・C地点である。変形工文字のある土器とともに出土しており砂沢式並行と考えられている。ほかに石甕1点と環状石斧・アメリカ式石鏃が出土している。

遺跡は、手倉田にある広い低平地へ伸びる、狭い開析谷の谷頭にある。谷は現在植林されており乾燥化しているため、現状把握が難しい。しかし、開析谷前方に広がる広大な沖積地は距離的に速く、可耕地を求めるとすれば眼前の開析谷の中になるだろう。

原遺跡 (図8-26)

宮城県名取市田高にある。これまで、数地点で発掘調査が実施されており、遠賀川系土器は県道名取村田線と仙台観光施設建設の2地点で出土している。県道名取村田線の調査は平成7年に行われた。報告書によれば原遺跡の第5次調査という。発掘地点は明治時代中期の区画整理までは畑として利用されていた。発掘区は幅12m、長さ200mと細長い。発掘区東部のII区3号河川跡で縄文時代晩期末から弥生時代前期初頭の土器が出土した。特に4層中から多くの土器がまとまって出土している。調査者は「一次堆積と考えられ、廃棄に近い出土状態」と推定している。

遺跡は名取川左岸の低地帯にあり、自然堤防に旧河道や後背湿地が複雑に入り組む地域に立地する。遺跡周辺は市街化が進み詳細な地形観察はできなかったが、自然堤防の後背湿地を生産域としたと推定できる。



23. 卒野II遺跡



24. 兵庫館跡



25. 十三塚遺跡



26. 原遺跡(可耕地は復元不能)



27. 根古屋遺跡



28. 荒屋敷遺跡

図8 遠賀川系土器出土遺跡と周辺の沖積地(8)

根古屋遺跡 (図8-27)

福島県伊達郡霊山町にある。昭和56年に住宅新築工事に伴って発掘調査された。土器埋設遺構が25基集中して検出された。遠賀川系土器はB地区第25号土器埋設遺構から出土した。大洞A'式(岩尾段階)から砂沢式並行の青木相段階と推定されている。

遺跡は、石田川右岸の段丘を覆う小扇状地の裾野にあると思われる。発掘では再葬墓がみつまっているが、近くに居住城があることが想定される。水田生産域は扇状地上の小河川沿いか、石田川沿いの段丘下低地と考えられる。周辺には段丘地形に可耕地が点在するが広大な低平地はなく、典型的な山間部立地の遺跡であるといえる。

荒屋敷遺跡 (図8-28)

福島県大沼郡三島町にある。昭和61年の国道252号線改良工事に伴って発掘調査された。G-14地点の遺物包含層(CIV 8層)から遠賀川式土器の壺が出土している。沈線で工字文を描いた破片を伴出した。この壺は胎土の鉱物分析の結果、搬入品と考えられている。また、縄文時代晩期から弥生時代と推定されているIII・IV層からイネ属のプラントオパールが検出されている。また同層からはムギのプラントオパールも見つまっているが、栽培種との区別はできないとの報告がある。

遺跡は只見川右岸段丘に大谷川・倉掛沢の流入によって形成された扇状地面に立地する。根古屋遺跡と同様なきわめて小規模な扇状地である。周辺の地形は住宅地化によって破壊されているために、水田可耕地を想定できる沖積地などの地形について詳細観察はできなかった。しかし、部分的に小規模な開析谷があった痕跡もみられることから、とりあえずその地帯を水田可耕地としておこう。

島内遺跡 (図9-29)

福島県石川郡石川町にある。昭和45年に島内集落の開田事業に伴って発掘調査された。縄文時代晩期終末から弥生時代中期にかけての再葬墓がIVE区に集中して17基検出されている。18号土坑から遠賀川系の大型壺4個が在地の土器とともに出土した。伴出土器から大洞A'式の新しい段階と見られている。また他の土坑からは東海地方から搬入された条痕文系土器も出土している。

遺跡は、社川の左岸に形成された河岸段丘上にある。しかし、遺跡の立地する段丘は背後の丘陵から流下する小流によって開析された狭く浅い埋没谷に接していると思われる。この段丘に接する社川左岸は崖状を呈しており、段丘上に居住城があるとするれば、水田生産域はこの小規模な開析谷しかない。

墓料遺跡 (図9-30)

福島県会津若松市一箕町にある。昭和55年に遺跡範囲確認のために発掘調査された。部分調査であるが、東地区で7基の土坑が検出された。墓域の北西端があきらかになり、大洞A'式の時期から墓が作られていたことがわかった。

飯盛山山頂から流れる不動川の小規模な扇状地の扇尖



29. 島内遺跡



30. 墓料遺跡

図9 遠賀川系土器出土遺跡と周辺の沖積地(9)

付近に立地する。川筋に狭い沖積地が形成されている。現在、遺跡部分は畑地になっているが、多くの部分で水田化されている。この水田部分も扇状地面上にあると思われる。大量の壱棺再葬墓が見つかるが、この沖積地にそって居住域もあると考えられる。なお、遺跡には土師器が散布していることから、その時代の農耕集落も想定できよう。

生産域については、この扇状地内に扇端低地が想定されるが、現在は住宅密集地になっており、詳細な観察が不可能になっている。

4. 東北地方の弥生時代前期集落の立地

遺跡立地調査の結果、東北地方の遠賀川系土器出土遺跡の立地は、すべての遺跡で広狭の差こそあれ水田耕作が可能であり、図10のようなA～Eの6つの水田農耕を前提にした集落の立地パターンを認識することができた。ただし、このパターン認識は、水田耕作開始期(受容)の動向をみるものであり、米志向を中心とした農業社会の確立を示すものではない。

Aパターン：農耕集落として最も発展性(耕地の拡大性)のない立地である。小河川の谷筋にあり、谷口に形成された山麓からの小水流が形成した小扇状地や段丘上などに立地する。これらの遺跡がある地形は扇状地あるいは段丘・台地と異なるが、水田農耕環境は同じでありAとして一括した。すなわち河川がなく、浸みだし水などの利用しかできない乏水性の地点である。水田可耕地は猫の額のような狭さである。

Bパターン：継続性はあるが、発展性の少ない立地である。中小河川の谷筋にあり、開析谷が合流する落合低地を望む山麓および台地上に立地する。落合低地は小河川の合流によって豊富な水を確保できるが、可耕地の面積

が少ない。

Cパターン：発展性のややある立地である。中小河川が広い低地に出る谷口の台地上や、沖積地に面した台地上に立地する。同じ地点に立地しても、谷口でやや広くなった中小河川の帯状低地を水田可耕地とするC1パターンと、さらに台地下の広い低地を可耕地とするC2パターンに分けられる。

Dパターン：発展性のある立地。中小河川が谷口に形成した扇状地上に立地する。河川や湧水もあり、扇端の広

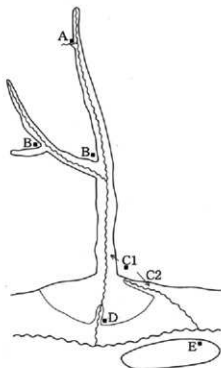


図10 初期農耕集落の立地パターン

表2 東北地方遠賀川系土器出土遺跡立地パターン分類

可耕地の発展性	立地パターン	地点	地形	可耕地	岩本山麓	
無し	A	谷筋タイプ	小河川の谷筋	小水流沿いの沖積地 ごく狭い	宇田野2遺跡(青森) 大曲遺跡(青森)	
	B		小河川の谷筋	開析谷の合流点台地上	百栗野II遺跡(青森) 砂沢遺跡(青森)	
	C1		中小河川の谷口あるいは河川沿いの台地縁辺	沖積地に面した台地上		
有り	C2			谷内の沖積地 台地下の沖積地	(小友遺跡・神原遺跡)	
	D	平地タイプ	中小河川の谷口	扇状地上	広い低地	
	E		低地内	自然堤防・砂丘・低台地上	後背湿地・広大な低地	

い低地を安定した水田可耕地としてもつ。

Eパターン：さらに発展性のある立地。比較的大きな河川の自然堤防や海岸砂丘上に立地する。周辺の広大な低地を水田可耕地としてもつ。河川もあり水は豊富であるが、洪水の危険もある。

これらのパターンを流域別・地域別に分類したのが表2である。遠賀川系土器が出土する遺跡の8割は発展性のあまり無い谷筋に立地していた。さらに5割はごく狭い可耕地しかもたない立地を示している。一方で2割は発展性のある広い低地に面したところに立地している。岩木山麓や馬淵川流域には平地タイプの地形があるにも関わらず、遠賀川系土器を出土するほとんどの遺跡がそこに立地していない。これは遠賀川系土器出土遺跡の立地の背景にあるのは、水田可耕地の発展性で無いことを示している。

なかには可耕地と推定できる地点が二カ所あって、パターンの分類に迷うものもある。剣吉荒町遺跡は馬淵川の沖積地(Dパターン)を水田耕地と推定したが、遺跡に接した帯状の谷地が水田耕地(Aパターン)の可能性もある。館の上遺跡は遺跡北東側の開析谷を可耕地(Aパターン)としたが、南西に広がる八郎潟の広大な沖積地(Eパターン)が水田耕地になっていた可能性もある。

水田可耕地の広さの違いは、歴然としている。各遺跡位置図からこれを見ると、山麓小扇状地に立地する根古屋遺跡や金田一川遺跡は、筋の傾ほどの低地が可耕地として推定される。一方、生石2遺跡や五輪野遺跡の周辺可耕地は、周辺に広がる低平地に想定することができ、耕地の拡大という発展性のある農耕集落の立地をとっていることがわかる。

遺跡の継続性をパターン別に並べたのが表3である。

遺跡の時期は細かな土器編年の検討をおこなっていないが、高瀬克範による編年を参照して、出土した遠賀川

系土器の時期とその前後の遺跡内の継続性を示した(高瀬2000b)。東北地方の遠賀川系土器は、大洞A'式期に出土しはじめて、砂沢式期に最も多くの出土例がある。さらに二枚橋式や井沢式、志藤沢式などの中期初頭の土器と伴出する例も散見される。

大洞A'式土器は従来から縄文時代晩期後半の土器として位置づけられてきた。近年では、全国的な土器編年網の整備によって、大洞A'式土器が板付II式中葉と併行することが明らかにされつつある(設楽2004)。大洞A'式土器の時代を弥生時代とするかはまだなお議論が必要であろう。ここでは大洞A'式土器を縄文時代晩期末の土器とし、当該期が弥生時代であるかどうかについては保留としたい。

出土土器による遺跡の継続性については資料不足からの制約条件も多く不安定な分析にならざるを得ないが、東北地方の遠賀川系土器出土遺跡のうち約7割の遺跡には、縄文時代晩期の遺物が出土しており、大洞A'式と遠賀川系土器が伴出する遺跡もある。このような遺跡は現在の段階では、Aパターンの遺跡に多い傾向がある。

また遠賀川系土器が出土した遺跡で弥生時代中期および後期の遺物が出土するのは、BパターンとEパターンの遺跡であり、現在のところAパターンの遺跡にはほとんど無い。Bパターンは落合地形の可耕地をもち、谷筋タイプの遺跡の中では水田稲作がやりやすいところである。またEパターンは広い可耕地を周辺にもち、発展性のある遺跡立地である。この両パターンの遺跡に中期・後期まで継続する遺跡が集中することは中期以降に水田農耕社会への本格的な転換が進んだことを示しているのかもしれない。このことは遠賀川系土器以外の弥生時代前期集落遺跡との関連や前期から中期への集落動向を検討し直す必要があろう。

以上のように、東北地方の遠賀川系土器出土遺跡の多

浅瀬石川流域	馬淵川流域	新井田川流域	日本海側	太平洋沿岸	内陸部
	金田一川遺跡(岩手) 足沢遺跡(岩手)	牛ヶ沢遺跡(青森) 大日向田遺跡(岩手) 若成田IV遺跡(岩手)	館の上遺跡(秋田)	芋野II遺跡(岩手)	兵庫館跡(岩手) 根古屋遺跡(福島) 荒原敷遺跡(福島) 島内遺跡(福島)
井沢遺跡(青森)	上杉沢遺跡(岩手)	畑内遺跡(岩手)			
	八幡遺跡(青森) 小峠遺跡(青森)	松石橋遺跡(青森)	地蔵田遺跡(秋田)	十三塚遺跡(宮城)	
		是川中居遺跡(青森)			
	剣吉荒町遺跡(青森)		生石2遺跡(山形) (新開A遺跡)		墓科遺跡(福島)
五輪野遺跡(青森)		横長根A遺跡(秋田)	原遺跡(宮城)		

くは、近くに縄文時代晩期の遺跡があり、水田農耕集落としての立地パターンをもっていた。これは縄文時代晩期終末の遺跡のなかで水田稲作の可能なところに遠賀川系土器に象徴される水田稲作情報が受容されたことを示している。しかし、遺跡の多くが狭い可耕地の地点にあることは、東北地方の弥生時代前期の集落立地が水田可耕地の発展性を第一義として行われたのではないということも示している。

また、伝播のルート論についても各種の議論がある。しかし、今回の現地調査の結果では、遺跡分布にルートのな偏在がみいだせないことと遺跡立地に選択的な恣意性が認められないことから、疑問も生じている。遠賀川系土器に象徴される水田稲作情報は、いわゆるルート論として語られるような線状ではなく、列島を網の目状に侵食するような伝播をしていったのであろうか。現地調

査の過程でも縄文時代晩期末の情報ネットワークによって水田稲作情報が弥生時代前期の時間幅のなかで、じわじわと確実に浸透していった可能性を捨て切れなかった。

多くの場合、初期弥生土器の出土遺跡にはその後の継続性がない。本格的な農耕集落としての遺跡選地はその後に起こるのであろう。青森県黒石市東部・南部の弥生時代中期以降の遺跡分布の増加動向（青森県教育委員会1985）はその一端を示しているのだらう。このことは以前におこなった関東地方の調査でも同様な事象がとらえられている。

なお、下記の4遺跡は、前稿の再検討をおこなった結果、次のように分類を変更した。畑内遺跡はAパターンからBパターンへ、君成田IV遺跡はBパターンからAパターンへ、鳥内遺跡をEパターンからAパターンへ、兵

表3 立地パターンから見た東北地方の遠賀川系土器出土遺跡

遺跡番号	遺跡名	県	立地	晩期+遠賀川系	弥生I+遠賀川系	弥生II+遠賀川系
28	荒屋敷	福島県	A	大洞A'式	包含層・遺構外	
29	鳥内	福島県	A	大洞A'式	墓	
8	足沢	岩手県	A	大洞A'式	包含層・遺構外	
7	金田一川	岩手県	A	大洞A'式	墓	
23	芋野II	岩手県	A	大洞A'式	包含層・遺構外	砂沢式
2	大曲	青森県	A	大洞A'式		砂沢式
3	宇田野(2)	青森県	A	大洞A'式		砂沢式
19	館の上	秋田県	A	縄文晩期末葉		砂沢式
15	君成田IV	岩手県	A	大洞A'式		砂沢式
12	牛ヶ沢(3)	青森県	A			?
14	大日向II	岩手県	A			砂沢式
24	兵庫館	岩手県	A			住居
27	根古屋	福島県	A			類例無し
9	上杉沢	岩手県	B	晩期中葉~末		青木畑式
13	畑内	青森県	B	?		砂沢式
4	砂沢	青森県	B	大洞A'式		砂沢式
1	吾妻野II	青森県	B			包含層・遺構外
5	井沢	青森県	B	大洞A式		砂沢?
25	十三塚	宮城県	C1	晩期		砂沢式
17	松石橋	青森県	C1	晩期終末		包含層・遺構外
10	八幡	青森県	C1	晩期前葉		砂沢式
16	小峠	青森県	C1			住居、包含層・包含層・遺構外
20	地蔵田	秋田県	C1	大洞A'式	墓	砂沢式
18	是川中居	青森県	C2	大洞A'式	包含層・遺構外	砂沢式
30	墓科	福島県	D			砂沢式
11	剣吉荒町	青森県	D	大洞A'式	包含層・遺構外	墓
21	生石2	山形県	D			砂沢式
26	原	宮城県	E	晩期後半		包含層・遺構外
6	五輪野	青森県	E			青木畑式
22	横長根A	秋田県	E			砂沢式?
						墓
						井沢式?
						志藤式
						住居

庫館をC1パターンからAパターンとした。ほかの遺跡についても詳細な分析や新たなデータの追加によって分類が変わる可能性はあるだろう。しかし、生産域の点では大きな変更はない。

5. おわりに

遠賀川式土器は西日本の初期水田稲作社会の土器であり、それを模倣した東日本の遠賀川系土器に初段圧痕のある例があることから、遠賀川系土器が出土した集落は稲作をしていることを前提として考えることができよう。その際、可耕地は最も至近な沖積低地を考えるとよい。このような視点でおこなった東北地方の遠賀川系土器が出土した30遺跡の立地調査の結果と成果をまとめた。その結果はいくつかの立地パターンに分類することができ、関東地方でおこなった遠賀川系土器出土遺跡の立地と同様であった。したがってここでまとめた東北地方の遠賀川系土器出土遺跡の特性については、関東地方を含めた東日本の特性と置き換えることも可能である。

東日本の遠賀川系土器出土遺跡の立地を見ると、水田耕作を開始するための新しい地点の選地ではなく、生活拠点としての居住域が継続しているところへ遠賀川系土器がもたらされている可能性がきわめて高い。かつて筆者らは関東地方の報告(能登・小島1989)で「選地」としたが、遠賀川系土器の到来によって改めて稲作適地を選んだ移動はおこなわれていないことになる。すなわち在地の縄文人によって生活していた地点での遠賀川系土器一稲作が受容されたことになる。西日本からの搬入を示すオリジナルな遠賀川系土器がほとんど無いこともそれを裏付けよう。前稿での「選地」の用語は撤回し、「立地」に置きかえたい。

しかし、このことは先行する縄文時代晩期の土器型式の出土をもって認定することになる。発掘面積が少ないことなどからそれが確認できる遺跡の少ないことも事実であるために、この考え方も蓋然性の高い仮説の域を出てはいない。

また、具体的な水田遺構については青森県の砂沢遺跡と垂柳遺跡で検出されているが、イメージがあまりにも異なっている。現地調査では、多くの場合弥生時代前期の集落の稲作は、「霜の類」ほどの極めて小規模な水田経営をイメージするものであった。もちろん中期には拡大性のある遺跡または新たな選地の場合は垂柳遺跡のような広大な水田耕地をイメージすることは可能であるが、それでも弥生時代中期の遺跡立地にも小規模な開析谷に面した立地パターンが多いのはなぜなのだろうか。今後の検討課題として別稿を期したい。

引用参考文献

- 小林行雄 1932 「吉田土器及び遠賀川土器とその伝播」『考古学』第3巻第5号
 中村五郎 1982 「畿内第1様式に併行する東日本の土器」
 設楽博己 1982 「中部地方における弥生土器の成立過程」『信濃』第34巻第4号
 吉川國男 1982 「西関東における弥生文化の波及について」『埼玉歴史研究』第9号
 伊東信雄 1984 「青森県における稲作農耕文化の形成」『北方日本海文化の研究』東北学院大学東北文化研究所紀要第16号
 佐原 真 1986 「縄紋/弥生—東北地方における遠賀川系土器の分布の意味するもの」『日本考古学協会昭和61年度大会研究発表要旨』
 佐原 真 1987 「みらのく遠賀川」『東アジアの考古と歴史 中岡崎敬先生追悼記念論集』
 中村五郎 1988 「第三部大沢A'式とその周辺」『弥生文化の曙光』
 高瀬克重 2000 a 「東北地方における弥生土器の形成過程」国立歴史民俗博物館研究報告第80号
 高瀬克重 2000 b 「東北初期弥生土器における遠賀川系要素の系譜」『考古学研究』第46巻第4号
 設楽博己 1991 「関東地方の遠賀川系土器」『児島篤人先生追悼記念論集 古文化論叢』
 設楽博己 2004 「東日本と西日本の併行関係」『弥生時代の実年代』学生社
 能登 豊・小島敦子 1989 「関東地方における弥生時代前期集落の選地について」『財団法人群馬県地蔵文化財調査事業調査研究紀要』6
 能登 豊・小島敦子 2004 「集落・民間・都市の遺跡と生活用具—関東・東北」『考古資料大観10遺跡・遺構』小学館
 高瀬克重 2000 「東北地方弥生時代前・中期の集落」『物質文化』68号三七巻也ほか 1975 「西津軽郡深浦町吉野好田遺跡の出土土器について」『青森県立郷土館調査研究年報』1
 木村次太郎 1989 「西津軽郡深浦町大曲遺跡発掘調査報告」『青森県立郷土館調査研究年報』13 青森県立郷土館
 弘前市教育委員会 1988 「砂沢遺跡発掘調査報告書」国版編
 弘前市教育委員会 1991 「砂沢遺跡発掘調査報告書」本文編
 青森県教育委員会 1985 「垂柳遺跡発掘調査報告書」
 青森県教育委員会 1997 「宇田野(2)遺跡 宇田野(3) 草履(3)遺跡 津軽市南部区広域青農団地総合整備事業に伴う発掘調査報告書」
 青森県教育委員会 1997 「垂柳遺跡・五輪野遺跡」
 尾上町教育委員会 1983 「五輪野遺跡発掘調査報告書」
 平賀町教育委員会 1976 「井沢遺跡」
 青森県埋蔵文化財調査センター 1984 「牛久保(4)遺跡 東北縦貫自動車道八戸線関係埋蔵文化財調査報告書IX」
 青森県立郷土館 1988 「名川町則吉町遺跡(第2地区)発掘調査報告書」
 栗村知弘 1990 「概説八戸の歴史」
 文化庁 1981 「全国遺跡地図 青森県」
 八戸市教育委員会 1987 「八幡遺跡発掘調査報告書」
 八戸市教育委員会 1988 「八幡遺跡発掘調査報告書II」
 工藤洋久ほか 1986 「是川中居遺跡出土の縄文晩期終末期から弥生時代の土器」『八戸市博物館研究紀要』2
 鈴木克彦 1983 「青森県松橋遺跡出土の弥生式被土器」『考古学』8
 市川金丸ほか 1984 「青森県松橋遺跡から出土した弥生時代前期の土器」『考古学雑誌』69-3
 青森県教育委員会 1994 「畑内遺跡I」
 青森県教育委員会 1995 「畑内遺跡II」
 青森県教育委員会 1997 「畑内遺跡IV」
 青森県教育委員会 1999 「畑内遺跡V」
 青森県教育委員会 2001 「畑内遺跡VI」
 青森県教育委員会 2003 「畑内遺跡VII」
 亀沢 豊 1958 「福岡町の金田一川遺跡」『岩手史学研究』29
 佐藤嘉広 1994 「岩手県二戸市金田一川遺跡出土の土器について」『岩手考古学』6 岩手考古学会

- 奈良国立文化財研究所 1999 『奈良国立文化財研究所史料第50冊、山内清男資料10』
- 高瀬文憲ほか 1999 『浄法寺町上杉沢遺跡における縄文時代終末期及び弥生時代の土器』『遺跡考古学』11
- 浄法寺町教育委員会 1999 『上杉沢遺跡発掘調査概報』
- 岩手県埋蔵文化財センター 1983 『岩成田IV遺跡発掘調査報告書』
- 岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター 1995 『大日向I遺跡発掘調査報告書』
- 岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター 1983 『馬場野I遺跡』
- 岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター 1985 『馬場野II遺跡発掘調査報告書』
- 宮古市教育委員会 1992 『細越II遺跡・芋野II遺跡』
- 岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター 1993 『兵庫館跡・梅ノ木古地I遺跡発掘調査報告書』
- 秋田県埋蔵文化財センター 2000 『館の上遺跡——般国道7号線琴丘館代道路建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書一』
- 若美町教育委員会 1984 『横長根A遺跡』
- 田舎館村教育委員会 1982 『車庫遺跡 (昭和56年度遺跡確認調査報告書)』
- 村越・成田『青森県南津軽郡田舎館村車庫遺跡の調査』『日考協第48回研究会発表要旨』昭和57年
- 秋田市教育委員会 1986 『秋田新都市開発整備事業関係埋蔵文化財発掘調査報告書』
- 山形県教育委員会 1987 『生石2遺跡発掘調査報告書』3
- 名取市教育委員会 1997 『原遺跡 県道名取村田線改良工事関係発掘調査報告書』
- 名取市教育委員会 2000 『原遺跡 仙台観光施設建設関係発掘調査報告書』
- 名取市教育委員会 1979 『十三塚遺跡』
- 霊山郡古館遺跡調査団 1986 『霊山根古屋遺跡の研究—福島県霊山町根古屋における再葬墓群一』
- 石川町教育委員会 1998 『島内遺跡』
- 会津若松市教育委員会 1977 『墓群—福島県会津若松市一賀町墓料遺跡発掘調査概要一』
- 小柴吉男 1987 『大沼郡三島町荒屋敷遺跡の畿内第1様式の竝』『福島考古』28
- 三島町教育委員会 1990 『荒屋敷遺跡II』

遺跡位置図使用図幅

本稿に掲載した地図は、国土地理院刊行(所蔵)の1/25,000地形図の下記図幅を使用した。

- 図1-1『深津』 —2『森田』
- 図2-3・4『飯塚』
- 図3-5『大淵』 —6『黒石』 —7『上斗米』 —8『浄法寺』
- 図4-9『福庭岳』・『浄法寺』 —10『宮米地』 —11『側吉』
—12『新井田』
- 図5-13『市野沢』 —14『陸中軽米』・『市野沢』 —15『陸中軽米』
- 図6-17『宮米地』・『市野沢』 —18『宮米地』・『新井田』
—19『森岳』 —20『羽後和田』
- 図7-21『羽後観音寺』 —22『船越』
- 図8-23『峠ノ神山』 —24『北上』 —25『仙台空港』・『岩根』
—26『仙台東南部』 —27『霊山』 —28『宮下』
- 図9-29『磐城石川』 —30『会津広田』

天照大神と伊勢神宮の性格について

— 8世紀における皇祖神の問題にかかわって —

齊藤和之

- | | |
|---------------------|----------------------|
| 1. はじめに | 5. 祝詞の述べる論理 |
| 2. 「私幣禁断」をめぐる | 6. 古事記、日本書紀の論理と皇祖神 |
| 3. 人麻呂挽歌における天武と降臨神話 | 7. 8世紀における天照大神の位置と意味 |
| 4. 即位宣命に見られる皇統認識 | 8. おわりに |

— 論文要旨 —

天照大神は、言うまでもなく皇祖神として最高の神格を有し、それを祭る伊勢神宮も、律令制下のみならず今日に至るまで、特別に扱われている神社である。しかし意外なことに、8世紀の史料においては、天照大神を皇祖神として位置付けるのは、古事記だけだという事実に気付く。このことは、次のような疑問を引き起こさざるを得ない。それはつまり、8世紀において、「天照大神は本当に皇祖神だったのか?」ということであり、また同時に「皇祖神とは何であるのか?」ということである。

本稿の基本的な目的は、7世紀末から8世紀において、天照大神と伊勢神宮はいかなる意味を持っていたのか、また、そのことと関連して、当時において皇祖神とはどのようなものとして認識されていたのか、を考えることにある。これらのことを明らかにすることは、単にこの時代の国家祭祀や信仰の問題にとどまらず、その背景に、この時期の皇位をめぐる深刻な葛藤の状況を、浮かび上がらせることになろう。そして、それとともに、今日理解されているような天照大神像がどのようにして形成されてきたかについても、見ておくこととしたい。

キーワード

- 対象時代 古代（7～8世紀）
対象地域 日本
研究対象 天照大神・皇祖神・伊勢神宮

1. はじめに

天照大神^神と伊勢神宮は、古代の神祇体系において(そして今日に至るまで)最高位に位置付けられるばかりでなく、古代国家の形成にも重要な意味を持つことは、改めて強調するまでもない。それ故、律令祭祀でも、伊勢神宮は単なる国家祭神にとどまらず、いわば国家理念、国家体制そのものにかかわるものとして、特別に扱われた。こうしたことから、天照大神と伊勢神宮の性格を明らかにすることは、単に古代の神祇、祭祀の構造をうかがうのみならず、それ以上に、古代の国家理念を(当時の支配層が)どのように認識し、理解していたかを明らかにすることにつながる。このため、天照大神と伊勢神宮の成立、その性格をめぐる論考は膨大な数にのぼるし、研究史を概観するだけでも容易ではない。

伊勢神宮の成立については、日本書紀(以下、古事記、日本書紀、続日本紀については、それぞれ記、紀、続紀と省略) 垂仁25年条に、伊勢鎮座の記事を伝える⁹⁾のだが、津田左右吉(津田1948)及び直木孝次郎(直木1964a) 両氏の研究以来、それをそのまま史実とする立場は少なく、今日では現在知られている伊勢神宮の成立は、基本的に7世紀後半、とりわけ斎王制や式年遷宮制が確立する天武・持統朝に重要な画期があったとするのが通説となっている。一方で、天照大神はともかく、日神信仰にもとづく国家祭神としての伊勢神宮の成立をより古く見る考えもあり、例えば岡田精司氏は雄略朝の創記を主張している(岡田 1970c 他)。

しかしながら、その成立時期についてはともかく、伊勢神宮が天皇(大王)の地位と一体不可分のものであり、その神話としての表現が「天孫降臨神話」であるということ、そして、天照大神はまさに皇祖神であるがゆえに最高神の地位にあるのだということは、ほぼ共通した認識といつてよい。ただ、一方で、とりわけ天孫降臨神話の分析から、天照大神を無条件に皇祖神とする見解に疑問を呈する考えのあることも事実である¹⁰⁾。実のところ、天照大神=皇祖神とする認識については、その内容を具体的に分析した研究は意外に少ない。「天照大神=皇祖神」という概念は、いわば自明なこととして理解されており、その上に立って議論が進められているといつてもよい。しかしながら、改めて8世紀に記述され、今日に伝えられている史料(記、紀、続紀、風土記、万葉集等)を読むとき、意外な事実が気付かされる。すなわち、天照大神を皇祖神として位置付けているのは、古事記のみなのである。この事実は、以下の疑問を引き起こさざるを得ない。それは、8世紀において、「天照大神は本当に皇祖神として認識されていたのか?」ということであり、また同時に「皇祖神とは何であるのか?」という疑問である。ここで詳述する余裕はないが、今日通念上理解されている天照大神の性格は、実のところ8世紀当時その

ままのものではない。というより、今日の天照大神像は、とりわけ近世の国学思想を中心に形成されたものである。

本稿の基本的な目的は、これまでの研究史に立って、改めて7世紀末から8世紀の国家において、天照大神及び伊勢神宮はいかなる意味を持っていたのか、また、そのことと関連して、当時皇祖神とはどのようなものとして認識されていたかを考えることにある。これらを明らかにすることは、単にこの時期の祭祀や信仰の問題にとどまらず、その背景に、皇位継承をめぐる深刻な政治的葛藤の状況を浮き上がらせることになろう。

一般的には、天照大神及び伊勢神宮の性格について考察するためには、記、紀の記述の検討を中心に進めるのが基本となるが、本稿では上記のような問題意識を前提としているため、必ずしもそうした方法は取らない。基本的には、7世紀末から8世紀の語文獻を通して、当時の朝廷や支配層が、この問題をどのように認識していたかを検討の中心におくこととしたい。無論、その意味では記、紀もまた重要な検討史料であるが、まず手始めに、伊勢神宮の特殊性を象徴的にあらわしていると考えられる「私幣禁断」の制について見ることにしたい。

2. 「私幣禁断」をめぐる

「私幣禁断」とは聞き慣れない言葉であるが、要するに伊勢神宮に対し、天皇以外が勝手に(私に)幣帛を奉ることを禁じた規定である。具体的には、延喜式に「凡王臣以下、不得献供天幣帛。其三后皇太子若有応供者、臨時奏聞。」¹¹⁾と見られるがそれで、皇太后宮儀式帳にも「禁断幣帛。王臣家伊諸民(氏か?)之不令進幣帛。重禁断。若以欺事、幣帛進人違法、准流罪罰給之。」¹²⁾と、同趣旨の規定が掲げられている。これによれば、天皇以外は、たとえ三后(皇后、皇太后、太皇太后)、皇太子でも勤許なく勝手に幣帛を奉ることは出来ず、王臣家(皇族、貴族)、諸氏については一切禁止、それに反すれば流罪に准じる重罪として扱うというのである。

この「私幣禁断」の制について、正面から取り上げて伊勢神宮の性格を論じたのは岡田精司氏である(岡田 1992)。そこで氏も述べている通り、古代においては、正式な神への祈願は、それぞれの神格、社格に応じた幣帛、酒食を供えることが不可欠であり、それ無しにはあり得ないものであった。それゆえ、上記の「私幣禁断」は、天皇以外の伊勢神宮への参詣、祈願を全面的に禁じているのと同じ意味となる。これについて岡田氏は、「伊勢神宮は、王権の宗教的権威の源泉であるから、天皇の独自の信仰対象となっていたのは当然」とした上で、私幣禁断の理由を「伊勢神宮が天皇の地位と密着しており、皇位を望むものが奉幣祈願する可能性があったから」(岡田前掲書 p 319)として、4人の皇子の参宮伝承を取り上

ば、分析している。具体的には、ヤマトタケル⁷⁾、ハヤブサツケ⁸⁾、大海人(後の天武)、大津⁹⁾の4人であるが、いずれもその参拝は謀反と関わっている。ただ、ヤマトタケルについて、岡田氏は天皇から征討將軍に任命され、神の加護を祈念した参宮であり、「私幣」ではなく公的な祈願としている。しかし、記が参宮の場面で敢えてタケルに「天皇既に吾死ねと思はずゆえか、云々」¹⁰⁾と語らせていること、そして結局のところ、記も記も、タケルの天皇即位は認めず、失意のうちの死を語っていることに留意すべきではないかと思われる。

いずれにせよ、岡田氏の「私幣禁断」の理由が、皇権に関わるからとする見解は、真弓氏(真弓 1997)や櫻井氏(櫻井 1993)等も支持するところであり、伊勢神宮が天皇の地位と密接に関わるということとは動かない。しかしながら、天照大神が皇祖神として皇権の守護神であるが故に、「皇室の氏神でありながら、皇族一般の私幣祈願が固く禁じられ」(岡田 同 p329)、その祭祀権が天皇に独占されていたとする見解は、一方で別の問題についての疑問を引き起こさざるを得ない。それは、祭祀権を独占している天皇自身が、一度たりとも伊勢神宮を参拝することがないのはなぜか、ということである。

確かに、律令制下での伊勢神宮に対する国家祭祀は、他の神々にくらべ、鄭重を極めたものであった。斎王の奉仕がそうであり、幣帛についても、定例の国家祭祀(四時祭)である祈年祭、月次祭(6・12月)において、一般の官社はその神主・祝らを神祇官に集めて幣帛を班つ(班幣)が、伊勢神宮のみは専使を立てて奉納する(奉幣使)¹¹⁾。さらに天皇が宮内每年大嘗祭(新嘗祭)に対応する神嘗祭にも奉幣がある(あわせて「四度の幣」とよばれる)。こうした定例の奉幣以外に、主要な神社に臨時の奉幣が度々行われるが、その場合も、他は使に五位以上の官人を選定するのに、伊勢神宮のみは五位以上の王をあて、さらに神祇官より中臣、忌部両氏を副えることになっていた(四度の幣も同じ)。

しかし、これほど鄭重な扱いがなされるながら、明治に至るまで、天皇が直接参拝した例は皆無なのである。これは大変奇妙なことであって、そうする動機も機会もなかったのならばともかく、少なくとも何人かの天皇については、参拝して当然と思われるにもかかわらず、敢えて参拝していない(としか思われぬ)。

そうした例の第一は、天武天皇であろう。壬申の乱の冒頭において、当時の大海人皇子が、朝明郎の迹太川の川辺で天照大神を望拝したというのは著名な記事¹²⁾であり、その勝利が伊勢神宮の神助によることは、当時一般に了解されていた。それ故天武は、即位後直ちに大来皇女を斎王に選任しているし、その後度々皇女(皇子ではないことに注意)を伊勢に参らせ¹³⁾のだが、しかし、決して自ら参拝することをしなかった。

同様なことは持続についても言える。壬申の乱で大海人に同行し、辛苦を重ねた持続にとって、伊勢神宮に対する認識は、基本的に天武と異なるところはなかったはずである¹⁴⁾。しかし、即位後周册の反対を押し切ってまで強行した¹⁵⁾伊勢行幸において、なぜかついに神宮そのものに参ることはいらないのである。

第3は、聖武の例であろう。天平12(740)年11月、太宰府で藤原広嗣が反乱を起こした¹⁶⁾そのただ中であって、聖武は突然伊勢を含む東国行幸を実施する¹⁷⁾。その意図が何であったにせよ、聖武は伊勢の一志郡河口鎮宮に10日間とどまり¹⁸⁾、しかもその間に伊勢神宮に乱平定の奉幣使を派遣する¹⁹⁾までしながら、ついに自身は参ることがなかった。存亡、乱の帰趨さえまだ明らかではない、いわば国家存亡の時期である。伊勢神宮が皇権守護神であり、その祭祀を天皇が独占していることすれば、聖武において直接参拝する理由こそあれ、同じ伊勢にいながら、あえて参拝しない理由など考えられない。これらを考えれば、天皇自身の参拝は、たまたま無かったということではなく、特に聖武の例からも明らかかなうに、あえて、暗黙のうちに、天皇自身の参拝を忌避する何らかの理由が存在したと考える方が自然ではないか。

いずれにせよ、記録の上で確認できる参拝の例は、8世紀末に、それぞれ当時皇太子であった山部親王(後の桓武)及び安殿親王(後の平城)が、病氣平癒を祈念した2例だけ²⁰⁾である(これは天皇公認であるから、当然「私幣」ではない)。ただ、直接の参拝ではないにせよ、統紀は一箇所、天皇の伊勢遙拝をうかがわせる記事を載せる。延暦9(790)年9月に「奉伊勢大神宮相嘗幣帛、當年天皇、御大極殿、遙拝云々」²¹⁾とするのがそれで、それによると例年天皇は神嘗祭奉幣使派遣にともない、大極殿で伊勢神宮を遙拝するのだが、今年は諒闇中(この年皇后乙牟婁が没²²⁾)なので行わなかった、ということである。その通りだとすれば、少なくとも桓武朝では、神嘗祭奉幣使派遣の際遙拝が行われていたことになる。大海人の例を除けば、天皇遙拝が確認できる最古の記事といえることになるが、これを桓武朝以前に遡らせることが出来るかどうか不明であり、或いは神嘗祭の場合に限られた、特別なものかも知れない。平安時代以降になれば、天皇が毎朝漸斎して、清涼殿の石灰壇において神宮(及び内侍所)を遙拝する、いわゆる「毎朝御拝」²³⁾が定例化する(現在も行われている)。しかし、その史料上の初見は9世紀後半に下がる²⁴⁾もので、8世紀にも行われていたとすることは出来ない(岡田 1992)。

さらに、こうした伊勢神宮と王権との関係については、齋王をめぐる林一馬氏の研究にも重要な指摘がある(林 1991)。それは、紀に記録される9人の齋王のうち、実に3人までが在任中斬されて退下したという伝承を有している²⁵⁾という点で、確かにこれは尋常なことではない。林

氏はこれについて、単なる色恋沙汰というような問題ではなく、敏達死後、皇位をねらった穴穗部皇子が皇后炊屋姫（推古）を奸そうとして齋宮に押し入ろうとしたという紀の記事²⁹⁰ともあわせ、それが皇位への挑戦であり、「齋王が奸された場合、その同母兄弟にとっては皇位継承の資格を失うか、少なくとも総体的に弱められるということは、当然想定しうる」（林前掲書 P51）と述べている。

こうしたことも考えれば、確かに伊勢神宮が皇権と密接な関わりを持っていることは明らかだが、その一方で、皇位に関して伊勢神宮がかかわるというような伝承も、存在しないのである。唯一、仲哀紀に天皇が神の託宣を信じなかったことに怒って「汝、其の国（新羅）を得ないが、皇后（神功）の胎中の子（後の応神）が得るだろう。」²⁹¹と予言する記事があり、この神を渡津の五十鈴の宮に坐す神とする。五十鈴の宮に坐すとある以上、伊勢神宮を指すことになり、皇位継承に介在した例になるのだが、この部分の神名は非常にわかりにくく²⁹²、天照大神の名が出ないばかりか、住吉大神の名も見えないように、本来伊勢神宮の神功譚であったとは考え難い。特にその異伝を記す「住吉大社司解」²⁹³ではこの部分についてより率直に、この神を住吉大神とした上で「是夜、天皇忽病発以崩、於是皇后與大神有密事 俗曰夫婦之密事通。」として、あたかも応神を住吉大神との間の子であるかのように述べている。これらを見れば、この記事をもって伊勢神宮が皇位に介在した例とすることは出来ないと思われ。

この問題に関しては、もう一例、参考とされるべき例がある。それは、道鏡の宇佐八幡の神託事件で、続紀の記述を信じれば、当時道鏡を後継にするという点について、称徳自身も了解していたと考えられ、それ故自身の夢に八幡神の使が現れたとして、和氣清麻呂を宇佐に派遣する²⁹⁴のだが、問題なのは、皇位に関わる問題をなぜ宇佐八幡が託宣しようと考えられたのかという点にある。確かに、当時この神は朝廷に尊崇され、また託宣好きでもあったのは確か²⁹⁵であるにせよ、本来的に皇権の問題は、何よりも伊勢神宮の最大の権能ともいえるべきものはずである。これに限らず、皇位継承に関わる問題について、一貫して伊勢神宮（天照大神）の名が登場しないことは、この神が皇権に関わる神であることは間違いないにせよ、具体的な皇位継承を云々するような性格の神ではない（それ故、皇位継承に関する託宣など下すはずがない）というのが、当時としては当然の認識として存在していたからであろう。

以上のことから考えれば、確かに伊勢神宮は、いわゆる如く「国家守護神」「天皇守護神」であることは事実にあらず、それはより正確には、個々の天皇個人にとっての守護神というようなものではなく、概念としての、天皇

そのもの（もしくは天皇という体制そのもの）にかかわる神（このような神概念は、この時期としては非常に高度かつ抽象的なものであるが）なのではないか。少なくとも、「私権禁断」の制も、天皇自身決して奉拝することがないもの、或いは皇位継承に関与することがないことも、天照大神の基本的な性格を皇祖神と考える場合、説明のつかないものであることは確かであろう。とりわけ皇祖神という概念を、一般的な氏神に近いようなものとして考えるなら、皇族はおろか、たとえ皇太子、皇后であろうと、原則として奉拝を認めないという事実は理解しがたいものである。逆に言うならば、当時において伊勢神宮は、そうした意味での皇祖神としては認識されていなかったとする方が、理解しやすい。

そうはいっても、この時期に「皇祖神」という概念自体が存在しなかったということではない。しかし、皇祖神について考えるためには、もう少し当時の史料にあたってみる必要がある。そのため、次に、記、紀編纂とほぼ同時期において、この問題についての認識がどのようなものであったのかという点を、主に万葉集を中心にみることにしたい。

3. 人麻呂挽歌における天武と降臨神話

そもそも「皇祖神」とはいかなる概念なのか。これを単純に、天皇の（血統上の）祖先神であると解することは出来ない。なぜならば、記及び紀も記すように、スサノヲとのウケヒによって生まれたオシホミミ以下は、物実によって生じた²⁹⁶のであって、その意味で天照大神との血縁関係はないからである。このことについて、溝口氏は記及び紀の分析を通して、「皇祖神」の本質を、「この神の特質のうち最も重要なものは、地上の国統治を天皇に委任した神であるという点」に求め、「従って「皇祖神」の定義の核心は「コトオサシ」の主体としての神であることだといつてよい。」（溝口2000 P257）と述べている。従うべき論であろう。こうした点を念頭に置いて7世紀後半の歌謡群において、皇祖神や天皇がどのような取り上げられているかを見ていくことにしたい。

さて、万葉集における大王→天皇表現の変遷については、西條勉氏が簡略にまとめている（西條 2003 P58以下）。それによれば、基本的に「天皇号が成立するまでの「大王」は、神聖視されることはあっても、神格視されることはなかった」とした上で、伝統的な「やすみししが大王」から、「大王は神にしませば」という神格化の表現を経て、神そのものとして讃える「高亮る日の御子」、「高照す日の御子」の表現に拡張されるのであり、その転換の時期を天武・持統朝に求めている。確かに万葉集において「大王は神にしませば」と歌われるのは、天武が最初なのはである。それ以前においては、例えば天智

の死を悼む挽歌で、ある女性が玉ならば腕に巻き、衣ならば肌から離さぬものを、それがならぬまま昨夜の夢に逢うことが出来たと歌う(第150歌、以下の番号は万葉集中の歌番号を示す)ように、大王とても人であり、身近な存在としてとらえられている。

これに対し、先述した如く、天武は「神にしませば」と歌われるのだが、この段階ではまだ臣下からの表現であり、また、田や沼を都に変える力を持つ³⁷としても、特別な神として考えられているわけではない。要するに西條氏のいう神格化の表現というに止まる。持統自身の天武崩御時の挽歌(第159歌)にも、特別視するような表現は見あたらない。しかし、その8年後、夢のうちに詠んだという著名な挽歌(第162歌)では、明らかに変化を見せる。何よりも、天武に対し「高照らす日の皇子」の呼びかけを繰り返していること、それとともに「神風の伊勢」が歌い込まれるのである。この「神風の伊勢」という表現が登場するのは、決して「高照らす日の皇子」と無縁ではない。というより、「神風の伊勢」の表現が、「天照大神」という神名とともに伊勢と結びついていくのが、この時期と考えられる。

さらに、天武そのものに対する評価が劇的に変化するのは、とりわけ、天武の子どもたちの死を悼む挽歌群においてである。ここでは、その代表的なものである、天武の皇太子、日並知皇子に対する柿本人麻呂の挽歌を通してそのことを見てみたい。その内容を理解するため、やや煩雑となるが、その全文をここに示す(第167歌)。

日並知皇子尊の殯宮の時、柿本人麻呂の作る歌一首

天地の初の時 ひさかたの 天の河原に 八百万
千万神の 神集ひ 集り座して 神分り 分りし時に
天照す 日女の尊(一に云ふ、さしのぼる日女の命) 天
をば 知らしめすと 葦原の 瑞穂の国を 天地の 寄
り合ひの極 知らしめす 神の命と 天雲の 八重かき
別きて(一に云ふ、天雲の八重雲別きて) 神下し 座
せまつりし 高照らす 日の皇子は 飛鳥の 浄の宮に
神ながら 太敷きまして 天皇の 敷きます国と 天の
原 石門を開き 神あがり あがり座しぬ(一に云ふ、
神登りまじししかば) わごま 皇子の命の 天の下
知らしめせば 春花の 貴からむと 望月の 満しけ
むと 天の下(一に云ふ、食す国) 四方の人の 大船
の 思いよみて 天つ水 仰ぎて待つに いかさまに
思ひよめせ 由縁もなき 真弓の岡に 宮柱 太敷き
座し 御殿を 高知りまして 朝ごとに 御言問はさぬ
日月の 数多くなりぬる そこゆゑに 皇子の宮人 行
方知らずも(一に云ふ、さす竹の皇子の宮人ゆくへ知ら
す)

この挽歌の内容に入る前にまず、「日並知(ひなめし)皇子尊」の尊称について触れておく必要がある。記はこの皇子の名について、一貫して「草壁」を用いる。これ

は後述するように、記編者の独特のこだわりのゆえだが、万葉集や統紀では「日並知」と表記している。「日並知」の表現が、当初人麻呂独自の呼びかけとして読み込まれたのかどうかについては各説ある³⁸ようだが、統紀が公式の称として使っていることから見て、公的な称号であったことは間違いない。この尊称が、「日すなわち「高照らす日の皇子」=天武と「並」んでこの国を「知」らす意味であることは明らかである。そして、そのことは日並知の尊貴性の根源が、本来的に「日」である天武に由来するということの意味する。これは、この挽歌全体の構成からも言えるのであって、全体としての長大な挽歌は、大きく前後2段にわけられる。まずその前段(「神あがり あがり座しぬ」まで)において、天武がいかに偉大であったか歌い、後段ではその天武の正統なる後継者であった日並知皇子が、皇位につくことなく亡くなったことを悼むのである。

そして、その前段における天武を、人麻呂は以下のように表現する。すなわち、「八百万 千万神の 神集い」して、「天照らす 日女の尊は 天をば知らしめす」一方で、「葦原の 瑞穂の国を 知らしめす 神の命」として(天武が「神下り座」し、「飛鳥の 浄の宮に 神ながら 太敷きま」したのだと。これから明らかなように、天武は、記や紀のいうように、降臨した天孫の、その末裔とは位置づけられていない。諸天神の神分りによって、「日女の命」が「天」を支配するのと併行して、天武はこの地上を支配するために「神下」った神そのものだと説いているのである。天武は皇孫として現人神なのではない。人麻呂の中では、天武は天にある「日女の命」と並ぶ、「地上に下った神」そのものなのである。記、紀が脱くニニギによる降臨神話とは全く異なる降臨神話がこのにはある。そして、当然のことながら、「日女の命」と天武との間には、皇祖・皇孫の関係は成り立ち得ない。

こうした、人麻呂の天武に対する認識は、日並知挽歌以外の他の挽歌、とりわけ高市挽歌等でも一貫している。そこ(高市挽歌、第199歌)でも、天武は「天降り座して天の下 治め給ひ」「瑞穂の国を 神ながら 太敷きます」のである。こうした評価は、決して人麻呂の個人的な、もしくは文学表現上の、認識であったとは考えられない。それは、この時期人麻呂が天武の皇子たちの挽歌を次々と詠んでいる³⁹ことから明らかで、当時人麻呂は宮廷歌人として、公的な立場で挽歌を詠んだと考えられる。それ故、その内容は、人麻呂の個人的感情というより、当時の宮廷人の認識なり感情を、人麻呂の感性で詠んだと判断してよい。人麻呂挽歌は、当時の朝廷人にとって、その表現形式はともかく、基本的に共有する内容だったはずである。

こうした天武に対する認識は、例えば、天武2(673)年8月の外園(耽羅)使節への詔⁴⁰等とも関わるであら

う。この時新羅・耽羅より新帝（天武）即位を賀すとともに、先帝（天智）の喪を弔う使が来た。これに対し天武は、「天皇、新たに天下を平らげて、初めて即位す。是に由りて、ただ賀便を除きて以外は召したまわす。」と述べて、甲問使を送り返すのである。これに関して、遠山一郎氏は、この「天皇新たに天下を平らげて、初めて即位す」という発言が、7世紀後半の東アジアの国交の中では、ある王が最近王位についたという意味のみでは受け取られなかったはずであり、新王朝樹立という、他国に通じる論理に基づいていたであろうと想定している（遠山 2003 P96）。そして、紀の天武即位記事は、「後漢書」の光武帝即位になぞらえているとする。そこに、天命・革命思想を見るかどうかはともかく、確かに「天皇新たに天下を平らげて、初めて即位す」との表現は、まさに天武自身が「神下り」してこの國を治めたとする考えにつながる。

こうした天武への評価は、当然のことながら先帝である天智への評価にも関わる。例えば天武を神とした人麻呂は、一方で近江荒都歌（第29歌）において、天智の大津遷都をさして「いかさまに 思ほしめせか」（一体どのようなお考えだったのか）と明らかに批判的に表現しているし、書紀の天智に対する記述についても、「筆誅を加えてさえる」（山尾 2003）との評価すらある。

この、神としての天武の権力は、神の子であり、日に並ぶものとされた日並知に引き継がれるべきものであった。しかし、現実には日並知の即位前の死²⁷⁾という不慮の事態によって、状況は大きく変わる。基本的には日並知の後継にはその子、即ち神の孫である軽皇子（後の文武）が立てられるのだが、後述するように、軽皇子即位にあたっては、天武及び日並知との関係は、主張されることはなかったのである。

いずれにせよ、この「高光る（照らす）日の御子」の表現は、基本的に天武及びその皇子たちに限定された形で使われる（ただし、人麻呂は軽皇子にもこの表現を用いる（第45歌）²⁸⁾）。その後、この表現は万葉集から姿を消す。それに変わって登場するのが、「皇祖の 神の御代より 敷きませる 國にしあれば」（第1047歌）、「葦原の瑞穂の國を 天降り 領しめしける 天皇の」（第4094歌）、といった天孫降臨の観念にもとづく天皇観なのである。その代表が、大伴家持の族に喩す歌（第4465歌）の、「天の戸開き 高千穂の 嶺に天降りし 皇祖の 神の御世より」であろう。ただし、こうした表現は、聖武朝以降にならなければ見られない。

このように、万葉集から見る限りでは、天孫の降臨という考えは、少なくとも聖武朝以前には登場せず、それどころか7世紀末においては、天武その人こそが天から降った神なのだ、という認識があったことがうかがえるのである。しかも、天孫降臨にふれる歌においても、そ

れを天照大神に関わらせることをしていない。万葉集で天照大神が登場するのは、先の日並知挽歌の他には、家持の七夕歌（第4125歌）のみである。ただ、この家持の「天照らす 神の御代より」というのが、果たして天照大神をさしているか、確定したいのではなからうか。

実はこのことは、「天照大神（或いは天照大神）」という神名の成立にもかかわると考えられる。少なくとも、万葉集にはこの神名は登場しない。そして、人麻呂の「天照らす日女の命」の表現も、果たしてその全体が固有の神名として認められるのか、かなり疑問なのである。確かに、「日女の命」は固有の神名であろうが、「天照らす」は、そこに「一に云ふ、さしのぼる日女の命」の分註が付されていることからわかるように、「さしのぼる」とも互換しうる形容表現と考えられるからである。人麻呂が、「さしのぼる」に変わって、「天照らす」という表現を採用したのは、「高照らす 日の御子」との対句的な効果を考えたからではなかったか。そして、「天照らす日女の命」に対し、表現としての「高照らす（光る）日の御子」の方が、明らかに先行する。そうだとすれば、「天照らす」というこの神の名、もしくは形容、「高照らす日の御子」の表現の成立以後、その概念に由りつつ形成されていったとも考えられよう。少なくとも、無原則にこの神名の成立時期を遡らせることは出来ないと思われる。

このように、万葉集による限りでは、「天皇」とは、この地上を治めるために天から降ったものとの認識は見られるもの（それも、天武に対する表現と、それ以降では異なるのであるが）、「コトヨサシ」の主体については明示されていないし、天照大神が皇祖神であるとの表現や認識も認められない。その点で、万葉集の神話理解は（時期によって変化しているが）、紀もしくは紀とは、類似し、或いは影響を受けていると思われる部分はあるにせよ、異なるといわざるを得ない。当時における神話は、明らかに一元的でないのである。そのことのもう一つの検証として、次に続紀に載る8世紀の宣命群、とりわけ即位宣命を中心に考えてみることにしたい。

4. 即位宣命に見られる皇統認識

続紀には全部で62の宣命²⁹⁾が載っており、そのうち7つが即位時の宣命である³⁰⁾。もとより、続紀自体編纂されたものであり、その記事を必ずしも原典のままとするとは出来ないが、宣命については、その性質上比較的原文の内容をとりだしている可能性は高いと考える³¹⁾。また、即位宣命について言えば、新たに天皇位に就くにあたって、皇位継承の正当性と、その根源がいつにあり、それをどのように継承するかという、皇権理念の根本を宣めるものである。それゆえ、この宣命を分析することによって、その時期の国家（朝廷）の公式的な皇統認識を知ることが出来ると思われる。

まず、統紀冒頭を飾るのが日並知の子、輕皇子(文武)の即位宣命(宣命第1詔)⁴²であるが、その内容を見る前に、輕即位の経緯について、改めて簡単に触れておきたい。天武の後継とされた日並知の地位が確定するのは、一般に天武8(679)年5月の、いわゆる吉野盟約⁴³によるとされている。しかし一方で、遠山美都男氏はそれを批判し、この時点で日並知優位は確立しておらず、「草壁と大津の優位性と鸕野皇女(持統)の優位性を示すに限られる。まだ血統による父子継承原理は、世代内継承を克服していない」(遠山1990 P128)としている。確かに、日並知を嫡子と見るにしても、天武の子の中で、大津、舎人、長、弓削の各皇子は、いずれもその母は鸕野皇女と同じ天智の娘であり、それぞれの年齢についてはともかく、血統的に見て日並知と何ら遜色のないものであった。また高市も、その母は宗像氏の出で皇族ではないものの、書紀や万葉集等を見れば、特別な存在であったことがうかがわれる⁴⁴。そうした中で日並知立太子に関しては、天武自身の強力な支持が必要だったはずである。前節で見た日並知挽歌における天武の絶対視は、決して単なる人麻呂の修辭的表现ではない。その上で、天武の死の直後、その最大のライバルであった大津は謀叛の理由で抹殺される⁴⁵。それが計画的であったかどうかは別として、日並知後継のためには、それだけの措置が必要だったのである。にもかかわらず、日並知は持統3年4月、皇位に就くことなく病没してしまう⁴⁶。年わずか1人に25歳、後に残されたのは、当時6歳であった輕皇子一人であった。

持統即位は、この輕の成人後継を実現するための、中継と考えるのが通説である。確かに持統自身、孫の輕皇子即位を強く求めたことは間違いないし、即位当時の状況からして、それが中継の天皇であるということは、宮廷一般に共通する認識であったと思われる。ただ、持統即位の条件としては、単に天武の皇后というだけでは不十分で、天智の娘であるという血統が不可欠の要件であった(水林、2004)。しかしながら、こうした持統の努力にもかかわらず、輕後継は、必ずしも盤石なものではなかった。先にも引用した通り、この時期血統による父子継承原理は、世代内継承の原理を克服していないし、そうした意味で、日並知亡き後、幼少の輕に対して、高市、舎人、長、弓削等の各皇子は、十分に皇位を主張し得る立場を有しており、またそれを支持する動きもあったらしいのである。そのことを具体的に示すのが、懐風藻の伝える葛野王伝の記事である。それによれば、高市皇子繁後とあるから、持統10年7月以後⁴⁷ということになるが、持統が皇族群臣に日嗣(皇太子)をどうするかはあった時、群臣はそれぞれに意見をばさず容易に決しなかったという。その時、葛野王が「我が国家の法となる、神代以来、子孫相承。以て天位を襲う。若し兄弟

相及ばば、即ち乱れ此れより興る。云々」と述べ、弓削皇子らを叱責して座をまとめたため、持統は大いに喜んだというのである。この記事によれば、この葛野王の「神代以来、子孫相承」の一言によって輕即位が確定したことになるが、同時にそれは自明のことだったわけではないことがうかがえる。持統が喜んだのも当然であろう。しかし、問題は、当時の常識では「神代以来、子孫相承。以て天位を襲う。」ことが決して当然のこと⁴⁸ではなく、さらに「若し兄弟相及ばば、即ち乱れ此れより興る。」という発言が、明らかに壬申の乱をさすことは誰にも理解できたであろう。まして、そう発言したのが、敗れた大友皇子の長子ならば⁴⁹、意味するところはそう単純ではない。父子継承を正統とするこの発言は、一方で天武の立場を、結果的に否定するに等しい意味をも持っているのである。しかし、輕即位のために、持統はあえてその立場に立つ。文武即位宣命は、明らかにそのことを示している。

さて、以上のような状況において、持統から皇位を譲られた文武の即位宣命は何を語るか。そこには、かつて人麻呂によって地上の神と歌われた天武はおろか、その天武に並ぶとされる日並知の名すら、一度として登場しない。文武即位の根拠は、正統な皇位保持者である持統の、「授け賜ひ負せ賜フ大命ヲ受け賜ハリ」⁵⁰というその一点のみ求められているのである。それでは、なぜ持統は文武に天皇位を授け得るのか。それは、持統が「高天原一事始メテ、遠天皇祖(とほすめろき)ノ御世、中今ニ至ルマデニ、天皇ガ御子ノアレ坐サムイヤ繼々ニ、天ニ坐ス神ノ依シ奉リシマニニ、現御神ト大八嶋國知ラシメス」ゆえなのである。要するに持統は、その地位を高天原以来の天皇の御子として、「天神」のヨサシによって引き継いでいるからだというのである。そこには、「中継」という認識は微塵も感じられない。しかも、これは次の元明天皇の即位宣命(宣命第3詔)に出るのであるが、文武の統治自体、(持統が文武と)「並び坐シテコノ天下ヲ治メ賜ヒ」とあるように、持統の存在によって保証されたとするのである。

この場合、持統の、歴代の天皇の御子として、というその血統は、文中では触れられないにせよ、まさしく天智を受け継ぐものとしてである(天武を通じてということもあり得ない)。そして、それを引き継ぐ文武もまた、事実上その血統の上に立って位を受けるのである。文武系の諸皇子を血統から排除するためには、天武も、それにつながる日並知も、登場させ得なかったといわざるを得ない。事実、水林氏も指摘するように(水林前掲書)、文武は即位後、文武3(699)年、それまで放置されていた天智陵造営に着手する⁵¹とともに、父日並知より早く、大宝2(702)年には天武と並んで天智忌日を国忌に編入⁵²し、天武に並ぶ待遇を与える。

そして、この即位宣言において始めて、「天皇位」は高天原以来、天皇の御子が代々天神の「コトヨサシ」によって、この国を知らしめるべく受け継がれているのだという理念が（基本的には持続に対して）表明される。しかし、そこでは「天ツ神ノ御子ナガラモ」との表現はあるものの、天孫降臨神話の形成は不十分であり、「コトヨサシ」の主体も「天ニ坐す神」と述べるのみで、明確には示されていない。

このようにして皇位を継いだ文武であったが、在位10年、25歳の若さでなくなる。残されたのは、またはも7歳の首皇子であった。しかも、皇統をめぐる天智系と天武系の問題に、まだ決着はついていなかった。そうした中で文武の母元明即位（とそれに続く文武の姉高皇皇女＝元正の即位）は、明白に首皇子へとつなぐための中継としてのものではなかった。

その上で、改めて文武即位について元明は以下のように語る（宣命第3詔）。即ち持続が「日並知皇子ノ嫡子」文武に授け、「並比坐シテコノ天下ヲ治メ賜」うたのは、天智天皇の定めた「天地ト共ニ長ク、日月ト共ニ遠ク改ルマシジキ常ノ典ト立テ」た、いわゆる「不改常典」を、（持続が）「受ケ賜リ行ヒ賜フ事」なのであると。ここでは、文武即位宣言には登場しない「日並知皇子」の名が見える。しかし、それは日並知皇子の名を出すことに重点があるわけではない。文武が日並知の「嫡子」であるという点が重要なのである。要は、天智が定めたときされる「不改常典」との関わりにある。皇統継承の原理としてこの時始めて登場するこの「不改常典」を、本当に天智が定めたという根拠はどこにもない（少なくとも史料の上で証明するものはない）。重要なのは、それを定めたのが天智である（とされている）こと、そして、明記されていないが、その内容が嫡子相承を原則とするということにある。元明即位宣言には、天神の「ヨサシ」すら登場しない。皇統を決定するのは天智の定めた法なのである。それゆえ、天智→持続→（日並知）を通じて、嫡子たる文武は正統なる天皇であり、また、その地位は文武の嫡子に引き継がれる、という論理なのである。その上で、文武自身は「朕御身ヲシテ坐スガ故ニ（元明ニ）譲リ賜フ」と命じる。元明即位宣言において、元明の即位を正当化しているのは、わずかにこの一言、即ち正統なる天皇（文武）が「譲」ると命じたという一点にしかない。このように見れば、元明即位宣言は、自らの正当性を明らかにするというより、いかに文武の正統なる皇統を、予定された後継者（首皇子）に保証するかに、最も力点が置かれていることは明らかであろう。

次の元正が即位するのは霊亀元（715）年。この時、首皇子は既に15歳、父文武が即位した年齢と変わらない。しかし、祖父（日並知）、父（文武）の例もある。成人するまで見極めたいという慎重論が強く働いていたであらう

（さらに、後述するように未成年での即位が不利であるという事情もあったはずである）。元正即位は、いわば中継の中継といった性格が強い。そのためもあるのか、奈良時代の天皇の中で、元正のみ即位宣言が残されていない²⁰。元明譲位と、元正即位を告げる漢文体の詔が載せられているだけである。はじめから即位宣言は存在しなかったのか、それとも省略されたのか定かたではないが、あえて続紀が省略する理由もないから、はじめからなかった可能性が高い。さて、その詔の中では、それぞれどのように述べているか。元明はその譲位の理由を「今精華漸衰、老期斯倦、……因以此神器、欲讓皇太子、而年齒幼稚、未離深宮」ゆえに「水高内親王、早叶祥符、凤影德音、……今伝皇帝位於内親王」とする。つまり元明がまだ幼く、皇太子（聖武）に位を譲りたいのが、老いて疲れたので、皇太子（聖武）に位を譲りたいのが、老いて疲れたので、元正に位を伝えるのだというのである。それを受けた元正即位詔は、「朕、欲承推讓。履祚登極」とするのみで、天皇位の尊貴性や降臨伝承などには一切触れていない。わずかに自らの即位理由を「欲保社稷」と、皇統を保つことに求めるだけなのである。そうした意味では、即位詔としてかなり異例な詔ということが出来る。

神亀元（724）年、待望の首皇子（聖武）即位が実現する。時に25歳。この聖武即位宣言（宣命第5詔）は、続紀の宣命の中でもとりわけ長大で、複雑に入り組んだ構成を持つが、その論議の要点をまとめれば、

- ① 元正の言として、「この天下は父文武が子聖武に賜うもの」であるが、「聖武がまだ幼かったので元明に授けた」。
- ② その後、元明が元正に譲る際「天智の定めた不改常典のままに、必ず聖武に引き継ぐ」と指示した。
- ③ それゆえ祥瑞（神亀）の出現に当たり、元正より聖武に引き継ぐ、というものである。

要するに、聖武即位の根拠は、a 父文武の遺志であり、b それは天智の定めた「不改常典」に則る、ということにある。

さらに聖武即位宣言の重要な点として、天皇（この場合は元正）にかかる説明として、「高天原ニ神留リ坐ス皇親神魯岐・神魯美命ノ、吾孫知ラシメス食國天下トヨサシ奉リシマニマニ、高天原ニ事ハジメテ……大八輪國知ラシメス後根子天皇」との表現をとっていることにある。これまで漠然と「天神のヨサシ」と表現されていたその主体について、ここで初めて、天皇位は、皇親神魯岐（カムロギ）神魯美（カムロミ）命が、皇孫に「ヨサシ」たものであるという、血縁関係で表現されるのである。上記聖武即位の根拠とあわせて考えるならば、天皇とは、皇親（カムロギ・カムロミ）が皇孫にコトヨサシたもつたものであり、それを血統（父子相承）により伝えることこそ、天智が定めた不改常典の本質なのだという論理

が成立する。皇親（皇祖）の登場する理由は、まさにそのためのものであろう。

問題は、皇親とされるこの「カムロギ・カムロミ」という聞き慣れない神名である。少なくとも聖武即位宣命では、皇祖神を天照大神とはしていない。「カムロギ・カムロミ」とはいかなる神か。これについては、古来難解とされ、現在に至るまで定説はない。そもそも、これが固有の神名なのか、ある神（神々）をさす普通名詞であるのかさえ定かではない。古く「古語拾遺」はこれをカムロギ=高皇産靈、カムロミ=神皇産靈神としたが、その根拠は示していない⁴⁰。記、紀、を始め、8世紀初頭以前に成立した文献にこの神名は見えない⁴¹。その一方、常陸国風土記の「諸祖天神」の語に「俗、カミルミ・カミルギ」と云ふ⁴²の脚注があり、出雲国風土記にも「熊野加武呂命（クマノカムロノミコト）」の表現がある⁴³。また、次節で詳しく見るが、延喜式に載せる祝詞には、皇祖神として「カムロギ・カムロミ」は頻出する。イザナギ・イザナミの例を引くまでもなく、このギ・ミがそれぞれ男女を示すという見解は多い。また「神祖（カミル）にギ（男）・ミ（女）がついて神祖男（カミルキ）、神祖女（カミルミ）という言葉が出来、さらにそれが音便によって「カムロギ・カムロミ」となった」と説く説（西宮2002 P17）もある。この語（神名）が成立するのは、現在残されている史料から考えるならば、聖武朝直前頃と見るのが妥当と思われる。さらに皇祖（スメロギ）の語がそれ以前から使われていることも考え合わせれば、その成立が「スメロギ」に影響されている可能性（溝口 2000）も考えるべきであろう。いずれにしてもこの神名は、皇祖神としての、男女の対偶神と概念されていると見ることが出来る。

その後の、聖武讓位・孝謙即位の宣命（宣命第14詔）も、基本的に同一の論理に立つものである。即ち、「高天原二神積リマシ皇親カムロギ、カムロミ命ノ言依サシ奉リ」しままに、法（不改常典）により引き継がれた皇位を、聖武が譲り、それを孝謙が受ける。しかしながら問題は、孝謙には相承すべき正統な嫡子が存在しなかったことにある。孝謙が、始め新田部親王の子道祖王を、続いて舎人親王の子大炊王（淳仁）を、皇太子に立てた意図は、今ひとつ明白ではない。しかし、いずれにせよ、いかに孝謙が正統天皇として独裁的な権力を握っていても、このことは、そして淳仁即位後道祖の法皇擁立にいたる経緯は、そう簡単に了解を得られることではなかった。何よりも、皇統をめぐって、天智系と天武系の問題だけでなく、大混乱を引き起こしたからである。

そのこともあってか、孝謙（称徳）の出す宣命にも、淳仁即位の頃から微妙な論理の変化が生じている。それは例えば、即位宣命の表現にもかかわらず、淳仁の大権を奪う宣命（宣命第27詔）⁴⁴において、「朕が御祖天皇后

（光明子）ノ御命以チテ、朕ニ告グタマヒシニ、岡本宮御宇天皇（日並知）ノ日嗣ハ、カクテ絶ヘナムトス。女子ノ継ギニハ在レドモ、嗣ガシメト告リテ」と、あたかも孝謙即位が光明子の指示であるかの如く述べる一方で、その直後の宣命第29詔⁴⁵では「朕ガ天ノ先帝（聖武）ノ御命以チテ、天下ハ朕ガ子（孝謙）ニ授ケ給フ」と、聖武の意志である事を再確認していることなどもそうであるが、何よりもそれまでの「皇親カムロギ・カムロミ」や不改常典の表現が消えてしまうことにある。かわって登場するのが「天」である。第29詔の「朕ガ天ノ先帝」もそうであるが、淳仁後継を否定した宣命（宣命第33詔）⁴⁶には、「然レドモ此ノ位（この場合は皇太子をさすが）ハ、天地ノ置キ賜ヒ、授ケ賜フ位ニ在リ」という、それまでの天神の事ヨサシや皇親カムロギ・カムロミとは異なる論理を立てているようなのである。この論理は、基本的に次の光仁にも引き継がれていて、光仁はその即位にあたって「此ノ天日嗣高御座ノ業ハ、天ニ坐ス神、地ニ坐ス神ノ相ウズナヒ奉リ相ヒ扶ケ奉ル事ニ依リテシ」と述べる（宣命第48詔）⁴⁷。ただ、「不改常典」については、次の桓武即位宣命（宣命第61詔）において、再び登場することになる。

ここで、もう一度この「不改常典」と、「カムロギ・カムロミ」との関係について整理してみたい。「不改常典」が初めて登場するのは、既述したように元明即位宣命である。そこでは、日並知一文武への嫡子相承の正当化の論理として用いられた。その次にこの語が使われるのが聖武即位宣命だが、元明宣命における「不改常典」と、聖武宣命における「不改常典」との間には微妙な意味の相違が存在する。元明の言う「不改常典」の論理は、実はそれだけでは聖武即位を保証し得ないのである。皇太子日並知一文武への嫡子相承が正統であるのならば、全く同等の権利を主張しうる人物が、当時存在していたからである。それは、長屋王であった。

長屋王は、父が高市皇子、母は天智の娘御名部皇女⁴⁸、さらに日並知の娘吉備内親王を妃とするというその血統は、当時考え得る最高のものである。高市は、日並知亡き後「後皇子尊」と尊称され、皇太子同様の地位に置かれていた。日並知一文武が正統ならば、全く同じ論理で高市→長屋王も正統と言わねばならない。年齢のハンデ（首皇子がまだ未成年なのに、長屋王は30代の働き盛り）は別としても、母（藤原宮子）が皇族ではない首皇子の血筋よりも、（血統的には）上と言える。そうした中で、聖武即位宣命で主張された「不改常典」の内容は、元明の場合と異なり、「正統なる父天皇の嫡子が、その地位を嗣ぐ」という意味に裏えられるのである。そして、この時点でそれを主張し得る立場にあるのは、首皇子ただ一人ということになる。聖武宣命における「不改常典」は、明らかに長屋王を意識していた。

この、元明から聖武への論理の変化を補強するためのものが、「皇親カムロギ・カムロミ」の登場であろう。聖武の「不改常典」の論理が成り立つためには、(観念的には)天皇は皇祖以来父から子へと、嫡系として血が引き継がれていなければならない。そのためには、その始まりにおいて、父と共に母も存在しなければならない。溟然とした天神の血筋では、嫡子相承は成り立たない。この時点で、皇祖が「カムロギ・カムロミ」という男女(夫婦)神に求められたのは、そのことによると考える。

「不改常典」の論理をめぐるこの推測の正当性は、聖武以降において、この語がどのような文脈、状況で登場するかを見てもわかるはずである。孝謙への譲位宣命で、改めて聖武は、父文武から引き継いだ自身の天皇位の正統性を「不改常典」によって述べる。しかし、嫡子ではあっても娘に譲るにあたっては、この語を用いない。孝謙即位宣命にも使われない。次の孝謙譲位、淳仁即位にも登場しない。父天皇でも、その嫡子でもないからである。同様に、称徳譲位、光仁即位にも登場しない。

この語が復活する桓武は、まさしく正統な父天皇(光仁)から引き継ぐ⁶⁰のである。その意味で、桓武は聖武以来の正統天皇としての意識を強く持っていたであろう。なお「不改常典」は復活するが、桓武即位宣命には「カムロギ・カムロミ」は登場しない。これは、孝謙朝あたりからの神話論理の変化(「天・地」の登場)ともかわるであろうが、同時に、桓武には聖武の時と異なり、天智系か天武系かという問題も含め、血統上で対抗しようような存在が既になかったということも影響している。改めてその血を説かずとも、桓武は堂々と天皇位に就く資格を有していたのである。

以上、長々と統紀宣命について見てきたが、そこで明らかにならなかったのは、何よりもまず、これまでの通説に反して、文武以降奈良時代の血統は、(持続を通して)天智につながるという認識であろう⁶¹。私のこの見解は、前述した如水林氏の説によるものであるが、このことによればはじめて、天智が定めたとされる「不改常典」が絶対視されたり、また、本来新王朝の創始者であるはずの天武の名が一度たりともこれらの宣命群に登場しない⁶²理由が明確になると思う。このような皇統認識を正当化するためには、人麻呂挽歌の如く天武を絶対化、神聖化することは逆効果であったし、天神の「ヨサン」だけでも不十分であった。そこで登場するのが「不改常典」という理念なのだが、それは(史実だとすれば)懐風藻の葛野王伝にある通り、持統朝には用意されていたと思われる。しかし、それが実際に明確化するのには8世紀初頭であり、聖武即位に伴って確定したものであろう。「皇親カムロギ・カムロミ」という男女神が登場するものも、前述したように嫡子相承の正当化のためには、血統上の父母祖が必要だったからであろう。ただ、それが具体的

にどのような神として考えられていたかは、当時においてもさほど明確ではなかったのではないかと。既にその時点では、古事記及び日本書紀はほぼ成立していたが、高皇産靈も天照御大神も独神であって、そうした意味での祖神たり得なかったはずである。

このように見てくれば、8世紀における皇祖神とは、祭祀や神話理念といった次元よりはるかに具体的な、まさに皇位継承に直接関わる、極めて現実的、政治的な問題として意識されていたと言わざるを得ない。そして、そこでは記や紀を通じて知っている我々の理解とは異なる、複数の天神神話が成立し得たのである。それでは、記及び紀は何を主張しようとしたのか。それを見る前に、もう一つ、国家祭祀の基本となる祝詞における論理について、見ておくこととしたい。

5. 祝詞の述べる論理

祝詞とは、言うまでもなく祭祀において神前で宣れるものであり、今日伝えられているものとしては、延喜式に28編が収められている⁶³。この、延喜式祝詞の内容及び論理を分析することは、古代の国家祭祀の構造を明らかにするとともに、それにつながる皇祖神の問題を考える上でも重要である。ただ、延喜式の成立自体10世紀前半⁶⁴であり、取められている祝詞群も、基本的にはその時期のものと考えられる。ただ、祭祀という性格上、いったん成立すれば基本的に大きな変化は生じにくいとする説がある一方、明らかに増補や改訂と思われる箇所も見られ、また、平安朝になって加えられたものもあると考えられる。そうした意味では、現在問題としている8世紀の状況を知る手掛かりとしては、その取扱いに慎重を期する必要がある。ただ、そう言っても、その基本的な構造が成立した時期を推測することもある程度可能と思われる。とりわけ皇祖神の問題と関わっては、後述するように、延喜式祝詞は全て「カムロギ・カムロミ」の名をあげている。これまで見てきたことから明らかのように、この神名が史料上で確認できるのは、概ね聖武朝～称徳朝の約半世紀に限られ、それ以前には通り得ない。祝詞の中でも、皇祖神の扱いは基本に関わる部分と考えられるので、その原型の成立時期についても、(その後の増改訂等を考慮しても)ある程度限定できると思われる。少なくともその原型の成立は、8世紀前半をそう大きく遡ることはあり得ない(もちろん、全ての祝詞の成立時期がそうだということではなく、それ以降に成立したのもある)。

なお、以下では紙数の関係もあり、個々の祝詞についてその全てを見ることは出来ないで、基本的に皇祖神に関わる部分を中心に見ることとする。その場合、神祇令に定める定例の国家祭祀(四時祭)の祝詞群は、皇祖神への言及の仕方において、大きく3つの類型に分ける

ことが出来るように思われる。

その第1は、四時祭の中でも特に重視された祈年祭、月次祭、大嘗祭（新嘗祭）の祝詞群である。とりわけ、祈年祭の祝詞（月次祭祝詞もほぼ同文）は長文のものであるが、その内容は年の始めにあたって、豊作を福の神である御年の神他の神々に祈念するものである。その冒頭で「高天原二神留リマス、皇陸神ロキノ命・神ロミノ命モチテ、天ツ社、國ツ社ト称辭（タタヘゴト）竟ヘマツル皇神等ノ前ニ申サク」と述べて、祭祀の主体が、皇御孫と共に皇祖神であることを明らかにする。その上で、それぞれの神々への祈念の詞が続くが、その中で大御孫の祭る宮中8神、及び天照大御神に対して、改めて天皇（皇御孫）の長久を祈念した上で、再び「皇吾ガ陸神ロギ・神ロミノ命ト、皇御孫ノ命ノツツノ幣帛ヲ奉」と宣うのである。このことからわかるように、この第1類型の祝詞では、宮中8神と天照大神は、皇統の長久に関わるとともに、明らかにカムロギ・カムロミとは別の神としてとらえられている。

これに対し、春日、広瀬、鹿田など、個々の神を祭る祭祀の祝詞には、「カムロギ・カムロミ」の名は一切登場しない。これが第2の類型である。

第3の類型として、大祭祭、晦火祭など、天皇及び宮中に直接関わる祝詞群がある。そこでは例えば「高天原二神留リマス皇親神ロギ、神ロミノ命ヲモチテ、皇孫ノ命ハ豊葦原ノ水穂ノ國ヲ安國ト平ケク知ロシメセト、天ノ下寄サシマツリシ」⁶⁹と宣っていることからわかるように、それぞれの祝詞ごとに多少の表現の相違はあるものの、カムロギ・カムロミが皇親として皇孫を天降したと、天孫降臨の主神であることを明示している。このことから明らかのように、国家祭祀（四時祭）の祝詞では、一貫して皇孫へのコトヨサシと、降臨の主神としての「カムロギ・カムロミ」神を想定している。

これと対照的なのが、天照大神に対する祝詞群で、延喜式には伊勢神宮にかかわる8本の祝詞を載せているが、そこには「カムロギ・カムロミ」を含め、皇祖神に関する言及は一切ない。天照大神に対する呼びかけも、「皇大神」、もしくはせいぜい「天照らしす皇大神」で、鄭重ではあるが非常に簡略なものである。記の述べるように、天孫降臨の主神が天照大神ならば、そのことへの言及があつて良さそうなものだが、一切触れることはない。なお「皇大神（皇太神）」⁶⁹という呼びかけは、いわば最上級の表現であるが、天照大神以外の神々に対しても、祝詞では「皇神（すめかみ）」の表現をとっていることからわかるように、それ自体としては、皇祖神を示すものではない。このように祝詞では、一貫して皇祖神は「カムロギ・カムロミ」神であり、この両神が高天原にあつて皇孫の降臨を指示したという認識に立っている。そこでは、天照大神は最高神ではあつても、皇祖神であ

ることを示唆するような表現も、また、記や紀の記すように、天孫降臨の指令神であるとの言及も、全く存在しない。

こうした朝廷の祝詞に対し、出雲国造神賀詞はそれとは異なった認識を示す。出雲国造神賀詞は、出雲国造が代替わり毎に朝廷に参つて奏上⁷⁰するものである。その内容は、天孫降臨に際し、出雲国造の祖とされる天穂比（あめのほひ）命の活躍を語り、その護りによる天皇の長久を祈るものである。その中で神賀詞は、降臨の主神について「高天ノ神王（カムミオヤ）高御魂ノ命ノ、皇御孫ノ命ニ天ノ下大八島國ヲ事ヨサシマツリシ時ニ」と語る。「神王（カムミオヤ）」という表現も独特だが、降臨の主神は最高神高皇産靈である、と明言するのはこの祝詞のみである。しかし、その一方で、「ココニ親神ロギ・神ロミノ命ノ宣リタマハク、故天穂比命ハ、天皇命ノ手長ノ大御世ヲ、堅磐ニ常磐ニ斎ヒマツリ、茂シノ御世ニ幸ハヘマツレ」ト仰セタマヒシ次ノマニマニ」と、天穂比神に天皇の長久を祈念させるのは「カムロギ・カムロミ」神の指示によるという表現もあるのである。これをどう理解するか問題だが、基本的に、前段で天孫降臨に先立って天穂比神を地上に降すのが高皇産靈神であるとされていること、後段の「カムロギ・カムロミ」神は必ずしも登場させる必要がなく、これも高皇産靈の指示と解して意味が通じることから、本来的には神賀詞では主神は高皇産靈神一神であったと考えられ、その後朝廷の祝詞の影響で「カムロギ・カムロミ」神が混入してきたものであろう。

なお、延喜式祝詞とは別に、中臣寿詞が台記の別記に引用されている。中臣寿詞自体は、少なくとも持統即位の時に奏上⁷¹されているから古いものではあるが、引用されているのは康治元（1142）年のものであり、その内容も、長年の間の錯簡等もあるらしく、趣旨の通りにくいものとなっている。ただ、その冒頭で、「高天ノ原ニ神留リマス皇祖神ロギ、神ロミノ命ヲ以テ、八百万ノ神等ヲ神集ヘタマヒテ、皇孫ノ尊ハ高天ノ原ニ事始メテ豊葦原ノ瑞穂ノ國ヲ安國ト知ラシメテ」⁷²と述べるように、とりわけ皇祖神や降臨をめぐる内容は、延喜式祝詞と基本的に変わるものではないことから、現在残されている形式の成立時期も、そう違つてはいないと思われる。

このように、祝詞を通してみるならば、皇祖神及び天孫降臨の主神は、出雲国造神賀詞をのぞいては、一貫して「カムロギ・カムロミ」神を想定しており、天照大神をそれに関わらせるような認識はない。この点ではその論理は、聖武の宣命の内容に最も近い。先に、現在の存する祝詞の主要なものの原型の成立時期を、聖武朝の頃と推定した根拠もこの点に依る。

以上見てきた如く、人麻呂挽歌にせよ、統紀の宣命群にせよ、祝詞にせよ、そこには天照大神を皇祖神とする

認識も、天孫降臨の主神とするような神話も、全くうかがうことが出来ないものである。少なくともこのことは、8世紀の朝廷においては、我々の知っているような神話は、自明のもので、一般的なものでもなかったことを示している。それどころか、神話は一元的なものではなく、多様であり、柔軟に変化していた可能性が高い。それでは「カムロギ・カムロミ」神が登場する直前に成立したと考えられる⁷⁰古事記や、日本書紀が語る神話とは、一体何なのか。なぜあのような神話の語り方をしたのか。改めて、7世紀末から8世紀初における状況の中で、記紀の語る神話の意味について考えてみたい。

6. 古事記、日本書紀の論理と皇祖神

8世紀初頭における神話認識を体系的に伝える史料は、古事記と日本書紀しか残されていない。というより、そうにして体系的に語ったのは、そもそもこの2書しかなかったし、その典拠となったとされる天皇記、国記や、帝紀・旧辭などが仮に存在していたとしても、記紀のような体系的な神話世界を持っていた可能性は少ない。そうした意味で、当時の神話認識を理解するには、不可欠な史料なのだが、同時に、これまで見てきたように、この2書が語る神話世界が、この時代の公的、一般的な神話観を示しているとは即断できない。

また、記紀神話と通称されるように、記と紀は、それぞれ表現形態は違っているものの、基本的には前代以来の神話を引き継いだ、類似の神話世界を語っているものと考えられ、それ故その異同や相違を、両者比較しながら研究が行われてきた。しかし、近年そのような記紀神話研究のあり方に対する批判が相次いでいる⁷¹。この点については既に触れている(斉藤 2004)ので、詳述しないが、神話世界のみならず、この両書は、異なる世界観、政治認識の上に立つて記述された、全く別個の史料と考えるべきものである。それでは、具体的に、それぞれ何をどのように語っているのか、まず古事記の語る世界から見ていきたい。

古事記の神話世界の根幹にあるのは、「高天原」という概念である。全てをそれを始点とし、それによって生成する。それは、記冒頭の部分を読めばわかるように、「天地初発之時」において、既に存在している。そして、そこに天御中主、高御産座日、神御産座日の造化3神以下の天神(別天神)が出現する。

ところで、この「高天原」という語自体、古くからあったものではないようである。或いは、古事記によって創られた概念であるかも知れない。古事記出現の当時、「高」や「天原(あまのはら)」という語は、万葉集などにも登場するように、かなり一般的に知られた語であったはずである。にもかかわらず、古事記は「高天原(たかあまのはら)」について、わざわざ「高の下を天を訓みて、ア

マと云ふ」と、その訓み方を指示する必要があった。このことは、当時の人々にとって「高天原」の訓みが、自明のものではなかったことを示している。

さて、イザナギ・イザナミ2神(以下ギ・ミ2神と省略)は、天神の指示(コトヨサシ)により、地上に国土大八嶋及び神々を生み出す。これらの神々はギ・ミ2神の血を受けた、地上の神である。一方、黄泉訪問の後、羨ぎによって「天照大御神」以下の3貴神が生じる。この3神は、ギ・ミ2神の血によって生まれた神ではない。イザナギ自身の身体(両目及び鼻)から、いわば分身として生じる。古事記はそのように説く。それゆえ、他の神々は地上界に留まるのに対し、この3神のみは高天原に昇り得る。そして、イザナギは天照大御神に「汝命は高天原を知らせ」と「コトヨ」さして、高天原に送るのである。ギ・ミ2神は天神の「コトヨサシ」によって国土、諸神を生み出し、その分身として生じた「天照大御神」は、そのイザナギの「コトヨサシ」において高天原の主神たり得るのである。そこに、血は介在していないことに注意したい。その後、スサノヲとのウケヒによって(天照大神の身につけた玉から)オシホミミが出現する。かくして天照大御神は、「豊草原水穂園は、我が御子オシホミミ命の知らず国ぞ」とコトヨさして地上に降ろそうとする。結局、その直前にオシホミミに子(天孫)ニニギ(母は高御産座日の娘)が生まれたことによって、この幼児ニニギが天降ることとなる(天孫降臨)。このようにして、記は明らかに天照大御神を皇祖神に据えている。しかし、それは血による系譜によってではない。また、記は、天照大御神に、オシホミミのことを「我が御子」と呼ばせることによってその関係を示すだけで、天照大御神自身に対して直接に「皇親」もしくは「皇祖」といった明示的な表現をとることもしていない。

別天神出現以来、ここまで血による系譜は、唯一オシホミミ→ニニギの関係のみである。そして、この血による系譜によって生まれたニニギは、地上に降り立った後、再び高天原に戻ることはない。ギ・ミ2神によって生まれた神々が、地上に留まるように。高天原世界は、血による系譜をうけつけない。そこでこの関係は、コトヨサシによっているのである。

もうひとつ、記は、天照大神を皇祖神には据えたが、その地位は、充分確固としたものとはなっていない。そのことは、高天原神話の中心となる天孫降臨の場面に明らかである。初め天照大神は、単独でオシホミミを天降そうとする。しかし、それは成功しない。そこで「ここに高御産座日神、天照大御神のみこもちて」、即ちタカミムスヒが天照大御神の指示によって、八百万の神々を集めて対応を協議する。その後も、いわゆる「国譲り」はこの2神によって進められる。そして「国譲り」が終わり、実際に天孫が降臨する際には、「ここに、天照大御

神、高木の神のみこともちて、即ち天照大神が高木の神（タカミムスヒ）の指示によって、降臨を宣るのである。指示の主体が、初めと逆転してしまっている。これは、単純な錯誤による記事とは考えられない。記は皇祖神としての天照大神を登場させ得たが、とりわけ天孫降臨の部分でその記述がおおるは、後述するように、記がつくられた時点においては、皇祖神天照大神という概念は、あまりにも現実の認識からはかけ離れていたからであろう。天照大神は、天界の主神ではあっても、決して皇祖神ではなかったし、また天孫降臨の指令神とも考えられていなかったからである。

しかし、後述するように、基本的にこの古事記の神話は、ある時期正統的なものとして認められていたと考える。それは、具体的に持続から文武朝にかけての、7世紀末から8世紀初頭の時期であった。そのことは天照大神を祭る伊勢神宮の地位が、この時期急激に高まることもともかわる。こうした状況の中で、天照大神の登場を、持続の存在になぞらえて解釈しようとする説は以前にもあったし、最近では水林氏も同様の見解を示している（水林 2004）。確かに、天照大神がニニギに水穂の国をコトヨサせたように、持続もまたその孫經（文武）に天下をコトヨサせた。何よりも、持続はその和風諷号に「高天原」の名を持つ唯一の天皇⁷⁹なのである。その意味で非常に魅力的な説なのだが、しかし天照大神のモデルが、持続であったことを示す明確な根拠は存在しない。いわば、状況証拠による論であり、その点では推測の域を出ることが出来ない。

次に、書紀の描く神話世界の構造についてだが、このことを検討する上では、注意を要する点がある。それは、本文と、「一書に曰く」等として引用される異伝、別伝の関係で、両者は明確に区別して考える必要がある。それがどのような経緯、理由で採用され、掲載されたかはともかく、異伝はあくまで異伝であって、本文としては採られなかったものである。本文と異伝を混同して、同様の内容をあらわしていると考えると、編纂者が述べようとした構造とは全く異なった神話世界を描く⁸⁰ことになる。記の思想は、あくまで記本文から読み取られなければならない。その意味で、以下の分析もまた、原則として本文のみによる。

さて、記はどのように世界の始まりを説いたか。知られるように、記は陰陽論による天地の分離から説き起こす。これを単純に、中国思想の影響によって解釈することは出来ない。仮にそうであっても、なぜそのような説き方を選んだかが問われなければならない。古事記がそうしたように、陰陽論以外でも、世界のはじまりは説くことが出来たはずである。ただ、こうした記の天地の成り立ちの説き方は、或いは高天原を取り上げないこととかわるかも知れない。記は「高天原」の存在を無視す

る。その語を知らなかったわけではないことは、神代巻のみならず、その全30巻において、ただ1回だけだが、この語を使っている⁸¹ことからわかる。しかもそれは、スサノヲの発言中での用例で、記は（記とは異なり）スサノヲを悪神として、徹底的に否定されるべき存在として描いている。あえてそのような場面で、この「高天原」の語を用いているところに記の意図がうかがえよう。

さて、その天地の中に（高天原にではない）神が出現する。天地の中に出現するが故に、それは男女神となるのである。そして、唐突にギ・ミ2神は地上に降る。記と異なり、ギ・ミ2神の行動は、諸天神の「コトヨサシ」によるものではない。その行動はこの2神の独自の判断である⁸²。そして、大八洲とともに、3貴神を産むのである。こうして、血によって生まれた日神と月神は天に送られるが、その際も、ギ・ミ2神は日神に対し「授くるに天上の事を以てすべし」とのたまふ⁸³ただけで、「知らせ」とコトヨサシてはいない。

なお、この日神の名を、記は最初「大日靈貴（おおひるめのむち）」と記す。「天照大神」の名は、その部分の脚注に「一書に云はく、天照大神と云ふ」と見えるだけである。しかし、これ以降紀は何の説明もなく、この「天照大神」という神名を正式なものとして使い始める。人麻呂挽歌の部分で述べたように、「天照らす」という語の成立がかなり新しいと考えられる事もあわせるならば、この日神の名は、本来「日女（ひるめ）」もしくは「大日女（おおひるめ）」であった可能性が高い。さらに、記はこの神に「貴（むち）」という美称をつけているのだが、記に登場する女神の中でこの称号で呼ばれるのは、他には宗像の沖ノ島に祭られる、いわゆる宗像3神しかいない。この宗像3神は、記、紀とも、スサノヲとのウケヒによって、天照大神がスサノヲの物実（劍）から吹き出したとする。天照大神との関わりは深いといわなければならない⁸⁴。さらに、この3女神を祭る沖ノ島は、伊勢神宮などより確実に古くから、国家的規模の祭祀が行われていた事が、考古学的に証明されている⁸⁵場でもある。こうした事を考え合わせるならば、「日る女」神の源流がどのようなものであったか、ある程度の想像は可能なのではなかろうか。

さて、その天照大神は、天に昇って何をしたか。改めて紀神代上下の巻（もちろん本文）を読み返すなら、ほとんど何ら主神らしい事を行っていないのがわかるであろう。天照大神が唯一主體的に行動するのは、スサノヲとのウケヒの場面のみである。このことは、紀におけるこの神の役割が、極言すれば、オシホミミの出現を説明するただけにあるとさえ言える。この後の岩屋戸廻りの段でも、天照大神は新嘗の祭りを行ったり、神衣を織るといった、巫女的な役割を演じているに過ぎず、岩屋戸に隠るだけで、スサノヲの追放にすら関わらない。記

神代上下巻における天照大神の行動は、意外にもこれで全てなのである。

神代下の巻は、天孫降臨を語る。その意味では国家神話として、最も根幹にかかわる部分なのだが、通例の理解と異なり、天照大神は（本文では）全く登場しない。下巻冒頭に「天照大神の子、正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊、高皇産靈尊の女栲幡千姫を娶ぎたまいて」とその名が見えるが、これはオシホミミの系譜を語るため、天照大神自身が登場するわけではない。その一方で、上の巻にはその名さえ見えない高皇産靈神が、皇祖神、主神として突如出現する。この出現について、紀は何の説明も加えていない。そして、神代下では、高皇産靈は一貫して主神、皇祖神として皇孫の降臨を司るのである。ただ、それについて紀は、「皇祖（すめみおや）高皇産靈尊遂に皇孫（すめみま）ニニギ尊を立てて葦原中国の主とせむと欲す」とするように、それはコトヨサシによるものではなく、祖父一孫という、血の系譜に基づいて説くのである。それについて、天照大神は一切関わっていない。

天照大神が再び登場するのは、神武東征において、高皇産靈と共に神武を助ける場面なのである。その理由を、紀は巻9冒頭の神武の発言「昔我が天神、高皇産靈尊、大日孁尊、此の豊葦原瑞穂國を挙げて、我が天祖ヒコホニニギ尊に授けたまへり」によって説明するのだが、神代下の内容からはいかに唐突な発言である。古事記の場合、天照大神を皇祖神に据えるという点で構成上無理をしている部分はあるが、少なくともそのストーリーは首尾一貫させている。紀の場合、天照大神の出現を語る神代上と、高皇産靈による天孫降臨が主体の神代下、そして神武東征神話の相互の脈絡がなく、一見すれば3巻それぞれ別個に記述されたような印象さえ与える。ストーリー構成そのものに無理が生じているといえる。その理由は、天照大神の取扱いに起因していると考えられる。何よりも特徴的なのは、天照大神の位置付けであろう。日神にして女神という性格は、陰陽論による世界の成立を基本に据える紀の構造に於て、明らかに論理矛盾なのである（陰陽論では日=陽=男性でなければならない）。これらのことは、日神天照大神の出現は、紀の基本的な神話構造という内因的な必要性とは別個な、その神話構造の基本が既に成った後に、外的に要請されて付け加えられた可能性を強く示唆する。

以上、主に天照大神に関わる部分を中心に、記と紀の神話の構造を見てきたが、これまで述べてきたことだけでも、その世界観や認識が根本的に異なることが明らかであろう。記の場合、全ての根源に「高天原」が存在し、その後の世界は高天原（諸天神）の意志として、予定的に展開していく。神野志氏の指摘するように（神野志1999）、全ては「高天原」と、その主神天照大神（その扱いについて高御産巢日との間にブレはあるが）に帰着

するところで、その正統性が保障されている。そして、そこでは基本的に、血の系譜ではなく、「コトヨサシ」によって物事は進められている。

これに対し、紀では、世界は天地が別れて以後、別個に存在する。天神もまた並列的、相対的な存在であり、それぞれの行動は、（ギ・ミ2神の国生みがそうであるように）その意志によってなされる。主神が誰であるのかすら明示されていない。既に見たように、天照大神は主神らしい行為を一切していないし、高皇産靈も、降臨の司令神ではあっても、天における位置も役割も、全く触れられていないのである。神々の行動は、「コトヨサシ」ではなく、血の系譜によって規定される。それゆえ、記では天照大神は、始めオシホミミを降ろそうとするのだが、紀では、オシホミミが存在するにもかかわらず、高皇産靈は始めからニニギを降臨させる。高皇産靈とオシホミミでは血の系譜が成立しないからである。

さらに、天孫降臨自体、記では高天原（諸天神）の意志に基づく一回性のものであるのに対し、紀の場合、こうした天神の性格、及びそれが並列的であることから、神武東征にも見られるように、必ずしも一回性のもではない。複数の天孫降臨が存在し得るのである。その意味では、紀の場合、天孫として降臨しても、それだけでは神武の即位は保証されない。神武はその地位を（高皇産靈、天照大神の神助を得てではあるが）自ら勝ち取る必要があった。

「高天原」や「コトヨサシ」と共に、紀が認めない概念は他にもある。「日」がそれである。紀では、基本的に「日神」以外に「日」は登場しない。記における「高御産巢日」、「日子」、「日女」等は、紀では「高皇産靈」、「彦」、「姫」等と表記される。同様に、「日並知」の名も、紀は全て「草壁」（「日下部」と表記することも可能であるにもかかわらず）で統一している。この「日」の否定は、単に用字上の問題にとどまらない。「日継」の概念の否定につながるからである。

一般的には、記も、紀も、天武10（681）年の史書編纂命令¹¹¹をそのスタートと、と考えられている。記序文は、その目的を「邦家の経緯、王化の鴻基」を明らかにすることにあると、天武自身の詔を引いて述べている。そうであるなら、こうした両書の基本的な認識の相違は、一体どこから生じたのか。これを理解するためには、この両書が、天武の命令から完成までに30年以上要した¹¹²というその時間的長さ（とその間の現実的変化）を考慮に入れなければならない。編纂記述に時間を要した、というような単純な理由ではないはずである。

「天皇、新たに天下を平らげて、初めて即位す。」と述べた天武である。その彼が求めた「邦家の経緯、王化の鴻基」とは、いかなるものであったか。彼こそは、地上に降りた「日の御子」=神そのものなのであり、その地位

は、天を治める「日の女」と並ぶとされたのである。天皇（大王）位そのものは、神代から連続と続いてきたものであるにせよ、天武そのものが地上に降りた神祖なのである。その彼が、皇祖神を必要としたらうか。神=天武を中心とする世界秩序と、その「日」をいかに正当に継いでいくべきか、基本的にはそれを明らかにすることこそ、天武の求めた「邦家の経緯、王化の鴻基」ではなかったか。そして、少なくとも持統朝前半までは、その方向で作業が進められていたと考える。しかし、文武即位をめぐって、持統は天武の絶対的権威によることは出来なくなっていた。文武即位と、そのための持統自身の地位の正当化のためには、それにかわる絶対的な権威が必要とされた。具体的には、それが「高天原」と、それにもとづく天神の「コトヨサシ」という論理であつたらう。今一度、即位宣命を振り返ってみよう。「高天原ニ事始メテ……天ニ坐ス神ノヨサシ奉リシマニマニ、コノ天ノ日嗣高御座ノ業ト」（下線は筆者）と述べたのは、文武即位宣命である。これを見れば、明らかに古事記神話は、この時期に限れば、公式の王権神話たり得たといつてよい。少なくとも、天武の求めた「邦家の経緯、王化の鴻基」と、持統・文武朝におけるそれは異なるのであり、古事記は後者の論理に基づいて記述されている。

一方、書紀はその立場に立っていない。ある意味で紀の記述は、天武の要求に出来る限り忠実であろうとしている。何よりも、全編を通しての天武朝の正当化、絶対化の意図がそうであり（そのために、孝徳朝以降天智朝までの史実を、大幅に改ざんされている）、その基本に据えている「血の系譜」の概念も、基本的には（現実政治の上では）天武につながるそれを含意しているであろう。その構造と論理は、そのままでは当時の政治状況の中で、直ちに受け入れられるような内容ではなかったはずである。史実通りとすれば、書紀の完成が、古事記成立よりさらに8年も遅れるのは、そうした事情が存在していたからと思われる。

しかし、一時的には公的な王権神話たり得た古事記神話も、現実政治の展開の中で、その位置を保ち続けることは出来なかった。聖武即位をめぐる状況は、新たな王権神話の論理を求めざるを得なかったからである。そのようにして登場するのが「不常典」であり、「皇神カムロギ・カムロミ」の概念であつたらう。確かに、聖武即位のためには「血の系譜」の論理が必要であった。しかし、それは紀の述べる「血の系譜」とは異なるものでなければならなかったのである。

一般に記紀の神話は、祭儀のための神話と考えられている。しかし、祝詞の分析からも明らかなように、この時代の神話は、直接には個々の祭祀と対応関係にあるわけではない（神野志 1999）。そもそも当時においては、神話は我々が考える以上に、皇権理念という現実的な問

題と直結していた。神話とは、皇権の正統性を、神を通して語る、その意味ではまさしく極めて政治的な意味を持つものであった。しかも、この100年間の皇権理念は、決して固定的なものではなく、変動し続け、常に緊張と葛藤の中にあつた。一つの神話がある時期の皇権理念を正当化し得たとしても、次の世代においてもそうである保障はなかった。我々は、記、紀をはじめとする古代の神話を、既に完成されたもの、固定したものとして理解しようとする。しかし、実態はそのようなものではなかった。7世紀末から8世紀にかけて、神話は常に変化した、脱皮し続けるのである。

しかしながら、神野志氏も指摘する如く（神野志 前掲書）、このような皇権神話の多様性は、皇権理念の分裂につながりかねない。一体何が正統な皇権理念なのか、を求める動きは当然に生じてくる。しかし、それを確定するには、皇権理念が固定化していく9世紀を待たねばならなかった。その時点では、古事記も日本書紀も、既に本来の機能を果たし終え、政治的現実性から遊離したものとなっていたのである。

この節の終わりに、こうした皇権神話の一元化への動きを、「古語拾遺」の記述によってみておくことにしたい。「古語拾遺」は、祭祀氏族であった忌部氏（忌部広成）が、一族の職掌の根源を説き、その地位の回復を主張するために作成したものと考えられている。そして、そのための論拠を記、紀に求めるのであるが、そこで説かれる神話は、記、紀に拠りながら、明らかにそれとは別のものになっている。具体的には、例えばニニギが「天照大神、高皇産靈命二性の神の孫なり。故皇孫と云ふ。」としたり、天孫降臨にあたって、「天祖天照大神・高皇産靈命あい語りて曰く、それ、葦原の瑞穂の国は云々」と、いわゆる天壤無窮の神勅を宣らせ、さらに「いわゆる神靈の劍・鏡是なり」と神器に言及しているなどがそれで、記、紀本文、及び各異伝を巧みに組み合わせながら、そのいずれでもないものを、あたかもそれが古来から正統に引き継がれた神話であるかの如く語るのである。天照大神を「皇祖」と明記（古事記はそうに記さない）するのも、この「古語拾遺」が最初である。この後繰り返される書紀の講読等もそうだが、そのようにして記本文と異伝、そして記は、次第に一元的な神話として再構成され、祭祀の神話へと変貌していく。今日我々が一般的な意味において知っている記紀神話とは、そのようにして、この時代に再構成されたものであり、皇祖天照大神という概念もまた、その中で生まれてくる。そうであるならば、改めて8世紀において、天照大神とは何であったのかを、最後に取り上げたい。

7. 8世紀における天照大神の位置と意味

以上見てきた如く、8世紀において、天照大神が皇祖

神として考えられていなかったことは明らかである。それでは、皇祖神とはいかなる神だったのか。皇親と明示される「カムロギ・カムロミ」が登場する以前においては、概念上の祖神は一般に「天神」と表現されるのが普通である。しかし、それは血統上の祖、或いは大王家の「氏神」というようなものではない。大王個人の血縁的な繋がりというより、神代以来連続と続く王統の系譜の、始源の存在としての祖神、そうした意味での王権の根源、という意味において考えられていたと思われる。そして、そのような意味においての祖神として、以前から知られていたのは、紀が皇祖神とした高皇産靈だったのではなからうか。溝口氏は、「タカミ」という美称について、これ以外には「タカミクラ」という用例しかないことを指摘して、「この至尊を意味する形容語は、天皇に関わる事柄のみに用いられる語である」(溝口2000 P177)と述べている。また、記が「高御産巢日」と表記するのに対し、紀が一貫して「高皇産靈」と「皇」の字を宛てていることも、この神が皇権と強く結びついていることを示している。紀がこの神を、全く何の説明もなく、突然「皇祖高皇産靈」と記し出すのも、それが当時は、必ずしも唐突な表現とは感じられなかったからであろう。少なくとも、天照大神については、記も、紀も、出現の来歴を説明する必要があったにもかかわらずである。さらに、天照大神が宮廷を離れた伊勢に祭られるのに対し、高皇産靈は、延喜式にあるように、最も重要な神の1柱として、大御巫により、神祇官西院において、日常的に奉祀されていた(宮中8神)。この8神は、ムスヒ系の5神の他、大宮實、御食津神、事代主神であるため、一般には天皇の霊及び身体の護持のためと考えられているが、単なる護持神というより、(とりわけ高皇産靈は)皇權乃至皇統そのものの神として祭られていたと考える方がよいと思われる。岡田氏も指摘される如く(岡田1992)、この8神は、延喜式では、四時祭の9月条で、神嘗祭とともに祭祀が行われる⁴⁴ことになっていた。その意味で、伊勢神宮と同等に扱われていたことになる。ただ、この「御巫奉斎神祭」は、神祇令には見えず、果たして8世紀に遡り得るか疑問であるが、いずれにしても、8世紀段階においても、高皇産靈神が皇權にとって重要な神だったことは間違いない。

なお、岡田氏は伊勢神宮の成立にかかわって、その本来の祭神にこの高皇産靈を想定し、後に高皇産靈に奉斎する巫女が次第に神格化してその地位を交替し、それが天照大神の原型となったとしている(岡田1970d)が、これは成り立ち難いように思われる。そもそも、高皇産靈神が、古く伊勢の神であった証拠がないこと、また、神を奉斎する巫女が次第に神格化し、祭神に加わるという例はある(例えば住吉3神に対する姫神の存在⁴⁵)等の、本来の神が痕跡すらとどめないほどに入れ替わる

ことは、通常考え難い。いずれにせよ、8世紀初頭まで、祖神としての地位を占めていたのは、高皇産靈神であると考えるのが自然だと思われる。なお、異なる論点からはあるが、溝口氏もまた、この立場に立っている(溝口前掲書)。

しかし、それは伊勢神宮とはいかなる存在なのか。そもそも、8世紀において、当時の朝廷は伊勢神宮をどのように位置付けていたのだろうか。あれほど鄭重に祭られ、重視されているにもかかわらず、伊勢神宮の性格に触れた記述は、ほとんど何もないのである。ともかくそれらしいものとしては、純紀天応元(781)年、伊勢神宮の上空に美雲が出現したとして改元する詔の中に「彼神宮者、国家所鎮。自天応之。吉無不利。」(かの神宮は、国家の鎮めとあるところ。天よりこれに応へ、吉にして利あらずといふことなし)と見える⁴⁶他は、類聚三代格に載る延暦20(801)年の太政官符⁴⁷に「凡此大神者、天下貴社」(およそこの大神は、天下のかしこきところ)とある2例程度なのである。この記述のみからは、伊勢神宮は国家鎮護のための重要な神社であることは知られても、皇祖神であるとも、最高神であるとも判断がつかない。

平安時代に入ると、伊勢神宮側でつくられた記録類が登場する。中でも「皇大神宮儀式帳」は、延暦中に成立した⁴⁸とされ、この時期の伊勢神宮の具体的な様子を知る上で重要な史料だが、こうした伊勢神宮側の手になる史料でも、齋王について、紀にはない伝承を詳しく述べる程度で、天照大神を記や紀の神話に関わらせて、付合せたりする記述がほとんど見られない。当時伊勢神宮側が、記、紀の存在を知らなかったとは考えられないし、事実、火事で所蔵していた「日本紀2部」が焼けたとの記事⁴⁹もあるくらいだから、充分承知していたはずである。これらの神話を取り上げることは、伊勢神宮にとってその重要性を高めこそすれ、不利になる点など何もない。にもかかわらず、ヤマトタケルの伝承にすらほとんど言及しないのである。ほぼ同じ時期に、「古面拾遺」において忌部広成が、記、紀の神話をアレンジした独自の(忌部氏流の)祭祀神話を作り出し、自氏の立場の強化を図ろうとしたのとは随分様子が異なる。これをどう見るか各論があるが、少なくとも、当時の伊勢神宮は、あえて記や紀の神話に付合せさせるような方法で自己の地位の強化を図る必要もないほどにその立場は明確であると、自信を持っていたからではなからうか。

このように、皇祖神であろうとならうと、8世紀において伊勢神宮は最も重要な国家祭神であったことは確かである。しかし、国家祭神そのものは、伊勢に限られたものではない。古くは大三轮、石上などがそうであったと考えられるし、他にも住吉、大倭、紀伊、宗像の神などは、明らかに国家祭神であった。また、光明記16年

の条に、百済が新羅に破れ、聖明王が戦死したことについて、蘇我稲目の言として、かつて倭が百済を助けた時、百済が倭の「建邦之神」を祭り安泰を得たのに、それをなすがしろにしたからこのような危機を迎えたのだから、改めて「神宮」を修理して「連邦之神」を祀れと述べたという記事²⁹⁰が見える。稲目はこの神について「天地割け判れし代、草木言語せし時に、自天降来りまして、国家を造り立てし神なり」と説明している。これが、その当時のものであるかどうか別として、ある時期そのような認識があったことの反映であろうし、これもまた倭の国家神、祖神であることは間違いない。これらのうち、7世紀後半には伊勢、住吉、大倭、紀伊の神々が特に重視されていたと思われる²⁹¹。いずれにしても、本来伊勢は、そうした国家神のうちの一つであった。7世紀末以降、特に伊勢の地位が上がり、最高位におかれるのだが、はじめからそうであったとすることは出来ない。

このことにかかわって、伊勢神宮の重要な特徴として、齋王奉仕があるが、基本的にこの齋王奉仕は、国家神に対する王権の敬意、尊重の意のあらわれではあるにせよ、実のところ伊勢のみのものでないし、齋王奉仕自体が皇祖神に結びつくものでもない。具体的には、紀の伊勢神宮鎮座の発端となる崇神6年条で、それまで宮中に祀っていた天照大神と大倭国魂神2柱を、その勢いを畏れて、宮の外に出すこととし、天照大神には豊鍬入姫を、大倭国魂神には淨名城入姫をつけて、祭らせた²⁹²とあるように、皇女が奉仕するのは伊勢に限られるわけではない。同様に、大三輪神とヤマトヒモモノ姫の伝承も、一種の齋王奉仕伝承とすることが出来るであろう。さらに伊勢齋王に関しては、紀の記す継体朝のササグ皇女以降の齋王の存在は事実としても、それだけでは伊勢にいたことの証明にはならず、当初齋王は宮中もしくは倭において神に奉仕していたのであり、実際に伊勢に赴くのは、天武朝の大来皇女が最初であろうとする説（筑紫2002、林1991、他）もある。なお、これについては、伊勢宮遺跡の最古の遺構が7世紀後半のものであり、その後8世紀後半に大幅に拡張され、9世紀までその状態が維持されているとの櫻村氏の指摘（櫻村2004）もある。さらに、平安遷都以降は、新たに賀茂斎院の制度も出現する。このように、皇女が神に奉仕するという齋王制度そのものは、伊勢に限定されるものでもないし、皇祖神とも関係ない。

さらにもう一つ、伊勢神宮については、その神体である神鏡と、天皇即位の象徴である神璽（いわゆる、鏡、剣、玉の三種の神器）との関係がある。いうまでもなく、伊勢に祭られる御神体は、天照大神の形代である神鏡で、この鏡は岩屋戸隠れの際に天照大神を引き出すにあたって造られたとされている。これが、天孫降臨に際し、剣、玉とともにニギに授けられたことになっているのだ

が、この話は記しか載せておらず、記本文は鏡を含め、神器については一切触れていない。そもそも、皇権を象徴する三種の神器が天孫降臨に由来するという、今日一般的に知られる通説は、それ自体後世に成立したいわば全くの誤解であり、記自体天照大神の言として「この鏡は専ら我が御魂として、吾が前を拝くが如くいつき奉れ」と、鏡について触れているだけで、剣、玉については何も述べていないし、それが神璽であるとしてもいない。さらに、同じく神鏡を神体としている紀伊の日前・国懸神社の鏡も、伊勢と同じく岩屋戸隠れの際に造られたという伝承を有するのである。これをどう見るか。

確かに、即位にあたって群臣が大玉に、王権を象徴する宝器（レガリア）を捧呈することは以前からあったらしい²⁹³。しかし、神璽奉仕が、明確に確認できるのは持統即位²⁹⁴からであり、その際の神璽（忌部氏が奉る）は、剣と鏡の2種のみで、玉は出ない。また、その鏡自体、伊勢の神鏡とは関わない。その後も、8世紀における神璽は、剣と鏡の2種であることにはかわりはない。この剣・鏡を天孫降臨に結びつけ、天照大神が授けたというのは、「古語拾遺」が「所謂神璽の剣・鏡是なり」とするのが最初である。しかも、この場合も神璽としては剣・鏡の2種（忌部氏が奉る）のはこの2種のみをあげて、玉については「矛・玉は自らに從ふ」としているにすぎない。神璽が鏡・剣・玉の3種（三種の神器）と考えられるようになるのは、平安朝以降のことである。少なくとも、8世紀における伊勢の神鏡は神器でもなく、皇権を保障するものでもない。あくまでも天照大神の（地上における）形代として存在するものであって、神璽とは関わない。

さて、天照大神はともかく、国家祭神としての伊勢神宮が成立するのは、いつ頃のことであろうか。ここでそれについて詳しく検討する余裕はないが、本論とも関わるので、概略について見ておきたい。古代においても、かなり以前から王権と関わりて日神信仰が存在していたのは確かであろう。例えば、紀敏達天皇6年条には「詔して、日祀部（ひのみまつりべ）、私部（きさいちべ）を置く」という記事²⁹⁵が見える。このうち、私部は皇后（当時まだその語はないが）に関係する部であり、それより上に置かれる日祀部は、その文字通り、日神祭祀にかかわるものであろう。これを確実に敏達朝（6世紀後半）のものとすることは出来ないが、そのころまでは遡ると考えられていたことを示している。ただ、この日神がどのようなものであったかは確定し難い。前述したように、様々な日神信仰が存在していたと思われるからである。延喜式にも、天照大神以外の日神を祭る神社の名が見えるし、顕宗3年紀には、月神、日神がそれぞれ阿閉臣事代に「我が祖、高皇產靈」に神田を奉れと託宣したという記事²⁹⁶を載せている。この日神についても、

「對馬下直直が記に侍ふ」とあるように、天照大神のことではない。さらに、隋書が遣隋使の言として伝える「倭王は天を以て兄とし、日を以て弟と為す。天未だ明けざる時、出でて政を聽き蹴臥して坐し、日出でれば便ち理務を停め、云う。我が弟に委ねんと。」という有名な記事⁹⁷⁾も、それが事実なら、記・紀とは異なる日神に対する認識を示していることになる。これらのことから、日神信仰が存在していたことは明らかであるにせよ、それをそのまま伊勢に結びつけることは出来ない。このことと関連させていえば、宣命などで、天皇の地位を「日繼」と表現するが、この「日」についても、一般には日神に関わってとらえられている。しかし、果たして本当にそうかどうか、「日の御子」の「日」であるとも考えられるのである。

ただ、伊勢神宮の日神信仰を壬申の乱に結びつけ、それ以降に成立するとの説は、成り立ち難いと考えられる。それ以前から伊勢では日神信仰が存在していたし、その主神が、岡田氏の述べる如く、高皇産靈から「日る女」に変更されたというようなこともなかったであろう。紀は、伊勢神宮の創祀について、当初宮中に祀っていたものをその後倭（笠縫邑）に移し、さらに（倭姫が）伊勢に動座したとするが、国家神がこのような形で動座する⁹⁸⁾ということとは考え難い。これは神宮そのものの移動ではなく、斎王伝承との混同によるのではないかと、斎王が当初宮中、次に倭国内、最後に伊勢（伊勢斎宮）で奉仕したという伝承、もしくは、後に斎王が倭国内での斎斎の後伊勢に赴いたという事実、に引かれた記事である可能性が強い。伊勢の日神信仰は古くからのものであり、どこから移された、というようなものではないであろう。また、この日神が女神とされることも、（その成立時期はともかく）当初からと思われる。

しかし、それが国家神として重視されるようになったのがいつ頃かというのは難問である。あえて言えば、壬申の乱冒頭で、大海人皇子が遙拝していることを事実と見れば（そして、以後の展開を考えれば、それを否定する理由も根拠もないが）、その名が「天照大神」かどうかは別としても、ともかく既に伊勢に日神が祭られていたことは否定できないと思われる。その一方で、紀は用明朝のスメア姫の斎王派遣以降、この大海人の遙拝まで、伊勢神宮について全く触れていない。6世紀代については、特に中大兄の蘇我氏打倒のクーデター以降の7世紀後半は、国内も、対外的にも、激動の時代であった。とりわけ663年の白村江の敗戦以降は、いつ唐、新羅が進攻してくるかわからないという、まさに危急存亡の時期である。事実、669年には、新羅が唐の倭遣攻撃準備の情報をもたらし、さらに唐使郭務掠が2000人の大使節団を率いて来日する⁹⁹⁾。これを友好関係を求めたとは、当時誰も考えなかったであろう。もし、当時から伊勢神宮

が王権神、国家守護神であるならば、このような情勢の中で全く登場しないことは、いかにも不自然だろう。

大海人が伊勢を遙拝したことは事実であり、また当時伊勢において日女神が祭られていたことも確実と思われる。しかし、上記の状況からして、それはまだ国家祭神の地位を得ていなかったと思われる。では、なぜ大海人は伊勢を遙拝したのか。ひるがえって当時の状況を考えるなら、吉野から伊勢に脱出した大海人にとって、他の国家神を選択する余地など、そもそもなかったのではないかと。この時期の国家神として重要なものは全て、後、難波（住吉）、紀伊（日前・国懸）等、大海人の手の届かないものであった。数ある国家祭神の中から特に伊勢が選ばれたのではなく、当時の緊迫した状況にあって、大海人が手近に祈念しうる神は、地元伊勢にしか存在しなかったと考えるべきであろう。

なお筑紫氏は、この大海人の遙拝について、自然神である日神に雷雨の止むことを祈念したに過ぎず、伊勢とは関係ない（筑紫 前掲書）としているが、これは明らかに紀の誤読によるもので、採ることは出来ない。また、この事件を契機として、天武・持統朝に伊勢神宮の地位は急上昇する。直木氏の研究以来、これを壬申の乱勝利に伴う報賽と見る考えが多い。しかし、それも単純に過ぎる見方であろう。天武の伊勢重視は、単に壬申の乱での神助の故のみではなかったはずである。今一度、当時の東アジア情勢を振り返ってみよう。前述したような国際的な緊張関係の中で、壬申の乱という、古代史上最大の内乱を乗り切ったことは、この上もなく危険な賭であった。それが何の対外的な干渉を引き起こすこともなく、天武の勝利に帰し得たのは、僥倖のようなものであった。たまたまその時期（671～676年）、新羅と唐は、朝鮮半島の支配権をめぐるの戦闘に突入りしており、倭の内乱に介し得る余裕がなかったにすぎない。この戦いは、結局676年、唐の朝鮮半島撤退によって一応決着するが、その後も、倭を含めて軍事的緊張状態は継続する。天武が「凡そ政治の要は軍事なり」¹⁰⁰⁾と述べたのは、まさにそのような状況下においてであり、そうした中で新王朝を開いた天武は、おのれの王朝を保持するために全力を尽くさなければならなかった。そして、それを護る神もまた、必要としたのである。それが、壬申の乱に勝利をもたらした伊勢神宮であったのは、いわば当然のことだろう。天武及び持統朝において伊勢神宮の地位が急激に高まる理由は、そのように見なければならぬと思う。伊勢神宮が、国家守護の最高神の地位を獲得するのは、この時期以外にはない。

それでは、国家守護神としての伊勢神宮とは、具体的にはどのような神か。このことに関して、岡田氏は伊勢神宮が他の神社と異なる特徴を幾つか挙げている（岡田 1994）が、その中で、

- ・祭神の季節的な来臨の痕跡がないこと
- ・常設の神殿の成立が、一般の神社に比べて格段に早いこと

の2点も指摘している。この2つの特徴は互いに関係しているが、岡田氏の説く如く、古代においては神は季節や必要に応じて、人の前に出現するものであって、常に一定の場所に留まるものではなかった。例えば、稲の神は春になると山から降り、収穫とともにまた山に帰っていくのである。それゆえ、古くは神がよります大木や岩などの神籬（ひもろぎ）そのものが神域とされて、社は常設のものではなかった。ところが、伊勢神宮では、神は一年を通じて神宮に留まるとされる（それゆえ朝夕の大御饗に専任欠かさず供えられる）。また、神主及び物忌以上の専任神職が存在して奉仕する。これらは、明らかに伊勢神宮が他の一般的な神社と異なるものと認識されていたことを示すといつてよい。

これについて牟禮氏は、伊勢神宮の建築としての機能、性格を分析して、「その本質は、何よりも正殿という称に示されているように、天皇の正殿に倣う、御殿としての性格を有することから生じる。」（牟禮 1999 P21）とし、その内部の調度類についても、天皇の御座の室礼と同じ構造になっていると指摘している。要するに伊勢神宮は、神を祭る社ではなく、天照大神が住まう御殿（みあらか）なのである。これについては、記もヤマトタケル伝で、伊勢参拝を「伊勢の大御神の宮に参入りて、神の朝廷（みかど）を拝みて」と、あたかも王宮への参拝の如く表現している。また、延喜式には「凡二所太神宮内、不得拜仗参入」¹⁰¹とあり、これも宮中における規定と同一のものである。さらに、牟禮氏は、伊勢神宮の「心の御柱」についても、「いみ柱」と称されたのは、天皇御殿の大宮柱（斎柱）と伊勢神宮の「心の御柱」（忌柱）であり、ともに忌部氏がかかわって造り立てた特別の柱に対する名称であった」（牟禮前掲書 P25）として、両者の共通性を指摘している¹⁰²。これらのことは、基本的に伊勢神宮が、天皇の住む御殿（みあらか）と同じ扱いであることを示している。式年遷宮の制も、このことに反するものではない。

ここで思い返して頂きたいが、人麻呂はその挽歌で、地上の王天武に対し、「日女の尊」を天界の王に据えた。これに類似する表現は紀にも見られる。倭姫による伊勢遷座を詔る垂仁25年紀は、その譯注の形で異伝をのせるのだが、そこでは倭大神（前に出た倭大國魂神であろう）が、大木口宿禰にかかって、「太初の時、期（ちぎ）りて曰く、『天照大神は悉に天原を治む。皇御孫尊は専に葦原中国の八十魂神を治む。我は親ら大地官を治む。』とのたまふ。云々」¹⁰³と託宣したというのである。これによれば、そもそものはじめにおいて、天照大神は天を、天皇が地上（葦原中国）を支配し、倭大神は大地官（地主

神であろうか）を治めるとの約束がなされていた。このように見れば、天照大神とは、天皇が地上の王であるのに対する、いわば「天界の王」なのであり、その宮殿こそが伊勢神宮である、ということになる。そうであるならば、牟禮氏の指摘する如く、伊勢神宮が天皇御殿（みあらか）と同等の扱いを受けるのは何の不思議もないし、そもそも神を祭る社ではないということになる。

実は、このことは、天皇が伊勢を拝さぬ理由や、私幣禁断の意味を明らかにすることにもつながると考える。天皇が地上の王である如く、天照大神が天界の王であるとするならば、両者は基本的に対等の立場に立つ。両者がいかに礼を尽くし、友好的な関係にあらうとも、一方が直接他方を拝するということにはあり得ない。それは、上下の礼を取ることになるからである。このことは、国際関係における君主相互の立場を考えれば明らかであろう。唐の皇帝に使を遣わしはしても、天皇自らが拝することはあり得ない。もし、そのようなことが起こるとすれば、それは臣従の礼を取る場合に限られる。

私幣禁断についても同様である。皇位をうかがうということは、皇族についてはあてはまっても、諸臣諸氏の場合に当てはめることは出来ないであろう。そうではなく、地上の王の配下にある以上、そもそも他の王には拝し得ないのである。臣は二君に仕えることは許されない。遣唐使同様、陛下が拝することが出来るのは、天皇の命による場合のみである。

このようにして、天界の王としての天照大神（天照らす日の女神）と、地上の王としての天皇（高祖らす日の子）と、この両者の関係をとらえ直してみれば、天照大神とはいかなる神であり、なぜ国家の最高神とされるのか、ということの意味が明らかとなるであろう。要するに、天界の王たる天照大神が存在する限りにおいて、地上の王である天皇の存在もまた保障される。地上に混乱が生じれば、それは天界に及ぶし、その逆もまた真、なのである。その意味で、両者はまさに一心にして、同体の関係といつてよい。そして、天界の王の安寧を保障するものこそ、その御殿（みあらか）としての伊勢神宮ということになる。それゆえ天照大神は、王権守護神とされながら、皇位の問題に介入することはない。もし天界の王が地上に介入すれば、それは内政干渉に他ならないし、またそれにより地上が混乱すれば、天界にも波及せざるを得ない。

天照大神を、国家守護神、王権守護神と表現するのが一般的なのだが、厳密な意味ではそれは正しくないと思われる。以上述べてきたように、天照大神が天界の王として保障するのは、天界の秩序の維持を通じての、天皇を中心とする地上界の秩序なのである。その意味では、やや突飛な表現であることは充分承知の上であえて書けば、語の本来的な意味においての、「国体」維持の神であ

ると表現することが可能であろうし、より正確な意味を伝えることとなろう。いずれにせよ、8世紀において、天照大神はそのようなものとして存在したのであり、最高神ではあっても、皇祖神としてではあり得なかった。

しかし、古事記や日本書紀は、天照大神について、そのようには描かなかった。それはなぜだろうか。既に見たように、そもそも紀は、天照大神を天界の王に位置付けること自体を、基本的に拒否した。紀にとつての最高神は一貫して高皇産靈なのであり、天照大神ではない。天照大神の天界における役割は、極言すれば、オシホミミの親、というその一点に尽きる。

一方、古事記はそうではなかった。高天原という概念を生み出すとともに、天照大神をその高天原の主に据えた。さらに言えば、紀は天照大神に皇祖神の役割をも持たせようとした。この時期、そのような認識は全く特異なものであったにもかかわらずである。そして、天界の王という概念と、皇祖神とは、この時期両立するものではなかった。

いずれにせよ、記も紀も、その神話はある状況、時期における現実に対しての、編纂者たちなりの認識の反映を示す。しかし、必ずしもそれが、そのまま当時の公的、正統的な皇権概念を反映しているとは限らない。また、何よりも両者とも書物としてある以上、必然的に、それが記述された時点で固定化されてしまう。しかし、見てきたように、当時の現実においては、神話そのものさえ、皇権の有り様や、政治状況にあわせて多様に存在し、生きて流動していたのである。

その意味では、神野志氏も説く(神野志 前掲書)如く、記、紀の神話は、祭祀とも対応していない。それぞれの神話は神話で、祭祀は祭祀で体系化し、別個に天皇を支えている。そのような多元的なあり方は、確かに皇権の正統性を損なう危険性を伴うものであったことも事実である。しかし、その解決は、8世紀の皇権をめぐる混乱が解消されるまで待たねばならなかった。記、紀の神話を一元化するとともに、それを祭祀と結びつけていく動きは、9世紀以降具体化していくのである。

7. おわりに

以上、延々とまわりくどく、かつ、わかりにくい文章を運んでしまった。改めてその要旨をまとめれば、

1. 天照大神は、8世紀において、皇祖神として位置付けられたことは全くなかった。
2. いわゆる「皇祖神」という概念が登場するのは、8世紀においてであるが、それは皇位継承をめぐる極めて現実的、政治的な課題における理念を示すために必要なものであった。
3. 皇位継承をめぐる問題とは、具体的には、天智系と天武系をめぐる対立、葛藤であり、それは、記、紀の神

話にも反映されている。しかし、この時期において、神話とは一元的、固定的なものではなく、多様で流動的な存在であった。

4. 天照大神とそれを祭る伊勢神宮が国家祭神として、決定的に重要な意味を持つようになるのは、天武・持統朝においてであった。その背景には、壬申の乱も含め、当時の国際情勢の緊張があった。

5. 8世紀において、天照大神は、地上の王である天皇に対して、天界の王として認識されていた。伊勢神宮は、神を祭る社ではなく、天界の王の宮殿であり、天皇と天照大神は、その意味で対等の存在であった。

6. 天照大神が国家守護神であるのは、天界の王として、天の秩序を保持することを通じて、地上の秩序を保障するからであり、その意味では「国体神」という表現がより正確とさえ言える。

7. 今日一般に知られる記紀神話観や、天照大神観は、基本的には8世紀に存在したものではない。それは9世紀以降の記、紀神話の一元化や神話と祭祀との結合の過程の中で具象化されていくものである。概ね以上の通りである。

我ながら、改めて長大で、意味の通りにくい論考となつてしまったと恥じざるを得ない。確かに、このようなテーマを選んだ以上、そう簡単にいくはずはないという覚悟はあったが、それにしてはここまで論をまとめるのにも、苦しみ抜いた。そもそも、天照大神や伊勢神宮の性格を正面から取り上げた研究は、実のところ多くはない。そうしたことを承知の上で、悪戦苦闘した結果がこれであるとご理解願いたい。

それにしても、上記にまとめた天照大神像は、通説に比べて余りにも異質に過ぎると、大方がお感じになるであろう。論旨をまとめるにあたって、決してその論証が充分でないことも承知している。私自身、これが全て正しい答えであるとは考えていない。その意味で、今後も検討を続けていくつもりである。しかし、その基本的な方向については、そう大きく間違っていないのではないかという、多少の自負はある。改めてご批判を乞う次第である。

「天照大神は何物やらん。つやつや知らずで過るは、あさましくかなしきわざならずや」と記したのは、本居宣長翁である。我ながら分不相応な、重すぎることを承知の上で、このようなテーマに手を染めたのは、実は宣長翁への多少の対抗心もあったからである。それにしても、翁がそのように語って既に200年、我々は、翁の言葉からどれほど歩み出せたのであろうか。

註

- 1) 以下本論で引用、参照した史料の出典については、特に断らない限り、下記の通りである。
古事記・祝詞、日本書紀(上・下)、風土記、万葉集(一—四)、慣風集、以上 日本古典文学大系本(岩波書店)。続日本紀(一—五)、新

日本古典文学大系本 (岩波書店)。令義解、令集解 (第一—第四)、類聚三代格 (前・中・後編)、延喜式 (前・中・後編)、以上 新訂増補國史大系 (普及版) 本 (吉川弘文館)。

- この神の名を、日本書紀は「天照大神」、古事記は「天照大神」と表記する。本編では、一応、記述について「天照大神」の表記をとる。このことは、別に筆者が書紀の立場に立つということを意味するわけではない。必要に応じて、「天照大神」と表記 (特に古事記の記述にかかわる) する場合もある。なお、奇妙なことだが、鞍馬神社には、「伊勢大神宮」は多出するが、その神名を直接表記することが一度もない。また、古代の神名、及び人名については、かなり難解な漢字表記が多く、煩雑でもあるので、必要に応じてカタカナ書とした。ご了承願いたい。
- 日本書紀巻6、垂仁天皇25年3月丙申来
- このことについては、例えば、本林 1991、清口 2000、等を参照。
- 延喜式巻4、伊勢大神宮 (P92)。
- 「皇太神宮儀式」とは、伊勢内宮より神祇宮へ搬出した解文で、後に格式作威の資料として使われたと考えられている。その奥付に、延暦23 (804) 年8月28日の日付がある。また、同時期外宮でも「止日氣宮儀式」が提出されている (奥付は延暦23年3月14日)。これによれば、この両者は、9世紀初頭に作成されたこととなり、当時の伊勢神宮の様子を知る上で、重要な史料でもある。なお、この両書の成立時期については、後世の付会を疑う説もあるが、ここでは、基本的にこの時期に作成されたものとして考えられる。なお、本文の引用は、『新校群書類本第1巻』(名著普及版 1978年度版) による。引用部分は同書 P24。
- ヤマトケルの伊勢神宮については、古事記皇行天皇系、及び書紀皇行天皇40年10月戊午来、同是年奉来を参照。
- ハヤブサツケ王の反乱と伊勢神宮との関連は、書紀のみに見え、古事記では乱については触れられ、伊勢神宮との関係には触れていない。具体的には、書紀に延暦40年2月奉来を参照。なお、この時ハヤブサツケが母より皇女と伊勢神宮に逃れようとしたという書紀の記事に関して、古来伊勢神宮など大きな神社にはアジマシとしての機能があったとする説があるが、ここではそれはとらない。
- 書紀は大津皇子派にかかわって、伊勢参宮について触れてはいない。しかし、園田も検討している (園田 1992) として、万葉集に載る大津皇子と大来皇女の相聞歌からも、大津の伊勢参宮は事実であり、それが隠微の証拠とされたことは、充分考えられる。
- 古事記皇行天皇系。
- 奉幣使についての具体的な規定は、統紀巻10、天平2 (730) 年閏6月甲午来、延喜式巻2、四時祭下 神嘗祭奉、同巻11、太政官伊勢使奉、同巻42、左右京職奉、等を参照。
- 書紀巻28、天武元 (672) 年6月丙戌来。
- 大来皇女の富王決定は、天武2 (673) 年4月己巳。その後、同3 (674) 年10月丁丑に初瀬の斎宮より伊勢に向かうと記されている。これ以外に、天武は同4 (675) 年2月丁亥に十市皇女・阿閉皇女の2人を、さらに来烏丸 (686) 年4月丙申に多紀皇女・山背姫王・石川夫人の3人を、伊勢神宮へ派遣している。書紀を通じてみると、このように多数の皇女を参宮させる例は、他には見られない。
- それゆえ、後に触れるように、統紀は天武を伴った伊勢参宮 (万葉集巻1、第162歌) において、その強い思い出として、伊勢の国とかわらせて歌っているであろう。
- 書紀巻30、持統6 (692) 年2月丁未来、同3月戊辰来に、中納言三輪朝臣高市麻呂が2度にあたりこの伊勢行参を直隸したという記事を載せ、その上で「天皇御に促まはます、遂に伊勢に幸す」と記している。
- 藤原広嗣の乱については、統紀は巻13、天平12 (740) 年9月丁亥来にその発生を伝える。
- 聖武天皇の伊勢行幸立出は、天平12 (740) 年10月壬午。なお、この行幸をきっかけとして、この後聖武は5年間にわたり各地を転々とし、平城宮へ戻らなかった (平城京遷都は天平17年5月)。
- 同口頼宮 (関宮) 到着は、天平12年11月乙酉。
- 同口頼宮到着の翌日 (11月丙戌) に少納言大井王を伊勢神宮に奉幣使として派遣。なお、乱平定直前の奉幣使は、乱勃発直後の9月乙未

- にも派遣している。
- 山部親王の参拝は、統紀巻35、宝亀9 (778) 年10月丁酉来、同じく安順親王参拝は、同巻40、延暦10 (791) 年10月甲寅来。
- 統紀巻40、延暦9 (790) 年9月甲戌来。なお、この記事では「奉伊勢大神嘗祭奉幣」となっているが、9月という時期から見ても、今の規定とする神嘗祭奉幣であろう。
- 皇乙乙考綱の亡くなったことについては、統紀巻40、延暦9 (790) 年閏3月丙午奉参。
- 「毎朝御拜」については、例えば『神道史大綱』(廣田徳福編、吉川弘文館 2004) 等を参照のこと。
- 「毎朝御拜」の史料上の初出は、「宇多天皇宣記」仁和4 (888) 年10月19日条に見えるのがそれとされている。
- 紀に載る斎王は、崇神6年の豊樂入姫、垂仁25年の倭姫命、景行25年の五百孫皇女、雄略元年の稚足皇女 (稚姫皇女)、崇神元年の宜宮皇女、欽明2年の磐瀛皇女、敏達7年の実直皇女、用明即位直前の壽曹皇女、天武2年の大来皇女の計9人。このうち新されたものや伝承を持つのは、稚足皇女 (稚姫皇女)、磐瀛皇女、高直皇女の3人である。
- 具体的には、紀巻21、用明元年5月来。
- 紀巻8、仲夏8年9月来。
- この託宣を下した事については、紀巻9、神功皇后前紀 (仲夏9年3月来) に出るのだが、その神名を「豊原の五十鈴宮に居す神、名は稚實木根次例天照大神神命」とする。さらに、その他にも多くの神名 (住吉の3祭神も含め) が出るが、天照大神の名は見えない。いづれにしても、この部分古くから難解とされている。
- 「住吉大社可解」は、住吉神社の由来などを、神主を護める津守守氏が「まご、神祇宮へ報告したものとされ、文中に天平7 (731) 年7月5日の作成年月日が入っているが、最後に延暦8 (789) 年8月27日付の郡判があり、あるいはこの頃成立したものか。皇太神宮儀式等ともあわせ、この頃神祇宮で主要な神祇の来歴を提出させた可能性がある。なお、本文の引用は『平安道文第10巻』(竹内理三編 東京堂出版、1965) による。
- 養徳の和氣清高皇子任派遣についての類本は、統紀巻30、神護景雲3 (769) 年9月己丑条に詳し。
- 宇佐八幡は、本末聖前地方神であったと考えられるが、天平12年の藤原広嗣の乱をきっかけに中央との関係を集めて、特に東大寺大仏建立をめぐる弘法で、聖武、孝謙天皇の信任を集め、国家神として重視されるようになった。宇佐八幡の託宣については、遺蹟事件の他に、東大寺大仏建立をめぐるもの (天平御宣記 (749) 年12月丁亥来) が有名であるが、他にも天平御宣記2 (750) 年10月丙辰来、天平御宣記7 (755) 歳3月丁亥来条にも見える。なお、詳しくは新日本古典文学大系本統紀日本記2、補注12—六四を参照。
- 具体的には、記巻6、及び紀代上第6段を参照。
- 例えば、万葉集巻19、第426歌、第4251歌等。
- この点に関しては、新日本古典文学大系本統紀日本記1の補注1—五に詳しくまとめられている。
- 万葉集巻2の天鼓神の中では、この日並皇子、高市皇子の他、川島皇子 (第194歌)、明日香皇子 (第196歌) 等の神統に大原宮がかかわっていることが知られる。
- 紀巻20、(天武) 2 (673) 年8月壬申来。
- 日並皇 (草壁) の死は、持統3 (689) 年4月乙未来。なお、持統の正式な即位儀は、翌4 (690) 年正月朔に行われている。
- また、大原宮作威以外では、持統に対してこの語を使っている例がある (第9歌歌「藤原宮役使作威」、第5歌歌「藤原宮御并歌」)。
- 宣命とは、即位や改元など臨時の大祭の際、群臣に対して口頭での宣言とされた天皇の命令 (詔) を指す。本来はその言葉もしくは命そのもののことをいうが、それが記された文書のことも指す。
- 文武即位の宣命第1詔、用明即位の宣命第3詔、聖武即位の宣命第5詔、聖武即位・孝謙即位の宣命第14詔、淳仁即位の宣命第24詔、弘仁即位の宣命第48詔、桓武即位の宣命第61詔の7つ。なお、番号は、統紀における宣命62本の順序を示す。
- ただし、統紀が全ての宣命を網羅しているわけではないことは、統紀以外に、元興寺縁起に載る天平18 (746) 年4月19日付宣命 (奈良道文

- 所収)、同じく正倉院文書中に天平勝宝9(757)歳3月25日付宣命(大日本古書文書、正倉院文書四、所収)が存在していることから知られる。これらことから、紀紀前後の宣命についても、必ずしも原文のままではなく、一部編集されている可能性も考えられる。
- 42) 統紀巻1、文武(697)年8月庚辰祭。即位は8月甲子の禰で、なぜ宣命が即位後から17日と遅れるのか、その理由は不明。一般に、即位儀と即位の宣命はほぼ同時に行われるのが普通で、奈良時代において、このように時間が離れるのは文武のみである。
- 43) 紀紀28、天武8(679)年5月乙酉祭。なお、日足知太子は、同10(681)年2月甲子条に見える。
- 44) 万葉集では天武の子どもたちの中で、皇太子であった日足知と、高市のみに対して、「日足知皇子尊」「高市皇子尊」と表現しており、また、書紀が高市の太政大臣任命(巻30、持統4(689)年7月庚辰祭)を伝えていることなどをあわせて考えると、皇太子に準じた存在だったと思われる。なお、高市の太政大臣就任の意味については、古典文学大系本P503の讀注27及び同補注27—一六を参照のこと。
- 45) 大友皇子謀叛については、紀紀30、朱鳥元(686)年10月己丑条に詳し。
- 46) 日足知の死については、注37)参照。なお、この時点での持統即位(持統即位は、上述したごとく、日足知の翌年)自体ある意味では、持統即位までの中絶というにとどまらず、高市即位阻止という意図をも含意していた可能性は充分であろう。
- 47) 高市の死については、紀紀30、持統10(696)年7月庚辰条に見える。ここでは、高市皇子は「後皇子尊」と表現されており、また、高市の死をきっかけに日嗣の問題が協議されているなど、前述したように皇太子に準ずる扱いであったと思われる。持統が文武に天皇位を引き継ぐまで、あと1年しかない時期のことである。
- 48) 継体以降の皇統譜を見ればすぐに気付くことだが、持統に至るまで、父子の間で直接、継嗣に継承された例は一度もない。天智も高市大友皇子に皇位を継承させようとしたが、この継承は、天武即位によって否定された。
- 49) 葛野王は大友皇子の長子とするのは、饗風集の葛野王伝による。この皇位即位宣命(宣命第1番)。なお、宣命については、漢字表記に通り仮名を漢字の小字体で打つ。宣命と呼ばれる独特の表記法とするが、読みづらいこともあり、ここでは漢字カタカナ混じり文に改めた。ご了解願いたい(祝詞についても同様)。
- 51) 天智(山科山榎)の造宮については、統紀巻1、文武3(699)年10月甲午条に、齊明院(越前山榎)宮造とも見られる。なお、天智の山科山榎については、天智改換、紀紀28、天武元(672)年5月条に、美濃、花置四國の大夫を徵発した記事が見えるが、壬申の乱によりその後放棄されていたと考えられる。
- 52) 天武(9月9日)、天智(12月3日)を先帝の忌日として国忌にする節は、統紀巻2、大宝2(702)年12月甲午条に見える。この後、奈良時代を通じて、この2人の国忌は最も厳重に守られている。なお、日足知の忌日を国忌とするのは、慶雲4(707)年4月庚辰祭。
- 53) 持統重祚の際の宣命も統紀には見えないが、当時の称徳自身には、即位の意圖はなかったであろう。
- 54) 「古語拾遺」は、後述するように、9世紀初頭に、祭統氏族である忌部氏の忌部広成が記したという書物。その中に「高皇產靈神。古語に多賀美須波比という。是、皇祖神神宮性命なり。次に神靈靈神。是、皇祖神神宮命なり。」と見える。なお、引用は「古語拾遺」(西宮一民校注、岩波文庫版1985)による。他に、カカロギ=高皇產靈、カムロミ=天照大神とする説(水林1991、溝口2000)などもある。
- 55) 正確には、紀紀25、白雉元(650)年2月条に「我々が御神祖の知らず六代の中に……」との記事があり、この「御神祖」に古典文学大系本が「つかわろき」の説明を当てている。もし、この説明が正しいとすれば、「つかわろき」の初出ということになるが、第1に、「御神祖」を「つかわろき」と読み替えるかどうかという点、第2に、もしそう表現していたとして、この記事が孝徳朝のままの原文と認められるかどうかを、検証する必要がある。記を含め、その他の史料から見ても、この部分のみが孤立して、あまりに早すぎる例なのである。
- 56) 常陸國風土記、香島郡条(P165)。なお、この記事では、香島の神を高天原から降臨したとしている。

- 57) 出雲國風土記意宇郡条(P109)。出雲國神神賀詞の中でも、この神を「イザナの子の日のまき子、かぶらぎ熊野大神」と呼んでいる。
- 58) 統紀巻24、天平6年6(726)年6月庚辰祭。
- 59) 同巻25、天平宝字8(764)年10月壬申条。
- 60) 同巻26、天平神護元(765)年3月乙未条。
- 61) 同巻31、聖德元(770)年10月己丑婚条。
- 62) 御名部皇女が高市の神であったとは、書紀・統紀には明記されていないが、一般的に通説とされている(國史大辞典巻10 吉川弘文館。「黒龍王」の項等参照)。
- 63) 正確には、桓武は光仁の嫡子でも、長子でもない。しかし、即位時点で正式な皇太子であった桓武にとっては、事実上の嫡子としての意識があったであろう。
- 64) この点で、私の旧稿(齊藤2003)ではその認識が不十分のまま、奈良朝の皇統を、通説に従って天武系であるとの立場で記述している部分がある。改めて、その誤りを訂正したい。
- 65) 統紀に掲げる位の宣命の中で、天武の名はただ1回のみ、天平15(743)年5月癸卯条の宣命第9番に登場する。これは、橘公高が聖武天皇の意を受けて、太上天皇(元正)に参したもので、その中で天武の功績として、礼を重んじて五節舞を作ったとする。皇統の問題とは無関係な部分である。
- 66) 延喜式巻8、祝詞。なお、断片的な形で残されているものとしては、皇太子宮儀式歌等にも、より古い時期のものが存在する。
- 67) 延喜式の成立については、その上表文で、延長5(927)年12月26日としている(武田俊夫)。
- 68) 延喜式巻8、讀火祭祝詞。訓のは、古典文学大系本「古事記・祝詞」による。
- 69) なお、蛇足ながら、伊勢神宮を「皇太神宮」と呼ぶ場合、それは「皇太神宮」の意であって、「皇太の神宮」ではない。
- 70) 出雲國高の神賀阿蘇上の初見は、統紀巻7、重龜2(716)年2月丁巳条に、出雲國造安房が奏したと見える。ただ、当然のことながら、その時に奉じた神賀詞が、延喜式に載るものと同一の内容だったとは思えない。
- 71) 紀30、持統4(690)年正月庚寅明の持統即位の際、神祇伯中臣大朝野臣、天神壽詞祝む」とあるのが初出。
- 72) 引用は、古典文学大系本「古事記・祝詞」による。
- 73) 古事記の成立については、その序文末尾に和朝5(712)年正月28日とある。また、日本書紀については、統紀巻8、養老4(720)年5月庚酉条に「天皇、功成業立、紀三十巻、系圖一卷」と見える。
- 74) これについては、具体的には、神祇志1986、梅沢1986、水林1991、等を参照。
- 75) 持統の和風號については、統紀巻3、大宝3(703)年12月庚酉条に、葬儀に際して「大倭根子天乙野日女尊」の号を奉ったとある。その一方で、同じく文武即位前記、及び紀紀巻30、持統紀は、「高天原広野姫」とする。これからすると、大宝3条に「大倭根子天乙野日女尊」が述べられた後、書紀が成立する養老4年頃まで「高天原広野姫」の號号が用いられたこととなる。この場合、後述するような事情もあり、なぜ書紀が「高天原広野姫」の號号を用いたのかは不明である。いずれにせよ、「高天原」を號号に持つのが、持統のみであるには違いない。この点について、詳しくは新日本古典文学大系本統日本紀1、補注1—三、及び同3—二を参照されたい。
- 76) これについては後述するが、「古語拾遺」は紀本文と異伝を一体化して、結局のどこからでもない新しい神話を記述している。
- 77) 正確には、紀本文には「高天原」は、3回出てくる。しかし、その1回は、持統の號号「高天原広野姫」の「高天原」であり、もう1回は、神武元元元年条に「古語に「つかわろき」(欣侍の體原)、宮柱造の根に太立て、高天原に神舞(ちぎ)たかして」とする部分である。この「宮柱造の根に太立て、高天原にたかして」という表現は、宮院(神院)建築を形容する。祝詞等における常套句であり、それを引用しているに過ぎない。記が積極的に「高天原」の語を使うのは、神代上第6段、サツナが根の國造放を言へられた後、ギ・ミ2神に対して「故、暫く高天原に向て、詣と相見えて、後に永に返りなむと欲す」と述べる部分のみである。
- 78) それゆえ、記のように、最初「ひとまのくほひ」に失敗しても、天

- 神にうかがいを立てるというようなことはなく、2神の間の協議のみによって問題を解決する。
- 79) 三代格に載せる寛平5 (893) 年10月29日付大政官符には、「旧記に云ふ」として、この3神を「是 天照大神之子也。大神祖曰。汝三神降臨中。奉助天孫。為天孫所崇奉者。今國家每有祈禱事常伴神。是、其本體也」としている (三代格巻1、神事書 P 8)。これによれば、少なくとも平安時代には崇奉3神を天照大神の子とする伝承が存在していたことが知られる。
- 80) 奈良神社復興期成会「神ノ島」(1958)、同「説神ノ島」(1961)を参照のこと。
- 81) 紀巻29、天武10 (681) 年3月丙戌条。
- 82) 記及び紀の成立時期については、註73)参照。
- 83) 「古語拾遺」の成立事情については、これまで多くの研究があるが、西宮一民氏校注「古語拾遺」(岩波文庫版 1985) 解説にまとめられている。
- 84) 延喜式巻2、西時祭下 九月祭条。「住古大社司解」では、この祭神を神功皇后とするが、本来の記述は本文に述べたように巫女神である。
- 85) 三代格巻36、天応元 (781) 年正月辛卯祭条。
- 87) 23代格巻1、神封物併租地事、に載る弘仁12 (821) 年9月8日付大政官符に引く延暦20 (801) 年7月1日付大政官符。
- 88) 註6)参照。
- 89) 群書類従巻1に載る「皇代書詔書神代記」の天平神護2 (766) 年12月18日の記事 (新校群書類従第1巻、名著普及会、P 64) に「日本紀二部、神代本紀二巻、……及建公文殊失事」と見える。
- 90) 紀巻19、欽明16年2月条。
- 91) 紀巻30、持統6 (692) 年5月5条に、藤原宮造宣報告のため、伊勢、大塚、住吉、紀伊の4大神に奉率した記事、また、同年12月条に、新羅の調を、伊勢、住吉、紀伊、大塚、菟名足(うなたりの)5神に奉率した記事が見える。
- 92) 紀巻5、崇神6年条。
- 93) 歴代天皇 (大王) 即位で神祖に触れるのは、継体、宣化、推古、舒明、孝徳の5人であるが、推古、舒明は、単に「皇親」とするのみである。継体、宣化、孝徳の場合、神祖を具体的に、親、とれるが、信託性は明確が有ろう。確實に神祖としての前駆歴とは、持統朝から考えるべきである。
- 94) 紀巻30、持統4 (690) 年正月戊寅朔条。
- 95) 紀巻20、敏達6年2月条。
- 96) 紀巻15、顯宗3年2月及び4月条。
- 97) 引用は、岩波文庫版「職志倭人伝・後漢書倭伝・宋書倭国伝・隋書倭国伝」(1961) P 69によった。
- 98) 確かに伊勢神宮の外宮の祭神である豊受神は、天照大神の要請で御降臨神として、丹波から動座したという伝承 (止由賀宮儀式帳巻) がある。
- 99) 紀巻27、天智8 (669) 年皇歲条。
- 100) 紀巻29、天武13年 (684) 年閏4月丙戌条に載る天武の詔。なお、その内容は、詔3、諸臣に対する詔式發令ともいうべきものである。
- 101) 延喜式巻4、伊勢大神宮。
- 102) 伊勢神宮造社及び天皇御殿の大宮性のいずれも、忌部氏専当の職掌であったことは、皇代書儀式帳及び大政官符等にも見える。
- 103) 紀、應仁25年3月丙申条に引く一書。

引用・参考文献

- 以下の文献は、本論を執筆するにあたって、直接引用、もしくは参照した刊本によった。初出等が別な文献もあるが、それらについては直接目しておらず、また、一々表記するものも煩雑となるので、ここには掲載しなかった。さらに、本稿執筆にあたっては、これ以外にも多くの文献を参照させて頂いているが、紙数等の関係もあり、論旨に直接かかわらないものについては、割愛させて頂いた。ご寛恕をお願いする次第である。
- 石母田正 1971 『日本の古代国家』岩波書店
- 石母田正 1989 『古代貴族の英雄時代』『石母田正著作集第10巻』所収 岩波書店

- 泉谷康夫 1964 『記紀神話形成の一考察』『日本書紀研究第1巻』所収 瑞書房
- 泉谷康夫 1966 『伊勢神宮の成立についての覚書』『日本書紀研究第20巻』所収 瑞書房
- 泉谷康夫 2003 『記紀神話伝承の研究』吉川弘文館
- 磯前一 1998 『記紀神話のメタヒストリー』吉川弘文館
- 井上光尚 1984 『日本古代の王権と祭祀』東京大学出版会
- 井上 亘 1998 『日本古代の王権と祭祀』吉川弘文館
- 伊野部重一 1986 『記紀と古代伝承』吉川弘文館
- 羽木美行 1998 『内宮鎮座の時期をめぐる覚書』皇學館大学文学部紀要第37輯
- 井本英一 1996 『即位の神話』『日本神話と王権』所収 大和書房
- 上田賢治 2002 『記紀神話の神学』大明堂
- 上田正昭 1983 『王権と祭祀』日本民俗文化大系第3巻「鉄と鉄一様々々王権の基盤一」所収 小学館
- 上田正昭編 1988 『伊勢の大神 神宮の展開』筑摩書房
- 上山春平 1985 『伊勢神宮の秘められた側面』『日本古代史と神々』所収 学生社
- 飯沢伊勢三 1988 『古事記と日本書紀の成立』吉川弘文館
- 櫻村寛之 1991 『「延喜式」所載伊勢神宮祝詞の諸問題』『三重県史研究7号』所収
- 櫻村寛之 1997 『論号より見た王権継承意識の変化』『古代祭祀の歴史と文学』所収 瑞書房
- 櫻村寛之 2004 『伊勢神宮と大王』瑞書房
- 岡田精司 1970 a 『日事類と神祇官先行官司』『古代王権の祭祀と神話』所収 瑞書房
- 岡田精司 1970 b 『天皇家始神話の研究』同上所収
- 岡田精司 1970 c 『伊勢神宮の起源—外宮と渡会氏を中心に—』同上所収
- 岡田精司 1970 d 『古代王権と太陽神—天照大神の成立—』同上所収
- 岡田精司 1985 『神社の古代史』大塚書房
- 岡田精司 1991 『伊勢神宮を形成する神祖群の性格』立命館文学521 立命館大学人文学会
- 岡田精司 1992 『古代祭祀の史的考察』瑞書房
- 岡田精司 1994 『伊勢神宮における定期造替—遷宮制度の成立』『三重県史研究第10号』所収
- 岡田精司 2001 『伊勢内宮相殿神の性格と成立—万曆皇秋津姫と手力男—』『祭祀と国家の歴史学』所収 瑞書房
- 岡田正 2002 『古代神祇祭祀と伴祭大社・宇佐八幡』『王権と神祇』所収 思文閣
- 小田富士郎編 1988 『古代を考える 沖ノ島と古代祭祀』吉川弘文館
- 加藤謙吉 2004 『日本書紀』とその原資料—七世紀の編纂事業を中心として— 日本史研究 No.498
- 川副武風 1978 『天孫・国神等—併せて天孫地紙・天社地社等のこと—』『古代史論叢書』所収 吉川弘文館
- 川原秀夫 1987 『古代における祭祀統制とその変質』歴史学研究 No.573 北原 圭 2002 『天皇号の成立とその重層構造—アヤマキ・天皇・スメラミコト—』日本史研究 No.474
- 工藤 淳 1999 『記紀・神話と鎮魂祭』国文学研究第128巻 早稲大学国文学会
- 熊谷公男 2002 『神統の即位儀と「治天下大王」の即位儀礼』日本史研究 No.474
- 倉野野可編 1936 『説日本紀官制』岩波文庫
- 黒田達也 1997 『皇族屋敷伝承と王統譜』大阪府立工業高等専門学校紀要第31巻
- 西内祥輔 1986 『古代政治史における天皇制の論理』吉川弘文館
- 神野志隆光 1986 『古事記の世界観』吉川弘文館
- 神野志隆光 1999 『古代天皇神話論』若草書房
- 小松 肇 1991 『伊勢神宮内外四宮の祭祀構造—由貴大御降臨神事に関する試論—』古代文化4—4
- 西條 隆 1994 『皇祖神—天照大神—の誕生と伊勢神宮—古事記の石屋戸—降臨神話の編成—』国士館大学国文学論稿第15号 国士館大学国文学会

- 西條 勉 2003『古代の読み方—神話と声/文字』笠間書院
- 齊藤和之 2003『食国（おすくに）と豊（とよ）—古代の国家（王權）』
『祭祀における飲食儀礼の意味—群馬県埋蔵文化財調査事業調査研究紀要21』
- 齊藤和之 2004『「国生み神話」について—「大八洲」の鳥名比定を中心に—』群馬県埋蔵文化財調査事業調査研究紀要22
- 斎藤実喜 1996『生成するアマテラス神話—鏡の成り立ち、あるいは長久元年内侍所換事件』日本大学・語文第95巻 日本大学国文学会
- 櫻井 眞 1993『伊勢神宮と万葉集』國學院雜誌 第94巻第11号 國學院大学広報部
- 志賀 剛 1991『日本の神々と建國神話』雄山閣出版
- 新谷尚紀 2000『神々の原像 祭祀の宇宙』吉川弘文館
- 高森明勲 1994『神部相承と昇龍即位—古代皇位継承儀礼における連続性と非連続性—』神道宗教学第155号 神道宗教学会
- 齋宮徳之 1996『出雲国造神賀阿摩上と出雲国風土記』新史学第50号
- 田中 卓 1994『伊勢神宮をめぐる古伝の復讐』神道史研究第42巻第3号 神道史学会
- 田中 卓 1996『大神神社の古代祭祀—併せて伊勢神宮の創祀に及ぶ—』神道史研究第44巻第4号 神道史学会
- 田村潤徳 1996『伊勢神宮の成立』吉川弘文館
- 筑紫中真 2002『アマテラスの誕生』講談社学術文庫
- 津田左右吉 1948『日本古典の研究—上・下—』岩波書店
- 中川真知夫 1993『天照大神神の天原統治の完成—八百萬神とのかわりにおいて—』『神々の祭祀と伝承』所収 松清館教授古稀記念論文集 同朋舎出版
- 遠山一郎 1998『天皇神話の形成と万葉集』筑書房
- 遠山一郎 2003『「古事記」成立の背景と構想』笠間書院
- 遠山康都男 1990『古事記』の意義—律令国家成立前夜の王権継承—』『古代王権と祭祀』所収 吉川弘文館
- 直木孝次郎 1994a『天照大神と伊勢神宮の起源』『日本古代の氏族と天皇』所収 筑書房
- 直木孝次郎 1994b『奈良時代における伊勢神宮』同上所収
- 直木孝次郎 2003『河内王権と日本古代の王権神話—漢口陸子氏の説を手がかりに—』日本書紀研究第25巻 筑書房
- 中村生雄 2002『即位儀礼—王の誕生と国家』『天皇と王権を考える』巻5所収 岩波書店
- 中村英重 1999『古代祭祀論』吉川弘文館
- 長山幸季 1992『古代国家と王権』吉川弘文館
- 嶋崎千城 1987『皇位継承伝承の分析—古代王権論へのアプローチとして—』日本書紀研究第15巻
- 西宮一民 2002『「神國仗・神國美」考』皇學館大学文学部紀要第41号
- 西宮寿紀 1986『律令制国家の〈祭祀〉構造とその歴史的特質—宗教的イデオロギー装置の分析—』日本史研究 No.283
- 西宮寿紀 2001『律令国家と奉幣の使—用語と規定及び全体の枠組を巡って—』『祭祀と国家の歴史学』所収 筑書房
- 林 一馬 1991『古代の富王—伊勢神宮論の基礎考証その8—』長崎総合科学大学紀要 31—2 32—1
- 福島秋穂 2002『「祭祀」の神話伝説研究』同社
- 藤井純二 1997『伊勢神宮の成立—果たして伊勢神宮は持統天皇朝の成立か—』神道史研究第45巻第1号 神道史学会
- 益田勝実 1976『秘儀の島—日本の神話的想像力』筑書房
- 松前 健 1986『大和國家と神話伝承』雄山閣出版
- 真弓常忠 1978『日本古代祭祀の研究』学生社
- 真弓常忠 1997『古代祭祀の構造と発達』臨川書店
- 水林 彪 1991『「古事記」』岩波書店
- 水林 彪 1992『「古事記」—その虚像と実像—研究史の批判的検討—』奈良歴史通信 第36・37号
- 水林 彪 1994a『「古事記」—成立期律令天皇制の正統思想』観文学第20巻第6号 学燈社
- 水林 彪 1994b『「古事記」における神々の誕生表現についての一考察—「次」「又」「亦」—』日本歴史 550号
- 水林 彪 1995『「古事記」天地生成神話論—「天」の「日」と「地」の「葦」の物語の始発—』思想 No.835 岩波書店
- 水林 彪 1998『律令天皇制の神話的コスモロジー—初期即位及び「古事記」の天皇像』『王権のコスモロジー』所収 弘文堂
- 水林 彪 2002『古代神話のイデオロギー—構成』『天皇と王権を考える』巻4所収 岩波書店
- 水林 彪 2004『律令天皇制の皇統意識と神話—正統（記）と異端（記）—』思想No.966・967 岩波書店
- 漢口陸子 1990『神祇令と即位儀礼』『古代王権と祭祀』所収 吉川弘文館
- 漢口陸子 2000『王権神話の二元構造—タカミスヒとアマテラス—』吉川弘文館
- 宮井義雄 1972『神代史の原像』日本書紀研究第6冊 筑書房
- 三宅和朗 1984『「古事記」の成立』吉川弘文館
- 三宅和朗 2001『古代の神社と祭り』吉川弘文館
- 宗像神社復興期成会編 1958『神ノ島 宗像神社神津宮祭祀通勝』吉川弘文館
- 宗像神社復興期成会編 1961『統ノ島 宗像神社神津宮祭祀通勝』吉川弘文館
- 幸徳 仁 1999『伊勢神宮正殿心柱の柱礎』日本学術研究第2号 金沢工業大学日本学研究所
- 本居宣長 1940『古事記伝』岩波文庫（全4巻）
- 森田 佛 1995『式年遷宮の起源—初期律令国家理解への視角（七）—』群馬大学教育実践研究第12号
- 群馬大学教育実践研究第12号
- 守屋俊彦 1989『「古事記」』雄山閣出版
- 保田典重郎 2002『校注祝詞』保田典重郎文庫27 新字社
- 矢野達一 1986『律令国家の祭祀と天皇』歴史学研究No.560
- 山尾幸久 2003『古代日本と土地所有』吉川弘文館
- 山上伊豆母 1985『古代祭祀伝承の研究』雄山閣出版
- 山本幸司 2002『王権とレガリア』『天皇と王権を考える』巻6所収岩波書店
- 横田健一 1976『日曆の形成—詠と歴史意識—』『日本書紀研究第9冊』筑書房
- 横田健一 1979『皇太神宮儀式と「日本書紀」—倭姫命説話と日夜見命神話を中心として—』『日本書紀研究第11冊』筑書房
- 義江明子 1993『伊勢神宮の男女神職者—皇太神宮儀式—』『止由気宮儀式』より—』帝京大学第8号 帝京大学文学部史学科
- 米沢 康 1992『日本古代の神話と歴史』吉川弘文館

小規模な中世屋敷内部の建物変遷と傾向

— 掘立柱建物跡の桁行平均柱間を視点に —

飯 森 康 広

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| 1. はじめに | 5. 調査事例から見た基準寸法の検討 |
| 2. 問題の所在 | 6. 建物分析から見た屋敷の様相 |
| 3. 中世屋敷遺跡における内部建物群の様相 | 7. おわりに |
| 4. 屋敷的な城郭遺跡における建物群の様相 | |

— 論文要旨 —

屋敷内部の建物変遷を推定する手段として、新たに主屋規格の継続性に着眼した。主屋は桁材などの建築材料を一定期間再利用し続けているとの発想から、主屋の桁行が変遷の途中で徐々に減少してゆくことを順位付けた。この結果、以前から筆者が建物の変遷に関連すると考えていた桁行平均柱間が、基準寸法と見かけ上の基準寸法に分かれることを見出した。変遷途中で計測される桁行平均柱間は見かけ上の数値で、基準寸法としては運用の領域に入る。基準寸法は主屋が材料などの再利用から脱却した画期に、本来の数値として表れることを見ることができた。建物変遷順位が、ほぼ確実な下植木宅町田遺跡でこうした法則性を検証した結果を受けて、他の遺跡の変遷案も若干の修正を行った。この作業によって、基準寸法には6尺台と7尺台のピークがあることが判明した。また、7.4尺を基準寸法とした1坪面積が約5㎡であることをヒントに、従来筆者が小規模屋敷の大小の違いを細分する主屋面積として注目していた60㎡が12坪であることに気づいた。この面積を持つために、梁間1間・2間の建物では、基準寸法7尺台で桁行5間以上、6尺台で桁行6間以上が、計画上必要であると結論した。屋敷内部の建物変遷上の画期を捉えるなかで、屋敷の性格的な変質はあまり窺えなかったが、建物をめぐる画期として様式的・技術的な変化を見出した。建物の桁行が長大化して7間などとなる事例が出現する。この建物は中世屋敷変遷の中で、最終段階に位置する関係から、江戸時代に一部属するものと考えた。

キーワード

対象時代 中世後期
対象地域 群馬県
研究対象 中世屋敷と掘立柱建物

1. はじめに

小規模な中世屋敷とは、中心区画（主郭）の規模が一辺100mに満たない（一町規模ではない）屋敷を指している。近年の中世屋敷に関する発掘件数では、最も多くを占める遺構である。しかも、こうした屋敷では、「誰が何のために造ったのか」という命題が、いっそうに混沌とした状況を保っている。この一つの原因として、屋敷で最も主要な遺構である掘立柱建物の検討が、思うように進まない現状も作用している。

調査された掘立柱建物について、建築学的検討が行われる場合でも、基礎となるべき基準寸法の資料が、掘立柱建物の場合多くの誤差を内包している。こうした問題を解消する視点として、筆者は近年流行平均柱間という数値を使用している。本稿はそうしたいくつかの試みを集約して再点検するものである。同時に、この数値の活用法と有効性をさぐることをめざしている。

2. 問題の所在

(1) 屋敷と掘立柱建物跡をめぐる問題

本稿では小規模な中世屋敷を扱うものとする。一方で意識している大規模な屋敷とは、100m規模以上の屋敷を指しており、これがいわゆる中世館に通じるものと考えている¹⁾。大規模な屋敷内部には、面積が100㎡を越える大規模な建物が存在するなど、特有な様相があるものと考えている。本稿で小規模な屋敷を扱った後は、当然大規模な屋敷の検討が必要であると考えられる。しかし、大規模な屋敷の発掘調査事例は少なく、一方で小規模な屋敷は発掘調査事例の蓄積が多い²⁾。年々調査事例が増え続けている。本稿は、まさに筆者が近年調査報告書に関係して検討できた蓄積によるものであり、個々に検討した内容を総括する意図を持っている。

一言で小規模といっても、一辺が30mだったり、50mや70mだったり様々規模があり、内部の様相も多様である。筆者が関わった一握りの遺跡が、小規模な中世屋敷全体の中でどのような位置にあるのか。それでさえ見えていないと言っても良いだろう。数年前、「農民屋敷」という遺跡に反発して、幾つかの発表を行ったことがある³⁾。農民という職制を示す用語を嫌って、「あえて言うなら百姓の屋敷の方が良い」などと言っては見たが、本質的な問題は残っている。「屋敷は誰が何のために構えたのか。なぜ掘をめぐらすのか」。そんな基本的な課題が分からなくて、筆者はずっとものがき苦しんでいるのである。

中世屋敷内部の主要な遺構は建物で、殆どが掘立柱建物跡である。屋敷は土地と建物の二大要素で構成されているとも言っても良い。しかし、調査現場ではそのバランスが完全に崩れてしまう。掘立柱建物跡は、ほんの小さな小穴の集まりでしかない。土器がガラガラと埋まっている整った住居跡に比べれば、土器も出土せず小1時間

掘り上がってしまう小穴など採るに足らないというのは言い過ぎだろうか。その調査成果が掘立柱建物跡である。災難はここに始まる。

掘立柱建物跡は現場で認定することが好ましい。筆者も自身で調査したもの、調査段階で認定作業に関わったものを最優先している。これは建物を論ずる際、常に言及するほどこだわっている。なぜなら、調査段階で認定することは、掘立柱建物跡という小穴群を一群の遺構として直接見比べられたことを意味しており、視覚的な違い分けがなされたからである。しかし、最も重要なのは、建物を可能な限り想定した末に、存在すべき柱穴を捜索して資料を確実にし、または柱穴が存在しない結果から建物を想定し直す作業が行なわれたことを意味している点にある。柱穴はなぜか探索するまで見落とされていることが多いと経験的に感じている。

しかし、全ての現場に自分が直接立ち会えることはあり得ない。旧時の発掘調査など絶対に無理である。だが、図上復元という形で参加することはできる。この場合、筆者は常に図上復元であることを断っている。その理由は調査段階での認定が最良であるからに他ならない。しかし、図上復元は検証という意味で常に有効であり、誰にとっても有効であると考えている⁴⁾。ただし、図上復元する際には、精度の高い1/40か1/50の測量図が必要であり、これを用意することは入手努力をしないと難しい面も持っている。

本稿で扱う調査事例8件は、幸いなことに3件は調査時に筆者が直接関与でき、4件は図上復元に直接関与してきた上、うち2件は調査風景を見ている。残る1件のみが報告書からの検討である。一般的に掘立柱建物跡の認定には、報告書毎にばらつきが見られる。筆者が集成作業に消極的であるのも、そうした理由による。掘立柱建物跡の数値的な分析は、やはり資料自体選別しないと使用できない。遺構自体に疑問を持ちながら、扱うことは難しい。直接関与していない事例を扱っていくには、図上検証に労力が割かれる。今後大規模な屋敷の検討をするにしても、こうした事前作業をこなすこととなり、資料の増加を待つのも、こうした事情にもよるのである。

(2) 柱間寸法をめぐる問題と近年の研究動向

屋敷内部での建物変遷を想定する作業は、発掘調査資料を扱う性格上、永久に確実性を高めていくしか方向性はない。検討方法さえ定型化していれば、客観性は保たれていると考える。屋敷内部の建物変遷は、まず建物同志の新旧関係を基礎に、建物の主軸方位による分類、配置の規格性からの分類などを加味している。そこまでかなりの分析は可能である。しかし、それらはあくまで建物同志の相対的な比較検討として限界を持っている。本来は絶対的な検討もなされなければ不完全である。そ

のため形態的な分析が必要となるが、建物全体の平面形態や個々の柱穴形態による偏年は最も困難な作業であり、むしろ個々の資料の蓄積が偏年製の構築に寄与できるかどうかという段階にすぎない。

筆者は掘立柱建物跡の数値的な検討として、近年桁行平均柱間と比較を使用している。これは屋敷内での建物変遷を推定するために有効と考えるからであり、必要に迫られた結果でもある。個々の建物が持つ絶対的な資料は、柱穴の形態とその配置構成にすぎない（出土遺物の情報は除く）。そこで最も注目されてきたのが、柱間寸法であろう。調査報告書上の計測でも、およそ漏れなく扱われている。しかし、報告書上の数値的検討は、概観すれば数値が均一であるかどうかであり、建物の規格性を判断する材料にしているに過ぎないであろう。もちろん、数値を計測して掲載するということ自体に、報告書の使命があることは議論の余地もない。盲目的に資料を掲載することは無意味だという批判もあるが、省力化するための屁理屈としか聞こえないのである。

一方、柱間寸法に関する個人レベルの研究は、着実に進んできている。宮本長二郎氏は中世住居の柱間寸法について、「2m基準が主流の分布域は鎌倉以外では大阪府・滋賀県に、二、四m基準は富山県・石川県に集中分布し、それ以外の地方では両者混在するか、中間的な寸法を示している」とし、これは建築技術或いは大工にも二つの系統があることを示しているとする（宮本1999）。これは全国で発掘調査された掘立柱建物跡約1000棟を統計処理された結果であり、長年の研究に裏打ちされた氏ならではの成果と言える。

掘立柱建物跡を持つ調査上の問題点から分析手法にまで、精神的に扱った研究として、2001年の東北中世考古学会第7回研究大会「掘立柱と竪穴 一中世遺構論の課題」がある。なかでも羽柴直人氏の論考は有益であり、仙台北部の近世建物の検討から「建物を建てる際には、一番目に六尺台の基準寸法を設定し、その倍数で梁、桁の総長を決めます」と述べ、盛岡藩領の近世建物の検討では「柱間寸法をみると、いずれの建物でも五寸単位で割り切れる寸法を用いており、五寸単位に目盛られた間竿を使用した」とされ、間竿は建物を建築する際に用いる角棒で、一尺ないし五寸ごとに目盛りを刻み、通常は長さ二間、大工が現場で製作し、一現場ごとに使い捨てると説明している（羽柴2001）。氏の論旨は筆者も全く同意できるもので、本稿はそれに学ぶものと言えるが、近世民家を検討した部分に比べ、中世後半の記述が少なく今後の研究に期待したい。なお、柱間に関する研究は、民家史研究分野で相当な蓄積があり、西氏の研究（西1986）は非常に参考となる。

(3) 分析方法の問題

本稿の目的は、標題のとおり屋敷内部の建物変遷を検討するものである。したがって、柱間寸法を視点に、建物を分類していくことが中心となる。これは羽柴氏の研究を逆付ける方法となるが、具体的な方法は微妙な違いを持つ。羽柴氏の一つの建物の中で、多用されている柱間寸法に着目する方法を探っている。これは畳を使用する近世民家では、間取り毎の検討が不可欠であるからに他ならない。しかし、中世建物の県内の状況を考えてとき、そのまま準用できない限界を知るのである。

まず、筆者が平均柱間を検討するようになった理由から述べる必要がある。掘立柱建物跡の柱間は、実のところ非常に誤差が大きい。それは柱穴自体が掘り方にすぎず、柱位置を示すのは柱痕跡を見つけるしかないことによる。場合も、柱痕跡は良好な状態を除いて、むしろ不明な場合の方が多いのである。余談だが、筆者は天明3年(1783)の浅間山噴火による泥流に被災した礎石建物を発見した際、礎石に墨打ちされた柱位置を示す十字形の墨書きを目にし、また福井県の一乗谷にある中世町屋跡では、礎石に刻まれた線書きも見るようになった。つまり、柱間寸法はそうした遺構でこそ当たり前に検討できる数値であり、掘立柱建物跡で扱うのとは全くレベルが違うのである。したがって、この誤差が解消されない限り、数値的な検討は不十分だと感じたのである。それが平均柱間検討の始まりである。一つ一つの柱間の誤差を合わせるより、総長を柱間数で割返した方が誤差が分散できる。ただし、個々の柱間を持つ意義とは別の次元であることは言うまでもない。しかし、建物内部における居室空間が未発達であると思える中世建物では、間仕切り毎の寸法がそれほど意味を持たないと考える結果でもある。平均柱間を計画寸法に置き換えて考える。これが筆者の基本姿勢となるのである。

柱間寸法について、宮本氏は最大・最小・平均を桁行・梁行別に資料化して基礎としている（宮本1999）。おそらく平均柱間寸法とは、個々の柱間寸法を総計した平均ではないかと推測する。個々の柱間数値を生かしつつ、計画寸法も見ようとするれば、これも一つの方法である。しかし、筆者はここの方が平均柱間寸法上の誤差が大きいと考え、採用していないのである。筆者は身舎の隅柱と隅柱の心々距離を桁間・梁間各一対ずつ計測し、その平均総長を柱間数で割り返す方法を採用している。しかし方法は違っても、宮本氏が平均柱間寸法を資料化していることと、意図的には通じているものと判断する。

本稿では特に桁行平均柱間を検討する。これは梁間数値及び梁間平均柱間数値の扱いに苦慮しているからに他ならない。一方、桁行は数値が安定しており、検討が容易であり、それが数値的な有効性を示しているものと考える。宮本氏の論考では、総柱型住居の梁行平均柱間寸法も桁行とあまり違わない印象を受ける。この点は筆者

が扱う梁間2間の側柱建物との違いなのかもしれないが、結果として宮本氏は梁行も桁行に準拠しているのである。しかし、梁間1間型住居については数値の変化が当然現れ、分析表上の項目も梁行柱間から梁間寸法に変更される。数値も桁行柱間寸法とはそのまま対比できない値となるのである。この梁間寸法が柱間寸法とどのように関係して生み出された数値と考えているのか。筆者は宮本氏の論考から読み取ることができないのである。

梁間数値に関しては、古代の掘立柱建物跡の研究ではあるが、室伏徹氏の論考が魅力的である(室伏2002)。氏は、桁行と梁行の柱間寸法の違いを同じ尺度に置き換える数値として「ムラ間」という基準尺度を提案している。「ムラ間」とは集落で見出された基準尺度を指し、結果として「集落に伴う掘立柱建物の柱間が、従来知られていた柱間の3分の2程度のもの」になるのである。この数値は非常に都合良くできていて、氏の論考を読む限りでは整然としている。しかし、このような煩雑な基準尺度によって柱間が決定されていたとは、どうも印象的には思えないのである。これは氏には大変失礼な言動にちがいない。何か確かに柱間の法則を探し当てているのだが、基準と見なす値をはずしている気がするのである。「ムラ間の存在と検証は、大まかには、縮尺1:100で、2.50尺から5.50尺までの升目を0.25尺ごとに描いたムラ目の方眼紙を用意し、遺構図をこの縮尺に合わせ拡大縮小し、重ね合わせ、桁行と梁行が方眼の升目に合うものを選べば簡単にできます」と氏が言うとおり、批判する前に実践してみるのが筋であろう。しかし、氏自らが「ムラ間を用いた分割法は中世前期の集落を構成する掘立柱住宅建築には引き継がれない技法だ」と述べていることから、今のところ試行していない。梁間を正面から扱う際には、まず試行してみたい方法であることは間違いない。

(4) 桁行平均柱間から想定する建物群の傾向分析

桁行平均柱間は建物建築における計画寸法を示すと考えている。それは1間の寸法を示す数値であるが、実際には羽柴氏が言うとおり(羽柴2001)、間半の使用によって運用されて、例えば間半が長さ2間であれば、2間の基準として存在したのだろう。基本的には現場で製作され、一現場ごとに使い捨てられるという現在の間半の性格が援用されるものと考えられる。

桁行平均柱間を検討し、結果として建物群を分類することで、どんな側面を窺うことができるのか。実際に検討した事例を使って状況を考えるが、まず想定される内容を箇条書きにして以下に示す。

①統一数値をもつ場合

- a 相対的な時期差を示す
- b 地域差・所有別を示す

- c 機能差を示す
- d 桁材の再利用など建物材料の物理的な連続性を示す
- e 規格性を持った建築材料の流通品使用の有無を示す
- f 建築設計施工者の違いを示す

以上は択一化されるものではなく、複数の要素を併せ持つものと解釈される。

②統一数値が不明な場合

- a 工法・構造の違いを示す

本稿ではこの事例は扱わない。脆弱な屋敷に対して想定しているが、これまで具体例を検討したことはない。

3. 中世屋敷遺跡における内部建物群の様相

(1) 荒砥宮田遺跡・荒砥前田遺跡(所在地 前橋市荒砥町

図2・3・表1)

遺跡の概要と変遷

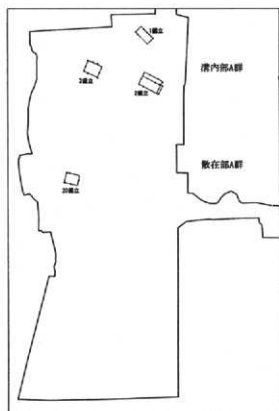
遺跡は荒砥川の東岸に並行する微高地上にあり、調査地は南北長約250mに及び、建物群は全体に分布している。調査区北端は、約50m四方の溝で区画されて南側が狭い台形の屋敷があり、最も建物が集積し重複する区域である(溝内部)。南には順に遺構が散在する散在部、建物が再び集中分布する南集中部、大型で特異な建物がある荒砥前田遺跡が連続して発見されている。

区画された屋敷出土の遺物は、14・15世紀にピークがあり、16世紀は少なく17世紀以降も少数ながら連続する。建物は主軸方位によって、A～C群の3つに分類された。このうちC群の建物が溝内部に14棟あり、建物や区画溝との重複関係、相互の位置関係からC群9棟・C'群5棟に細分される。更に前者は、桁行平均柱間による分類からCa群5棟・Cb群4棟に分かれて変遷し、建物変遷図の第2段階に位置づけられた。

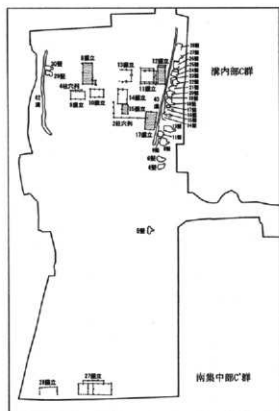
C'群は形態的な特徴からC'a群3棟とC'b群2棟に細分され、後者は区画溝が消滅した第4段階に位置づけ



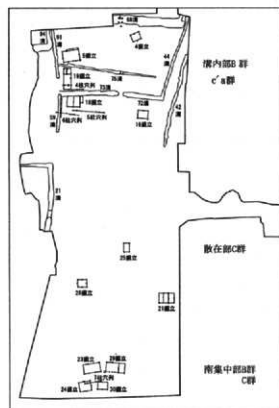
図1



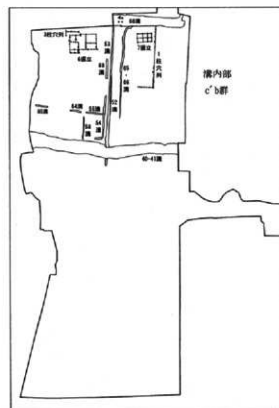
1段階



2段階



3段階



4段階

0 1:1600 40m

図2 荒砥宮田遺跡建物実測図

表1 建物計測表(1)

位置	分類	No.	主軸方位	面積	軒行(平均)	軒行平均柱間	寸法	壁間(平均)	壁間平均柱間	規格	庇	備考	
東風百目	A	1	N-19°-W	23.64	7.0	1.750	~6尺	3.35	1.675	2×4間-南北棟			
		2	N-36°-W	51.13	8.22	2.055	~7尺	3.81	1.905	2×4間-南北棟	東・南		
		3	N-40°-W	30.75	6.420	2.140	~7.5尺	4.860	2.430	2×3間-南北棟			
	構内部	Ca	9	N-64°-W	19.27	5.98	1.993	~7尺	3.18	1.590	2×3間-東西棟		
			10	N-63°-W	18.70	5.570	1.857	~6.5尺	3.290	-	1×3間-東西棟		
			11	N-62.5°-W	40.65	5.46	1.820	-	4.80	2.400	2×3間-東西棟	東・南・北	
			13	N-61.5°-W	-	3.48	(1.92)	-	4.74	2.370	2×2間-東西棟		
			14	N-28°-E	23.88	5.940	1.980	~7尺	3.895	1.948	2×3間-南北棟		
			8	N-27°-E	37.87	8.650	1.730	~6尺	4.080	2.040	1×4間-南北棟	東	桁筋5間で計算
		Cb	12	N-26.5°-E	24.99	7.150	1.788	-	3.260	-	1×3間-南北棟	北	桁筋4間で計算
			15	N-29°-E	8.76	3.536	1.768	-	2.510	-	1×2間-南北棟		
			17	N-30~26°-E	31.39	7.150	1.788	-	4.195	2.098	2×4間-南北棟		
			4	N-86°-W	11.42	3.675	1.838	~6.5尺	2.930	-	1×2間-東西棟		
			5	N-72°-W	24.60	7.065	2.355	~8尺	4.465	2.243	2×4間-東西棟		桁筋3間で計算
			16	N-59°-W	14.55	4.435	2.218	~7.5尺	3.530	-	1×2間-東西棟		
	C'a	18	N-61°-W	27.79	5.255	2.628	~9尺	4.55	2.275	2×2間-東西棟	東		
		19	N-26°-E	27.74	8.44	2.110	~7尺	3.650	1.825	2×4間-南北棟		桁筋4間で計算	
		6	N-65°-W	74.76	11.41	1.907	~6.5尺	6.310	3.155	3×5間-東西棟	両面出	梁筋5.5間で計算	
7		N-66.5°-W	21.14	5.960	1.987	~7尺	3.565	1.783	2×3間-東西棟		柱柱		
20		N-50°-W	24.63	5.510	1.837	~6.5尺	4.325	2.163	2×2間-東西棟				
21		N-64°-W	26.14	6.20	2.067	~7尺	4.18	2.090	2×3間-東西棟		柱柱?		
東風中部	C	25	N-26°-E	9.15	3.765	-	-	2.280	-	1×1間-南北棟?			
		26	N-64°-W	12.46	3.900	1.950	~6.5尺	3.110	1.555	2×2間-東西棟			
		29	N-59°-W	30.57	7.80	2.600	~9尺	3.58	1.990	2×3間-東西棟			
	C'	20	N-62°-W	12.39	4.000	2.000	~7尺	3.145	1.563	2×2間-東西棟			
		23	N-72.5°-W	26.45	7.030	2.343	~8尺	3.775	1.888	2×3間-東西棟			
		24	N-72°-W	19.62	4.830	2.415	-	4.035	2.018	2×2間-東西棟			
	C''	27	N-83°-W	76.04	12.85	2.142	~7.5尺	4.87	2.435	2×7間-東西棟	北	桁筋5間で計算	
		28	N-66°-W	-	7.62	1.524	~6尺	-	-	2××6間-東西棟			
		1	N-24°-E	65.51	6.485	2.161	~7.5尺	4.155	2.078	2×4間-南北棟	東・西・南	柱柱	
		2	N-65°-W	119.32	14.490	2.079	~7尺	6.360	3.180	2×6間-東西棟	西面	柱柱	
		3	N-23°-E	88.12	14.205	2.020	-	5.010	2.504	3×7間-東西棟	東・西	梁筋5.5間で計算	
		4	N-37°-W	22.74	6.360	2.120	-	3.630	1.815	2×3間-東西棟			
東風百目	C'	5	N-22~26°-E	18.62	5.170	1.723	~6尺	3.655	1.828	2×3間-南北棟			
		1	N-72°-W	44.05	7.530	2.510	~8.5尺	4.825	2.383	2×3間-東西棟	東・西		
		2	N-75°-W	72.08	10.615	2.003	~8.5尺	6.575	2.192	3×5間-南北棟	北		
	a 2	7	N-20°-W	72.07	9.875	1.975	~7.5尺	4.310	-	1×5間-東西棟			
		8	N-65°-W	9.79	3.925	1.963	~7尺	2.295	-	1×4間-東西棟		桁筋2間で計算	
		a 3	5	N-13.5°-E	67.67	9.840	2.460	~8.5尺	4.265	-	1×4間-南北棟	東・西・南	
	a 4	12	N-20°-E	61.73	7.375	2.458	~8.5尺	3.47	-	1×3間-南北棟		2棟連絡か	
					6.80	2.267	~7.5尺	3.70	-	1×3間-南北棟			
		a 5	3	N-14.5°-E	53.09	7.225	2.408	~8尺	3.775	1.888	2×3間-南北棟	東・西	
	東風百目	b	6	N-76~82°-W	24.24	6.925	1.731	~6尺	3.205	-	2×5間-東西棟	西	桁筋4間で計算
			9	N-81°-W	16.25	4.650	1.350	~4尺	2.515	-	1×2間-東西棟	南	桁筋3間で計算
			10	N-5°-E	60.38	5.76	1.920	~6.5尺	3.34	-	1×3間-南北棟	東・西	
c		11	N-88°-W	49.20	12.225	1.746	~6尺	2.735	1.368	2×7間-東西棟	南・北		
		13	N-45°-W	22.82	5.30	1.767	~6尺	3.91	-	1×3間-東西棟			
		14	N-48°-E	33.96	4.035	1.345	~4尺	3.025	-	3×4間-南北棟	東	桁筋3間で計算	
d		15	N-84°-E	17.10	5.200	1.300	~4尺	2.905	-	2×4間-東西棟	東	桁筋4間で計算	
		b	4	N-80°-W	19.74	4.600	1.533	~5尺	2.110	-	1×3間-東西棟	南・北	区内外、桁筋柱束用
東風百目		C	2	N-18°-E	26.18	5.725	1.908	~6.5尺	3.48	1.740	2×3間-南北棟	西	
			16	N-84°-E	28.62	5.62	1.940	-	3.525	1.763	2×3間-東西棟	東・西	
			17	N-75°-E	15.22	3.71	1.855	-	3.62	1.810	2×2間-東西棟	東	
	B1	1	N-7°-E	16.48	4.7	1.567	~5.5尺	3.615	1.808	2×3間-南北棟			
		29	N-81°-W	47.08	8.72	2.180	~7.5尺	4.24	2.120	2×4間-東西棟	北・東		
		30	N-80°-W	17.02	5.62	1.840	~6.5尺	3.7	1.850	2×3間-東西棟			
	B3	23	N-12°-E	17.70	4.38	2.190	~7.5尺	4.61	2.005	2×2間-正方形		柱柱	
		25	N-79°-W	41.24	8.7	2.175	-	4.1	-	1×4間-東西棟	西		
		26	N-13°-E	16.93	3.69	1.845	~6.5尺	2.73	-	1×2間-南北棟	西		
	B4	28	N-12°-E	56.21	8.3	2.075	~7尺	3.26	1.640	1×4間-南北棟		L字形	
		22	N-79°-W	46.88	8	2.000	~7尺	5.9	1.967	3×4間-東西棟			
		24	N-76°-W	17.75	5.25	1.750	~6尺	3.5	-	1×4間-東西棟			
B2	3	N-13°-E	18.30	3.75	1.875	~6.5尺	3.36	-	1×2間-南北棟				
	21	N-77°-W	59.20	7.22	1.805	-	5.225	1.742	3×4間-東西棟		2棟か		
	15	N-10°-E	20.80	7.885	1.974	~7尺	2.75	-	1×4間-南北棟				
B1'	20	N-8°-E	39.68	6.4	2.133	~7.5尺	6.2	2.067	3×3間-正方形				
	A 3	27	N-89°-E	81.25	11.15	2.230	~7.5尺	8.7	2.175	2×5間-東西棟		L字形	
	A 1	18	N-87°-W	67.89	9.28	1.856	~6.5尺	3.82	-	1×5間-東西棟		L字形	
東風百目	A 2	19	N-86°-W	66.46	7.44	1.860	-	3.94	1.970	2×4間-東西棟	北	L字形	

表2 建物計測表(2)

位置	分類	No	主軸方位	面積	軒行 (平均)	軒行平均 柱間	寸法	層間 (平均)	階高平均 柱間	屋 格	北	備 考	
波止江原屋敷	A 区画	1	1	N-17°-E	15.86	4.425	2.213	~7.5尺	3.585	1.793	2×2間・南北棟		
			2	N-18°-E	7.42	3.195	1.598	~5.5尺	1.325	-	1×2間・南北棟		
			15	N-75°-W	28.51	6.87	2.29	~7.5尺	4.15	-	1×3間・東西棟		
		2	17	N-73°-W	14.99	4.515	2.258		2.805	1.418	2×2間・東西棟	北	
			13	N-68°-W	16.57	5.920	1.973	~7尺	2.8	1.400	2×2間・東西棟		
			14	N-68°-W	16.51	4.29	2.145	~7.5尺	3.85	1.925	2×2間・東西棟		
	1 類	A群	16	N-69°-W	30.23	6.63	2.21		4.50	-	1×3間・東西棟		
			12	N-83°-W	36	7.5	1.875	~6.5尺	4.8	-	1×4間・東西棟		
			13	N-5°-E	23.66	5.9	1.967		3.725	1.863	2×3間・南北棟		
		B群	15	N-6°-E	19.55	5.725	1.908		3.4	1.700	2×3間・南北棟		
			11	N-85°-W	56.55	8.68	2.17	~7.5尺	4.95	-	1×4間・東西棟	北	
			14	N-7°-E	25.84	6.775	2.258		3.8	1.900	2×3間・南北棟		
		2 類	A群	30	N-85°-W	12.82	4.35	2.175		2.825	1.413	2×2間・東西棟	
				31	N-84°-W	19.37	4.41	2.205		3.25	-	1×2?間・東西棟	
				33	N-82°-W	12.32	4.52	2.26		2.48	-	1×2間・東西棟	
			B群	7	N-9°-W	38.82	8.44	2.11	~7尺	4.6	-	1×4間・南北棟	
				10	N-82°-E	-	6.2	2.066		4.32	-	1×3-部・東西棟	北
				8	N-82°-E	34.56	7.15	2.383	~8尺	4.75	-	1×3間・東西棟	
3 類	A群		9	N-84°-E	40.5	6.91	2.303		4	2.000	2×3間・東西棟	北	
			20	N-5°-W	-	5.11	2.555	~8.5尺	2.05	-	1~×2-部・南北棟		
			34	N-8°-W	30.1	7.1	1.775	~6尺	3.91	1.965	2×4間・南北棟		
	B群	1	N-90°	40	7.92	1.98	~7尺	3.7	-	1×4間・東西棟	北		
		3	N-89°-E	28.58	7.795	1.949	~6.5尺	3.525	-	1×4間・東西棟			
		17	N-89°-W	-	-3.86	1.93		3.4	1.700	2×2-部・東西棟			
4 類	A群	2	N-88°-W	19.31	4.95	2.475	~8.5尺	3.9	-	1×2間・東西棟			
		6	N-3°-E	28.97	7.14	2.58	~8尺	3.84	1.920	2×3間・南北棟			
		29	N-89°-E	-	4.84	2.42		3.66	1.840	2×2-部・南北棟			
	B群	4	N-2°-E	32.1	6.85	2.383		3.96	-	1×3間・南北棟			
		5	N-87°-W	15.62	4.275	2.137	~7.5尺	3.65	-	1×2間・東西棟			
		16	N-1°-W	45.01	8.86	2.215		5.08	-	1×4間・南北棟			
	5 類	A群	27	N-9°-E	36.49	5.91	1.97	~6.5尺	4.535	2.268	2×3間・東西棟	西	
			18	N-84°-W	18.57	4.4	2.20	~7.5尺	4.22	2.110	2×2間・正方形	総柱	
			25	N-96°-W	23.66	6.36	2.12		3.72	-	1×3間・東西棟		
6 類		A群	23	N-80°-E	12.15	3.97	1.985	~7尺	3.06	-	1×3間・東西棟		
			上棟木 3	22.62	5.8	1.93	~6.5尺	3.9	-	1×3間・東西棟			
			22	N-3°-E	19.6	7.26	2.42	~8尺	2.46	-	1×3間・南北棟		
		B群	24	N-89°-E	47.67	6.8	2.266	~7.5尺	5.45	2.725	2×3間・東西棟	東・南	
			26	N-2°-E	16.44	6.3	2.1	~7尺	2.645	-	1×3間・南北棟		
			上棟木 2	18.48	4.2	2.1		4.4	2.200	2×2間・東西棟			
7 類	A群	21	N-89°-W	49.04	8.1	2.7	~9尺	6.04	2.013	3×3間・東西棟			
		上棟木 1-1	17.42	4.95	1.85	~5.5尺	3.52	-	1×3間・東西棟				
		上棟木 1-2	17.88	5.2	1.733	~6尺	2.44	-	1×3間・東西棟				
	B群	8	N-88°-W	60.31	7.075	2.358	~8尺	4.53	-	1×3間・東西棟			
		9	N-88°-W	29.21	6.745	2.248	~7.5尺	4.33	-	1×3間・東西棟			
		4	N-86°-W	22.98	6.51	2.17		3.53	-	1×4間・東西棟	桁間3間で計算		
8 類	1	6	N-5°-E	-	3.055	-		2.875	1.438	2×1間・南北棟			
		7	N-84°-W	13.76	3.93	1.965	~6.5尺	3.5	1.750	2×2間・南北棟	台形		
		3	N-8°-E	20.19	5.51	1.837	~6.5尺	2.665	-	1×3間・南北棟			
	2	1 a	N-88°-W	16.2	4.5	2.25	~7.5尺	3.6	-	1×2間・東西棟			
		2	N-90°-W	24.94	7.06	2.355	~8尺	3.53	-	1×2間・東西棟			
		14	N-1°-W	-	3.46	1.73	~6尺	3.12	-	1×2-部・南北棟			
	3	1 a	N-85°-W	19.19	6.19	2.063	~7尺	3.1	-	1×3間・東西棟			
		10	N-84°-W	10.52	3.62	1.81	~6尺	2.905	-	1×2間・東西棟			
		15	N-5°-E	-	4.96	2.93	~7尺	3.08	-	1×2-部・南北棟			
4	1 a	12	N-74°-W	28.87	8.92	2.085		3.6	-	1×4間・東西棟			
		28	N-73°-W	12.58	3.93	1.965		3.2	1.600	2×2間・東西棟			
		11	N-82°-W	16.46	6.14	2.047		2.68	-	1×3間・東西棟			
	2	19	N-82°-W	21.58	6.13	2.043		3.52	1.780	2×3間・東西棟	総柱?		
		18	N-7°-E	22.79	7.4	1.85	~6.5尺	3.08	1.540	2×4間・南北棟			
		23	N-10°-E	10.08	5.45	1.817	~6尺	1.85	-	1×3間・南北棟			

表3 建物計測表(3)

位置分類	No	主軸方位	面積	軒行(平均)	軒行平均柱間	寸法	壁間(平均)	壁間平均柱間	規格	比	備考		
下野田遺跡	期の内	1	N-8°-W	24.68	7.15	1.875	~6.5尺	3.4	1.700	2×4間・南北棟			
		2	N-75°-E	22.36	5.5	1.833		4.25	2.125	2×2間・東西棟			
		5	N-64°-E	12.25	3.725	1.863		2.96	1.475	2×2間・南北棟			
		6	N-75°-E	67.31	9.45	1.890		4.7	2.350	2×5間・東西棟	北側掘出		
		9	N-14°-W	26.60	5.75	1.917		4.03	1.933	1×3間・南北棟	南	3重葺	
		3	N-19°-W	39.99	9.525	2.381	~8尺	4.325	2.162	2×4間・南北棟		9重葺	
		4	N-26°-W	13.02	4.9	1.633	~5.5尺	3.125	-	1×3間・東西棟			
		7	N-17°-W	33.62	8.225	2.056	~7尺	4	2.000	2×4間・南北棟			
		8	N-19°-W	-	-	2.100		-	-	1×2間以上・南北棟			
	期の外	A1	13	N-42°-E	18.55	-	1.817	~6尺	-	1×3間・南北棟			
			12	N-46°-W	25.55	7.425	1.856	~6.5尺	3.625	1.813	2×4間・東西棟		
			19	N-48°-E	39.06	8.2	2.733	~9尺	4.725	1×3間・南北棟			
		B1	24	N-41°-W	16.00	-	1.667	~6尺	3.25	-	1×3間・東西棟		
			14	N-37°-W	16.43	-	1.783		-	1.575	2×3間・東西棟		
			15	N-55°-E	16.54	5.2	1.733		3.1	-	1×3間・南北棟		
		A2	11	N-41°-E	25.28	6.425	2.142	~7.5尺	3.95	1.933	1×3間・南北棟		
			20	N-56°-W	14.19	4.35	2.175		3.375	1.688	2×2間・東西棟		
			21	N-45°-E	21.56	5.725	2.863	~9尺	3.975	1.988	2×2間・南北棟	船・家遺構	
25			N-46°-W	15.73	4.25	2.125	~7.5尺	3.5	1.750	2×2間・南北棟			
16			N-48°-E	15.93	4.45	2.225		3.2	1.600	2×2間・南北棟			
17			N-49°-E	6.82	2.75	1.375	~5尺	2.25	-	1×2間・南北棟			
B2		18	N-42°-W	23.50	6.375	2.125	~7.5尺	3.4	1.700	2×3間・南北棟			
		23	N-39°-W	24.79	6.825	2.275	~8尺	3.65	-	1×3間・東西棟			
		10	N-34°-W	24.26	6.325	2.108	~7尺	3.325	1.663	2×3間・東西棟			
D		22	N-15°-W	24.89	6.125	2.042		3.95	-	1×3間・東西棟			
		1	N-13°-E	30.94	6.79	2.263	~7.5尺	4.36	-	1×3間・南北棟		2(軒)・5重葺	
		2	N-77°-W	30.96	7.41	2.470	~8.5尺	4.085	-	1×3間・東西棟		1個・5・6重葺	
		3	N-71.5°-80°-W	7.98	2.18	-	~7.5尺	3.56	-	1×1間・東西棟		台形	
	4	N-73.5°-W	5.56	1.9	-	~6.5尺	3.055	1.528	1×2間・東西棟				
	5	N-15°-E	19.12	2.66	-	~9尺	3.65	-	1×1間・南北棟	南・西	1・2重葺		
外堀	6	N-75°-W	11.71	2.535	-	~8.5尺	3.325	-	1×1間・東西棟	西	2重葺		

られた。また、区画された屋敷は南北に二分された影響で、主軸方位の異なるB群とC'a群が並存して第3段階を構成したと考えられる。

屋敷建物群の配置と形態的特徴

第2段階(屋敷当初)の屋敷内建物群は、2号柱穴列を境として東西に分割される。二分された建物群の位置付けが、主従関係によるのか、所有関係の違いか、機能差なのかを判断することはできないが、建物構成から東側が優越していると看取できる。中心的な建物は11号建物であり、12号建物を加えて70m近い規模を持つ。建物形態も、この2棟が連結され機能していた点が注目されており、東西約15m南北約10m規模を持つ広い庭空間を形成している。また、13号建物と14号建物との間にある空き空間が通路と考えられ、西側の建物群まで通されていることも注目される。

第3段階は、前段階同様に溝で区画されるが、中央部を溝によって北側約30mと南側約20mに細分される。中央部南北には通路が想定され、72・73号溝の間を開けた土橋を通り、北端で68号溝中の1号橋脚を渡るものと言え。通路はそのまま北上して、真一直ぐ現赤城神社へ向かっている。参道である可能性も視野に入れておく必要がある。建物は区画溝や通路によって4つの区域に区分される。このうち5号建物が西側に偏在するが、規模

的に核となる建物と位置づけられる。この段階の屋敷分割によって、屋敷内部が機能的に分割された印象もあるが、建物の数量や配置などが質的に変化しており、機能自体が分割ではなく変化したものと解される。この状況が、所有関係の細分化を意味するのかわかるとは不明である。建物ではわずかに大きい5号建物を核とするが、中心部とする求心性はなく、屋敷が持っていた従属関係も感じられなくなっている。

第4段階を代表するのは6号建物である。この段階では既に区画溝は消滅するが、前段階に継いで現赤城神社方向に延びる通路が貫通している。6号建物の面積は74.76㎡と大きく、複雑な柱配置を持つ。内部はやや整った間仕切りされており、民家建築で言うところの「三間取り」を思わせる。周辺にある井戸からは、17~18世紀段階の陶磁器が出土しており、建物時期を示す可能性がある。第3段階と第4段階の間には断絶を窺うことができ、16世紀代の出土遺物が減少する点が、これに対応するものとする。

屋敷周辺建物の形態的特徴

区画された屋敷から南へ約200mも離れ、直接の関連性は窺えないが、荒砥前田遺跡の1・2号建物は、整った総柱構造で共に4面に庇を廻らしている(図3)。面積は1号建物が63.51㎡、2号建物が119.32㎡と大きく、一般的な住宅とは見なしにくい。出土遺物はなく時期は特定

できないが、本稿で扱う建物とは明らかに系統が異なっており、古代から中世前期まで遡る可能性がある。

同じく荒砥前田遺跡で1号建物に重複する3号建物は、複雑な構造を持ち、桁行は14.24mと長大で、面積も88.12㎡を測る。内部に柱穴も多いが、間仕切りであると同時に、長大な棟を支える構造材としての必要もあるのだろう。同じような構造を持つ建物が南集中部27号建物であり、長大な棟を支えるため中間付近で棟持ち柱2本を設ける構造である。建物変遷図では第2段階に属しているが、むしろ荒砥前田遺跡3号建物と合わせて、第3段階と第4段階の建物形態変化の中間に位置づけられるべき一群であったと修正しておきたい。

桁行平均柱間の様相

第2段階のCa群建物では、中心建物11号建物を含む～6.5尺(6.0～6.5尺を指す、以下同じ)の建物3棟と～7尺の建物2棟がある。これも小分類可能である。次いでCb群建物4棟は、～6尺で数値もかなり近い。これら9棟の数値が、区画屋敷を代表する基準寸法と捉えておく。

第3段階のB・C'a群5棟は、数値にかなりばらつきが見られる。建物形態が変則的なことにもよると言えるが、屋敷区画を四分割するとともに機能的にも変化している状況が、ここにも現れているものと解される。特に核的なB群5号建物の数値が、～8尺と大きいことが目を引く。同じくB群で南集中部にある23・24号建物も～8尺数値を採用することから、改めて関連性を意識させることとなる。

(2) 荒砥前田遺跡(所在地 前橋市荒砥町 図4・表1) 遺跡の概要

遺跡は荒砥川の東岸に並行する微高地上にあり、東西に細長く入り込んだ沖積低地は調査区南端で一度合流し、南に隣接する荒砥宮田遺跡の載る微高地と分断している。この微高地の南端に約40m四方規模の溝に囲まれた屋敷がある。内部の土坑から14世紀後半から15世紀代

の遺物が出土し、およその時期とされる。

変遷案の変更

屋敷内には掘立柱建物が13棟ある。建物は主軸方位の違いによりa～d群の4つに分類されるが、区画溝に伴うのは位置関係からa・b群10棟と考えられる。このうちa群では、主屋級の建物である1・2号建物と5号建物と7号建物、および3号建物と12号建物が重複しており、5時期に変遷すると考える。報告書段階では、重複による最小限の時期変遷をもとに、建物2～3棟で1時期と考え、3時期の変遷とした。しかし、建物の規模は比較的大きく近似することから、各時期1～2棟で構成するものと見直しを行った。a群の具体的な変遷は次項で述べる。その後、屋敷はb群段階で南北に分割され、各々建物2棟ずつが分布する状況となる。

屋敷建物群の配置と形態的特徴

a群の主屋の位置は、西側寄りと東側寄りの2つの傾向に分かれる。これは時期変遷をさぐる要点となる。加えて建物規模の継続に注目すると、以下の系統が迫れる(数字は概数)。

①2号建物：桁行5間10m、梁間6.6m、面積72㎡、桁行平均柱間2.0m

→7号建物：桁行5間9.9m、梁間4.3m、面積77㎡、桁行平均柱間2.0m

②5号建物：桁行4間9.8m、梁間4.3m、面積67㎡、桁行平均柱間2.4m

→12号建物：桁行3間7.4m、梁間3.47m、面積62㎡、桁行平均柱間2.5m

→3号建物：桁行3間7.2m、梁間3.8m、面積53㎡、桁行平均柱間2.4m

②では梁間数値が順次減少しない点と、5号建物と3号建物の平面形態が類似する点で、12号建物を中間に位置づけることに躊躇する。しかし、位置が西寄りから東寄りに変わる時期を捉えれば、3号建物と12号建物を前

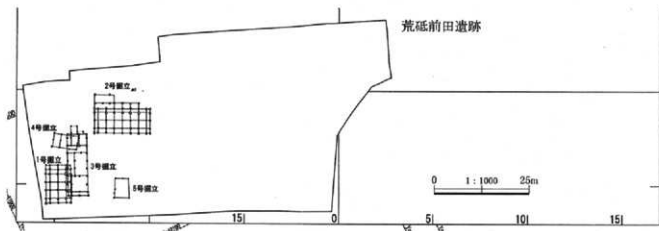


図3 荒砥前田遺跡建物分布図

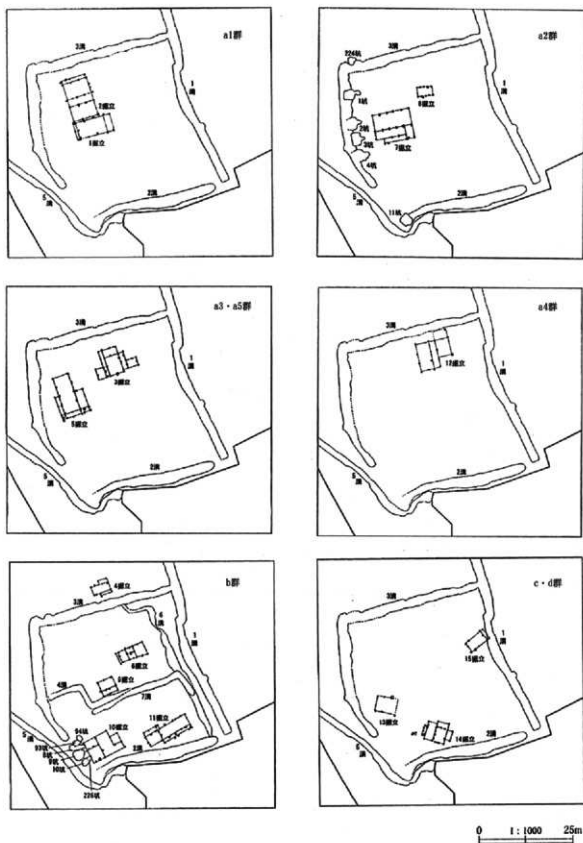


图4 荒砥限防西遺跡建物変遷図

後に連続させることに無理はない。そうした結果を踏まえている。

さて、桁行平均柱間の数値を無視すれば、建物の規模は①から②へ整然と連続する。この連続性を変遷とするのは、枳材などの建築材が再利用されることで、建物(身の規模)が順番に小さくなっていくと見る点にある。本来、建物の連続性がそうした物質的な連続性ではなく、数値を踏襲する精神的な連続性であった場合には、前後で数値がばらついても許容され、変遷順位は成立しないという限界を持つ。ただし、桁行平均柱間の違いは数字上の印象より大きく、同じ規模の桁行でありながら、桁行5間から4間へ、更に3間へと柱数が変化する。これを建築材の再利用以外で、連続性と説明することは無理であろう(5(2)で詳述)。

全体として建物の数量は少なく、空き空間が多いのが、a群段階の特徴と言える。b群では4・7号溝によって屋敷が南北に分割される。建物は南北それぞれ2棟ずつとなり建物が増加するが、建物の構成から判断して前段階の状況は、南側区画に踏襲されていると見られる。

建物形態では、広い庇を設けることで、建物面積を大きくする構造が全体に共通している。特に際立った建物としてa群の2号建物があり、梁間3間構造の平面形を持っている。また、1号建物は、2号建物に近接して付加された建物と考えられ、1・2号建物の面積は合わせて100㎡を超える規模となっている。12号建物は東西棟とは見なし難く、南北棟2棟が並行する間を繋いだ建物か、極端に庇が広い可能性もある。

b群の建物は、概して間仕切りが多い。11号建物は桁行約12mの長大なもので、間仕切りは長い棟を支えるため、設置された観がある。

桁行平均柱間の様相

a群の主屋は～7尺から～8.5尺に変化する。b群は数値にややばらつきがあるが、概ね～6尺が使用されたものと解する。この屋敷の基準寸法は、～7尺～～8.5尺～～6尺と推移したものと捉えられる。

(3) 波志江中屋敷遺跡 (所在地 伊勢崎市波志江町 図5・表1)

遺跡の概要と変遷

遺跡は波志江沼の南方に延びる小谷地と神沢川に挟まれた微高地にある。西側に隣接して中世屋敷遺跡である波志江中屋敷西遺跡・岡屋敷遺跡があり、屋敷遺構の密集地である。屋敷の全体的な形状は、区画溝が二重に廻る回字状をなす。内側の区画は内法約36m四方で、外側の区画は内法約106m規模である。出土遺物は中世遺物が混入程度しかなく、掲載遺物のほとんどが17世紀～18世紀である。しかし、屋敷建物の重複が多く、存続期間が長いことも踏まえれば、屋敷の初源は中世まで遡る

ものとする。

内側区画の建物は19棟あり、主軸方位の違いからA～D群の4つに分類される。このうち、内側区画に伴う建物は区画溝との方位の一致からB・C群合わせて14棟で、A群の建物3棟は外側区画を意識したものとした。A群の建物3棟は全て重複しており、変遷順位は不確定ながら、A1～A3群に細分され1棟ずつで3時期に変遷する。B群も主屋4棟全てが重複し、報告書段階では4時期に変遷し、4つに細分した。しかし、B1・B4群には別に1棟ずつ主屋と同程度の建物が存在する。全体の変遷や構成を考え、今回B1・B4群として、更に分類し6時期とすることとした。詳細は次項で扱う。

建物群の変遷では、C群が1棟のみで位置付けできない。B群は桁行平均柱間に加えて、主屋自体の規格の連続性から、B1→(B3→B4)→B4'→B2→B1'群の変遷を想定した(カッコを付した点は、6(1)で説明する)。また、区画溝との関係からA群が次段階となり、3時期に変遷する。

屋敷建物群の配置と形態的特徴

B1群主屋である29号建物とB1'群20号建物、B4'群22号建物は、位置的に共通性があり、中央部やや北寄り、区画南半分をやや広く庭空間としている。B2・B3・B4群では、主屋の位置が南下して、区画内の中央南東寄りに位置している。井戸も東辺には多く分布する。桶を埋設したような円形の土坑が多く分布するのも東端部であり、生活色の強い遺構が分布する部分である。この屋敷の主屋の特徴は、規格の連続性にある(数字は概数)。

① B1群29号建物: 桁行4間8.7m・梁間4.2m・面積47㎡・桁行平均柱間2.2m

→ B3群25号建物: 桁行4間8.7m・梁間4.1m・面積41㎡・桁行平均柱間2.2m

→ B4群28号建物: 桁行4間8.3m・梁間3.3m・面積56㎡・桁行平均柱間2.1m

これら3つの主屋は非常に近似し、徐々に小さくなっている。面積は庇や張り出しの有無で増減が生じる。

② B4群22号建物: 桁行4間8.0m・梁間3間5.9m・面積47㎡・桁行平均柱間2.0m

→ B2群21号建物: 桁行4間7.2m・梁間3間5.2m・面積59㎡・桁行平均柱間1.8m

→ B1群20号建物: 桁行3間6.4m・梁間3間6.2m・面積40㎡・桁行平均柱間2.1m

この3棟も連続的に捉えることができる。規格の連続性を枳材などの再利用と考えれば、変遷順位と一致して考えられる。梁間3間の採用が画期でもあるが、桁行は①からの継続であり、大きな画期には当たらない。

建物形態としては、平面L字形を呈するものが注目される。その特徴はA群建物で明らかとなるのだが、B4

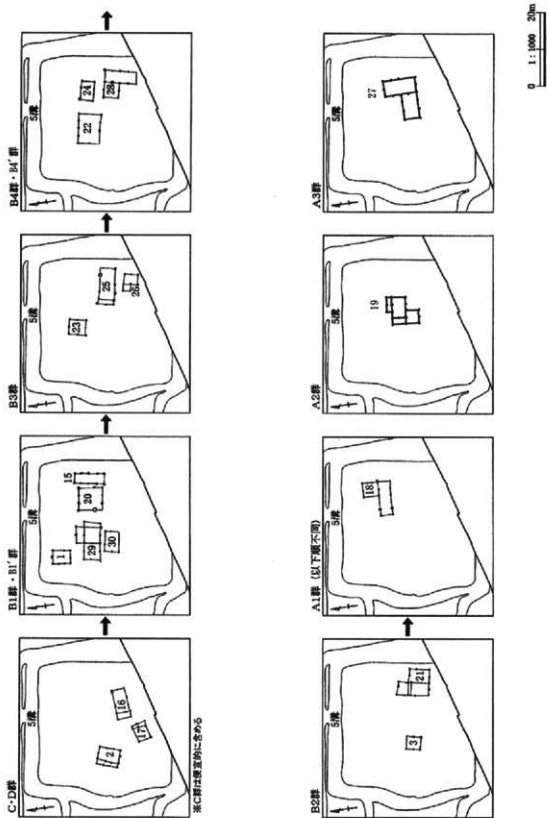


図5 戒志江中屋敷遺跡跡地の変遷図

群28号建物でも既に見れる。これはA群3棟と異なり、細長い南北棟の西側に張り出しが付いている。つなぎ部分に中柱があり間仕切りと見える。形態を優先した変遷順位では、A群の直前としたい建物である。

A群の3棟はいずれも平面L字形を呈している。3棟全てで共通して、L字の曲がり部分の南北か東西に必ず中柱が立つため、ここを間仕切りにして2室以上に分かれていたと考える。3棟は互いに重複関係にあり、分類上ほかの建物も同時期に当てられないため、それぞれが単独で存在していたこととなる。桁行が初めて5間を採る建物が出現する点で、屋敷内の画期である。

付属建物も変遷が迫れる。B1群30号建物→同1号建物→B3群23号建物→同26号建物。次いでB4群24号建物→B2群3号建物と連続性が見られる。B4群が小さな画期となる。付属建物全てを建て替えて捉えてしまうのも危険だが、主屋の変遷が多い状況では、同じく付属建物も建て替えが多くなるはずである。ただし、B1群15号建物は他の付属建物とは規模・形態・数値が異なる。これは主屋20号建物と連結して、主屋の一部であったためと考える。

L字形の建物との関連で言えば、20+15号建物、25+26号建物、21号建物が、変形のL字形又はL字形を思わせる配置となっている。こうした状況からも、28号建物がB群で出現してくる系譜を迫ることができる。

桁行平均柱間の様相

B群の桁行平均柱間は一見ばらばらに見える。しかし、主屋に注目すると、B1・B3群の～7.5尺からB4群の～7尺、B2群の～6.5尺へと推移する状況が浮かんできると。これは建物全体規格が近似しながら徐々に小さくなっていった状況と実と符合する数値である。また、各群には小規模な付属建物が1棟程度あり、～5.5尺→～6.5尺まで小規模な数値に取まるとともに、殆どが主屋のような規模の連続性で捉えることができる。

A群は屋敷内の画期であり、新たな基準寸法の導入期とも言え、～7.5尺から～6.5尺へと、B群同様な変遷とも受け取れるのである。

この屋敷の基準寸法は、主屋と付属建物が別々に使用されて推移したものと捉えられる。

(4) 波志江西屋敷遺跡 (所在地 伊勢崎市波志江町 図6・表2)

遺跡の概要と変遷

遺跡は神沢川南岸の微高地上にあり、東方約600mにある波志江中屋敷遺跡と同じ微高地の西端部に当たる。屋敷をL字型に区画する一辺約30m規模の溝は、削平されて非常に浅いものとなっていた。出土遺物は掘立柱建物跡の柱穴内から13～14世紀の古瀬戸陶器、井戸内から丸底の在産土鍋が出土しており、屋敷の時期は14世

紀後半頃に比定される。

屋敷内の建物は7棟で、主軸方位の違いは微妙であるが、今回1・2類に分けた。両分類の3棟は重複関係にあり、位置関係も考慮して、そのまま2時期の変遷にあてはめることができた。また、2号建物1棟を報告書段階では除外してしまっただが、根拠がないため、今回は含めて考えている。

屋敷建物群の配置と形態的特徴

主屋である15・16号建物はともに東西棟で、梁間1間構造である。面積は15号建物が28.64㎡、16号建物が29.88㎡で、主屋としては小さい。2時期の中で主屋の位置は動いているが、3棟の建物同志は重複しており、建物敷地を継続させた状況を示している。また、14号建物は西壁面の北側延長線上に柵列が延びている。これに区画された北東の一角は長方形や細長方形の土坑を配置する領域として位置づけられるのである。

桁行平均柱間の様相

この屋敷の桁行平均柱間は2棟を除き、全て～7.5尺である。1類2号建物は～5.5尺、2類13号建物は～7尺を使用するが、追加された建物と見ることができる。この屋敷の基準寸法は～7.5尺で、一部別なものが使用されたものと捉えられる。

(5) 下植木町町田遺跡 (所在地 伊勢崎市三和町 図7・表2)

遺跡の概要と変遷

遺跡は鯉沼の東湖畔に位置するが、沼の構築の方が新しいことから、当時は西側に湧水点掛矢清水からの流水が流れる低地と、東側に湧水点男井戸からの流路を持つ低地となり、その合流する先端に半島状に突きだした微高地上に位置する。先端部には南北約100mを分割した屋敷地があり、北側に堀で区画された部分を持っている。また、南端部には一辺約36m規模で区画された張出部分(南堀内部分)があり、個別の屋敷の様相を示している。時期は出土遺物から14世紀後半から16世紀代と比定される。

建物は南堀内部分で22棟、北堀内部分で1棟、堀外部分で12棟が存在する。建物は主軸方位の違いによって3つに分類され、南堀内部分での建物の柱穴同志の新旧関係を根拠に、第1類から第3類への変遷順位が確定された。更に各分類では、重複関係と位置関係に、桁行平均柱間の検討を加味することで、第1類でA・B群、第2類はA・B群ほか、第3類はA～C群ほかに分けられ、ほぼ変遷順位に従って分類されている。堀外部分では最終段階で、ほぼ屋敷が全面に広がる状況となる。

屋敷堀内部分の建物配置と形態的特徴

第1類A・B群では主屋を囲んで付属建物がコの字形に配置される。第2類では主屋の規模は変わらないもの

の、建物数が減りコの字形の配置ではなくなる。更に第3類A群では南堀内部分を南北に分割する様相が現れ、また建物が徐々に西側に寄り始める。C群段階では、建物群の中心が未調査で残る堀内部分西側に展開することを想定させるようになる。

建物形態では主屋の構造として、北側に庇を持つ南北棟が多い点を挙げることができる。これは大きさを微妙に変えながら、第1群B群から第3類A群段階まで4段階に涉って継続するのである。なお、第2類A・B群は主屋が2棟で、2時期の可能性が高い。

屋敷堀外部分の建物配置と形態的特徴

堀外部分の屋敷区画配置が鮮明となるのは、第3類C群段階である。屋敷区画は約100mの一町区画域を三分割していく方法を基本としており、最小は1/9町区画から1/6・2/9・1/3町の大きさを確認できる。2/9町区画にある24号建物の面積は47.67㎡を持つ。第3類C群では最大の面積で、堀内・外部分を比較して建物規模の逆転現象を起こしている。第3類ほかに属する

21号建物は3×3間構造で、桁行平均柱間～9尺を使用するなど特異で、周辺の出土遺物なども加味して江戸期に下る建物と判断している。

桁行平均柱間の様相

第1類A群4棟は全て～6.5尺で、続く第1類B群7棟では全て～7.5尺に変更される。次いで第2類A群3棟は～7尺を使用。更に第2類B群2棟は～8尺を使う。第3類A群4棟では再び～6.5尺となり(1号建物の数値もほぼ6.5尺である)、第3類B群4棟で更に～8尺を復活させ(6号建物の数値は8尺に近い)、第3類C群では～7.5尺3棟となる(4号建物も数値的には～7.5尺建物群に近い)。この屋敷群では時期毎に明確に基準寸法を選別している様相を捉えることができる。

(6)元総社西川遺跡(所在地 前橋市元総社町 図8・表2)

遺跡の概要

遺跡は榛名山南麓に広がる相馬が原扇状地の末端に位

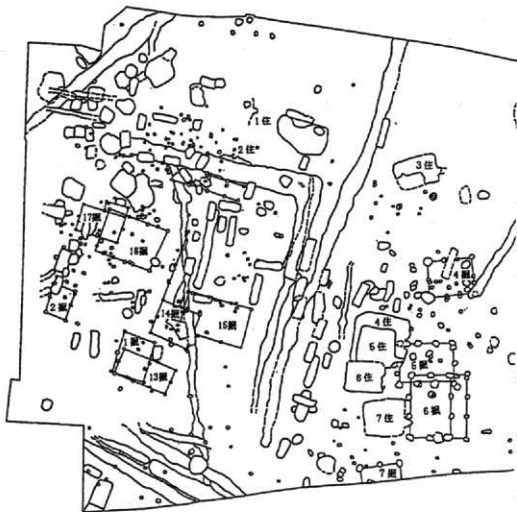


図6 波志江西屋敷遺跡建物分布図(1:400)

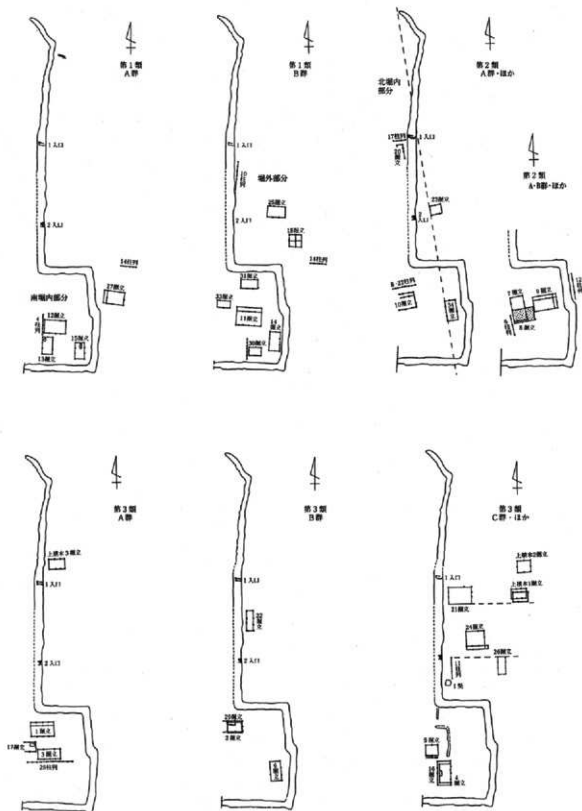


図7 下植木宍町田遺跡建物変遷図

置し、染谷川南岸の微高地上にある。川を挟んだ北岸には上野園僧寺があり、その参道に面する地域に比定されている。中世においては国新周辺地域に当たる。屋敷はL字形に屈曲する南北長15m以上の8号溝と、東西15m以上の7号溝を挟んで、南側に1か所ずつ存在する(7号溝北・南屋敷と呼ぶ)。調査範囲の関係で屋敷の規模は明確でない。時期は区画溝出土遺物から14~15世紀に比定される。なお、西側約20mには同時期の溝が北西-南東軸と走向して、方位的に関連性が窺える。溝は上幅7~14m、下幅4~6m、深さ2mと巨大だが、水路と決定づける証拠に乏しい。

建物分類と変遷案の変更

建物は7号溝北屋敷で6棟、7号溝南屋敷で12棟ある。報告書段階では、主軸方位の違いから1~4類の4時期に分類を行った。しかし、今改めて見直してみると、1つの分類の数値幅が3~9程度あるのに、1°の違いで別分類としていたので、10号建物を2類に改めた。また、この際方位も一部再計測し、1・19号建物の方位を修正した。なお、主軸方位による分類の付番順位を、変遷順位に合わせて逆転させていたので、3類と4類の数値を方位による付番順位に改めた。したがって、見かけ上で報告書記載と変遷順位が入れ替わるが、実態は同じである。また、同じ分類内で主軸が重複して時期が分かれるときは、a・bに細分することに改めた。特に1号建物は調査時から気になりな建物であったが、この際1類aとして独立させた⁹。

7号溝南北の屋敷で、ともに同じ分類を適応することができた。7号溝南屋敷では建物の重複が激しく、9号溝以南は主屋建物の重複だけで5時期、更に9号溝以西だけの3類bが2時期、計7時期に変遷すると考えている。計測表は変遷順に並べてあるので、ここでは特に記さない。根拠は建物配置と建物形態によるので、次項で詳しく述べる。

屋敷建物群の配置と形態的特徴

7号溝北屋敷の範囲はほぼ変化しないが、7号溝南屋敷では建物の配置が9号溝の東だけと、東西の時期で画期があるだろう。3類a・b段階も7号溝と17号溝穴列による区画が形成される点で変革期である。なお、9号溝も狭く幅広だが、区画溝に位置づけて良いだろう。

建物群の変遷上、9号溝東側の主屋の重複が判断材料となる。主屋は、概ね東西棟で規模も近似する。画期は4類12号建物と3類a群11号建物の時期で、主軸が東へ傾きを強め、これが7号溝の方位と重なる。変遷は1・2類と3・4類の2つのグループで推移することが濃厚となる。

建物規模の継続に注目すると、以下の系統が辿れる。

- ①1号建物→2号建物→13号建物→(15号建物)
桁行(4.5m)→7m→6.2m→4m以上

- 梁間3.6m→3.5m→3.1m→3.1m
面積(16m²)→25m²→19m²→不明
桁行平均柱間7.6尺前後→6.7尺
②12号建物→11号建物:桁行8m→6.1m
梁間3.6m→2.7m:面積29m²→16m²
桁行平均柱間6.7尺
③14号建物→10号建物:桁行3.5m→3.6m
梁間3.1m→2.9m:面積3.5m²→3.6m²
桁行平均柱間 5.8尺

前述した1・2類と3・4類の違いがここでも現れる。根拠として十分ではないが、1・2類→3・4類の変遷を想定する。建物規模の継続が桁材などの再利用とも関わると考え、変遷順位とした。7号溝南屋敷は、各時期2棟ほどの建物構成で変遷する。主屋は東西棟が多い。1類の北限は16・25号柱穴列を結ぶ線であり、西限も25号柱穴列の西端であろう。屋敷の範囲は各時期を通じて、ほぼこの範囲内で推移する。9号溝の西側の建物は、18・19・28号建物とともに梁間2間建物で、7号溝南屋敷では少数例である。数値的にも9号溝東側建物とは違いがあり、系統の違いを感じさせる。

7号溝北屋敷建物の変遷も7号溝南屋敷に準じている。建物の面積では、8・9号建物が格別大きい。両建物の身舎部分の規模はほぼ等しいが、8号建物は東・南面に約1.5m(約5尺)の庇が付き、北は0.8m(約2.5尺)の縁を付けてそのまま西の9号建物への渡りとなっていたと考える。屋敷の南限は10m幅離れた柱穴列(遺構名なし)であろう。この南限ラインの西方延長線上は、8号溝の土溝状の裏り出しに接続する。この部分に通路があり、南・北屋敷を結んでいた可能性が高い。

桁行平均柱間の様相

屋敷の基準寸法としては、7号溝南北屋敷とも当初~8尺~7.5尺で、その後7尺へと推移している。また、付属建物では~6尺~6.5尺を併行して使用している。この屋敷では、基準寸法が1回程度切り替わっていることが窺える。

4. 屋敷的な城郭遺跡における建物群の様相

(1)下鎌田遺跡(所在地 富岡市馬山 図10・表3)

遺跡の概要

遺跡は銅川に向かって迫り出した痩せ尾根の先端を、堀切と横堀で城郭化する(堀の内)とともに、土橋から延びる中軸線(通路)に沿って両側に建物(堀の外)が並ぶ。堀の内では一部重複して建物9棟が整然と建ち並び、屋敷的な空間を形成している。出土遺物は少ないが、時期は15世紀以降から16世紀末までの1時期とされる。堀の外では建物が軒を並べて16棟あり、通路を挟んで西側に11棟、東側に5棟が整然と並んでいる。建物の重複も出土遺物もないことから、報告者は「生活痕跡を残さ

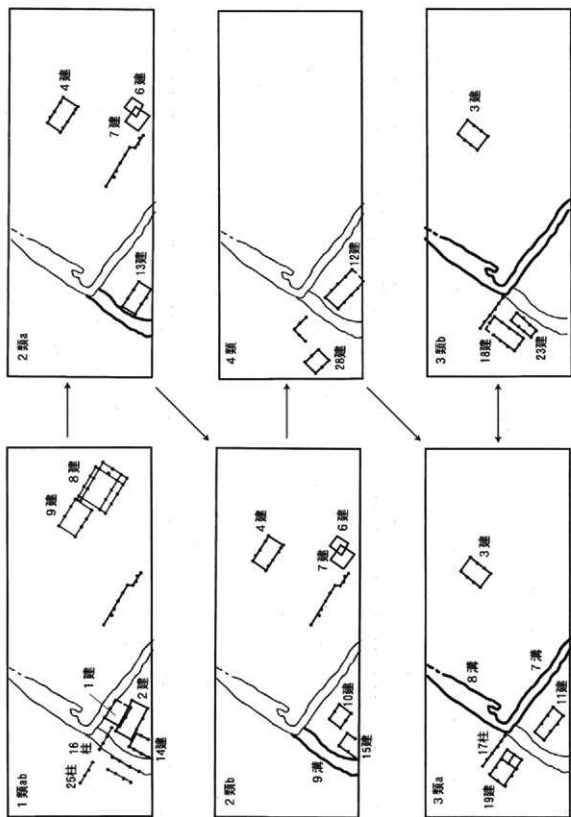


図8 元給社西川遺跡建物変遷図

ない遺構」と性格付けしている。筆者は以前、報告書の掲載図から別に検討を行ったことがある(飯森2004c)。
屋敷建物群の配置・変遷と形態的な特徴

堀の内では6号建物が主屋で、面積は67.31㎡とやや大きい。付属建物の重複から概ね2時期の変遷が想定される。また付属建物の桁行平均柱間が、～6.5尺から～8尺および～7尺に推移しており、主屋を踏襲しながら付属建物が付加されて、最終的に8棟で構成される建物群となったと考える。付属建物の変遷順位は未確定。建物群の配置は主屋を中心に整然と配置され、1号建物を境に南北で内と外の空間分割を行っている様相を示す。1号建物はちょうど中門廊のような位置関係にある。堀の内配置は城郭ではあるが、城主の政治的な機能も含んだ屋敷的な配置であると考える。

堀の外の建物を、僅差であるが主軸方位によってA～D類の4つに分類してみた。分類ごとに分布位置がほぼ分かれるため、一部時期差を含みつつも、地形上の制約による違いと考える。桁行平均柱間は堀の内建物と同じ傾向にあるため、当初の建物群6棟を抽出した。ただし、19号建物の面積は、堀の外建物群中最大であり中央に位置する。これは異例な建物と考慮して、桁行平均柱間～9尺ながら一応当初段階に含めた。A類2・B類2・C類2建物群の桁行平均柱間は、堀の内建物群の数値と個々に対応する内容を持っており、堀の内時期変遷に合わせて推移したのだろう。堀の外建物群は当初一定の距離をおいて点在し、その後間を埋める形で軒を連ねる配置になったものとする。報告書では短期間の遺構と想定されているが、元来遺物の少ない本景の状況では、存続時期を長く見ること可能である。

桁行平均柱間の様相

堀の内では～6.5尺の基準寸法を使用して当初の建物が作られ、その後～8尺を使用した付属建物の建て替えと、～7尺および～5.5尺を使用した付属建物追加を見ることができる。この傾向は堀の外も同じである。

(2)奥田道下遺跡(所在地 吾妻郡東村大字奥田 図9・表3)

遺跡の概要と変遷

遺跡は吾妻川南岸の段丘上の崖端に位置する。戦国時代の城郭「稲城」として、地元伝承されていた。出土遺物は少なく、伝承によるしかない。崖側で発見された東西約31m規模でコの字状にめぐる堀は、城の主郭を区画したものと思われるが、内部は経年変化により大部分が崩落消滅していた。

このため、建物6棟はすべて堀の外に位置する。建物は規模から主屋である1・2号建物とほかの4棟に分けられる。建物の主軸方位でも、僅差ではあるが、やはり1・2号建物とほかの4棟で分けられた。更に1・2・

6号建物は重複し、少なくとも3時期の変遷となる。1・2号建物で各1時期、ほかの4棟で1時期以上と考えている。

屋敷建物群の配置と形態的な特徴

1・2号建物では北穴の新旧関係から、2号建物が後出である。両者は南北棟と東西棟の違いはあるが、面積はほぼ等しく、構造もともに1×3間を採る。主郭を囲む2号堀の中央部土橋に、建物東壁を合わせた配置となっている。

1・2号建物との新旧関係は不明だが、6号建物は位置的に1・2号建物に対比される存在であり、質的な違いも窺える。構造的に貧弱で、主郭の土橋から延びる中軸線を軽微ではあるが遮断する。壁面から延びる欄干など遮断を意識している面もある。

桁行平均柱間の様相

桁行平均柱間は1号建物から2号建物へ、～7.5尺から～8.5尺へと推移する。他の4棟中3棟は1×1間で構造的な判断が難しい。今回報告書段階とは違って、桁と梁の向きを逆に見た数値を充てることにした。数値を見ると、恣意的ではあるが1・2号建物の変遷に一部対応してくる。この城外郭の基準寸法は、～7.5尺から～8.5尺へと推移している。今回の検討は屋敷内部であり、次章以降では参考資料としてのみ扱う。

5. 調査事例から見た基準寸法の検討

(1)桁行平均柱間による屋敷内部の類型化

屋敷遺構6遺跡と、城郭遺構2遺跡の少数事例による総括となるが、3つの類型に分類することができる。

①下榎木老町田類型

下榎木老町田遺跡を基準とする。主屋を中心とした複数の建物群が、付属建物も含めて全体として同じ桁行平均柱間を使いながら変遷する形態。桁行平均柱間数値の動向は、増加・減少という一定の方向性を持たない。

②波志江中屋敷類型

波志江中屋敷遺跡を基準として、荒砥諏訪西遺跡・波志江西屋敷遺跡・元総社西川遺跡が含まれる。主屋の桁行平均柱間の推移とは別に、付属建物の桁行平均柱間が存在する形態。

③荒砥宮田類型

荒砥宮田遺跡を基準として、下榎田遺跡が含まれる。主屋を中心とした複数の建物群が、全体として同じ桁行平均柱間で存在するが、屋敷機能に影響を及ぼす程度に、別の桁行平均柱間を使う単数および複数棟の付属建物が、位置的にも後から追加された様相を持つ。両者の桁行平均柱間の関係は、大きく異なるか小さくなるかによって、状況の違いがあるように思える。

以上の3つによって類型が網羅された確信はないが、基準寸法が存在する屋敷はほぼこれらに該当すると推測

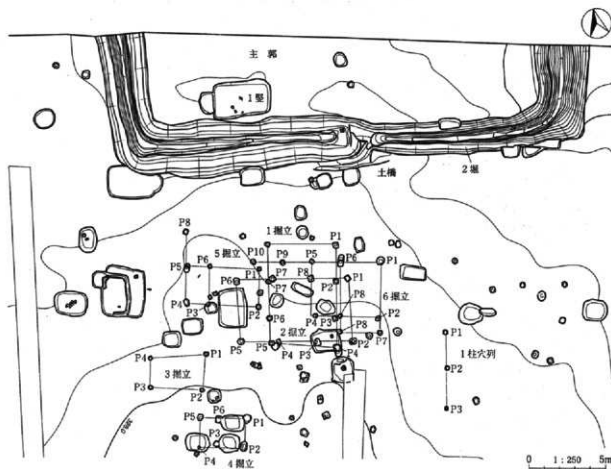


図9 奥田道下遺跡遺構分布図

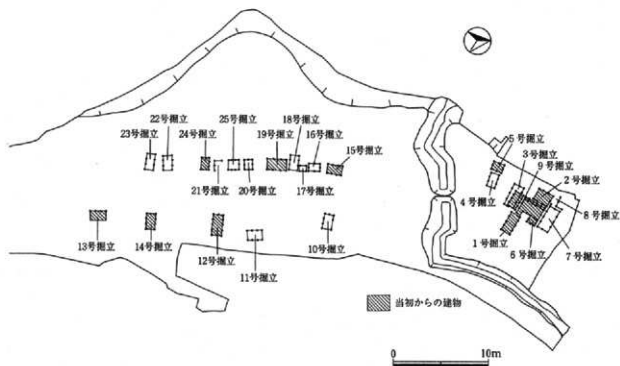


図10 下鎌田遺跡建物分布図 (1:400)

する。乱暴な言い方だが、①と②・③の類型の違いは、純度の高いものと混じりものが多いものの違いに過ぎない。建物の基準寸法を考えるには、純度の高いものをまず扱う方がよい。そして、純度の違いである以上、混じりものを取り除いた基本部分では②・③類型にも通じる分析結果があると考えられる。

(2) 下植木老町田類型の分析 (図7・表2)

下植木老町田類型は、複数の建物群が全体として同じ桁行平均柱間を使いながら変遷する形態である。下植木老町田遺跡では、柱穴同志の新旧関係を軸に建物変遷を想定しており、基準寸法の推移として確実性が高い。基準寸法の選択は単純で明確に見えるが、統一性を維持する体制がどのように機能しているのか。物理的でなく精神的に厳守できてこそ、基準寸法として地域を越え普遍的な数値となりうるだろうが、果たしてそうなのか。

1類A群から主屋数値の変化を見る(数値は概数)。

- ①12号建物：桁行4間7.5m・梁間4.8m・面積36㎡・桁行平均柱間1.9m
- ②11号建物：桁行4間8.7m・梁間5.0m・面積56㎡・桁行平均柱間2.2m
- ③7号建物：桁行4間8.4m・梁間4.6m・面積39㎡・桁行平均柱間2.1m
- ④10号建物：桁行3間6.2m以上・梁間4.3m・面積不明・桁行平均柱間2.1m
- ⑤8号建物：桁行3間7.2m・梁間4.6m・面積35㎡・桁行平均柱間2.4m
- ⑥9号建物：桁行3間7.0m・梁間4.0m・面積41㎡・桁行平均柱間2.3m(⑦と変遷順入れ替え可能)
- ⑦34号建物：桁行4間7.1m・梁間3.9m・面積30㎡・桁行平均柱間1.8m
- ⑧1号建物：桁行4間7.9m・梁間3.7m・面積40㎡・桁行平均柱間2.0㎡
- ⑨6号建物：桁行3間7.1m・梁間3.8m・面積29㎡・桁行平均柱間2.4m
- ⑩4号建物：桁行3間6.9m・梁間4.0m・面積32㎡・桁行平均柱間2.3m
- ⑪16号建物：桁行4間8.9m・梁間5.1m・面積45㎡・桁行平均柱間2.2m

以上から画期を抽出する。①と②では数値に全く連続性がなく、⑤で桁行平均柱間が大きくなるが、桁行3間に変わる。⑦で桁行平均柱間が小さくなるが、桁行4間に戻る。⑧で桁行平均柱間が大きくなるが、同じ桁行4間でも桁行は長くなり、⑦との連続性はない。⑨で桁行平均柱間が大きくなるが、桁行3間に変わる。⑩で桁行平均柱間が小さくなるが、桁行4間で桁行も長くなり、⑩との連続性はない。なお、画期としなかった段階では、建物規格の連続性を保ちながら、徐々に数値が小さく

なっていく。

ここで明らかとなるのは、桁行平均柱間が～8尺・～8.5尺と大きくなるのは画期ではなく、桁行はそのままで柱数を1本減らしたに過ぎないことである。一部では柱を1本加え直したため、桁行平均柱間が小さくなっている。つまり、②から⑦までの6段階に涉って、同じ桁行を使う。言い換えれば、同じ桁材を再利用していると思えずしかたない。更に⑧から⑩までの3段階も、全く同じような様相である。真の画期は①→②、⑦→⑧、⑩→⑪の3時期しかない。しかも、この画期というのも古材をそのまま使わなかっただけのことを捉えたに過ぎないのかもしれない。

付属建物の方の変化を見ると、1類A群には2棟、1類B群には4棟の付属建物がある。必然的に2棟は連続性がない。数値から14号建物、連続性のない付属建物であることがわかる。残る3棟は、すべて1類A群2棟から再利用できる。つまり、2棟が連続で、1棟は1類B群内で建て替えることも可能である。2類では5段階に涉って付属建物がない。これも画期である。3類はやはり画期で、付属建物が2棟併用ようになる。

- ①3号建物→29号建物→4号建物：桁行4間7.8m→2間4.8m以上→3間6.8m；桁行平均柱間1.9m→2.4m→2.3m；面積28㎡→不明→32㎡。

末調査分を推測すれば、29号建物の段階で桁行3間に切り替わり、桁行平均柱間が大きくなったはずである。②17号建物→2号建物→5号建物：桁行2間3.8m以上→2間5.0m→2間4.3m；桁行平均柱間1.9m→2.5m→2.1m；面積不明→19㎡→16㎡

末調査分を推測すれば、17号建物の段階は桁行3間で、次に桁行2間に切り替わったために、桁行平均柱間が大きくなったはずである。

付属建物のなだから規則どおりでなくてもいいと思っていたが、予測に反して主屋と全く同じように、桁材を再利用しているようだ。筆者は初めて下植木老町田遺跡の桁行平均柱間の変遷に気づいたとき、「変遷の都度数値を大きく変えるのは、新しい材料を使って、主屋も付属屋も建て替えるのか」と驚き、「この屋敷程度であり得るのだろうか」と展ってきた。やはり、そんなはずはなかった。下植木老町田遺跡の内部建物は、エコロジーに徹した建て替えをしていたのである。

ところで、この屋敷の基準寸法が材料の再利用に左右されているのだから、その影響下にはないのは画期の建物である。つまり1類A群、1類B群、3類A群、3類c群16号建物である。桁行平均柱間を詳しく見る。

- ①1類A群3棟で、1.875～1.967m、数値幅9.7cm、平均1.917m約6.3尺。
- ②1類B群5棟で、2.175～2.26m、数値幅8.5cm、平均2.214m約7.3尺。

③3類A群3棟で、1.93~1.98m、数値幅5cm、平均1.953m約6.4尺。

④3類c群16号建物：2.215m約7.3尺

2通りの数字がなぜか交互に使われる。なお、主屋と付属建物を別々に計算すると、桁行平均柱間に微妙な違いが生じる。これは誤差の範囲であろう(表4参照)。

(3)波志江中屋敷類型の分析

波志江中屋敷類型は、主屋の桁行平均柱間とは別に、付属建物の桁行平均柱間が並存して使用されている形態を指す。基準とする波志江中屋敷遺跡から扱う(図5・表1)。B群の主屋5棟は、桁行の継続性がずっと保たれ、当初は桁行平均柱間2.180約7.2尺が使用される。続くA群が画期であり、桁行5間の出現とともに桁行平均柱間2.230m約7.4尺が使用される。なお、A群では付属建物がない。これも画期としての性格を窺わせる。

問題は付属建物の数値である。B1群段階から付属建物4棟は桁行の継続性がある。当初の基準寸法は1.84m約6.0尺。次に継続しないB4群24号建物の基準寸法は、1.75m約5.8尺である。なお、B1群15号建物は、主屋に連結させる意図で追加され、基準寸法は1.974m約6.5尺を使用する。この際主屋の基準寸法は、2.133m約7尺である。この屋敷も植木屯町遺跡と同様、枳材などを執拗に再利用していた屋敷と言える。両者の違いは、付属建物に主屋とは別の基準寸法を採用したかどうかにある。

次に荒砥諏訪西遺跡を見る(図4・表1)。a群の主屋の変遷はすべて連続性で説明できる。特に桁行平均柱間が増大する局面も、柱数の減少で処理できる。a群主屋の基準寸法は、2.003m約6.6尺となる。付属建物は少なく、a群では2時期しかない。a1群1号建物は主屋2号建物と連結させた追加建物と見られ、桁行平均柱間は2.51m約8.3尺で極端に大きい。また、小規模な付属建物であるa2群8号建物は、柱数が多い点を考慮して計算した結果だが、主屋と同じ桁行平均柱間を使う。

B群段階は屋敷が南北に分割され、建物形態も画期を迎え、主屋の桁行平均柱間は1.731~1.746m、平均1.739m約5.7尺を使用する。付属建物は1棟で桁行平均柱間1.35m約4.5尺を使用する。主屋建物の形態的な変化なども考慮すれば、この段階の画期は著しく、概ねA群から連続する建物群とは見なし難い。

波志江西屋敷遺跡を見る(図6・表2)。変遷順位は不明としていた。改めて桁行の継続性から見ると、主屋15号建物→16号建物、付属建物1号建物から17号建物→14号建物の関係で、1類→2類の変遷と結論される。

1類は当初3棟で、桁行平均柱間2.213~2.29m、数値幅7.7cm、平均2.253m約7.4尺。追加された2号建物は桁行平均柱間1.598m約5.3尺である。なお、2類の追加建

物13号建物は付属建物として継続性がないもので、桁行平均柱間1.973m約6.5尺で追加されている。

最後に元総社西川遺跡を見る(図8・表2)。7号溝南屋敷がこれに当たる。主屋は当初から4時期に連続性があり、桁行平均柱間2.25m約7.4尺を使う。次いで5時期めの4類段階に画期があり、桁行4間で桁行平均柱間2.005m約6.6尺を使用する。なお、7号溝北屋敷の主屋では基準寸法約7.8尺が使用され、7号溝南屋敷の1類b段階の数値と同じことも注目される。

付属建物の場合は、調査範囲の関係もあり、少し分かりにくい。当初は存在しないが、1類b段階で出現し、おそらく2類a段階は調査区外にあって、2類b段階まで続いたのだろう。数値では1類b段階が桁行3間であったと想像できる。桁行平均柱間は1.73m約5.7尺である。次の画期4類段階の付属建物は、桁行平均柱間1.965m約6.5尺で、主屋の桁行平均柱間2.005m約6.6尺と変わらない。位置を見ると離れていて、それまでの建物敷地からはみ出している。次の段階以降、この9号溝以西の建物が大きくなっていく状況を考慮すれば、ここで見た画期とは9号溝を挟んで屋敷が分化し、2棟の主屋が生じたことを意味すると考える。

(4)荒砥宮田類型の分析

荒砥宮田類型は、主屋を中心とした複数の建物群が、全体として同じ桁行平均柱間で存在するが、屋敷機能に影響を及ぼす程度に、別の桁行平均柱間を使う単数および複数棟の付属建物が、位置的にも後から追加された様相を複数持つ。荒砥宮田遺跡を見る(図2・表1)。

構内部c群は当初建物群5棟で、桁行平均柱間1.820~1.993m、数値幅17.3cm、平均1.914m約6.3尺。やや数値幅が広いことが気になる。後で検討するとして、追加された建物を見る。建物群4棟で、桁行平均柱間1.730~1.788m、数値幅5.8cm、平均1.769m約5.8尺。数字の統一性が高い。当初建物や区画溝との位置関係も考慮すれば、一括して追加された建物群として妥当なものと考える。

再度、当初建物群を見る。主屋11号建物と13号建物は似ている。後者は重複で全体規模は不明だが、同じ東西棟で位置的にも近い関係にある。数値を比べる(数値は概数)。

13号建物：桁行2間3.5m以上・梁間3.3m・面積不明・桁行平均柱間1.9m

→11号建物：桁行3間5.5m・梁間4.8m・面積41㎡・桁行平均柱間1.8m

13号建物の数値を補って、3間5.4mとすれば更に数値は近似する。おそらく主屋はこの順位で建て替えられたのだろう。残る付属建物でも、14号建物→9号建物→10号建物の順位で、建物規格の継続性がある。14号建物は

やや躊躇するが、後ろ2棟は建て替えて良いだろう。したがって、当初建物は2または3棟で構成され、一度建て替えを経て、追加建物群4棟が加わったのではない。基準寸法は当初3棟では1.92~1.993m、数値幅7.3cm、平均1.964m約6.5尺。または当初2棟で、1.92~1.98m、数値幅6cm、平均1.95m約6.4尺となる(主屋と付属建物別で若干違う)。その後、約5.8尺を使用した付属建物群が追加されたと考えられるのである。

次に下鎌田遺跡を見る(図10・表3)。

当初建物群5棟で、桁行平均柱間1.833~1.917m、数値幅8.4cm、平均1.876m約6.2尺。

追加された建物で注目されるのは、3号建物である。これは当初の9号建物を建て替えたものである。数値は以下のとおり(数字は概数)。

9号建物: 桁行3間5.8m・梁間4.0m・面積27㎡、桁行平均柱間1.9m

→3号建物: 桁行4間9.5m・梁間4.3m・面積40㎡、桁行平均柱間2.4m

両者の建物には、規格的な連続性が全くない。位置だけが踏襲されているに過ぎない。屋敷内で何らかの事情で規模拡大が必要となり、面積を1.5倍に増やしたものと捉える。おそらく、機能的な位置付けは変わらず、機能を上昇させたものだろう。

続いて形態の似る7号建物を見る(数字は概数)。

→7号建物: 桁行4間8.2m・梁間4.0m・面積34㎡、桁行平均柱間2.1m

明らかに3号建物の規格の延長線上にある。つまり、桁材などを再利用して作られた可能性が高い。9号建物に続いて3号建物も廃され、7号建物が建てられたのだろう。残る4号建物も5号建物の建て替えから、8号建物に変わっていくのかもしれない(数値は微妙に連続しない)。この事例は付属建物の建て替えのみが続いて、一見付属建物が追加されたように見えていた可能性がある。基準寸法では当初約6.2尺があり、その後約7.9尺で付属建物が建て替えられたと捉えられる。

以上2遺跡を見てきたが、この類型に想定される内容に対しては、好例でないかもしれない。しかし、寛政宮田遺跡では、付属建物群の追加以前に主屋の建て替えも想定され、主屋に連結させた付属建物も見ることができた。この類型は、屋敷機能に影響を及ぼすという点で、あらかじめ屋敷機能を高く設定した側面があり、多様な変化を見越した設定となっている。

(5) 桁行平均柱間検討法の再整理

総合的な検討をする前に、再度桁行平均柱間を持つ問題点を整理確認する。これまでの検討で基準寸法として導かれた数値は、すでに桁行平均柱間が持つ特徴によって分類手続きを経ている。しかも、その作業は結果とし

て基準寸法ではなく、建物自体の問題に関わっていた。数値の連続性を捉えるとき、建物全体の規格と基準寸法の連続性がある。しかし、建物材料が物理的に再使用された場合には、基準寸法の違いに関係なく、結果的に建物全体の規格は連続する。一方、基準寸法が同じ場合、建物全体の規格に関係なく、使用される側面でも、必ず同じ数値として表れるはずである。この違いを克服するためには、扱う場面を変えなければならない。どちらが優先されているか。検討の余地もなく、建物材料の再使用であろう。目前に再使用可能な材料があるとき、基準寸法上の不足を理由に、目前の材料を廃棄して別の材料を調達するなど、余程の余裕がなければ起こらない。現実的ではない。もちろん、材料が再使用可能かどうかは、材料の品質の善し悪しであって、長さが1・2尺短いかによるものでもない。したがって、建物の分析を行う前提として、継続するものと継続しないもの(二期)を識別することから始めなければならない。その作業の結果として、導かれた遺跡ごとの基準寸法があり、その後用意された場面でも、同じか違うかという2つの局面が現れることとなるのである。

この見直しを具体化してみる。前述しておいた桁行平均柱間が内包する問題を再評価してみる。

変更前の検討要素

- 相対的な時期差を示す
- 地域差・所有別を示す
- 機能差を示す
- 桁材の再利用など建物材料の物理的な連続性を示す
- 規格性を持った建築材料の流通品使用の有無を示す
- 建築設計施工者の違いを示す

以上では異次元の場面が同居しているので、それをまぜ分けなければならない。

第1段階: 建物の連続性と二期を識別する。

dを扱うが、むしろ桁行平均柱間は建物材料の連続性を識別する能力がない。連続性を持つ建物そのものが、桁行平均柱間の多様性を作っているに過ぎない。言い換えれば、桁行平均柱間を持つ数値的なばらつきは多くは、この再利用によって便宜的に生み出された見かけ上の多様さである。建物の連続性は、建物の規模や形態、相互の新旧関係や位置関係などから、総合的に判断されるものである。具体的方法として、主屋という限定された建物に着目して、規模の連続性を桁材の減少方向で判断することとした。もちろん、桁材も継ぐことで長くできる。しかし継いだときに、長さは基準寸法によって再編成される。仮に、この場面でも材料が再利用であったとしても、単に桁行を詰めていくという段階から標準点に立ち着いた点で、二期であることに変わりはない。マイナーチェンジかフルモデルチェンジかの違いである。しかし、数時期ももって同じ材料を使ってきて、いざ建

物をフルモデルチェンジするのに、規格性を損なった寄せ集めの材料を使うだろうか。この場面で継続しないことが画期であり、ここで現れた数値に色んな局面が含まれるのである。

第2段階：画期の数値が、別の画期と同じか違うかを見分ける。機能別に見る。

a を扱う場合、時期差を見つけるのではなく、建て替えのような新旧関係や、形態的な特徴や位置関係などから判断した時期差によって、当初建物と追加建物、連結された建物を見分け、それぞれの数値を集める。

c を扱う場合、機能差を見るのではなく、機能別に見るのである。主屋か付属建物かで違うのか、同じなのか。結果として機能差を見ることではある。

第3段階：数値の異同を総合判断する。複数事例との比較検討によって、その異同が生じた要因を検討する。

- a 絶対的な時間差を見つける。
- b 地域差か所有差かを見分ける。
- c 屋敷の性格差を見分ける。

第4段階：第3段階で分類された数値の異同が、なぜ起こるのかを検討する。

- b 経済的な問題
- e 材料などの流通上の問題
- f 施工者の技能的な問題

以上、検討法は適用可能かどうかという段階的な違いに左右される。今回は事例数の問題もあり、第3段階以降が厳しい。第4段階は無意味な検討段階である。

(6) 桁行平均柱間の総括的な様相 (表4)

主屋の基準寸法(桁行平均柱間)を、遺跡ごとに再確認する。下植木老町田遺跡(類型)では、主屋・付属建物の別なく、約6.3尺→約7.3尺→約6.4尺→約7.3尺と推移していた(両者を別に計算すると若干差は生じる)。

波志江中屋敷類型では、波志江中屋敷遺跡主屋の基準

寸法として、約7.2尺→約7.4尺が5時期を隔てて使用される。付属建物の基準寸法として、約6.0尺→約5.8尺が使用される。特に主屋に連結させる追加建物では、約6.5尺を見ることができる。荒砥諏訪西遺跡主屋の基準寸法としては約6.6尺が使用され、追加された付属建物でもほぼ同じ寸法が使われる。また、主屋に連結させる追加建物では、約8.3尺という広い尺度が使われることとなる。更に画期となる屋敷分割後の主屋では、約5.8尺という狭い尺度が使用され、付属建物も約4.5尺という狭さを持つ。これらは建物形態に大きな変化があり、分割以前の屋敷建物とは一概に比較できない。波志江西屋敷遺跡では当初建物が約7.4尺で、約5.3尺の付属建物が追加され、その後約6.5尺の付属建物を加えた例もある。元総社西川遺跡7号溝南屋敷の主屋の基準寸法では、約7.4尺→約6.6尺が4時期を隔てて使用される。付属建物の基準寸法は約5.7尺が使用される。なお、7号溝北屋敷の主屋では約7.8尺が基準寸法として使われている。

荒砥宮田類型では、荒砥宮田遺跡の基準寸法として当初建物群が約6.4尺か6.5尺で、約5.8尺の付属建物群が追加される。下鎌田遺跡の基準寸法は、当初建物群が約6.2尺で、約7.9尺で付属建物が建て替えられる。

検討は第2段階からとなる。下植木老町田遺跡では基準寸法が、約1尺ずつの増減で3度推移している。主屋と付属建物の違いとして、下植木老町田遺跡・下鎌田遺跡では主屋と付属建物の違いはない。荒砥宮田遺跡も誤差の範囲である。波志江中屋敷では主屋に対して付属建物が約1.2尺・1.4尺小さく、それぞれの数値は画期でも誤差の範囲である。荒砥諏訪西遺跡では分割前の屋敷が同じで、分割後に約1.3尺の差となる。波志江西屋敷遺跡の付属建物は、主屋と約2尺その後1尺の差で推移している。元総社西川遺跡では、付属建物出現時の主屋との間に約2.1尺の差が生じている。また、荒砥宮田類型特有の数値だが、荒砥宮田遺跡で付加された建物群の数値は、

表4 基準寸法整理表

単位：尺

類型名	遺跡名	主屋基準寸法	付属建物基準寸法	追加建物基準寸法		
				複数棟付加	建替建物	連結用建物
下植木老町田類型	下植木老町田遺跡	6.2→7.2→6.5→7.3	6.4→7.3→6.4			
荒砥宮田類型	荒砥宮田遺跡	6.3	6.6	5.8		5.8
	下鎌田遺跡	6.2	6.2		7.9	
波志江中屋敷類型	波志江中屋敷遺跡	7.2→7.4	6.0→5.8			6.5
	荒砥諏訪西遺跡	6.6/5.8	6.6/4.5			8.3
	波志江西屋敷遺跡	7.4	5.3→6.5			
	元総社西川遺跡	7.4→6.6/7.8	5.7			

当初よりも約0.5尺小さい。これは付属建物の数値とも異なる。なお、建替建物と連結用建物は表記のとおりである。

第3段階の検討に移る。主屋の基準寸法では、7.4尺前後の数値の使用が4遺跡もあり、6.3尺前後の数値も3遺跡で見られ、しかも両方を併用した遺跡が1つある。6.6尺も2例ほどある。なお、付属建物に主屋と違う基準寸法を使うのは、7.4尺前後の数値を使っている遺跡に限られる。数値は1.5尺前後・約2尺と大きな差を設けているのである。しかし、6尺台と7尺台の基準寸法を持つ屋敷で、付属建物に使用する基準寸法の取り方が違うと見るのも危うい。付属建物が主屋といっしょに建てられたのか。追加する形で別の時期に建てられたのか。取りあげた事例では見分けられない。基準寸法の運用が現場作成の関平などによるとすれば、同時期に使い分ける方がむしろ煩雑で、手間のかかる作業にちがいない。

以上、煩雑な計算と検討を繰り返した結果にしては、非常にすっきりした数値傾向を見ることができた。特に6.3尺という近世を思わせる数値などは、非常に魅力的な数値である。しかし、当初の問題点でも挙げたとおり、掘立柱建物跡を持つ数値上の限界として、1寸単位での数値の比較は全く意味を為さないのである。0.5尺くらいの誤差範囲が有効とすれば、6.0~6.5尺の間に1つのピーク、7.0~7.5尺の間にもう1つのピークがあると結論しておく。なお、筆者は8尺以上を使う基準寸法に、屋敷や建物の階層差があるという印象を持っていたが(飯森2004c)、今回の検討で見方を変えなければならなかった。つまり、8尺以上の桁平均柱間は、桁材の再使用を重ねた末に、柱間を減らした段階で容易に生じる数値であったのである。桁行3間や2間など、こうした例が非常に多かったのである。もちろん、2.4m基準に建築技術の違いを想定されている宮本氏の論考もあるわけで(宮本1999)、すべてがこれにあてはまるわけでもない。今後も注意を払うべき数値にちがいない。問題は画期となる時期に、どのような規模で建物が現れるかである。その際に使われた桁行平均柱間が、どうかということだろう。今回は偶然にも8尺以上の事例がなかったに過ぎないのかもしれない。

(7) 屋敷外部建物の桁行平均柱間の様相(予察)

屋敷外部(周辺)を扱うことは本稿の趣旨ではない。しかし、何れは扱う機会があるかもしれない。今回使用した事例でも、下植木町町田遺跡などで複数棟存在する事例がある。ただ、変遷を追うには条件が悪い。今後の予察として、2つの遺跡について若干検討を加える。

荒砥宮田遺跡(図2・表1)南奥中部B類とC類は、似た2棟ずつで構成されている。特に主屋が目される。C類29号建物：桁行3間7.80m・桁行平均柱間2.60m約

8.6尺→B類23号建物：桁行3間7.030m・桁行平均柱間2.343m約7.7尺。こんな規模の建物が、いきなり出現する。桁行平均柱間も大きい。しかし、桁行自体はそれほど大きくない。もし南側の調査区外に前身建物が存在していて、再利用の桁材を使用することになったとしたら、こうした形になるのである。基準寸法約8.6尺とするのは、今のところ躊躇してしまふ。大きな画期は続くC群27号建物に現れる。桁行7間12.85m・桁行平均柱間2.142m約7.1尺。荒砥諏訪西遺跡の画期と非常によく似ている。屋敷内部と似た状況が、屋敷をめぐる内外で発生していることが見てくる。

奥田道下遺跡(図9・表3)では、2棟の主屋級建物が重複していた。柱穴の新田関係から1号建物：桁行3間6.79m・桁行平均柱間2.263m約7.5尺→2号建物：桁行3間7.41m・桁行平均柱間2.470m約8.2尺。当初の基準寸法は他の屋敷内部事例に近い。しかし、次の2号建物は更に大きくなる。いきなり連続性がない。でも、桁行は大きくない。もし、内郭から再利用材がもたらされたとすれば、何も不思議ではない。屋敷外部の建物を扱う場合には、検討上の選択肢が増えてしまう。相当条件が良い事例でない、妥当なところが見えてこない。

6. 建物分析から見た屋敷の様相

(1) 主屋の継続と画期の再点検

屋敷の変遷を最も良く示していたのは、主屋の継続性であった。期間の長い例として、下植木町町田遺跡の5時期、波志江中屋敷遺跡の6時期、荒砥諏訪西遺跡の5時期が際立っていた。そこでの画期はどんな具合だったのだろう。

下植木町町田遺跡の数値を見る。

- ① 1類A群12号建物(当初)→1類B群11号建物：桁行4間7.5m→4間8.68m
- ② 2類B群9号建物→3類A群1号建物：桁行3間6.91m→4間7.92m。
- ③ 3類C群4号建物→同16号建物：桁行3間6.85m→4間8.86m。

ここでは、桁行の減少幅が最大で1.77mと一問分に近くなり(11号建物→9号建物)、基準尺を使って桁行3間から標準4間に戻している状況が窺える。

次に波志江中屋敷遺跡を見る。

- ① B1群29号建物(当初)：桁行4間8.72m。
- ② B1群20号建物→A3群27号建物：桁行3間6.4m→5間11.15m。

ここでは桁行が当初から減少幅2.32mと基準寸法(7.4尺)を越えている。標準では桁行4間で戻るべきだが、新しく5間を使用して、L字形の建物形態が開始されるのである。

荒砥諏訪西遺跡を見る。

- ① a 1群2号建物(当初): 桁行5間10.015m。
 ② a 5群3号建物→b群11号建物: 桁行3間7.225m→7間12.225m。

ここでは桁行が当初から減少幅2.79mと基準寸法6.6尺を大きく越えている。標準では桁行5間で戻るべきだが、新しく7間を使用して、長大な建物形態が開始されるのである。

以上の事例うち、下植木町田遺跡では主屋規模が継続を重ねて減少した末に、基準寸法によって当初の計画規模に戻す過程を追うことができた。他の2例については、最終的な画期において、建築技術上興味深い状況を窺うことができている。しかし、主屋材料の継続が、5・6時期というのは長すぎないか。1棟の寿命が仮に10年と見て、5・60年間二代・三代に涉って、建築材を再利用しながら、建て替え続けたのか。もちろん、1棟の寿命がもっと短い可能性もある。しかし、それでは重複の少ない屋敷の方が、5年くらいで使い捨てられていくこととなる。やはり、建物の寿命は10~20年くらいはあったと考へたい。

したがって、建築材料の再利用も3度が限度か、建物の変遷上は3時期くらいの継続が上限だろう。つまり、下植木町田遺跡では、2類の中で1度標準形に建て直している可能性もある。この遺跡の2類建物は、7号→8号以外、遺構として新旧関係が検証されていないのである。また、荒砥諏訪西遺跡・波志江中屋敷遺跡では、当初の次の段階に、桁行も桁行平均柱間もほとんど変わらない建物が、最低1棟ずつ位置づけてある。これをもう少し後の段階にして、標準形が戻されたと考えられることも可能である。この辺り、変遷案はもろさを露呈させる。それでも画期は減らず、むしろ増えるだけであり、画期の基準寸法もほとんど影響しない。

例えば、波志江中屋敷遺跡では、B3→B4群段階で標準形に戻ったとして、A群の前段階にすれば、建物形態がよりスムーズになる。荒砥諏訪西遺跡では、2号建物から1号建物への変遷がしっくりしないので、どちらかを後代とすることも検討できる。この辺りは即断せず、もう少し事例研究を重ねたい。

(2) 主屋規模の再点検

屋敷の規模と建物の規模には、相関関係が窺えることを以前検討したことがある(飯森1999)。100㎡を超える建物は、100㎡規模以上の屋敷(館)でなければ見ることができなかった。荒砥諏訪西遺跡の主屋は大きい。a 1期段階では1・2号建物が連結されて約116㎡となる。これは大変なことである。しかし、以後の変遷は主屋1棟で、2号建物1棟からの継続性を保ちながら推移する。1・2号建物の連結は、偶然の一致だったのか。元々が約72㎡だから影響ないのか。今回、建物変遷を見直し5時期の変遷に改めた際、この点がずっと解消されないでいる。

不可解はそれとしても、画期直前a 5期段階でも主屋は約54㎡ある。この位でようやく、波志江中屋敷遺跡・下植木町田遺跡・元総社西川遺跡7号溝北屋敷の主屋が追いついてくる。やはり、60㎡を超えるかどうかで、50~70㎡規模の屋敷か、それ以下かといった線引きが見え隠れしてくる。

60㎡とはどんな数字なのか。前回の検討では曖昧なまま残してあった。不安定ながらも、今回基準寸法として2つの数値が出てきたことで、若干推測が可能になってきた。仮に基準寸法を7.4尺としたとき、これは1間の寸法であるから、面積では1坪の基準ともなる。7.4尺=約2.24mで、1坪は約5㎡となる。したがって、60㎡は12坪となるのである。これを建物の寸法に当てはめるとき、主屋の規格として思いつくのが、2×6間:12坪、2×5間の1面庇(庇半間):12.5坪、2×4間の2面庇:12坪、2×3間では無理がある。

ただ、梁間を広くすればどうか。表5で主屋の梁間を桁行平均柱間(基準寸法)で割り返してみた。梁間1間型の建物は2間として計算した。数値は非常にばらばらしている。2.5倍だと半間の庇に相当するなどと考へて見たが、ずいぶん2倍以下がある。梁間を広げることで面積を増やす。それも方法ではあるが、定型化しているわけではない。時期差なども問題としてあるだろうが、基本は身舎と庇の組み合わせに拠っていると見てよい。

各主屋の規格から身舎の坪数を計算してみた。荒砥諏訪西遺跡は予想どおり15坪と大きい。以下、10坪で波志江中屋敷遺跡の長大化した建物と下鎌田遺跡の主屋(主殿)がある。面積と比較すればわかるが、8坪だと60㎡は厳しい。元総社西川遺跡7号溝北屋敷の8号建物は6坪で、わずかに60㎡を超える。基準寸法が約7.8尺と大きいからでもあり、元々桁行4間が3間に切り替わった観もある。それでも8坪である。実はこの建物の北庇は縁の可能性が高い。9号建物とつながる西側の張り出しは、渡りを付けたとしか考えられない。しかし、面積を計算するときは、一律この部分も含めている。そこを引くだけでも、60㎡には足りない。北庇が北縁とすればかなり狭くなる。この辺は要注意である。建物形態に気をつけなければならない。ともかく、8坪は厳しい。仮に基準寸法6.3尺で見ればどうか。1坪約3.65㎡で、12坪43.8㎡、10坪で36.5㎡。12坪でも厳しい。2×6間で庇を多く設けるしかない。荒砥諏訪西遺跡の他時期の主屋では、桁行4間で庇を狭帯に設けている。その意味でも興味深い遺跡である。実際、材料の継続性の中では、若干60㎡より小さくなることもあることがわかる。結論として梁間1間・2間という状況では、7尺台の基準寸法で桁行5間以上、6尺代では桁行6間以上はないと、60㎡は厳しい。主屋の形態でこの辺りを境に、小規模屋敷も大小に二分されると結論する。

表5 両期時の主屋計測表

	分類	No	規格	計画坪数	面積	桁行(平均)	桁行平均柱間	梁間(平均)	梁間/桁行平均柱間	庇	備考
荒砥宮田遺跡	Ca	11	2×3間・東西棟	6	40.65	5.46	1.820	4.80	2.64	東・南・北	
	B	5	2×4間・東西棟	8	34.60	7.065	2.355	4.49	1.91	北	
	C'b	6	3×5間・東西棟	15	74.76	11.41	1.907	6.31	3.31	南張出	
荒砥諏訪西遺跡	a1	2	3×5間・南北棟	15	72.08	10.015	2.003	6.575	3.29	北	
	b	11	2×7間・東西棟	14	49.30	12.225	1.746	2.735	1.57	南・北	
波志江中屋敷遺跡	B1	29	2×4間・東西棟	8	47.08	8.72	2.180	4.24	1.94	北・東	
	A1	18	1×5間・東西棟	10	67.89	9.28	1.856	3.32	1.79		L字形
波志江西屋敷遺跡	1	15	1×3間・東西棟	6	28.51	6.87	2.29	4.15	1.81		
下植木宅町田遺跡1区堀内部分	1類A群	12	1×4間・東西棟	8	36	7.5	1.875	4.8	2.56		
	1類B群	11	1×4間・東西棟	8	55.55	8.68	2.17	4.95	2.28	北	
	3類A群	1	1×4間・東西棟	8	40	7.92	1.98	3.7	1.87	北	
	3類C群	16	1×4間・南北棟	8	45.01	8.86	2.215	5.08	2.29		
元総社西川遺跡	溝北1	8	1×3間・東西棟	6	60.31	7.075	2.358	4.53	1.92	東・南・北	
	溝南1b	2	1×3間・東西棟	6	24.94	7.06	2.355	3.53	1.5		
	溝南4	12	1×4間・東西棟	8	28.87	8.02	2.005	3.6	1.8		
下鎌田遺跡	溝内	6	2×5間・東西棟	10	67.31	9.45	1.890	4.7	2.49	北・南張出	

(3) 屋敷の変質をさぐる

基準寸法を検討する中で、何度もその屋敷の画期というものを見てきた。ある時は大きく、ある時は小さく起こっていた。建物の形相が大きく変化する場合もあった。それらはどのように起こっていたのだろうか。

下植木宅町田遺跡の変化は大きくはない。しかし、いきなり基準寸法が約6.2尺→7.2尺へと切り替わって、主屋と付属建物各1棟が拡大する。次に基準寸法が約6.5尺に減じて、建物敷地が当初屋敷地の北半分に減少するのである。屋敷は一辺36m規模の張り出し部分であるが、何らかの機能変化を推測させる。しかし、面積は8坪計算のままである。分割は欄判によるようで、屋敷の区画堀は従来の機能を保っている。

荒砥宮田遺跡の区画溝は約50m四方規模で、付属建物群が付加される荒砥宮田類型として注目される。しかし、この整然とした建物配置も変遷がたどれず、短期間であったようだ。溝による分割は、中央に土橋状の通路を設ける形で、屋敷を南北に分ける。Cb群からB・C'a群へ建物群の連続性は、数値上で保たれている。主屋は付加建物で大きさを保っていたため、本来の規模は小さい。付加された付属建物でも、主屋を上回るものがあり、位置的には8号建物からB群の核となる5号建物へという

のが自然に見える。溝は屋敷を四分割した観がある。建物もそれぞれが溝際に取りまり、屋敷割りされたようでもある。中央に通路が通っている点で、区画屋敷は開放観があり、区画屋敷の体裁はなくなっている。これは続くc'群段階で明確となる。6号建物は桁行5間11.41m、梁間3間の近世民家風である。時代差を感じさせ、区画屋敷の風貌は全く残っていない。

荒砥諏訪西遺跡の区画溝は約40m四方規模であったが、5時期の変遷を経て、長靴型に南北に分割される。建物の主軸方向と区画溝の方位との比較から、この屋敷の分割は、建物a群からb群への画期と重なると考えている。前述のとおり、この画期で主屋が長大化を遂げる。これは建物建築上の技術革新とも受け入れ、一概に屋敷の変質とは結びつかない。規模としては前段階の延長線上にある。溝による分割はあくまで細分であり、全体としての区画屋敷の体裁も存続していると見られる。

波志江中屋敷遺跡の変化も前述のとおり、A群段階で桁行5間のL字形建物の登場と付属建物の消滅が見られる。ただし、この屋敷は元来付属建物が少なく、変質とまでは見えない。これも建物建築の技術的な移行のように見える。

元総社西川遺跡の変化も大きくない。7号溝南屋敷で

主屋の主軸方位が若干東に振れるとともに、建物群が基準寸法によって再構築される。その際、屋敷地の東西分割があったようにも見える。

以上では、屋敷の分割が3例ある。全体区画の体裁を失った可能性が1例で推測されたが、建物自体はそれぞれに連続性を残すようである。建物では長大化する傾向が2遺跡で見える。加えて、屋敷外部であるが荒砥宮田遺跡南集中部でも類似例がある。屋敷自体は連続性があり、これは建物の様式的・技術的な面でも、中世屋敷の最終段階、一部江戸時代に含まれると判断される。今回の検討では、屋敷の変質はあまり捉えられていない。荒砥宮田遺跡の1例に過ぎず、具体像も見えていない。もちろん、屋敷の画期では最終的な廃棄段階もあるが、変質と消滅は全く別である。

(4) 屋敷の性格

性格を探るには、主屋の規模や形態、付属建物やその他の遺構などの配置を手がかりとする。今回扱った事例は、比較できる出土遺物もないようである。最後に、これまでの建物の検討から、若干問題点を整理する。

荒砥諏訪西遺跡は一辺約40m規模であるが、建物1～2棟で構成されたと思えない。主屋は60mを越え、小規模屋敷では大きい。しかし、1棟である以上居宅としての機能が、まず優先される。大きな建物と広い庭空間、そして明確な区画溝。以上がどんな居住者や土地利用につながるのか。

以下、下植木老町田遺跡・波志江中屋敷遺跡は、約36m規模の屋敷であるが、60mにはわずかに届かない主屋1棟を中心に、1～2棟程度の付属建物で構成される。溝が四周してはいないが、元総社西川遺跡7号溝北屋敷もほぼ同様な例である。下植木老町田遺跡では、コの字形の建物配置と、建物1棟分程度の中庭空間を設けている。建物による機能分化を想像させる。

また、約30m規模の屋敷である波志江西屋敷遺跡では、主屋約30m程度に1・2棟の付属建物が点在する。建物の面積から元総社西川遺跡7号溝南屋敷もほぼ同じ事例と考えられる。

これまでの6つの事例は、区画溝の規模の違いに、建物の規模がほぼ比例する特徴を備えている。建物は、やはり屋敷規模に対応する。たとえ1棟で居宅であるとしても、この相関関係があるとなれば、主屋自体に屋敷規模に対応した機能が内在するものと言える。

荒砥宮田遺跡(類型)は、一辺約50m規模と最も大きい。主屋11号建物40.65㎡に12号建物24.99㎡が付加されて合計65.64㎡となり、60mを越える。6坪+6坪で12坪になっている。付属建物は2棟以上が整然と配置され、柵で仕切られた外側には、40㎡近い建物もある。ここで見られる統一感、他の屋敷には見られない。屋敷内に主

従関係を持つような複数世帯の存在や、機能分化を思わせる。庭空間も建物2棟分を越える広さを持つ。個人的・私的空間を越えるという意味で、脱個人的な屋敷構成とでも言いたい。ただし、この形態が屋敷空間を越えた地域的な結びつきにまで及ぶかは分からず、その意味で政治性を持つとは言えない。言い換えれば、領主的な立場は窺えない。

屋敷の性格を遺構から判断することは難しい。ただこれまでの事例では、政治色は弱いと思われる。対比される事例では、下鎌田遺跡は崖端城であり、屋敷的な空間も備えている。主殿と思われる6号建物は面積67.31㎡を持ち、2×5間・10坪である。まとまりを持った5棟ほどの建物で構成される。特に1号建物は、6号建物からの張り出しと接続する中門廊風の建物であり、溝外からの来訪者に対する門戸口となっている。溝内部空間はこれを境に、南北で内と外を分離する。来訪者に対する空間的な使い分けには、階層差を想定した側面がある。複数棟の建物には公私の使い分けや、表と裏の使い分けなども想像される。こうした状況を政治性を備えた配置と呼んでおきたい。

屋敷には区画された空間規模があり、内部の建物の規模・形態をも左右している。同じ規模を持つ屋敷であっても、個人的空間から脱個人的なレベル、更には政治性を兼ね備えた機能まで帯びるものがあると言える。それを分析する手立てとして、屋敷の変遷や建物構成などの解明が不可欠となってくる。建物の数値処理による分類作業が、こうした全体像の解明に繋がるものであると信じていたい。

7. おわりに

今回の検討は、当初桁行平均柱間を使用して、屋敷内部の建物変遷を想定し、そこから屋敷の分析を行う予定であった。しかし、下植木老町田遺跡の桁行平均柱間の傾向を再検討する内に、同規模の規格を持つ主屋が連続性を保ちながら変遷していく中で、ある時期桁側性を1本減らすことで、桁行平均柱間が拡大する規則性に気づいた。建物規格の変遷は、建築材料の再利用、特に桁材の再利用の影響下にあったのである。これは桁行平均柱間がそのまま基準寸法ではなく、変遷途中にある建物では運用の範囲に入ることを意味していた。つまり、基準寸法は、建物建築の当初に使用されたものであり、建築材料の再利用を止め、新材などによって建築される際にも使われると想定される。本稿では、これを建物変遷上の画期と呼称することとし、そこでの桁行平均柱間を基準寸法として選別する方法を採用した。

こうした新たな観点から、過去に検討した屋敷事例の変遷についても、若干の見直しを行うこととなった。結果として資料化できた基準寸法の多くは、約6.3尺と約

7.4尺に分かれる傾向があった。これを受けて、桁行平均柱間検討法の再整理を行い、それにそって検討を加えた。4つの段階的な検討のうち、第3・4段階は資料数の増加や検討地域の拡大を待つ必要があった。未検討として残された課題では、下植木町田遺跡や元総社西川遺跡に見られるとおり、同一遺構内で6尺台と7尺台の基準寸法が併用される事例がある。この辺りが、第3・4段階の検討を始める着眼点と感じられ、今後の課題として注目したい。

最後に過去に検討した主屋の面積の問題を、今回の基準寸法を使って、進める試みを行った。仮説ではあるが、基準寸法約7.4尺を1間として坪計算を行うと、これまで小規模屋敷を上下に分ける手がかかりと見ていた60㎡という面積が、計画上12坪であることが判明した。これを目安に建物の規格を考えたとき、7尺台では桁行5間、6尺台では桁行6間以上が必要であったと考えるに至った。また、本稿の主眼は、桁行平均柱間と基準寸法の関係と、そこから屋敷がどう見えるかということにあつたため、本来もう少し多様であるべき、屋敷の性格や変異を見ることができなかった。これは遺跡の選択が、検討法を重視した結果、筆者の関係したものを優先したからである。事例収集により今後、屋敷の多様性に迫る検討ができればとも考える。

末筆ながら、本稿で扱った事例は、調査段階及び整理段階で、各担当者に便宜を図っていただいた結果であり、その原作成された変遷図などを利用していただいた。記して感謝申し上げたい。また、煩雑な職務状態により一度は断念を決意した筆者が、何となく本稿をなすことができたのも、本誌編集者の助ましのおかげであることを付言しておきたい。

註

- 1) 中世屋敷を一律に館と呼んでしまう傾向には、以前から異を唱えている(飯森2001)。
- 2) 屋敷規模と主屋面積との相関関係を検討したことがある(飯森1999)。本稿はそれを補強する作業でもある。
- 3) 「屋敷・館に関する諸問題」(2002, 11, 30玉村町文化センター)、「中世屋敷に関する諸問題」(2002, 12, 22群馬歴史民俗研究会)で話題として、最近でも「中世の屋敷をたずねる」(群馬の遺跡7 中世～近代) [上毛新聞(2005)]で考え方を述べた。免堀は(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団が発掘調査した青田竹ノ内遺跡(玉村町)の屋敷遺構について、上毛新聞社が「農民屋敷」と報じたことによる。峰岸純夫氏がコメントした上層農民の屋敷から作られた見出しであるが、衝撃的なものと感じられた。峰岸氏は屋敷規模の違いから階層差を暗示されたものであり、上層農民という概念も有効である。この点については、筆者の認識不足もあり、峰岸氏との意見交換によって是正した側面もある。しかし、成り行きで生じた「農民屋敷」という語彙は一過性の事件に過ぎないのだが、なかなか抜根が消えなかった。同事業団の平成14年度調査報告発表会でも「農民屋敷」が健在だったために、会場から「なぜ農民が屋敷を建てたまま残さなれないのか」という質問があったと聞いている。問題は意識せずこじれるのである。
- 4) 筆者はかつて報告段階で検討に加わりながら、復元図であることを理由に、想定した孤立建物跡を遺構扱いされなかった経験を持っている。そこででは対象が示されないまま、ピット群としてただだかあつ

たという報告に止まってしまう(飯森2003c)。調査及び報告がこのようなレベルにある限り、孤立建物研究の進展は難しいと言わなければならない。

- 5) 1号建物は柱間も柱穴自体も大きく、主屋敷と考え、調査段階から桁行2間で不足だろうと見ていた。筆者は直接の調査担当者ではなかったが、はっきりと確認する機会も得られなかった。西側は視覚的な遺構確認で柱穴が低くないと確認できた。東側では北東隅部分で7号溝と直接して消滅し、南東隅部分は旧時の風倒木が近接するなど遺構確認条件が悪く、柱穴の有無が気がかりであった。今にして思えば、せめて現場担当者柱穴を入りに捜索してもらえれば、依頼すべきであった。この際、桁行がもう1間分延びる可能性も考慮して、主屋に昇格させた。

引用文献

- 飯森康夫 1999「中世後期館跡とその周辺構造―群馬県下植木町田遺跡を中心として―」『遺蹟』第51巻第10号
- 岡本01「中世上野国における館と宿所―発見される中世屋敷跡を考ふるために―」『群馬文化』266号
- 岡本03a「『波志江中世屋敷跡』A区西の孤立建物跡群について」『波志江中世屋敷跡』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 岡本03b「元総社西川・塚田中原遺跡の屋敷遺構について―下植木町田遺跡跡修正案を兼ねて―」『元総社西川・塚田中原遺跡』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 岡本03c「下原遺跡の中世孤立建物跡と礎石・基・土坑をめぐる景観―イロリを伴うとみられる孤立建物跡を前提として―」『久々戸遺跡・中継日遺跡・下原遺跡・横間中村遺跡』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 岡本04a「『波志江中世屋敷跡』の屋敷遺構について」『波志江中世屋敷跡』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 岡本04b「『寛政宮田遺跡・寛政前田遺跡・寛政諏訪遺跡』の屋敷遺構について」『寛政宮田遺跡・寛政前田遺跡』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 岡本04c「『奥田下遺跡(稲城)』調査の建物を中心として」『奥田下遺跡(稲城)』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 伊藤裕祐 2005「伊勢平氏と屋敷」『古代文化』555号
- 大賀隆夫 1997「下鎌田遺跡」下仁田町教育委員会
- 西和夫1986「一間の長さの変遷とその地域分布―日本基準尺地図と基準尺尺間図より―」『東国の文化史3』
- 横口定志 2005「栗山の武士屋敷にある中世前期から中世後期へ」『シンポジウム埼玉の戦国時代 検証比企の城』
- 羽柴直人 2001「柱間寸法が語るもの―岩手県内における中世後半～近世の孤立住民家の柱間寸法について―」『孤立と聚落―中世遺構論の扉』
- 宮本長二郎 1999「日本中世住居の形成と発展」『建築史の空間―関口欽也先生追悼記念論文集』
- 山伏秋成 2007「古代の型代屋敷―基準尺度と設計について―」『山梨県考古学協会誌』第13号
- (付記) 脱稿後、屋敷に関わる2つの論考を知った。方形館研究をリードしている横口定志氏は、近年屋敷概念を方形館論に組み込んでいる。「中世前期から系譜を引く屋敷・居館が消え、方形館へ一斉に転換するの615世紀後半である」(横口2005)とする。伊藤裕祐氏は伊勢平氏の屋敷検討において、「「居館」(武士居館)を内包するものとして、「屋敷」という用語を使っていく。これは、「居館」というイメージから来る館に圍繞された習俗的な単一空間という認識を排除すること、当該期の遺状を中心として文献史料中に見られる居館の一端を補うためである」(伊藤2005)と述べている。岡氏とも居館概念の限定性を図ったために、屋敷概念を取り入れた点は評価されるが、中世前期に止まった点は残念である。筆者が主張するところ、中世全縁を通じて屋敷概念が活用・評価されることを望んで止まない。

玉村町における天明泥流到達範囲

—— 天明三年浅間災害に関する地域史的研究 ——

関 俊 明 ・ 中 島 直 樹

- | | |
|---------------------|------------------|
| 1. はじめに | 5. 玉村町の天明泥流到達範囲図 |
| 2. 目的と方法 | 6. 発掘調査事例と想定線 |
| 3. 玉村町の立地と環境 | 7. 踏査確認地点 |
| 4. 史料による玉村町域の泥流被害状況 | 8. まとめと課題 |

—— 論文要旨 ——

群馬県のほぼ中央に位置する玉村町では、これまで開発に伴う天明三年(1783)の浅間災害遺跡の発掘調査事例が多い。このことと反して、人口の急増による開発や社会変化により、浅間災害にかかわる資料や災害伝承が失われつつある地域のひとつであるということも否めない。

この災害によってもたらされた泥流堆積物の分布について、これまでいくつかの到達範囲の想定がなされている。

吾妻川上流域の長野原町において、発掘調査で確認された資料や供養塔などの存在をはじめ、伝承の聞き取り、踏査などの地域的な取り組みから、実質的な都市計画レベルでの「天明泥流到達範囲図」の作成をおこなった。この作業により、災害伝承の経過についての視点で成果をあげることができた。

本稿では、同様な手法で、玉村町域の天明三年資料の整理と集約をおこない、泥流到達範囲図の作成を試みることにした。

これらの取り組みは、災害遺跡を発掘調査するための基礎資料となるのは無論、過去の災害を正確に伝承し、災害教訓としていくための基礎資料として重視できると考えた。さらに、天明三年に関する発掘調査成果の還元方法のひとつともいえる。

ささやかではあるが、今日社会の変化にともない伝統や伝承が途絶えようとしている中で、歴史災害をもとに未来創造につなげていくための地域史的な視点の取り組みとして着目していきたいと考える。

キーワード

対象時代 江戸時代 天明三年

対象地域 群馬県佐波郡玉村町

研究対象 天明三年浅間災害 天明泥流

1. はじめに

本稿で扱う天明三年(1783)浅間災害は、新暦8月5日(以下、新暦を算用数字)午前の浅間山噴火で発生した吾妻川→利根川を流下した天明泥流による被害をいい、ここでは、数時間後に被災した佐波郡玉村町における被災範囲の確定を目指すものである。

玉村町は、この20年で人口が増増するという人口増加率で知られた地域である。開発に伴う小規模な行政発掘が頻繁におこなわれ、天明三年に関する発掘調査や試掘の数は面的に分布し充実している。その成果の集約、加えて浅間災害に関する伝承や関連事項を収集し、玉村町及び一部周辺における、実質的なレベルの天明泥流到達範囲図を提示しようとした。

筆者のうち中島は同町で文化財を担当し、これまでおこなわれてきた発掘・試掘調査をつおさに集約し、把握に努めてきた。これまでの15年来の発掘調査データを整理・集約し、今後の蓄積資料としての視点の明確化を図る意味からも、今回の作業を重視した。

また、遺跡の発掘調査事例の中では、泥流到達の境界付近で、「天明泥流堆積物が確認されない」という確認事項も到達範囲を確定するデータとして扱った。

2. 目的と方法

(1) 前例と目的

天明三年浅間災害現象の一つである8月5日の泥流流下については、発生から流下の過程も含め、未だ以て不明な点が多い。

渋川で利根川に合流する、流域76km余りの吾妻川上流に位置する長野原町の例では、「吾妻郡長野原町のせまい吾妻溪谷に、流出物がたまってせきとめられた吾妻川は逆流し、長野原の宿場はほとんど埋没、その川上の坪井村も全滅した。」といった伝承が地元の人々に伝わっていたと考えられる例がある(萩原 1975)。

近年の発掘調査の成果による天明泥流堆積物の確認、さらにその到達範囲の境界の確定、また地元で伝わる伝承、供養塔などの存在、現地踏査による判別などが判断材料になると考え、総合的に組み合わせることにより、天明泥流の到達範囲境界を実質レベルで把握できるのではないかと考えてきた。

筆者のうち関は、これまでこのような手法をたよりに、長野原町域分の「天明泥流到達範囲図」(1:10,000)の作成をおこなった(群埋文 2003)。作業の結果、前述の吾妻溪谷での、少なくとも巨大な堰上げの伝承は、誇張表現が加わったものであることが判然とした。

発掘調査で得られる資料は、災害伝承や史実の継承などといった歴史資料やフィールドワークとの援用で、より詳細な実態の把握につながるものが成果としてあげられるようになってきた。

浅間山火口からの流下距離で約100km、利根川中流地点付近での天明泥流被害範囲の確認作業をおこなったのが今回提示の内容であり、玉村町域での地域的な歴史災害資料・防災データの集約という視点にも関連する。①聞き取りや伝承によりある程度の把握が可能であること、②近年の発掘・試掘調査の資料により有効なデータを得ることが可能になっていること、③これまでの吾妻川の上流域などでの泥流到達範囲確認の作業で培った積み重ねをもとに作業できる、と考えたことなどを足掛かりとした。

ここでは、天明三年浅間災害現象の一つ天明泥流の到達範囲把握作業という、資料蓄積に向けての取り組みであり、今後の天明泥流の流下メカニズム解明の基礎データとなろうという判断のもとでの取り組みでもある。

なお、本町域は、浅間山火口の東南東に位置し、降下軽石による被害が顕著な方向軸に位置する地域であるが、今回の検討には、軽石被害は加えていない。

(2) 天明泥流到達範囲図の作成

これまでも、吾妻川→利根川流域の天明泥流堆積物の到達範囲や痕跡は、堆積物の分布や地域的な聞き取りなどから、定量的に示そうとするいくつかの到達範囲の想定がなされている。しかし、実資料である発掘調査の成果を盛り込み、実質的なレベルで範囲想定をおこなうまでには至っていない。

天明泥流堆積物の流下範囲を想定した先行文献及び関連する資料・史料図で参照できたものは、以下の通りである。

- ①「玉村町遺跡分布地図」(中・近世) 1991 玉村町教育委員会
- ②「平成元年度 浅間山火山調査」(財) 砂防・地すべりセンター
- ③「玉村町の地形分類図」[玉村町誌] 通史編 下巻二 1995
- ④「平成13年度 火山地域における砂防指定地検査業務報告書」(財) 砂防フロンティア整備推進機構
- ⑤「群馬県史」通史編1 1990
 - a 「那波郡四ヶ村群馬郡三ヶ村計七ヶ村地先新開闢場所絵図」天明四年辰十一月 五料沼之上村文書(以下、「a七ヶ村絵図」)
 - b 「天明三癸卯七月八日泥押変更七分川三分川略図」五料沼之上村文書(以下、「b変更略図」)
 - c 「明治前期測量 フランス式彩色絵図」1885(明治18年迅速図) 複製(財) 日本地図センター 1:20,000(以下、「c迅速図」)
 - d 「玉村町浅間押砂地分布図」1935「玉村町郷土誌」踏査においては、どれだけ被災当時の地形が残されているかが大きな鍵となる。特に本町においては、天明三年以降多発した水害による地形の変化が大きく影響して

いる。また、今後の開発による現状の変更を考えれば、当時の地形景観を伝承や踏査により復元するのが限界となるのも、それほど先のことではないかもしれない。

a七ヶ村絵図とb変更略図からは、泥流被害にあった田畑と天明三年の被害状況によりその範囲がどこまで及んだか、天明六年の水害がどの程度の地形変化をもたらしたかを読み取り、推定することができた。このことから、c迅速図の土地利用状況を天明泥流堆積物の堆積とクロスさせる有効性が確認できた。その内容については後述していく。

3. 玉村町の立地と環境

群馬県佐波郡玉村町は、県の中央や南に位置し、関東平野と北部山間地の境界に相当する前橋台地の南端部に立地する。

全体的には北西から南東方向にかけて緩やかに傾斜し、標高75～60mを測る。傾斜方向に沿って利根川が、また南には烏川が流れ、町の南東部で利根川と合流する。微高地と後背湿地が入り組む地形は、河川（利根川、烏川以外の河川を含む）による浸食を絶えず受けてきたことを物語っている。これらの川が流れる前橋台地は、前橋砂礫層の上に、2万年以上前の浅間山噴火に伴う前橋泥流の堆積によって形成されたものである。

全体的には平坦な低地である地形を活かして、古代から水田地帯であったことを発掘調査から知ることができた。また、現代の土地改良以前には低湿地と微高地による土地の起伏があったが、それらを現在地形から確認することは一部を除いて難しい。

近世には日光へ通じる例幣使道の宿場として玉村宿が置かれた。また、灌漑用水として重要な滝川の開削がおこなわれている。また、利根川には、五料河岸や川井河岸が置かれ、物流の拠点として栄えるとともに、関所や番所が設けられた。

現在は、二毛作の田園地帯と工場地域、隣接都市のベッドタウンとしての景観が混在する。他地域からの人口流入により過去20年で人口が2倍になるなど、町は大きく変貌を遂げている。

開発の波は現在商店街をなしている旧例幣使道に影響を与え、築50年以上の建築物が消滅していった。官民一体の「まちづくり玉村塾」の活動はこうした歴史建物資産を見直し、街なみ保存の方向を模索している。

また、開発によって、旧地形やかつての河川決壊が忘れ去られる中、地域防災の役割を担ったFMラジオ局設立の動きもあり、地域単位で防災に取り組む姿勢が問われるようになっていく。

4. 史料による玉村町域の泥流被害状況

(1) 史料・伝承にみる8月5日の被害状況

3か月におよんだ天明三年浅間災害の経緯と被災遺跡の関連（関 2005）や玉村町域の各村々地点毎の史料記述による被害状況についてはここでは省略し、人的被害という点で最大の災害現象が発生した「8月5日の状況」を、玉村周辺での様子を中心に、史料や文献をもとにたどっておくことにする。

公田村（現前橋市公田町）の石原清蔵の記録「浅間山大焼変水已後日記」（萩原 1986）によれば、「七日夜中戸障子なり、電（ママ雷？）八日（新暦8月5日）の朝迄いたすなり。皆人夜中はねぶらず、夜を明し、内八日の朝細く成石降、夫より泥まじりの雨ふり、九ツ過に広瀬川江瀧水の由、家道具杯流レ參候。利根川は勿論兩岸一はいに成、…」とある。5日の朝方まで降下があったことは、火山史料研究の噴火エピソード（Yasui・Koyaguchi 2004）で確認されていることと全く一致する。記述によればその後、泥の雨が降り、正午過ぎには天明泥流が到達する。この「浅間山大焼変水已後日記」は、前橋市一帯の被害状況から復旧までを詳細に記録していることから、この地域周辺で記録された信頼のおける史料の一つと考えられている。

また、3*ほど下流の新堀村（現前橋市新堀町）で記録された「浅間山焼変」（萩原 1986）には、「利根川押込事山の崩れたるがごとく、利根川の水を瀬切り一里斗り上江流其川の水瀬に乗て崩れ一旦に押来り事失よりも早押開く。夫不知川下二ては当村の人々は満水と心得、川辺江網子を持出魚を油（スク）はんとせし所に泥流にて箱持持来て…」と、天明泥流が襲う記述が続く。

さらに、「天明三年七月那波郡村々ほか利根川泥流状況記事」（『群馬県史』）には、「那波郡五料の人の語り、八日昼時前利根川俄に水干落、阿と成魚砂間に躍る、誰有て心附かず、我先にと川へ入り魚拾いとる事…、手足濡さず魚を取得し処に、川上七八丁先を見渡せば川霧のごとく押し来れるに驚き、…何かは以てたまるべき皆人泥水に濡れ流失す、跡も見ずして高き所に逃登るものハ命助かり、…」とあり、著者は、さらに上流の川幅の狭い所では堰が出来、川下で水が溢れたのだろうと推測し、利根川通り勢多郡、群馬郡は川筋の傾斜が緩いので、泥水は即時には押し上げられず、家々もすぐに流れてしまうことはなかったのだが、そのうちに二階へも泥水が及び、流れていってしまった、と記録している。

これらの玉村近隣の出来事を扱った記述は、天明泥流が利根川と合流した後、どう流下したかを知る上では、極めて重要である。①一時泥流の滞留があって、人々が川に入って魚を捕る時間が発生している。②その滞留がどこでどのように起こったか、③川の流れが狭まる場合と広がる場合での泥流の流下の違い、などの視点が注

目できる。

①については水が引いてから人々が魚を捕りに集まるという比較的長い時間の滞留がみられる点に着目できる。②では吾妻川の吾妻渓谷で堰上げがあったと推定されていたり、四戸村(菊池 1981)や中之条町付近の逆水や段浪と思われる記録が残されていたりする。しかしながら、それより下流で、この地点までの間に、「水干落」を説明する様な記述を確認することが出来ない。このことから、例えば、利根川との合流地点などでの、記述との検証でヒントが得られるかもしれない。

2万年以上前に発生した前橋泥流は、天明泥流と比較すれば桁違いの土砂移動が推定され、研究者によっては洪川の利根川合流点までの堆積物と、合流点付近以降の堆積物の様相が異なる傾向があることが観察されている。このことから考えてみても、天明泥流の流下は、合流点付近で着目すべき出来事があった可能性が考えられる。

いずれにせよ、前橋～五料での人々の行動の記述は、今後の天明泥流流下の解明を知る上で重視しておくべき

点であり、この地域での基礎資料の集約は重要視されるべき内容を含んでいる。

利根川中流域の被害分布の概要は、「古文書によって、利根川兩岸の泥入村々と無難の村々との分布状態をみると、①前橋付近では右岸に被害をうけた村々が分布し、②島川の合流付近では両岸に被害村々があり、③広瀬川合流付近から下流で被害がないことが判明する。」(菊池 1981)とされている。

安政三年(1856)に写された「浅間焼吾妻川利根川泥押絵図」(群馬県立歴史博物館蔵品資料65)には、玉村町域では、「矢川大石泥押込平地ニナル」とか「川合(川井)川岸半沼(ママ泥?)入」との注記が記され、福島村(玉村町)から島村(境町)までの七分川と三分川での被害の様子や徳川郷(尾島町)付近までの被害記録が示されている。また、写真1に掲載した「天明三癸卯年七月八日浅間山大焼上州川辺通村々泥押絵図面」(個人蔵)は、被害を受けた村々を被害境界線で示そうとした被害状況絵図で、群馬県内の被害を広域的により精度高く盛り込もうとした絵図史料であり、文字記録とあわせて玉村付



【写真1】「天明三癸卯年七月八日浅間山大焼上州川辺通村々泥押絵図面」(部分・個人蔵)

近の状況を俯瞰することができる。

多くの史料には、被害にあった指標的な地点が記録されている。「福島関所泥押上流出。」(『前橋市史』)や、「福島番所江泥押上ヶ番所押流、其上渡舟湯水勢強相成候二付、当時通船相成不申候。」(『群馬県史』)とか、「五料御関所焼石泥高サ丈程」(同)と記されている。「浅間嶽大焼泥押次第」(萩原 1986)には板井村宝蔵寺などの要所が埋まったことが記されている。五料の常楽寺には、泥で埋まるが、本堂、表門、熊野堂、鐘樓が信州佐久の人達によって掘り出された、という記録が伝わっている。

例幣使道の要所であった五料河岸は、「五料宿も一丈程泥砂が押埋め家屋二百軒流失埋没。」(『前橋市史』)とか、「沼之上村駅場五料宿江、焼石泥丈程押上ヶ宿役不相立、同所民家之内式百軒焼石泥ニ而埋、…」と伝えられる(『天明三年八月前橋領浅間焼破損箇所覚』)。

用水被害では、「川井村用水堀長サ千丈百間程深サ丈余程焼石泥ニテ埋申候。」(『矢口川ヨリ長サ式千丈百間程焼石泥にて埋申候。』(『浅間山焼出記事(全)』))などの記録が残されている。

天狗岩用水は現在の滝川をいい、現在の吉岡町付近で取水し、前橋市西部から高崎市東部を経て、玉村町を東に貫く灌漑用水である。玉村付近の利根川からは水位と比高の関係から取水が難しく、玉村町を潤す用水として大きな役割を担っていたことは、今日の状況と変わらな

い。この分水堰は、慶長九年(1604)完成した用水で、同十五年(1610)植野堰用水大友塚から玉村町までの延長工事がおこなわれた。分水堰は「一番五石堰」から、「二十八番上之手堰」まであったと記録されている。上流の取水口に土砂が流入し、玉村町の滝川は、この災害で給水が一途絶えてしまっており、その後の水田の耕作に影響を与えている。その記録は、「植野堰本川并悪水抜川共長サ三千丈百三拾間程平均幅八間程深丈式尺程焼石泥ニ埋候付……天狗岩堰ニ至迄千川ニ相成御料私領田方乾上り申候。」(萩原 1985)という。

利根川と烏川との合流点付近では、逆流の被害も示されている。「川筋村々流候図」には、「飯倉」、「川井川岸」、「新川岸」などが泥流流下の着色範囲内にある一方、「角洲」、「新地村」に「無難」の記載があるが被害の境界線は明確ではない。

玉村と利根川に東に接する伊勢崎では、利根七分川が埋まってしまったことが、「利根七分川焼石泥ニ而埋、三分川之方本川ニ相成、川筋五料宿之方江付寄地ニ相成申候。」(『天明三年八月 前橋領浅間焼破損箇所覚』)と伝えられている。

(2) 町内所蔵絵図と迅速図からみた被害状況の検討

到達範囲を示した前述の先行文献については、縮尺も大きくその拠点までは示されていない。

史料のうち絵図は描かれた意図を考慮すれば、到達範囲想定での参考にはできないのではないかと考えられる。c迅速図では、土地利用状況が天明泥流堆積物の影響を受けていることに起因する可能性が高いと考えた。

烏川の左岸域を扱ったa七ヶ村絵図では、「泥押田畑」が示され、「泥押」の範囲は東西へ延びる「道」が北限で、絵図上では神流川の対岸付近まで示されるが、烏川沿いの逆流西限は読み取ることはできない。この「道」については、b変更略図でみる「越後道」と考えれば、今日の「東栄寺〜摩利支尊」に沿う旧村の通り付近が概ね天明泥流到達の南限と判断できた。

天明三年以降、その後の大水害とされる天明六年の水害は甚大だった。このことは、町南東端を扱った史料絵図、b変更略図から読み取ることができる。沼之上(五料)村の流路の南東端にあたる「新河原村」を残して、三分川よりもさらに西側に「突抜新川」が記録され、天明三年の泥流堆積範囲内での地形変化であることが読み取れる。このことから、玉村域の堆積物被害は、天明三年の泥流被害が卓越していると考えようとして判断した。天明六年以降、地形に変化を与えたと考えられるまでの被害が確認できるのは、明治43年²⁾と考えれば、c迅速図が編纂された時点で、天明三年の被害状況をかなりの割合で残していたということになる³⁾。

以上から、記録的な天明六年の水害は考慮しなければならぬが、c迅速図では、天明三年の被災地形を踏襲した耕地利用が記録されていて、大方の被害状況を示している可能性が高いということになる。

また、前述の「浅間峯妻川利根川押絵図」で、旧矢川は、「大石泥押込平地ニナル」「川合(川井)川岸半沼(ママ泥?)入」と記され、c迅速図でみる旧矢川の痕跡とその西側の耕地利用とが明瞭に一致することが読み取れた。

概ね8か所以上の地点で、発掘調査資料や踏査箇所とc迅速図の「槽」や「們」の色分けや一部「桑」の土地利用、泥流到達地点との整合性を確認できた。このことから、本作業において、c迅速図の記録は、天明三年から今日までの地形変化に及ぶ水害前の状況をかなり良好に記録しているという評価がおこなえ、泥流到達範囲確定の有効な資料として用いることができた⁴⁾。

5. 玉村町の天明泥流到達範囲図

今回作成した天明泥流到達範囲図を図1に示す。本図には、平成16年度までに玉村町教育委員会と財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団による発掘調査や試掘調査によって確認された資料を「玉村町全図」(1:10,000)を用いて集約し、遺跡の調査結果から天明泥流堆積物確認の有無を表示した。その際、確認有無の遺跡が隣接した場合には、特に到達の境界を確定できる判断材料になる

ため、敢えて、確認されない遺跡位置を白抜きで示した。

1991年刊行の『玉村町の遺跡』では、町台帳に掲載された周知の遺跡491のうち、48遺跡で天明泥流下の畑跡が確認されている。

『玉村町の遺跡』刊行以降、現在に至るまでの記録をあわせると、天明泥流下の遺跡数は82遺跡を数え、天明泥流に関する発掘・試掘調査の調査事例として今回用いた。「遺存状態が悪い」「性格が不明」などの表記がなされた過年度の資料も存在することから、さらに多くの地点で泥流堆積が確認されているものと考えられる。発掘・試掘調査の調査事例の提示にあたっての所見の責は、町教委ではなく、あくまで執筆者にあることをあらかじめ確認しておく。

天明泥流到達の範囲を確認するための発掘調査・試掘項目を確認し、表1を示した。さらに、到達境界地付近で泥流が確認されなかった事例として、表2を示した。なお、両表は平成16年12月現在の内容である。これらの事例と地図やc迅速図の判読や踏査結果をもとに到達範囲境界ラインを想定した。

実際の作業において、厳密に到達境界を確定した地点には、太実線を示した。c迅速図及び現地踏査によっても明確な想定がおこなえない場合やキャサリン台風による決壊地点などの2か所については破線を示した。なお、決壊地点については、昭和22年米軍撮影の航空写真を参照した。また、本図に含まれる町域外については、c迅速図の土地利用からみた想定線をそのまま示した。

6. 発掘調査事例と想定線

ここでは前章に掲載した発掘調査事例を利根川右・左岸で概観する。表1には、その遺跡の概要を示した。

また、確認された天明泥流堆積物厚は地点で異なるが、下位に堆積する浅間A軽石は、町域で概ね3～5cmの厚さで堆積が確認されている。

同表では、泥流被害をさす「泥入り」と史料に記されている、五料(旧沼之上)、川井、飯倉、小泉、下之宮、箱石、南玉、福島、上福島、斎田、板井、榎越の各村については、天明泥流堆積物を確認することができるが、この他に史料に記されている飯島村(上飯島)の「田畑に少々泥入り」(『天明浅嶽砂降記』)や、下新田村(下新田)の「大泥入り」(『天明雑変記』)に対応する事例を調査では確認していないことになる。

主な調査地点の泥流堆積の概要については、以下の通りである。

(1) 右岸

板井地区では、2,玉村町№603遺跡をはじめ、13か所の発掘・試掘調査で畑・水田・溝・小土手が確認されている。泥流到達の境界の推定は、①一本木遺跡から見つ

ていないこと、c迅速図、聞き取りを根拠とした。しかしながら、5,天神前遺跡や6,玉村町試掘№608からは泥流が埋め込まれた復旧溝と判断されている発掘例があるが、一次的な天明泥流堆積物に対しての復旧溝かどうかを含めて検討を要する。

斎田地区では、14,玉村町№48遺跡を始め、5か所の発掘・試掘調査で畑が確認されている。南限についての推定は、15,玉村町№49遺跡の南に位置する中世田口下屋敷の畑に堆積物が見つからないことから判断した。

福島地区では、19,玉村町№149遺跡を始め、3か所の発掘・試掘調査で畑が確認されている。20,福島曲戸遺跡からは幅30～50cmの断面方形の溝が見ついている。それらの中には天明泥流堆積物や軽石が充填され、耕作に適さない軽石や泥流を被災後、溝内に収め、耕作土を掘り起こした復旧痕跡である。調査区で、天明泥流堆積物が溝内に埋められた範囲と軽石が埋められた地点が区別されていることや、d「玉村町浅間押砂地分布図」の記録により、今回の泥流到達範囲を想定した。

南玉地区では、22,玉村町№170遺跡をはじめ、3か所の発掘・試掘調査で、畑が確認されている。このうち23,玉村町№205遺跡は、天明三年当時の旧矢川の旧河道が見ついている。

なお、この矢川は、前述の通り、「矢川大石泥押込平地ニナル」と記録されているが、天明泥流堆積物の上位に流水痕跡が確認されているので、その後も矢川としての流路となっていたと考えてよいだろう。矢川流路と考えられる砂層堆積を、福島・南玉・下之宮・箱石・飯倉・川井地区で、32か所(一部を表1に掲載)確認しており、c迅速図の判読にあわせて、図1に旧矢川の推定線を示している。泥流の西限の推定は、④玉村町№171遺跡、⑤玉村町№172遺跡から見つからないことやc迅速図及び地図から判断した。

下之宮地区では、28,玉村町№208遺跡をはじめ、8か所の発掘・試掘調査で畑が確認されている。このうち25,利根派遺跡は旧矢川の氾濫に備えたと考えられる土手が長さ58mにわたって確認され、その両側には畑が広がっていた。

箱石地区では、33,玉村町№206遺跡をはじめ、4か所の試掘調査で畑が確認されている。

小泉地区では、42,小泉長塚遺跡をはじめ、7か所の発掘・試掘調査で畑が確認されている。

飯倉地区では、1989年の調査で泥流に埋没した古墳や畑が見つかり話題を呼んだ46,小泉大塚遺跡をはじめ、8か所の発掘・試掘調査で畑が確認されている。

川井地区では、53,北田中遺跡をはじめ、9か所の発掘・試掘調査事例から畑が確認されている。このうち54,沖遺跡からは旧矢川の河道が見ついている。流下方向を横断するトレンチ状の調査区をもつ52,川井箱石遺跡から

表1 天明泥流が確認された事例

番号	遺跡名	試験No.	所在地	概要	泥流厚 (cm)	備考
1	玉川町試験No.434	434	板井970-1	畑		1993年町教委
2	玉川町No.603遺跡	609	板井999-5	畑	160	2000年町教委
3	玉川町No.608遺跡	49	板井900-8	畑		1990年町教委
4	玉川町No.574遺跡	570	板井1506-3	水田?・ 溝・小土	20~85	1998年町教委
5	天神前遺跡		板井207-1	杉葉田田 溝跡		※1
6	玉川町試験No.608	608	板井417-4	杉葉田田 溝跡		2001年町教委
7	玉川町No.623遺跡	391・ 424	板井210	畑		1992年町教委
8	天神前日遺跡		板井311-1	青楓田田 溝跡		※2
9	玉川町No.641遺跡	16	板井1293	畑		1990年町教委
10	玉川町No.62遺跡	188	板井1172-1	畑		1990年町教委
11	玉川町No.648遺跡	118・ 115	板井1216	畑		1990年町教委
12	玉川町No.65遺跡	166	板井1176-2	畑		1990年町教委
13	玉川町No.66遺跡	263・ 364	板井1176-3	畑		1990年町教委
14	玉川町No.68遺跡	149	森田897-1	畑		1992年町教委
15	玉川町No.49遺跡	66	森田994-1	畑		1990年町教委
16	玉川町No.61遺跡	340	森田574	畑		1991年町教委
17	玉川町No.622遺跡	41	森田612	畑		1990年町教委
18	玉川町No.633遺跡		森田554-1	畑		1989年町教委
19	玉川町No.6149遺跡	28	福島1195-1	畑		1990年町教委
20	福島山戸遺跡		福島山内	飯田溝	40	※3
21	玉川町No.666遺跡	547	福島892-3	畑?小遺 跡状遺跡		1988年町教委
22	玉川町No.170遺跡	53	南玉992-2	畑		1990年町教委
23	玉川町No.205遺跡	207	南玉960-2	田 河川・ 田	60	1988・1990年町 教委
24	玉川町No.174遺跡	26	南玉932	畑		1989年町教委
25	利根原遺跡		下之宮156-1	土手・畑	130~ 140	※4
26	玉川町No.304遺跡	189	下之宮336-23	畑		1990年町教委
27	玉川町No.207遺跡	217	下之宮168-4	畑・田 河 川		1990年町教委
28	玉川町No.208遺跡	56	下之宮15	畑		1990年町教委
29	玉川町試験No.492	492	下之宮324-1	畑		1995年町教委
30	玉川町試験No.556	556	下之宮453-2	畑?		1998年町教委
31	玉川町No.210遺跡	54	下之宮663-5	畑		1990年町教委
32	玉川町No.211遺跡	367	下之宮609-4	畑		1990年町教委
33	玉川町No.206遺跡	267	箱石32	田 河川・ 畑		1995年町教委
34	玉川町No.537遺跡	408	箱石172	畑・水田・ 田 河川		1995年町教委
35	玉川町No.635遺跡	485	箱石235-1	畑		1992年町教委
36	玉川町No.458遺跡	47	箱石419	畑		1989年町教委
37	玉川町No.465遺跡	28	小泉44-6	畑		1989年町教委
38	玉川町試験No.545	545	小泉34	畑状	50	1998年町教委
39	玉川町No.466遺跡	287	小泉77-1	畑		1990年町教委
40	玉川町No.467遺跡	287	小泉186	畑		1990年町教委
41	玉川町No.468遺跡	385・ 317	小泉176	畑		1990年町教委
42	小泉長塚遺跡		小泉字長塚142 畑			1991~1992年町 教委 群馬文 年報
43	玉川町No.469遺跡	52	小泉216-1	畑		1990年町教委
44	玉川町No.459遺跡		飯倉1-1	畑		1990年町教委
45	玉川町試験No.514	514	飯倉39	畑		1996年町教委
46	小泉大塚遺跡		飯倉39	畑	40~50 111 (3 13) (3 13) (3 13)	1993報告書発行 2・3頁 調査 員(1994・2000) と土曜部 群馬 文年報

番号	遺跡名	試験No.	所在地	概要	泥流厚 (cm)	備考
47	玉川町No.460遺跡	4	飯倉18	畑		1989年町教委
48	往來遺跡		飯倉59	畑	150~ 160 (1 3) (3)	1994~1996年 町教委調査 群 馬文年報
49	玉川町No.543遺跡	494	飯倉6-1	畑		1995年町教委
50	玉川町No.483遺跡	382	飯倉243-2	畑		1990年町教委
51	玉川町No.481遺跡	177	飯倉433-1	畑		1990年町教委
52	川井新石遺跡		川井-新石	畑		※5
53	北田中遺跡		川井25-1	畑	50	※6
54	沖遺跡		川井155-1	畑・田 河 川	120	※7
55	玉川町試験No.370	370	川井225	田 河川・ 畑		1990年町教委
56	玉川町No.463遺跡	合会川	川井2008	畑		1988年町教委 追加
57	玉川町No.463遺跡	2	川井2120	畑		1988年町教委
58	玉川町No.464遺跡	162	川井2146	畑		1990年町教委
59	玉川町試験No.633	633	川井998-1	畑	46	2002年町教委
60	玉川町試験No.353	353	川井1641-4	畑		1990年町教委
61	玉川町No.470遺跡	138	五科70	畑		1990年町教委
62	玉川町試験No.596	596	五科146-1	畑		2000年町教委
63	玉川町試験No.96	96	五科358-1	畑		1990年町教委
64	玉川町No.471遺跡	50	五科229-2	畑		1990年町教委
65	玉川町試験No.635	635	五科229-1A	畑	190	2002年町教委
66	玉川町No.472遺跡	11	五科335-1	畑		1989・1990年町 教委
67	玉川町No.485遺跡	50・270	五科40	畑		1990年町教委
68	玉川町No.482遺跡	152	五科376-3	畑		1990年町教委
69	玉川町No.615遺跡	621	五科995-2	畑	220	2001年町教委
70	朝日原遺跡		上福島707	畑・水田		1972~1996年 町教委 群馬文 年報 ※8
71	玉川町No.638遺跡	653	上福島72	畑・水田	20~23	2003年町教委
72	玉川町No.39遺跡	243	上福島198	畑・土庫		1990年町教委
73	玉川町試験No.347	347	上福島346-1	畑		1990年町教委
74	上福島中町遺跡		上福島字中町 992	遺跡跡・ 畑・畑	90~130	※9
75	中町遺跡		上福島字中町	遺跡跡	180	※10
76	玉川町No.584遺跡	584	上福島1034-1	畑	76	1999年町教委
77	上福島遺跡		上福島	畑	50~90	※11
78	玉川町No.617遺跡	652	上福島1135-10	遺跡跡	220以 上	2003年町教委
79	玉川町No.80遺跡	305	楢越418-4	畑		1990年町教委
80	玉川町No.82遺跡	388	楢越1849-1	畑		1991年町教委
81	玉川町No.511遺跡	418	楢越1589-2	畑		1992年町教委
82	楢越駅前遺跡		楢越1609	※12	60	※13

備考欄には調査者・実施機関・報告文書を示す。

※1 町教委2002【天神前遺跡・大明神遺跡・北小川遺跡】

※2 町教委2003【天神前日遺跡】

※3 群馬文2002【福島山戸遺跡・上福島遺跡】

※4 町教委1998【利根原遺跡】

※5 川井新石遺跡調査委員会1999【川井新石遺跡】

※6 町教委2001【北田中遺跡】

※7 町教委1999【沖遺跡】

※8 飯倉1996

※9 群馬文2003【上福島中町遺跡】、小野2004

※10 中野・中島2002

※11 群馬文2002【福島山戸遺跡・上福島遺跡】

※12 家屋・楢越込み・土手・溝・遺跡・畑

※13 町教委2004【楢越駅前遺跡】

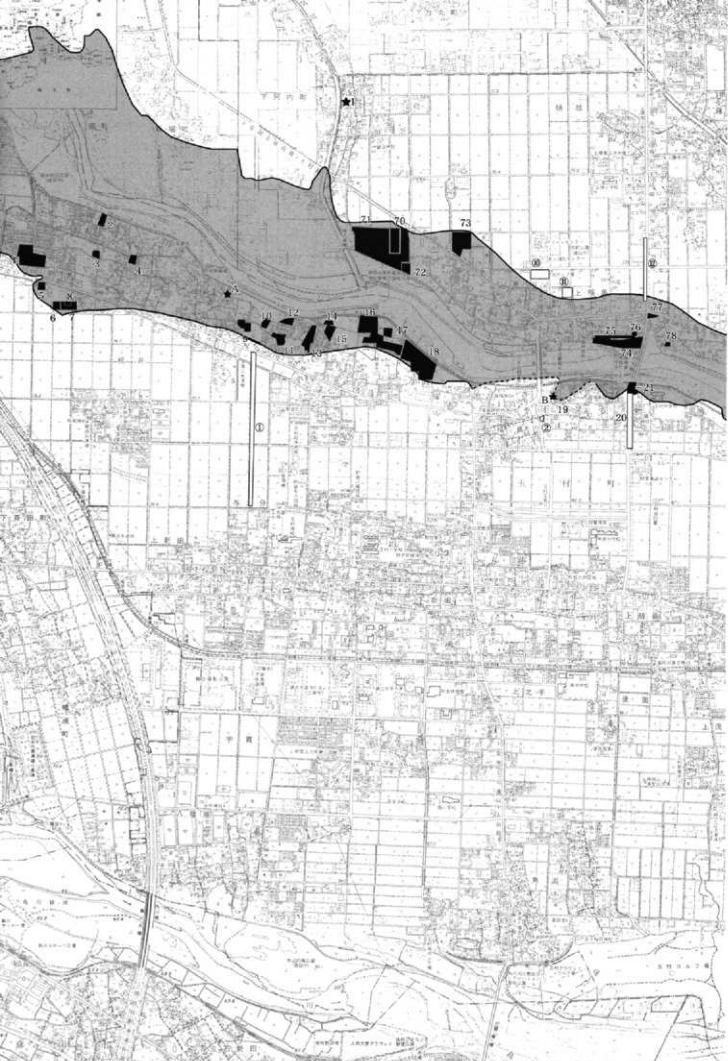


図1 玉村町の天明砲到達範囲図(玉村町全図を使用)

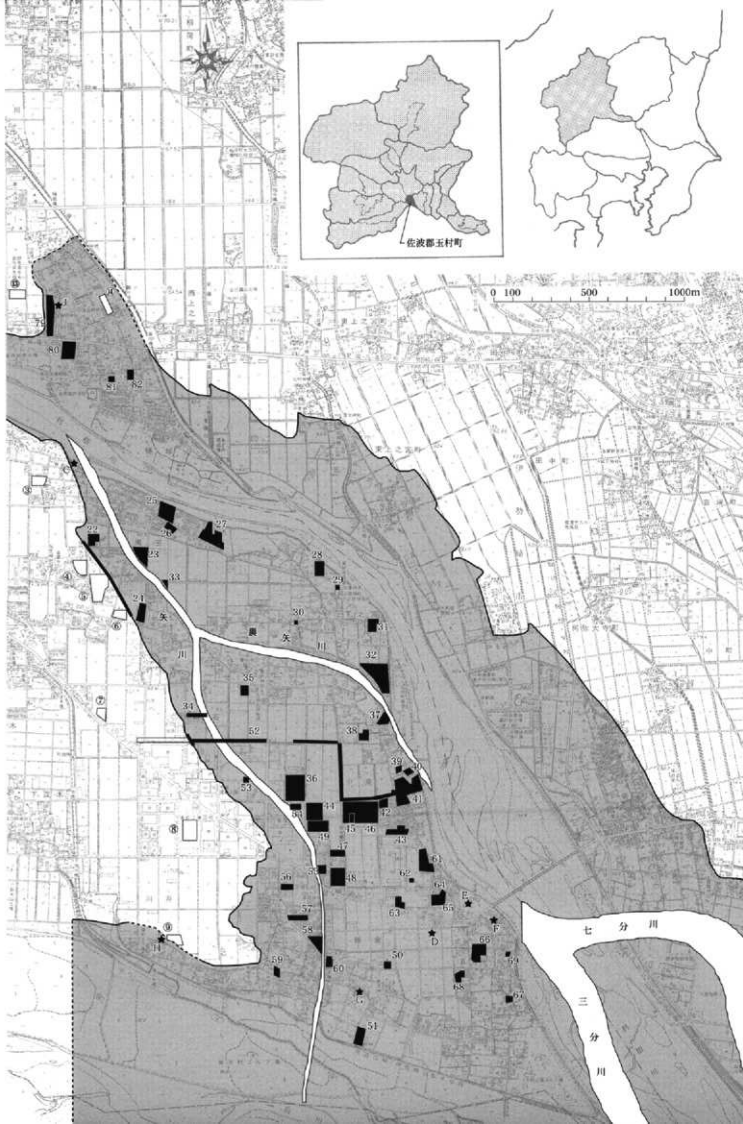


表2 天明泥流が確認されなかった事例

番号	遺跡名	試掘No.	所在地	備考
①	一本木遺跡		板井14地	※1
②	玉村町試掘No.661	661	羽島1230-1	2004年町教委
③	玉村町No.166遺跡	271	南玉623地	1991年町教委
④	玉村町No.171遺跡	172・176	南玉927地	1990年町教委
⑤	玉村町No.172遺跡	387	南玉813地	1990年町教委
⑥	玉村町No.173遺跡	282	南玉831	1990年町教委
⑦	三境II遺跡		上茂木99	※2
⑧	街道南遺跡		川井1848	※3
⑨	玉村町No.461遺跡	246	川井1823	1990年町教委
⑩	金免遺跡		上福島	※4
⑪	玉村町No.77遺跡	140	上福島387-1	1990年町教委
⑫	上福島尾柄町遺跡		上福島字尾柄町	※5
⑬	神人村II遺跡		横越305地	※6
⑭	玉村町No.81遺跡		横越379-4地	1990年町教委

備考欄は、表1に同じ。

- ※1 町教委2004「一本木遺跡」
- ※2 町教委1997「三境遺跡・三境II遺跡」
- ※3 町教委2004「横越遺跡・街道南遺跡」
- ※4 町教委1989「金免遺跡」
- ※5 群文文2002「上福島尾柄町遺跡」
- ※6 町教委1992「神人村II遺跡」

は、泥流堆積の境界が確認されている。⑧街道南遺跡では天明泥流堆積物は確認されていない。ここでは、これまでの調査では泥流が鳥川へ逆流したことを確認できる調査事例を得ることができず、今後の課題となる。

五料(旧沼之上)地区では、61、玉村町No.470遺跡をはじめ、9か所の発掘・試掘調査事例から畑が確認されている。泥流厚は2mを測る地点もある。

(2)左岸

上福島地区では、70、柄田添遺跡をはじめ、9か所の発掘・試掘調査で集落や畑が確認されている。8軒の民家が見つかった74、上福島中町遺跡では、約1.5mの厚さで泥流が堆積していた。71、玉村町No.628遺跡では、泥流厚の差異が著しく、南側で1.2m、北側で0.2mの厚さを測り、北東部からは泥流が確認されておらず、泥流到達範囲を特定することができる(図中の太線)。また藤岡・大胡線の拡幅に伴いトレンチ状に調査された⑬、上福島尾柄町遺跡では、天明泥流堆積物が確認されておらず、北限を特定することができる。

横越地区では、79、玉村町No.80遺跡をはじめ、4か所の発掘・試掘調査事例から畑が確認されている。82、横越駅前遺跡からは家屋・畑が見つかった。

7. 踏査確認地点

発掘・試掘調査による成果の把握に加え、到達境界線を確定するためには、現地踏査を重視して作業にあたった。現在どの程度まで泥流堆積物の痕跡が確認できるかを確認する旧地形の判読が鍵となった。図1を作成する

過程で境界の判断がつかねるところについては、特に現地踏査を繰り返した。

現地踏査で天明泥流堆積物を確認する目視的な作業の根拠としては、堆積物中に含まれる黒色の爆発角礫層の破碎岩片の確認、泥流中に2次的に巻き込まれた、追分火砕流中に含まれるキャブツ状の浅間石の分布などの特徴を確認することが肝要であった。また、河川氾濫などによる2次堆積的な土砂の中には、同様な特徴を示すものが見受けられる場合もあった。

また、実際に地面を掘り返すことが叶わないことから、民家の庭先の浅間石の分布の確認も作業の一つであった。民家宅で、持ち込まれた経緯についての聞き取りもおこなった。集落の道端や庭先、小規模な畑、寺社を観察することも観測図作成の判断材料にした。

一連の踏査では、圃場整備など改変された耕作地からは泥流堆積の確認がほとんど望めない状況であること、さらに盛土をおこなった上で工場や住宅が立ち並んでいるのでこれについても当時の地形を偲ぶことができないことを痛感した。今回の踏査ではこうした確認の障害をカバーすべく、地域における耕地の様子や、天明泥流に関する伝承などの聞き取りを試みた。

しかし、予想に反して、天明泥流に関する伝承はほとんど聞くことができず、昭和12年キャサリン台風時の決壊地点や洪水被害について詳細な体験などを聞くことが多かった。なお、このことについては8章で改めてふれることにする。

以下に、聞き取りや踏査、史料絵図によって確認した地点記録を示す。

(1)右岸

A、羽島兼広氏(板井地区)の話:耕作をしていると、この辺りでは5~6尺(1.5~1.8m)の泥流堆積があることがわかるという。この泥流は、東西に走る県道高崎伊勢崎線までは到達せず、八坂神社(平成16年12月に取り壊された)南の道ぐらまでであるという。天明泥流被害に関する話や言い伝えはとくに聞かない。なお、家の北側



【写真2】羽島家北側に生育するケヤキ

の土手外に生育する幹高10数mのケヤキは、泥流被災直後に育ったものと伝えられている。

B. キャサリン台風決壊地点：昭和22年(1947)10月にGHQによって撮影された玉村町東部の空中写真(いわゆる米軍写真)をみると、この前月に関東地方を襲ったキャサリン台風の影響による利根川決壊の箇所が白っぽく写し出されている。福島地区天満宮境内「水害復旧碑」によると「玉村町及芝根村」における利根川警備防決壊は6か所におよんでいて、福島地区の決壊地点は「福島橋をはさんで上流部160メートル下流部150メートル」(渡辺 1988)の範囲である。南玉地区では小字近戸が決壊地点であり、これは旧矢川の分流地点にあたる。これらのことから、天明泥流堆積物の崩流や当時の地形の変更がなされていることが想定され、範囲図の中ではこのことを反映し破線とした。

C. 旧矢川：泥流で埋もれた河川である。現在の矢川は大字福島字近戸で利根川から分流し、大字川井・飯倉を通り、島川へ注いでいる。過去、矢川は暴れ川であったようで、氾濫時には大字箱石の少林山堂で分流し、かつては大字小泉で利根川へ流れ込む流路があり、裏矢川と呼ばれていた。

南玉にある、利根川からの分流地点は現在の水門の付近にあたる。泥流は利根川の支流であった矢川を伝って押し寄せた。泥流の堆積により矢川の川床が高くなった結果、その後氾濫が起り易くなった。明治初年にも利根川から分流していたが、明治18年の迅速図にはすでに堰町堰からの用水路になっている。

川井河岸問屋と本陣を兼ねていた清水六左衛門家覚によると「飛鳥井宰相が例幣使として通行の勅り矢川渡河の舟下二艘を出し五料新河岸より四人の舟を出して舟越して通行、翌(宝暦)六年四月十一日の例幣使の御通行にはじ起を…」とあり(原・中島 2001)、小舟が行き来できる規模があったことを伝えている。

D. 五料地区：常楽寺の南西には以前、神明様が祀られていたが、泥流被災のとき人々はこの小さい神明様へ登り、難を逃れたという。なお神明様は明治時代以降、飯玉神社へ合祀され、現在はない。

ちなみに小泉地区にも同様の古記録があり、「村に小高き所があり、この変時に村人ここに登り僅かにその身を完うせりという今この地を地蔵塚と称す」(『芝根村々誌』)とあり、これはおそらく古墳であったろうとも考えられる。古墳の多い旧芝根村ならではの話である。もっとも、飯倉地区の小泉大塚遺跡3号墳は、全長55mを超える前方後円墳であるが泥流に完全に埋っており、すべての古墳が泥流埋没から逃れたわけではない。

E. 常楽寺野川家墓碑：五料の常楽寺に野川家墓地があり、災害とその後の状況が墓碑に刻まれている貴重な碑文である。碑文の「維艱宿天明三癸卯星從七月三日至八



【写真3】常楽寺

日巳時迄信陽淺間山燒砂降事一尺余未刻混瀾出埋事一丈余同曆辰三月朔尋漸得半數依之成合牌而以文化甲子年野川伝五右エ門盛典遺補之而已」は、次の様に解釈される。

「天明三年七月三日から八日の午前〇時まで、信州の南部にある浅間山が噴火し、砂が降ること一尺余り。少し過ぎ、未の刻(午後二時頃)になると泥流が湧き出したように押し寄せて、一丈余りも埋まった。そのため墓地の石塔は全部埋まって、翌年(天明四年、一七八四)三月、墓石を掘り、尋ねて漸くその半数を掘り出した。之によって発見されない石塔合わせて供養の碑を立てた。それは文化元年(甲子の年)野川盛興(もりおき)が造立し失った石塔を補おうとするものである。」(玉村町教育委員会 1993)

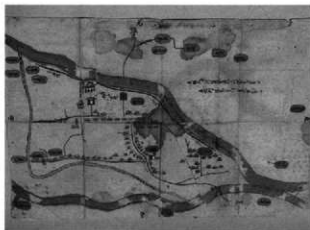
F. 五料の問所跡：b変更略図には、被災以前の主流であった七分川が泥流で押し埋まり、三分川が利根川の主流となった様子が描かれている。さらに五料の問所が泥流で流失してしまった様子が、部分的な重ね図で表現されている。現在は跡地に礎石や井戸が残され、当時の面影をわずかに偲ぶことができる。

G. 玉村ゴルフ場及び新玉村ゴルフ場北側の東西の道(越後道)：c迅速図を重ね合わせると、「桑」などの耕地利用や「荒」地と示された土地とが重なる。天明泥流の堆積による荒地が現在はゴルフ場として開発されたことがわかる。「a七ヶ村絵図」との比較によりこの周辺耕地の詳細な変遷が読み取れる。今回の想定では、同図をもとに飯倉村から川井村を経て下茂木村へ至る「越後道」を到達境界線として考えたが、次のHの事例も加味した。同図の左右に描かれるのが島川である。

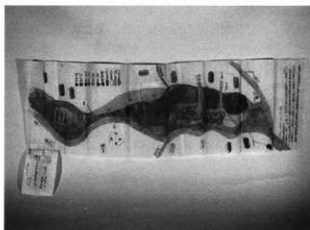
H. 川井八幡宮：昭和50年頃、川井八幡宮境内に防火用貯水槽を造るための工事が行われ、その際地下約1mの深さから、泥流によって埋まった石塔が当時の状態で出土した。一緒に出土した石仏は今でも境内に奉られている(原・中島 2001)。境内には泥流堆積物を見ることが出来る。しかし、東に隣接する試掘結果からは泥流堆積物



【写真4】b変更略図（「天明三癸卯七月八日泥押変更七分川三分川略図」・被災前
（写真上が北、玉村町歴史資料館蔵）



【写真5】b変更略図（「天明三癸卯七月八日泥押変更七分川三分川略図」・被災後
（同、玉村町歴史資料館蔵）



【写真6】a七ヶ村繪図（「那波郡四ヶ村 群馬郡 三ヶ村 計七ヶ村地先新聞願場所繪図」・写真上が北、玉村町歴史資料館蔵）



【写真7】神明宮

が確認されておらず、周辺での資料の蓄積が求められる。

(2) 左岸

I. 上樹越共同霊殿：端気川の左岸に面するこの場所には、天明泥流堆積物中にみられる破砕岩片や浅間石などが基地に点在する。これらの給源を端気川に求めるかどうかで泥流の分布は異なってくる。基地には天明三年七月の墓標もある。仮に、この地点まで利根川の天明泥流が広がったとしても、南東のクリーンセンター付近の微高地までは到達していないと考えられる。付近で玉村町でおこなわれた立ち会いは泥流は確認されなかった。J. 神明宮：大正年代に建てられた彰忠碑の台座には最大1m近い浅間石が用いられている。付近では、主要地方道高崎伊勢崎線が盛土され、3mほどの段差となっている。境内は窪んだ地形となって湧水池と思われる池も残されている。北へ延びる堰堤がなくなる付近まで天明泥流堆積物が確認できる。その後の水害などで地形が変化している可能性も考えられるが、境内には浅間石で加工された石祠がいくつも置かれている。周辺で当時の地形が最もよく残されている場所の一つと判断される。また、この北側や藤川沿いには、天明泥流堆積物中にみられる破砕岩片がみられることから、給源を藤川に求めるか、利根川に求めるかで、想定範囲が変わってくる。

8. まとめと課題

本稿では、玉村町域に蓄積された天明三年浅間災害資料の整理を望む中島とこれまでのいくつかの事例を確認してきた関とで、1年間の検討作業の計画により、踏査と都市計画図レベルの実質的な資料の照合による集約作業をおこなった。

到達境界の推定作業で地形を考える際、常に念頭に置いたことは、天明三年以降の水害で地形がどう変わっているかという点である。手近な資料で確認できる水害記録を列挙すれば、天明六年(1786)・弘化三年(1846)・嘉永三年(1850)・安政三年(1856)・安政六年(1859)・明治

2年(1869)・明治31年(1898)・明治43年(1910)・大正5年(1916)・昭和10年(1935)・昭和12年(1937)・昭和13年(1938)・昭和22年(1947)である。度重なる水害の影響で地形は変えられてきたことが想定されるが、詳細な状況は不明であり、考古学的なデータの蓄積もほとんどみられない。

本稿の取り組みで着目できたのは、c迅速図であった。被災後約100年が経過した地形と土地利用が鮮明に記録されており、天明三年の泥流災害による地形が写し出されていると判断できた。そのため、到達範囲図には部分的な推定に大いに活用することができた。概ね8か所、c迅速図の耕地利用範囲図境界と発掘調査された遺跡のデータが一致したことが確認できた。

発掘調査の資料を用いて確認にあたる方針をもとに到達ラインを推定する中では、烏川の逆流域の発掘・試掘調査資料を得られなかった。いくつかの先行文献では絵図をもとに推定がなされているが、充分な根拠によるものとは考えられず、史料や踏査からも到達ラインを判断とさせるには至らなかった。町域でおこなわれる発掘・試掘調査などにおいて、今後の調査視点としていくべきであろう。

泥流被害に対する聞き取りでは、地元の災害伝承を尋ねても「昭和22年のキャサリン台風被害」が鮮明で、天明三年については伝承が残されていないという結果になった。これは、天明三年に関しては、災害データを得られなかったというマイナスの収穫であったが、逆に、人々の災害伝承のイメージを読み取るには一つの問題点を提示してくれた。

災害規模の見方では、江戸時代の村の単位で泥に埋まり被害を受ける規模の災害であった。しかも、1m、2mといった泥流堆積物の土砂に埋まるという大災害であり、甚大さは疑う余地がない。人的被害からみた災害規模では、1,400名以上の犠牲者が出た天明泥流と県内死者行方不明者700名以上という規模を比較する両災害であった。その後の自然災害に遭遇した場合に、災害の大小を超え、伝承よりも「自らが体験した経験に優るものはない」ということになるのかもしれない。

このことからいえば、災害の風化を防ぐためには、どのような災害が起きたかを人々が実感できるような啓発活動が要求されるのであろう。その意味で、今回のような歴史的事象への取り組みを生かし、地域的な災害教訓の継承という形で活用されることが有効かもしれない。

天明泥流到達範囲図の提示は、発掘調査のための調査視点を示す資料になるのはもちろんのこと、今日取り組まれる発掘調査成果の還元方法のひとつとして、過去の災害を正確に伝承し災害教訓として地方防災に役立てていくための基礎資料として着目できるであろう。

一方、開発が進むことで、それほどの時間を待たずし

て同様な確認作業さえもおこなえない状況がやってくるかもしれない。失われつつある近い過去を集約しておくことが、地域文化継承の役割であろうとも考え、今日、伝統や伝承が途絶えようとしている中で、さきやかな地域史的な視点で取り組んでいく必要があると考えた。

今回は、天明泥流堆積物のみを扱った。天明三年浅間災害の被害では、軽石降下や社会的な災害側面も同様に扱わなければならないかもしれない。

時間の制約と互いの日程調整から十分な成果に結びついたかどうかは疑問であるが、今後の加除修正を含めて、本取り組みが、玉村町域での天明三年浅間災害復元や地域創造のための検討材料となり、叩き台として役割を示せば幸甚である。

本稿の集約にあたっては、資料提示をいただいた玉村町教育委員会や絵図掲載に協力いただいた太田史夫氏をはじめ、関係機関及び関係諸氏に感謝申し上げる。また、路傍での聞き取りに快く教示くださった多くの方々にもこの場をもって感謝申し上げたい。

註及び参考文献

【註】

- それ以前の変遷は、以下の通りである。①天和元年(1681)沼之上(五科)の土砂で埋まってしまった利根川は今の五科橋付近から戸宮塚＝福島＝高塚を結ぶ路線をつくり、堤町村まで、島川と平石(現在の利根川)して流れることとなった。②その後、宝永二年(1705)、沼之上の土砂で埋まった河原を開削し、八町河原で島川と合流するように戻した。しかし、このことで川欠けが頻発するようになり、その弊状を基に③された。④その結果、沼之上＝八町河原へ三分、戸宮塚＝福島間へ七分と流れを分ける義流となった。享保七年(1722)のことである。⑤それから60年後、天明泥流により七分川入り口を塞ぎ流れることになり、利根川は三分川を南下する現在の路線となったといわれている(『町史』歴史編上1996、『玉村町誌』通史編上1992)。本稿の泥流到達範囲図内には、この推定範囲を示した。
- 町内の『寛政寿美保家文書』には、この他に弘化三年(1845)、嘉永三年(1850)、安政三年(1856)、安政六年(1859)、明治二年(1869)などに利根川満水の記録が残されているが、寛保二年(1742)、天明六年(1786)ほどの被害にはならなかったことが、記述の内容と分量の比較で推定できる。
- 『寛政寿美保家文書』(『福島治部前遺跡』2002玉村町教育委員会42頁)によれば、明治31年8月に死者2名を伴う床土厚1.5mの暴風雨で記録されている。また、『玉村町誌』によれば、明治43年8月(以下、被害家屋等被害)玉村町、川井村、飯坂村、沼之上村、上茂木村、下之宮村、昭和10年9月26日〔上藤村・芝根村・玉村〕、昭和12年7月15日水害(芝根村)、昭和13年9月1日風水害(芝根村)、昭和22年9月15日キャサリン台風(福島橋上り崖地点で右岸決壊。最大2.8m前後の洪水)、c迅速図が作成された後に発生した被害である。
- 玉村の下流では、その後の大水害で正確な範囲推定は不明瞭であり、利根川流域で当時の復元が可能なのは玉村ないしは、下流の伊勢崎市付近までであろうと考えられている。また、河川堆積の見地から、天明泥流自体が「泥」として流下堆積したのはこの付近までであったとの指摘がある。史料でもこの付近以降では、「泥水」や「濁流」といった表現の記述に変わっていく節もあり、このことからして、明確な天明泥流堆積物が確認できるのは、やはりこの付近までといえる。

【参考文献】

- 大沢孝夫・原嘉二 1982～1986 「五科いむむし」No.1～50(ガリ版刷) 巻物 1981 『日本の歴史災害』古今書院
 関俊明 2002 『天明三年の浅間山崩れ』『岡本と上州街道』吉川弘文館
 関俊明 2005 『天明三年浅間山噴火災害遺跡の調査と成果』『日本歴史』

- 681号 吉川弘文館
 中風正徳・中島直樹 2002 「江戸時代後期の埋没建物」『群馬考古学手帳』12
 中島直樹 2005 「天明の乱流で埋もれた道跡について—群馬県佐波郡玉村町の事例—」『群馬文化』281号 群馬県地域文化研究協議会
 能登健 1996 「中・近世の農業」『考古学による日本歴史』十六 産業 I 狩猟・漁業・農業 雄山閣
 萩原達 1975 「村々のみこんだ脱走」『国土と教育』32第地書館
 萩原達 1985 「浅間山天明噴火史料集成」I 群馬県文化振興会
 萩原達 1986 「浅間山天明噴火史料集成」II 群馬県文化振興会
 原典・中島直樹 2001 「埋没河川の景観復原」『研究紀要』19財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
 若月勝男 1986 「天明の浅間山噴火について」『玉村町誌研究』(その一) 玉村町中央公民館
 渡邊一弘 1999 「天狗岩堰用水史」天狗岩堰土地改良区
 渡邊一弘 2000 「天狗岩堰用水をめぐる町村」『群馬文化』264号 群馬県地域文化研究協議会
 渡辺眞 1988 「昭和二十二年利根川水害と復旧事業抄録」
 早川光三郎 1982 「浅間山爆発」『玉村町のあれこれ』上 玉村町中央公民館
 Maya Yasui・Takehiro Koyaguchi 2004 *Sequence and eruptive style of the 1783 eruption of Asama Volcano, central Japan: a case study of an andesitic explosive eruption generating fountain-fed lava flow, pumice fall, scoria flow and forming a cone* 『Bull. Volcano』66.
 群馬県 1986 『群馬県史』資料編14
 群馬県文化振興会 2003 『群馬県土史事典』
 前橋市 1973 『前橋市史』2
 前橋市立図書館編 1998 『前橋藩松平家記録』第13巻
 川井菊石道跡調査会 1999 『川井菊石道跡』
 芝根村 1910 『芝根村々誌』
 玉村町 1935 『玉村町郷土誌』
 玉村町 1992 『玉村町誌』文書編
 玉村町 1992 『玉村町誌』通史編 上
 玉村町 1995 『玉村町誌』通史編 下巻二
 玉村町歴史資料館 1998 『五科宿』(平成10年度企画展パンフレット)
 玉村町教育委員会 1989 『金免道跡』
 玉村町教育委員会 1992 『神人村日道跡』
 玉村町教育委員会 1993 『小泉大塚越道跡』
 玉村町教育委員会 1996 『平塚塚北道跡』
 玉村町教育委員会 1997 『三境道跡・三境日道跡』
 玉村町教育委員会 1998 『利根道跡』
 玉村町教育委員会 1999 『沖道跡』
 玉村町教育委員会 2001 『北田中道跡』
 玉村町教育委員会 2002 『天神前道跡・大明神道跡・北小路道跡』
 玉村町教育委員会 2003 『天神前日道跡』
 玉村町教育委員会 2004 『横尾道跡・街道南道跡』
 玉村町教育委員会 2004 『一本木道跡』
 玉村町教育委員会 2004 『鶴越諏訪道跡』
 財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 1990 『朝田道跡』『年報』
 財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 2002 発掘調査報告書第302集
 『上福島尾柳町道跡』
 財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 2002 発掘調査報告書第309集
 『福島曲戸道跡・上福島道跡』
 財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 2003 発掘調査報告書第318集
 『上福島中町道跡』
 財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 2002 発掘調査報告書第319集
 『久々戸道跡・中横日道跡・下原道跡・横壁中村道跡』

群馬県出土人骨データベース

— (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団編 —

檜 崎 修 一 郎 ・ 石 守 晃

はじめに

1. 出土人骨形態記載の現状
2. 項目説明

3. 分析

4. 今後の課題

— 論文要旨 —

(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団〔以下、群埋文〕は、昭和53(1978)年に設立され、平成15(2003)年に設立25周年を迎えた。その間、多くの遺跡を発掘し、人骨も多数出土している。しかしながら、過去にそのまとめが発表されたことは無い。そこで、群埋文が平成17(2005)年3月までに出版した報告書354冊を調べ、出土人骨について、データベースを作成した。354冊の報告書の内、人骨の記載が認められたものは、74冊であり、この中に77編の報告が掲載されている。

筆頭報告者は、元群馬県立大間々高校の高崎重雄〔古生物学〕(30編)・本報告者で群埋文の檜崎修一郎〔人類学〕(22編)・元聖マリアンナ医科大学の故森本岩太郎〔解剖学〕(11編)・元国立科学博物館及び札幌学院大学の佐倉 翔〔人類学〕(5編)・本報告者で群埋文の石守 晃〔考古学〕(5編)・元群馬県警の研究所の緑川 順〔法医学〕(3編)・九州大学文学部の田中良之〔考古学〕(1編)の7名であった。

出土人骨は、合計で727体が報告されている。出土人骨の性別は、男性227体(31.2%)・女性194体(26.7%)・不明306体(42.1%)という結果であった。不明個体はかなり多いが、出土人骨の保存状態が悪いことと出土歯の歯冠計測値からの性別推定があまりなされていないためであると推定される。死亡年齢は、老年〔60歳以上〕(2.6%)・熟年〔40歳～59歳〕(10.9%)・壮年〔20歳～39歳〕(52.7%)・成年〔16歳～20歳〕(9.2%)・小児〔6歳～15歳〕(5.8%)・幼児〔1歳～5歳〕(4.1%)・乳児〔0歳～1歳〕(0.7%)・胎児〔出生前〕(0.2%)・不明100体(13.8%)という結果であった。第二次世界大戦前は、小児及び乳幼児の死亡率が高かったことが文献等で知られているが、出土人骨ではわずかに10.8%しかないことになる。これは、小児及び乳幼児の骨は薄く脆いために、残存する率が低いためであると推定される。

将来的に、群馬県内の市町村出版の報告書に記載された出土人骨もまとめたいと考えている。

キーワード

対象時代 縄文時代～近世

対象地域 群馬県全域

研究対象 出土人骨、データベース

はじめに

(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団は、昭和53(1978)年に設立され、平成15(2003)年に設立25周年を迎えた。当事業団は、これまでに、上越新幹線・北陸新幹線・関越自動車道・上信越自動車道・北関東自動車道等の大きな建設に伴う大規模な発掘調査を行ってきており、都道府県レベルの事業団としては大阪府と並ぶ規模である。それに伴い、出土人骨も多数出土している。なお、当事業団の20周年記念として『群馬県遺跡大事典』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団編、1999、上毛新聞社)が、また、25周年記念として群馬県の遺跡を時代毎に7巻にまとめた『群馬の遺跡』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団編、2004・2005、上毛新聞社)が出版されているので参照された。

これまで、出土人骨の報告書記載は、人類学者を中心に行われてきた。最近では極端に減少してきたらしいが、考古学者は伝統的に自分の専門の時代を絞り、日本各地で毎年出版される報告書を個人で買い集めるといった手法でとってきた。一方、人類学者は考古学者とは異なり、伝統的に出土人骨報告書記載の部分のみの別刷りを作成して研究者仲間に配布するという形をとってきた。しかしながら、最近ではこの別刷りを作成する人類学者も減少してきているため、出土人骨の動向を全国的に探索することは非常に難しい状況にある。

このような状況の中、1981年から2001年にかけて、京都大学名誉教授の人類学者・池田次郎を中心として、日本各地出土の古人骨に関する文献の集成が8回に分けて人類学雑誌に発表された(池田、1981a；池田、1981b；池田、1982a；池田、1982b；池田・松村、1992；池田・中橋、2001a；池田・中橋、2001b；池田、2001)。この集成には、北海道から南西諸島にかけて出土した人骨を記載した報告書及び論文が多数掲載されている。当然ながら、群馬県出土人骨についても、若干の掲載が見られる。しかしながら、残念なことにかんがりの人骨記載が漏れていることが判明した。また、池田は、この集成は20世紀までで終える(池田、2001)。

本稿では、群馬県立自然史博物館から5年前に異動してきた人類学専攻の檜崎と、当事業団設立当初から在籍し、考古学を専攻としながらも東京歯科大学の法歯学者である故鈴木和男氏に法歯学を学んだ石守が、群馬県出土人骨のデータベースを作成したものである。なお、今回は、当事業団が発掘した出土人骨のデータベースを報告するとともに、将来的には、群馬県内の市町村が発掘した出土人骨のデータベースを作成したい。

1. 出土人骨形態記載の現状

1991年1月25日から26日にかけて、イリノイ州シカゴにあるフィールド自然史博物館にて会議が行われた。こ

れは、アメリカ・インディアン出土人骨の再埋葬問題に関連して、再埋葬をする前にできるだけ出土人骨の記録をとることを目的としたものであった。この会議の結果は、ニュー・メキシコ大学の生物考古学者であるジェーン・バイクストラ [Jane E. BUIKSTRA] とスミソニアン国立自然史博物館の法医人類学者であるダグラス・ユーベレーカー [Douglas H. Ubelaker] により、大著『出土人骨からの標準的データ・コレクション』[Standards for Data Collection from Human Skeletal Remains] としてまとめられている(BUIKSTRA & UBELAKER, 1994)。

この本では、頭蓋骨・歯・四肢骨の計測法、頭蓋骨・歯・四肢骨の非計測的形質の方法が記載されている。

アメリカにおける現状と異なり、我が国では、伝統的に人類学者の専門が、頭蓋骨・歯・四肢骨に分かれる場合が多い。したがって、報告書の記載も、それぞれの専門分野については計測値・非計測的形質が記載されているが、その他は記載されない事例も多い。

2. 項目説明

以下は、(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団が発行した発掘報告書354冊の内、出土人骨の記載が認められた74冊中の77編の記載をまとめたものである。

(1) 群埋文番号

(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団で、発行した発掘報告書に通し番号をふっている番号を示した。

(2) 報告書名

発掘報告書の報告書名を示した。

(3) 出土人骨報告名

発掘報告書の中の、出土人骨記載名を示した。

(4) 報告者名

発掘報告書の中の、出土人骨記載部分の著者名を全員示した。

(5) 出版年

発掘報告書の出版年を西暦で示した。

(6) 頁

発掘報告書の中の、出土人骨記載部分の頁数を示した。

(7) 時代

出土人骨の所属年代を示した。

(8) 図版

出土人骨の図版が、報告書中に有る場合は本文中とし、別の頁に掲載されている場合は、図版番号を示した。

(9) 計測値

計測値は、頭蓋骨・歯・四肢骨の3つに分けて示した。「有り」は計測値が掲載されていることを、「無し」は本来計測値が掲載されるべきなのに掲載されていないことを示す。「×」は、破損で計測不能であることを示す。

(10) 観察 [非計測的形質]

観察は、頭蓋骨と歯の2つに分けて示した。頭蓋骨及び歯の非計測的形質のことを指す。「有り」は観察表に掲載されていることを、「無し」は本来観察表に掲載されるべきなのに掲載されていないことを示す。「×」は、破損で観察不能であることを示す。

(11) 性別

性別は、男性・女性・性別不明の3つに分け、それぞれ出土人骨が何体出土しているかを示した。

(12) 死亡年齢

死亡年齢は、谷畑美帆・鈴木隆雄(2004)の「考古学のための古人骨調査マニュアル」の年齢区分に従い、それぞれ出土人骨が何体出土しているかを示した。なお、成人と記載されたものは、便宜的に壮年に分類した。

①胎児：出生前

②乳児：0歳～1歳

③幼児：1歳～5歳

④小児：6歳～15歳

⑤成年：16歳～20歳

⑥壮年：20歳～39歳

⑦熟年：40歳～59歳

⑧老年：60歳以上

(13) 特記事項

出土人骨の出土状況や出土人骨の古病理等、特別なもの限り示した。

3. 分析

(1) 報告者

2005年3月までに出版された、354冊の報告書中、74冊に77編の人骨記載があった。なお、報告者の分析で、連名の報告は筆頭報告者のみとした。

報告数が多い報告者は、上位から宮崎重雄(30編)・橋崎修一郎(22編)・森本岩太郎(11編)・佐倉 朔(5編)・石守 晃(5編)・緑川 順(3編)・田中良之(1編)と続く。

この中で、宮崎重雄は、元群馬県立大間々高等学校に勤務していた古生物学者である。1988年の初出から現在まで、出土人骨及び出土動物骨の報告を多数担当している。また、故森本岩太郎は、元聖マリアンナ医科大学に勤務していた解剖学者である。1983年の初出から1999年まで出土人骨の報告を行っている。佐倉 朔は、元国立科学博物館及び札幌学院大学に勤務していた人類学者である。1986年の初出から、1993年まで出土人骨の報告を行っている。緑川 順は、元群馬県警の研究所の法医学者である。1988年の初出から、1994年まで出土人骨の報告を行っている。田中良之は、九州大学の考古学者である。古墳出土人骨を専門としており、2004年の多田山古墳群出土人骨の報告を行っている。

(2) 時代

①縄文時代

縄文時代人骨の出土例は、わずかに、深沢遺跡(宮崎、1988b)のみである。

②弥生時代

弥生時代人骨の出土例は、4遺跡あり、新保遺跡(森本・吉田、1988)・有馬条里遺跡(森本・吉田、1989b)・有馬遺跡(森本・吉田、1990)・新保田中村前遺跡(佐倉、1993)から出土している。

③古墳時代

古墳時代人骨の出土例は、16遺跡あり、奥原古墳群(森本・吉田、1983)・金山古墳群(森本、1983)・清里長久保遺跡と清里庚申塚遺跡(佐倉、1986a)・下触牛伏遺跡(佐倉、1986b)・今井神社古墳群(佐倉、1986c)・三ツ寺I遺跡(宮崎、1988a)・神保下條[多胡古墳群](宮崎、1992)・少林山台遺跡(宮崎、1993a)・荒砥宮川荒砥宮原遺跡(宮崎、1993b)・波志江今宮遺跡(宮崎、1995a)・長根安坪遺跡(宮崎、1997a)・田篠塚原遺跡(宮崎、1998b)・和田山天神前遺跡(宮崎、1999)・綿貫観音山古墳(森本・平田、1999)・多田山古墳群(田中・石川、2004)・生品西浦古墳(橋崎、2005f)から出土している。

④古代(奈良・平安時代)

古代人骨の出土例は、7遺跡あり、田端遺跡(石守、1988a)・有馬遺跡(森本・吉田、1989a)・二之宮宮下東遺跡(宮崎、1994b)・元総社寺田遺跡(宮崎、1996b)・下阿内町町知遺跡(橋崎、2001a)・上滝覆町北遺跡(橋崎、2002a)・上福島中町遺跡(橋崎、2003e)から出土している。

⑤中世・近世

中世・近世人骨の出土例は、55遺跡あり、三ツ寺遺跡(石守、1985)・上野国分僧寺尼寺中間地域遺跡(森本・吉田・工藤・平田、1986)・下東西遺跡(森本・吉田・平田、1987)・田端遺跡(石守、1988a)・上植木老町田遺跡(石守、1988b)・下佐野遺跡(宮崎、1989)・大島上城遺跡(緑川、1988)・上栗須下大塚中大塚遺跡(緑川、1989)・下箱田山遺跡(宮崎、1990)・三ツ寺II遺跡(森本、1991)・有馬遺跡(森本・吉田、1989a)・荒砥北三木堂遺跡(佐倉、1991)・融通寺遺跡(森本・小片・吉田、1991)・宮崎、1991)・五目牛清水田遺跡(宮崎、1993a)・下川田下原遺跡(宮崎、1993b)・白井遺跡群(宮崎、1993c)・新保田中村前遺跡(佐倉、1993)・二之宮谷地遺跡(宮崎、1994a)・二之宮宮下東遺跡(宮崎、1994b)・下高瀬上之原遺跡(緑川、1994)・飯土井上組遺跡(宮崎、1995b)・二之宮宮下西遺跡(宮崎、1995c)・安養寺森西大籠馬場阿久津宮内遺跡(宮崎、1995d)・上栗須寺前遺跡(宮崎、1996a)・長根安坪遺跡(宮崎、1997a)・多比良道野遺跡(石守、1997)・矢田遺跡(宮崎、1997b)・白倉下原天引向原遺跡(宮崎、1997c)・寛井中屋

歌遺跡(宮崎、1997d)・白井遺跡群(宮崎、1998a)・浜川高田遺跡(橋崎、1998)・和田山天神前遺跡(宮崎、1999)・白川笹塚遺跡(石守、2000)・中里見遺跡群(橋崎、2000)・小八木志志貝戸遺跡(宮崎、2001ab)・元総社西川遺跡(橋崎、2001b)・上滝復町北遺跡(橋崎、2002a)・西田遺跡(宮崎、2002b)・鶴光路復橋遺跡(橋崎、2002c)・宿横手三波川西横手遺跡群(橋崎、2002d)・下増田越源遺跡(宮崎、2003)・菅谷石塚遺跡(橋崎、2003a)・荒砥諏訪西遺跡(橋崎、2003b)・波志江西屋敷遺跡(橋崎、2003c)・上福島中町遺跡(橋崎、2003d)・中欄II下原遺跡(橋崎、2003e)・元総社西川塚田中原遺跡(橋崎、2003f)・荒砥宮田遺跡(橋崎、2004a)・北牧大境遺跡(橋崎、2004b)・石原東遺跡(橋崎、2005a)・今井三騎堂遺跡(橋崎、2005b)・今井見切塚遺跡(橋崎、2005c)・塚田村東IV塚田中原遺跡(橋崎、2005d)・徳丸高塚遺跡(橋崎、2005e)・生品西浦遺跡(橋崎、2005g)から出土している。

(2) 出土人骨数

出土人骨数は、不明も含めて、合計727体が出土している。

(3) 性別

性別は、男性227体(31.2%)・女性194体(26.7%)・不明306体(42.1%)という結果となった。男性の方が、女性より多少多い。また、性別不明個体が多すぎる。これは、主に出土人骨の保存状態が悪いためであると推定される。また、歯の歯冠計測値からの性別推定があまりなされていないためであると推定される。

(4) 死亡年齢

死亡年齢別で分析すると、老年19体(2.6%)・熟年79体(10.9%)・壮年383体(52.7%)・成年67体(9.2%)・小児42体(5.8%)・幼児30体(4.1%)・乳児5体(0.7%)・胎児2体(0.2%)・不明100体(13.8%)という結果となった。通常、第二次世界大戦前は、小児及び乳幼児の死亡率が高かったことが文献等で知られているが、出土人骨からはわずかに10.8%しかかないことになる。これは、小児及び乳幼児の骨は薄く脆いために、残存する率が低いためであると推定される。

4. 今後の課題

(1) タイトル

出土人骨の報告記載頁のタイトルは、後の混乱を避けるために、必ず、遺跡名を入れたものを掲載してもらいたい。これは、報告書作成者にもそのように心がけてもらいたい。

(2) 人骨の復元

出土人骨の鑑定を、土がついた状態で依頼している例が多々見られた。これでは計測や非計測的形質の観察ができない。必ず、出土人骨を鑑定者に預けて、クリーニ

ング及び人骨の接合復元を行うよう心がけてもらいたい。

(3) 写真

報告書に、出土人骨の写真が掲載されていないものが多々見受けられた。これは、基本であるので、是非、掲載してもらいたい。

(4) 計測

計測は、基本であるので、頭蓋骨・歯・四肢骨の計測を行い、計測値を掲載してもらいたい。特に、歯の計測値を掲載してもらいたい。

(5) 非計測的形質

非計測的形質も、基本であるので、頭蓋骨と歯の観察表を掲載してもらいたい。

(6) 表

出土人骨の個体数が少ない場合は問題ないが、10体以上出土している場合には、文末に、出土人骨の個体数・性別・死亡年齢・身長・古病理等を表にまとめて掲載してもらいたい。

(7) 頁数

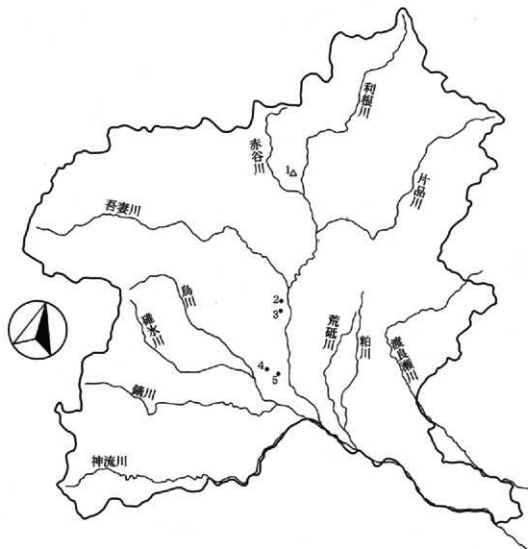
実は、これまでに、出土人骨の記載を県及び市町村から頼まれた場合、頁数の制限を受ける場合が多々あった。そのため、本来なら計測値や非計測的形質を掲載したいと希望しても掲載できない場合があった。予算の問題もあると思うが、報告書担当者は、なるべく頁数を確保する努力を行って欲しいと切に希望する。

なお、本研究は、平成14年度及び平成15年度の2年度に渡り、(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団より、職員自主研究として本報告者等に研究助成が行われた。

引用文献【発表稿】(報告書を除く)

- 池田次郎 1981a 日本の古人骨に関する文献(1945年～1979年)：(1) 発掘人骨(縄文時代まで)、人類学雑誌、89(3)：383-390。
池田次郎 1981b 日本の古人骨に関する文献(1945年～1979年)：(2) 発掘人骨(弥生時代・古墳時代)、人類学雑誌、89(4)：505-514。
池田次郎 1982a 日本の古人骨に関する文献(1945年～1979年)：(3) 発掘人骨(歴史時代・時代不明)、人類学雑誌、90(1)：79-82。
池田次郎 1982b 日本の古人骨に関する文献(1945年～1979年)：(4) 人骨の形態特徴(人口・寿命・病変・損傷・風習・人骨加工品)、人類学雑誌、90(2)：153-160。
池田次郎・松村博文 1992 日本の古人骨に関する文献(1985年～1989年)：付、補遺(1945年～1984年)、人類学雑誌、100(3)：359-383。
池田次郎・中橋孝博 2001a 日本の古人骨に関する文献(1990年～1994年)：付、補遺(1945年～1989年)、人類学雑誌、108(2)：101-131。
池田次郎・中橋孝博 2001b 日本の古人骨に関する文献(1995年～2000年)：付、補遺(1945年～1994年)、人類学雑誌、109(1)：9-42。
池田次郎 2001 日本の古人骨に関する文献(1944年以前)、人類学雑誌、109(1)：43-49。

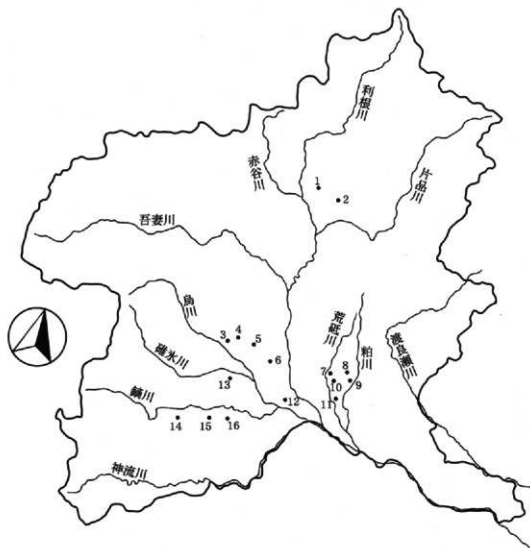
No.	題號	報告書名	種類	刊行	編著者	時代	期	年	月	日	頁	原	紙	寸	重	特	備
1	第22巻	廣島古蹟叢書	29・30	廣島	廣島	古蹟時代(7世紀)	3巻	1巻	1956年	—	—	—	—	—	—	—	—
2	第23巻	竹田遺跡・竹田遺跡	31	廣島	廣島	古蹟時代(7世紀)	1巻	3巻	3巻	6巻	—	—	—	—	—	—	—
3	第43巻	竹田遺跡・竹田遺跡	371	廣島	廣島	中世	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	第47巻	廣島・北久保遺跡	99	廣島	廣島	古蹟時代	6巻	4巻	6巻	10巻	—	—	—	—	—	—	—
5	第51巻	下流寺遺跡	181	廣島	廣島	古蹟時代	2巻	2巻	4巻	6巻	—	—	—	—	—	—	—
6	第53巻	本庄寺遺跡・本庄寺遺跡	181	廣島	廣島	古蹟時代	2巻	1巻	3巻	6巻	—	—	—	—	—	—	—
7	第56巻	上流寺遺跡・上流寺遺跡	198-206	有	廣島	中世(15-16世紀)	20巻	22巻	14巻	56巻	1巻	10巻	41巻	—	—	—	—
8	第58巻	下流寺遺跡	327-329	有	廣島	中世(15世紀)	5巻	6巻	4巻	10巻	—	—	—	—	—	—	—
9	第66巻	新田寺遺跡	188	有	廣島	古蹟時代	1巻	1巻	2巻	2巻	—	—	—	—	—	—	—
10	第69巻	中野寺遺跡	1122-1122	有	廣島	古蹟時代	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11	第68巻	廣島1572・前田寺遺跡	—	有	廣島	古蹟時代	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
12	第73巻	上野寺遺跡・上野寺遺跡	122	有	廣島	古蹟時代	1巻	1巻	1巻	1巻	3巻	—	—	—	—	—	—
13	第74巻	上野寺遺跡・上野寺遺跡	122	有	廣島	古蹟時代	5巻	4巻	3巻	12巻	—	—	—	—	—	—	—
14	第77巻	上野寺遺跡・上野寺遺跡	—	有	廣島	古蹟時代	1巻	—	6巻	7巻	—	—	—	—	—	—	—
15	第78巻	大井上流寺遺跡・北山寺遺跡	—	有	廣島	古蹟時代	1巻	—	—	1巻	1巻	—	—	—	—	—	—
16	第88巻	上流寺遺跡・上流寺遺跡	25・129・194	廣島	廣島	近世?	2巻	1巻	—	3巻	—	—	—	—	—	—	—
17	第92巻	下流寺遺跡	42-43	有	廣島	中世	1巻	1巻	—	2巻	—	—	—	—	—	—	—
18	第93巻	下流寺遺跡	43-44	有	廣島	中世	1巻	1巻	—	2巻	—	—	—	—	—	—	—
19	第94巻	下流寺遺跡	44-45	有	廣島	中世	1巻	1巻	—	2巻	—	—	—	—	—	—	—
20	第97巻	有馬寺遺跡	—	有	廣島	中世	1巻	1巻	—	2巻	—	—	—	—	—	—	—
21	第107巻	下流寺遺跡	1155	有	廣島	中世	2巻	6巻	3巻	10巻	—	—	—	—	—	—	—
22	第112巻	下流寺遺跡	165	有	廣島	中世	1巻	—	—	1巻	—	—	—	—	—	—	—
23	第118巻	下流寺遺跡	215	有	廣島	中世	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
24	第133巻	下流寺遺跡	—	有	廣島	中世	4巻	1巻	3巻	7巻	—	—	—	—	—	—	—
25	第144巻	下流寺遺跡	—	有	廣島	中世	2巻	2巻	3巻	2巻	—	—	—	—	—	—	—
26	第147巻	下流寺遺跡	—	有	廣島	中世	1巻	—	—	1巻	—	—	—	—	—	—	—
27	第148巻	下流寺遺跡	—	有	廣島	中世	6巻	4巻	3巻	13巻	7巻	6巻	5巻	—	—	—	—
28	第151巻	新田寺遺跡	—	有	廣島	中世	1巻	1巻	1巻	1巻	—	—	—	—	—	—	—
29	第153巻	上野寺遺跡	—	有	廣島	中世	4巻	1巻	3巻	10巻	—	—	—	—	—	—	—
30	第155巻	上野寺遺跡	—	有	廣島	中世	4巻	2巻	3巻	9巻	—	—	—	—	—	—	—
31	第156巻	上野寺遺跡	111-116	有	廣島	中世	1巻	1巻	—	2巻	1巻	1巻	1巻	—	—	—	—
32	第163巻	上野寺遺跡	—	有	廣島	中世	1巻	2巻	—	3巻	—	—	—	—	—	—	—
33	第174巻	上野寺遺跡	—	有	廣島	中世	1巻	2巻	—	3巻	—	—	—	—	—	—	—
34	第183巻	上野寺遺跡	—	有	廣島	中世	1巻	1巻	—	2巻	—	—	—	—	—	—	—
35	第182巻	上野寺遺跡	—	有	廣島	中世	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
36	第192巻	上野寺遺跡	—	有	廣島	中世	1巻	1巻	—	2巻	—	—	—	—	—	—	—
37	第190巻	上野寺遺跡	49	有	廣島	中世	2巻	3巻	5巻	10巻	—	—	—	—	—	—	—
38	第205巻	上野寺遺跡	—	有	廣島	中世	2巻	2巻	19巻	20巻	—	—	—	—	—	—	—
39	第206巻	上野寺遺跡	92・93	有	廣島	中世	2巻	—	6巻	8巻	1巻	1巻	1巻	3巻	—	—	—
40	第210巻	上野寺遺跡	—	有	廣島	中世	3巻	2巻	1巻	10巻	—	—	—	—	—	—	—
41	第213巻	上野寺遺跡	—	有	廣島	中世	1巻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
42	第214巻	上野寺遺跡	—	有	廣島	中世	1巻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
43	第215巻	上野寺遺跡	116・181	有	廣島	中世	1巻	2巻	4巻	7巻	2巻	3巻	1巻	—	—	—	—
44	第216巻	上野寺遺跡	—	有	廣島	中世	1巻	2巻	1巻	4巻	—	—	—	—	—	—	—
45	第225巻	上野寺遺跡	25-21-38-45	有	廣島	中世	1巻	4巻	10巻	15巻	—	—	—	—	—	—	—
46	第226巻	上野寺遺跡	—	有	廣島	中世	1巻	1巻	—	2巻	—	—	—	—	—	—	—
47	第244巻	上野寺遺跡	—	有	廣島	中世	6巻	1巻	12巻	19巻	—	—	—	—	—	—	—
48	第254巻	上野寺遺跡	—	有	廣島	中世	4巻	1巻	6巻	8巻	—	—	—	—	—	—	—
49	第255巻	上野寺遺跡	—	有	廣島	中世	1巻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
50	第260巻	上野寺遺跡	180	有	廣島	中世	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
51	第311巻	上野寺遺跡	—	有	廣島	中世	1巻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
52	第312巻	上野寺遺跡	—	有	廣島	中世	1巻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
53	第313巻	上野寺遺跡	—	有	廣島	中世	1巻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
54	第314巻	上野寺遺跡	—	有	廣島	中世	1巻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
55	第315巻	上野寺遺跡	—	有	廣島	中世	1巻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
56	第316巻	上野寺遺跡	—	有	廣島	中世	1巻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
57	第317巻	上野寺遺跡	—	有	廣島	中世	1巻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
58	第318巻	上野寺遺跡	—	有	廣島	中世	1巻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
59	第319巻	上野寺遺跡	—	有	廣島	中世	1巻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
60	第320巻	上野寺遺跡	—	有	廣島	中世	1巻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
61	第321巻	上野寺遺跡	—	有	廣島	中世	1巻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
62	第322巻	上野寺遺跡	—	有	廣島	中世	1巻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
63	第323巻	上野寺遺跡	—	有	廣島	中世	1巻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
64	第324巻	上野寺遺跡	—	有	廣島	中世	1巻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
65	第325巻	上野寺遺跡	—	有	廣島	中世	1巻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
66	第326巻	上野寺遺跡	—	有	廣島	中世	1巻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
67	第327巻	上野寺遺跡	—	有	廣島	中世	1巻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
68	第328巻	上野寺遺跡	—	有	廣島	中世	1巻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
69	第329巻	上野寺遺跡	—	有	廣島	中世	1巻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
70	第330巻	上野寺遺跡	—	有	廣島	中世	1巻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
71	第331巻	上野寺遺跡	—	有	廣島	中世	1巻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
72	第332巻	上野寺遺跡	—	有	廣島	中世	1巻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
73	第333巻	上野寺遺跡	—	有	廣島	中世	1巻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
74	第334巻	上野寺遺跡	—	有	廣島	中世	1巻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
75	第335巻	上野寺遺跡	—	有	廣島	中世	1巻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—



No.	群県文番号	報告書名	出土人骨報告名	報告者名	出版年	時代
5	第66集	新保遺跡目録	(4) 新保遺跡出土人骨について	森本岩太郎・吉田俊博	1988年	弥生時代後期
1	第68集	坪代遺跡・洞田原遺跡	まとめ、利根郡月夜野町坪代遺跡出土の骨層について	宮崎風雄	1988年 b	縄文時代後期
2	第97集	有馬条原遺跡 I	V 澗川市有馬条原遺跡出土の人骨について	森本岩太郎・吉田俊博	1989年 b	弥生時代中期・後期
3	第102集	有馬遺跡目録	(1) 有馬遺跡出土の弥生時代後期の人骨について	森本岩太郎・吉田俊博	1990年	弥生時代後期
4	第151集	新保田中村前遺跡目録	1 自然科学的検討、(4) 新保田中村前遺跡出土人骨	佐倉 昭	1993年	弥生時代

註：No.は、地図上の番号に符合する。

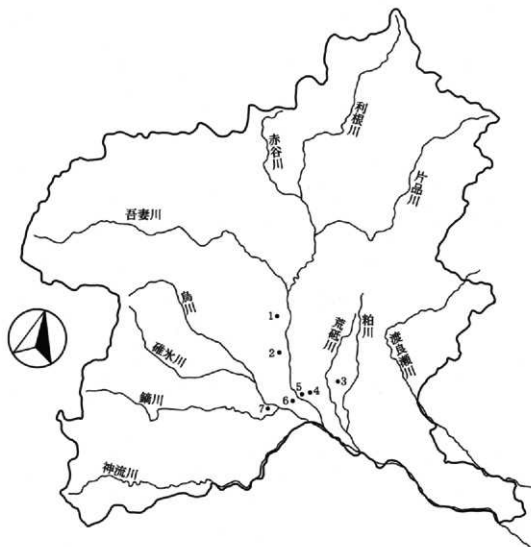
図1 群馬県出土人骨遺跡地図：縄文・弥生時代



No.	群別番号	報告書名	出土人骨報告名	報告者名	出版年	時代
3	第22集	萬原古墳群	VI 萬原古墳群出土人骨について	森本哲太郎・吉田俊博	1983年	古墳時代(7世紀)
1	第25集	大釜遺跡・金山古墳群	第5集 金山古墳群第2号古墳出土人骨について	森本哲太郎	1983年	古墳時代(7世紀前半)
6	第47集	唐里・長久保遺跡	第2集 唐里・長久保遺跡および清風・庚申塚遺跡の古墳出土人骨	佐倉 翔	1986年 a	古墳時代
9	第51集	下船牛伏遺跡	2. 牛伏1号墳の人骨と骨	佐倉 翔	1986年 b	古墳時代
7	第53集	荒砥北原遺跡・今井神社古墳群・荒砥青柳遺跡	4 出土人骨の分析(今井神社古墳群2号墳)	佐倉 翔	1986年 c	古墳時代
5	第67集	三ツ寺1遺跡	4 三ツ寺1遺跡出土の軟骨類について	宮崎重雄	1988年 a	古墳時代(6世紀初葉)
16	第137集	神保下區遺跡	1. 多胡古墳群出土の人骨について	宮崎重雄	1992年	古墳時代(6・7世紀)
13	第153集	少林山台遺跡	(3) 古墳出土の人骨・骨	宮崎重雄	1993年 a	古墳時代(5世紀~6世紀)
10	第158集	荒砥宮川遺跡・荒砥宮原遺跡	(4) 出土人骨・骨について	宮崎重雄	1993年 b	古墳時代
11	第181集	旗志江今宮遺跡	1. 旗志江今宮遺跡4号墳出土の人骨・骨	宮崎重雄	1996年 a	古墳時代
15	第210集	長根安坪遺跡	[4] 長根安坪遺跡出土の主に入歯について	宮崎重雄	1997年 a	古墳時代
14	第244集	田原塚原遺跡・須島新野遺跡・須島惣崎下遺跡	6. 田原塚原遺跡の古墳出土の人骨類と状態	宮崎重雄	1998年 b	古墳時代
4	第254集	和田山天神前遺跡	和田山天神前遺跡出土の人骨・馬骨について	宮崎重雄	1999年	古墳時代
12	第255集	跡貫巖菅山古墳II	11. 出土人骨について	森本哲太郎・平田和明	1999年	古墳時代(6世紀後半)
8	第328集	多田山古墳群	第6集 神流。1. 多田山古墳群出土人骨	田中良之・石川 健	2004年	古墳時代
2	第351集	生品西側古墳	生品西側古墳出土人骨	鶴崎修一郎	2005年 f	古墳時代

註：No.は、地図上の番号と符号。

図2 群馬県出土人骨遺跡地図：古墳時代



No.	群文番号	報告書名	出土人骨報告名	報告者名	出版年	時代
7	第72集	田原遺跡	第3節 田原遺跡出土の人骨	石守 晃	1988年 a	平安時代
1	第94集	有馬遺跡1・大久保B遺跡	第3章 渋川市有馬遺跡出土の平安時代および中世人骨について	森本岩太郎・吉田俊樹	1989年 a	平安時代
3	第163集	二之宮宮下東遺跡	2. 骨と骨について	宮崎直雄	1994年 b	平安時代(11世紀)
2	第208集	元総社寺田遺跡田	1. 元総社寺田遺跡VI区・VII区出土人骨・骸骨の分析	宮崎直雄	1996年 b	奈良・平安時代
4	第278集	下阿内町細道跡・下阿内前田遺跡	第1節 下阿内町細道跡1号土坑墓出土人骨	橋崎修一郎	2001年 a	平安時代(10世紀)
6	第290集	上境榎町北遺跡	(2) 上境榎町北遺跡出土人骨	橋崎修一郎	2002年 a	平安時代(9世紀後半)
5	第318集	上福島中町遺跡	第9節 上福島中町遺跡出土人骨	橋崎修一郎	2003年 c	平安時代

註：Noは、地図上の番号に符号。

図3 群馬県出土人骨遺跡地図：古代（奈良・平安時代）

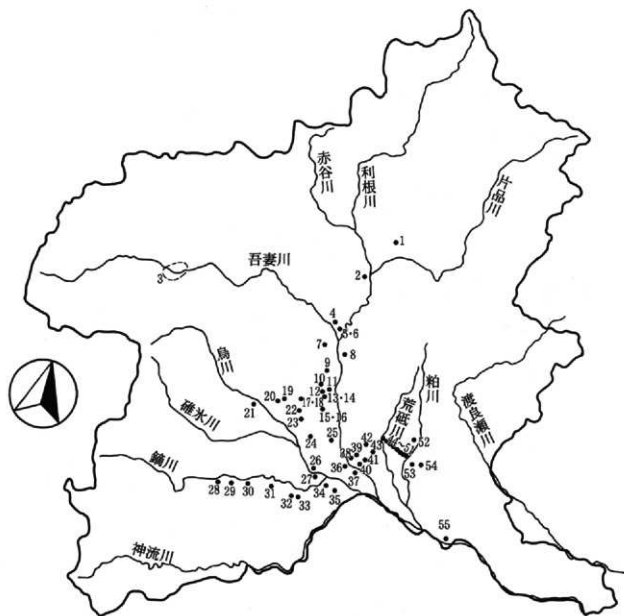


図4 群馬県出土人骨遺跡地図：中世・近世

No.	邦文学番号	報告書名	出土人骨報告名	報告者名	出版年	時代
17	第43集	三ツ寺山遺跡・保徳田遺跡・中里天神塚古墳	第3節 三ツ寺遺跡9号土坑墓出土の人骨について	石守 晃	1985年	中世
12	第56集	上野国傳寺・尾寺中間地域	第2節 出土人骨所見	森本岩太郎・吉田俊彌・工藤宏幸・平田和明	1986年	中世
10	第58集	下東西遺跡	第1節 下東西遺跡出土人骨について	森本岩太郎・吉田俊彌 平田和明	1987年	中世
27	第72集	田原遺跡	第3節 田原遺跡出土の人骨	石守 晃	1988年a	中世
54	第73集	湯上下古岸寺遺跡・湯上原之城遺跡・上藤木心町田遺跡	(2) 上藤木心町田遺跡出土の人骨について	石守 晃	1988年b	近世
26	第77集	下佐野遺跡	第5節 湯高下佐野遺跡出土人骨について	宮崎直雄	1989年	中世・近世
28	第78集	大島上城遺跡・北山茶臼山西古墳	付載 2号墓出土の人骨について	緑川 昭	1988年	近世
35	第88集	上栗原遺跡・下大塚遺跡・中大塚遺跡	3 人骨検査	緑川 昭	1989年	近世
8	第89集	下稲田山遺跡	4、29号土坑(墓坑)出土の人骨	宮崎直雄	1990年	中世
15	第93集	三ツ寺山遺跡	第4節 三ツ寺山遺跡出土人骨について	森本岩太郎	1991年	中世
9	第94集	有馬遺跡1・大久保B遺跡	第3章 澁川市有馬遺跡出土の平安時代および中世人骨について	森本岩太郎・吉田俊彌	1989年a	中世
46	第110集	荒砥北三木堂遺跡1	荒砥北三木堂遺跡出土の人骨	佐倉 朋	1991年	中世
24	第118集	織造寺遺跡	1 自然科学的検討。(4) 2号井戸跡出土の人骨について	森本岩太郎・小片正彦・吉田俊彌	1991年	中世・近世
51	第144集	五目牛清水田遺跡	第4節 織造寺遺跡出土の中世人骨について	宮崎直雄	1991年	中世
2	第147集	下川田原遺跡・下川田平井遺跡	9、五目牛清水田遺跡出土の人骨	宮崎直雄	1993年a	中世
5	第148集	白井遺跡群 中世編(白井二位塚遺跡・白井寺中遺跡)	1、下川田原遺跡出土人骨	宮崎直雄	1993年b	中世
25	第151集	新保田中村前遺跡群	第5節 白井遺跡群出土の人骨	宮崎直雄	1993年c	中世・近世
47	第162集	二之宮谷地遺跡	1 自然科学的検討。(4) 新保田中村前遺跡出土人骨	佐倉 朋	1993年	中世・近世
49	第163集	二之宮谷下遺跡	6、二之宮谷地遺跡の人骨について	宮崎直雄	1994年a	近世
29	第177集	下高瀬上之京遺跡	2、儀と骨について	宮崎直雄	1994年b	中世・近世
50	第182集	飯土井上組遺跡・旗志江中継塚遺跡	近世土坑出土人骨について	緑川 昭	1994年	近世
45	第189集	二之宮宮下西遺跡	1、飯土井上組遺跡1号土坑墓出土の人骨・歯	宮崎直雄	1995年b	近世
55	第190集	定榮寺森西遺跡・大島馬場遺跡・利久寺宮内遺跡	第6節 宮下西遺跡の人骨及び馬骨について	宮崎直雄	1995年c	近世
34	第205集	上栗原寺前遺跡群	5、人骨・獣骨	宮崎直雄	1995年d	中世
30	第210集	長根安坪遺跡	1 自然科学的検討。(4) 上栗原寺前遺跡3区出土の人骨・人歯	宮崎直雄	1996年a	中世・近世
33	第212集	多比良池野遺跡	[4] 長根安坪遺跡出土の主に人歯について	宮崎直雄	1997年a	中世・近世
32	第216集	矢田遺跡	第6節 出土人骨及び獣骨	石守 晃	1997年	中世
31	第222集	白倉下京・天引向原遺跡V	6、獣人骨	宮崎直雄	1997年b	中世
42	第226集	荒井中屋敷遺跡	4 近世の出土人骨・獣骨について	宮崎直雄	1997年c	近世
6	第235集	白井遺跡群 中世・近世編(白井丸尾遺跡・白井北中遺跡)	荒井中屋敷の人骨	宮崎直雄	1997年d	中世
23	第238集	浜川遺跡群	白井遺跡群の人骨・馬骨	宮崎直雄	1998年a	中世・近世
19	第254集	和田山天神前遺跡	4、浜川高田遺跡出土人骨	橋崎修一郎	1998年	中世
20	第266集	白川野塚遺跡・白岩浦久保遺跡・白岩長部遺跡	和田山天神前遺跡出土の人骨・馬骨について	宮崎直雄	1999年	中世
21	第271集	中里見遺跡群	第2節 白川野塚遺跡出土人骨について	石守 晃	2000年	中世
16	第272集	小八木志忠貝戸2	第2項 中里見遺跡・上里見井ノ下遺跡出土人骨	橋崎修一郎	2000年	中世
15	第275集	小八木志忠貝戸3	3-1 人骨・獣骨について	宮崎直雄	2001年a	中世
11	第288集	元総社西川遺跡	3-1 人骨・獣骨・獣歯	宮崎直雄	2001年b	中世
36	第290集	上隈榎町北遺跡	[3] 元総社西川遺跡出土人骨 (2) 上隈榎町北遺跡出土人骨	橋崎修一郎	2001年c	中世
38	第290集	西田遺跡・村中遺跡	第1節 西田遺跡出土のヒトの歯	宮崎直雄	2002年a	近世
39	第294集	鶴光路榎供養遺跡	第2節 鶴光路榎供養遺跡出土人骨	橋崎修一郎	2002年c	中世・近世
37	第310集	宿禰手三波川遺跡・西横手遺跡群	1、宿禰手三波川遺跡及び西横手遺跡群出土人骨	宮崎直雄	2002年d	中世・近世
43	第312集	下増田城沢遺跡	第4節 下増田城沢遺跡の人骨・獣骨	宮崎直雄	2003年a	中世
22	第313集	菅谷石塚遺跡	菅谷石塚遺跡出土人骨	橋崎修一郎	2003年b	近世
44	第315集	荒砥諏訪西遺跡群1・荒砥諏訪遺跡	荒砥諏訪西遺跡出土人骨	橋崎修一郎	2003年c	中世・近世
53	第316集	旗志江西屋敷遺跡	3、旗志江西屋敷遺跡A区1号火葬遺構出土の人骨について	橋崎修一郎	2003年d	中世
43	第318集	上福島中町遺跡	第9節 上福島中町遺跡出土人骨	橋崎修一郎	2003年e	中世・近世
3	第319集	小戸遺跡・中瀬目遺跡・下原遺跡・橋塚中村遺跡	3、中瀬目遺跡・下原遺跡出土人骨	橋崎修一郎	2003年f	中世
14	第323集	元総社西川遺跡・塚田中原遺跡	[5] 元総社西川遺跡・塚田中原遺跡出土人骨	橋崎修一郎	2003年g	中世
45	第336集	荒砥宮田遺跡群II	2、荒砥宮田遺跡出土人骨	橋崎修一郎	2004年a	中世・近世
4	第339集	北牧大塚遺跡	3、北牧大塚遺跡出土人骨	橋崎修一郎	2004年b	中世・近世
7	第340集	石原東遺跡	第6章 自然科学的分析。[1] 石原東遺跡出土人骨	橋崎修一郎	2005年a	中世・近世
52	第348集	今井三神堂遺跡・今井見切塚遺跡	今井三神堂遺跡出土人骨 今井見切塚遺跡出土人骨	橋崎修一郎	2005年b	中世・近世
13	第347集	塚田村東行遺跡・塚田中瀬(0区)遺跡・引原松葉遺跡	塚田村東行・塚田中原遺跡出土人骨	橋崎修一郎	2005年d	中世・近世
41	第348集	徳丸高塚遺跡	徳丸高塚遺跡出土人骨	橋崎修一郎	2005年e	中世
1	第351集	生品西所遺跡	生品西所遺跡出土人骨	橋崎修一郎	2005年f	近世

群馬県出土獣骨データベース

— (財) 群馬県埋蔵文化財調査事業団編 —

檜 崎 修一郎

はじめに

1. 報告者

2. 動物の足跡

3. 出土獣骨

— 論文要旨 —

(財) 群馬県埋蔵文化財調査事業団〔以下、群埋文〕は、昭和53(1978)年に設立され、平成15(2003)年に設立25周年を迎えた。その間、多くの遺跡を発掘し、獣骨も多数出土している。しかしながら、過去にそのまとめが発表されたことは無い。そこで、群埋文が平成17(2005)年3月までに出版した報告書354冊を調べ、出土獣骨及び動物の足跡について、データベースを作成した。354冊の報告書の内、獣骨あるいは動物の足跡の記載が認められたものは、64冊であり、この中に68編の報告が掲載されている。

報告者は、元群馬県立大間々高校の宮崎重雄〔古生物学〕(35編)・元群馬県畜産試験場の大江正直〔獣医学〕(16編)・本報告者で群埋文の檜崎修一郎〔人類学〕(11編)・金子浩昌〔動物考古学〕(3編)の4人が主である。

動物の足跡は、全部で7例あり、3目4種が認められた。それらは、ウマ(奇蹄目)が4遺跡・ウシ(偶蹄目)が1遺跡・ニホンジカ(偶蹄目)が1遺跡・キジ(キジ目)が1遺跡であった。

出土獣骨は、5目14種が認められた。それらは、ウマ(奇蹄目)が51遺跡・ウシ(偶蹄目)が20遺跡・ニホンジカ(偶蹄目)が12遺跡・ニホンイノシシ(偶蹄目)が9遺跡・ニホンノウサギ(ウサギ目)が2遺跡・オオカミ(食肉目)が2遺跡・イヌ(食肉目)が10遺跡・イネコ(食肉目)が1遺跡・ホンドキツネ(食肉目)が1遺跡・ホンドタヌキ(食肉目)が3遺跡・ツキノワグマ(食肉目)が2遺跡・ニホンイタチ(食肉目)が1遺跡・ニホンカワウソ(食肉目)が1遺跡・ニホンザル(霊長目)が2遺跡であった。

分析の結果、群埋文が調査した遺跡から出土した獣骨は、上位からウマ(51遺跡)・ウシ(20遺跡)・ニホンジカ(12遺跡)・イヌ(10遺跡)・ニホンイノシシ(9遺跡)という結果となり、その他の獣骨は事例が少ないことが判明した。

将来的に、群馬県内の市町村出版の報告書に記載された出土獣骨もまとめたいと考えている。

キーワード

対象時代 弥生時代～近代

対象地域 群馬県全域

研究対象 出土獣骨、動物の足跡、データベース

はじめに

出土獣骨の研究は、動物考古学という新しい学問分野として、近年、確立しつつある。これは、先駆者である元早稲田大学理工学部の直良信夫 [1902-1985] とその後継者である元早稲田大学文学部の金子浩昌、並びに動物考古学を継承し発展させている、国立歴史民俗博物館の西本豊弘と独立行政法人奈良国立文化財研究所の松井章におうところが大きい。直良信夫は、古生物学者として、幅広く人骨及び獣骨を扱い、その膨大な業績の一部は、『日本産狼の研究』(直良、1965)・『古代遺跡発掘の脊椎動物遺体』(直良、1972)・『古代遺跡発掘の家畜遺体』(直良、1973)・『日本馬の考古学的研究』(直良、1984)等でうかがうことができる。

動物考古学として国内で初めての入門書である金子浩昌による『貝塚の獣骨の知識』が1984年に出版(金子、1984)され、その後、動物考古学の全国的なまとめとして、国立歴史民俗博物館が研究報告を2冊刊行している(国立歴史民俗博物館編、1991・1992)。また、国立歴史民俗博物館の西本豊弘研究室を事務局として、動物考古学研究集会在1995年からほぼ毎年開催され、さらに、雑誌『動物考古学』が1993年から2004年までに21号がすでに発行されている。前出の西本豊弘及び松井章による動物考古学の教科書も『考古学と自然科学②:考古学と動物学』として1999年に出版されている(西本・松井、1999)。

(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団[以下、群馬文]は、昭和53(1978)年に設立され、平成15(2003)年に設立25周年を迎えた。当事業団は、これまでに、上越新幹線・北陸新幹線・関越自動車道・上信越自動車道・北関東自動車道等の大きな建設に伴う大規模な発掘調査を行ってきており、都道府県レベルの事業団としては大阪府と並ぶ規模である。それに伴い、出土獣骨も多数出土している。ところが、前出の『国立歴史民俗博物館研究報告』第42集に、西本豊弘と松井章によりまとめられている動物考古学文献目録には、出版年の1989年以前の文献が多数掲載されているが、群馬県の報告書については皆無である(西本・松井、1992)。

これまでに、群馬県出土獣骨の内、牛馬については元群馬文の考古学研究者の坂井隆が県内の23遺跡を取り上げてまとめている(坂井、2004)。

今回、群馬県出土獣骨のデータベースを作成するにあたり、まず、第1弾として、群馬文が2005年3月までに出版した354冊の報告書の中で、獣骨あるいは足跡の記載があるものを調べた。354冊の報告書中、獣骨あるいは足跡の記載があったものは、64冊であり、この中に68編の報告が掲載されている。なお、将来的に、群馬県内の市町村出版の出土獣骨記載もまとめたと考えている。

1. 報告者

報告者の分析で、連名の報告は筆頭報告者のみとした。報告数を分析すると、宮崎重雄の35編と大江正直の16編に、本報告者である橋崎修一郎の11編と金子浩昌の3編が続く。その他、群馬文の現職及び元職の、石守晃・井上昌美・齋藤英敏が1編ずつ報告している。

この中で、宮崎重雄は、元群馬県立大間々高等学校に勤務していた古生物学者である。1982年の初出から現在まで、出土獣骨の報告を多数担当している。この宮崎は、その他、出土人骨についても長い間、多くの報告を行っている。宮崎の特徴は、古生物学者として、人骨と獣骨を一緒に報告する事例が多いことである。また、大江正直は元群馬県畜産試験場の場長をつとめた獣医師である。宮崎重雄と同じく、1982年の初出から2000年まで、出土獣骨特に馬(ウマ)と牛(ウシ)について多数報告している。大江の報告数は、数こそ宮崎に比べて少ないものの、『上野国分僧寺・尼寺中間地域(4)』(大江他、1990)や『中里見遺跡群』(大江、2000)のように、膨大な数の獣骨を長大な頁をさいて詳細に報告していることが特徴である。本報告者の橋崎修一郎は、人類学を専門とするが、頼まれて獣骨も報告している。さらに、金子浩昌は、元早稲田大学文学部に勤務していた、動物考古学者である。主に、全国の縄文時代の縄文貝塚出土獣骨が専門であるが、縄文貝塚が極端に少ない群馬県では、弥生時代の遺跡である新保遺跡及び新保田中村前遺跡出土獣骨を一手に引き受けてまとめている。日本全国の出土獣骨を多数担当していることは有名であり、膨大な業績目録もまとめている(金子浩昌著作目録を刊行する会編、1999・2004)。

2. 動物の足跡

(1) 奇蹄目 PERISSODACTYLA

①ウマ [*Equus caballus*]

ウマの足跡の出土例は、4遺跡あり、白井大宮遺跡(宮崎、1993b)・白井北中道灰屋犬子塚灰屋中原遺跡(宮崎、1996c)・白井遺跡群(井上・宮崎、1997)・西長岡南遺跡(大江、1997)から発見されている。

(2) 偶蹄目 ARTIODACTYLA

①ウシ [*Bos taurus*]

ウシの足跡の出土例は、1遺跡のみで、日高遺跡から発見されている(大江、1982b)。

②ニホンジカ [*Cervus nippon*]

シカの足跡の出土例は、1遺跡のみで、神戸岩下遺跡から発見されている(大江、2000a)。

(3) キジ目 GALLIFORMES

①キジ [*Phasianus colchicus*]

キジの足跡の出土例は、1遺跡のみで、神戸岩下遺跡から発見されている(大江、2000b)。

3. 出土獣骨

出土獣骨は、奇蹄目のウマ、偶蹄目のウシ・ニホンジカ・ニホンイノシシ、ウサギ目のニホンノウサギ、食肉目のオオカミ・イヌ・イエネコ・ホンドキツネ・ホンドタヌキ・ツキノワグマ・ニホンイタチ・ニホンカワウソ、霊長目のニホンザルに分けて調べた。また、出土例が多い、ウマ及びウシについては、出土遺跡の地図を示した。

(1) 奇蹄目 PERISSODACTYLA

①ウマ [*Equus caballus*]

ウマは、約6,000年前に南ヨーロッパで家畜化され、約1,600年前の古墳時代に日本へ持ち込まれたと推定されている(田名部, 1995)。

ウマの出土例は、51遺跡あり、日高遺跡(大江, 1982 a)・三ツ寺II遺跡(大江, 1985)・下佐野遺跡(宮崎, 1986)・下東西遺跡(大江, 1987)・三ツ寺I遺跡(宮崎, 1988 a)・田端遺跡(大江, 1988)・上植木町町田遺跡(宮崎, 1988 b)・上栗須遺跡(宮崎, 1989 c)・三ツ寺II遺跡(大江, 1991)・熊野堂遺跡(宮崎, 1991 a)・上野国分僧寺尼寺中間地域遺跡(大江他, 1990)・園分境遺跡(大江, 1990)・有馬条里遺跡(宮崎, 1991 b)・融通寺遺跡(宮崎, 1991 c)・内匠日影周地遺跡(宮崎, 1992)・下川田下原遺跡(宮崎, 1993 a)・神保富士塚遺跡(宮崎, 1993 c)・南蛇井増光寺遺跡(宮崎, 1993 d)・元総社寺田遺跡(宮崎, 1993 e)・白井二位置遺跡(宮崎, 1994 a)・二之宮宮下東遺跡(宮崎, 1994 b)・二之宮宮東遺跡(宮崎, 1994 c)・行力春名社遺跡(宮崎, 1994 d)・下田中川久保遺跡(大江, 1995)・二之宮宮下西遺跡(宮崎, 1994 e)・安養寺森西大館馬場阿久津宮内遺跡(宮崎, 1995 a)・小角田前遺跡(大江, 1995 b)・中江田ハッ縄遺跡(宮崎, 1995 b)・白井南中道遺跡(宮崎, 1996 a)・上栗須寺前遺跡(宮崎, 1996 b)・元総社寺田遺跡(宮崎, 1996 d)・多比良追部野遺跡(石守, 1997)・矢田遺跡(宮崎, 1997 a)・白倉下原天引向原遺跡(宮崎, 1997 b)・御布呂芦田貝戸遺跡(大江, 1998)・白井遺跡群(宮崎, 1998 a)・田篠塚原遺跡(宮崎, 1998 b)・和田山天神前遺跡(宮崎, 1999 a)・小八木志志貝戸遺跡(宮崎, 1999 b)・2001 a)・中里見原遺跡(大江, 2000 c)・元総社西川遺跡(橋崎, 2001)・上滝櫻町北遺跡(齋藤, 2002)・鶴光路櫻橋遺跡(橋崎, 2002 a)・宿懐手三波川遺跡及び白橋手遺跡群(橋崎, 2002 b)・下増田越渡遺跡(宮崎, 2003)・菅谷石塚遺跡(橋崎, 2003 a)・稲荷塚東道遺跡(橋崎, 2003 c)・元総社西川塚田中原遺跡(橋崎, 2003 d)・荒砥宮田遺跡(橋崎, 2004)・石原東遺跡(橋崎, 2005 a)・塚田村東塚田中原引間松葉遺跡(橋崎, 2005 b) から出土している。

(2) 偶蹄目 ARTIODACTYLA

①ウシ [*Bos taurus*]

ウシは、約9,000年前に西アジアで家畜化され、約1,600

年前の古墳時代に日本へ持ち込まれたと推定されている(田名部, 1995)。

ウシの出土例は、20遺跡あり、日高遺跡(大江, 1982 b)・下東西遺跡(大江, 1987)・三ツ寺I遺跡(宮崎, 1988 a)・田端遺跡(大江, 1988)・三ツ寺II遺跡(大江, 1991)・熊野堂遺跡(宮崎, 1991 a)・上野国分僧寺尼寺中間地域(大江他, 1990)・園分境遺跡(大江, 1990)・元総社寺田遺跡(宮崎, 1993 e)・白井二位置遺跡(宮崎, 1994 a)・二之宮宮下東遺跡(宮崎, 1994 b)・新保田中村前遺跡(金子, 1994 b)・箱田古市前遺跡(大江, 1995 a)・小角田前遺跡(大江, 1995 b)・白井南中道遺跡(宮崎, 1996 a)・元総社寺田遺跡(宮崎, 1996 d)・矢田遺跡(宮崎, 1997 a)・田篠塚原遺跡(宮崎, 1998 b)・小八木志志貝戸遺跡(宮崎, 2001ab)・鶴光路櫻橋遺跡(橋崎, 2002 a) から出土している。

②ニホンジカ [*Cervus nippon*]

ニホンジカは、在来種で、縄文時代の貝塚からはイノシシと並んで多数発見されている。

ニホンジカの出土例は、12遺跡あり、日高遺跡(宮崎・木崎, 1982)・新保遺跡(金子, 1986)・下東西遺跡(大江, 1987)・三ツ寺I遺跡(宮崎, 1988 a)・上野国分僧寺尼寺中間地域(大江他, 1990)・新保田中村前遺跡(宮崎他, 1993; 金子, 1994ab)・白井二位置遺跡(宮崎, 1994 a)・二之宮宮下東遺跡(宮崎, 1994 b)・白井南中道遺跡(宮崎, 1996 a)・元総社寺田遺跡(宮崎, 1996 d)・小八木志志貝戸遺跡(宮崎, 1999 b)・2001 a)・久々戸遺跡(橋崎, 2005 c) から出土している。

③ニホンイノシシ [*Sus scrofa leucomystax*]

ニホンイノシシは、在来種で、縄文時代の貝塚からはニホンジカと並んで多数発見されている。イノシシは、ブタの先祖であり、そのブタは、約11,000年前に中国で家畜化され、約2,000年前の弥生時代に日本へ持ち込まれたと推定されている(田名部, 1995)。しかしながら、イノシシとブタの区別は難しいとされており、弥生時代にブタが存在したかどうかが論争になっている。

ニホンイノシシの出土例は、9遺跡あり、新保遺跡(金子, 1986)・三ツ寺I遺跡(宮崎, 1988 a)・上野国分僧寺尼寺中間地域遺跡(大江他, 1990)・新保田中村前遺跡(宮崎他, 1993; 金子, 1994ab)・白井二位置遺跡(宮崎, 1994 a)・白井南中道遺跡(宮崎, 1996 a)・元総社寺田遺跡(宮崎, 1996 d)・小八木志志貝戸遺跡(宮崎, 1999 b)・上滝櫻町北遺跡(齋藤, 2002) から出土している。

(3) ウサギ目 LAGOMORPHA

①ニホンノウサギ [*Lepus brachyurus*]

ニホンノウサギは、固有種である。ニホンノウサギの出土例は、2遺跡のみで、上野国分僧寺尼寺中間地域(大江他, 1990)及び白井南中道遺跡(宮崎, 1996 a) から出土している。

(4) 食肉目 CARNIVORA

①オオカミ [*Canis lupus*]

オオカミは、在来種であり、日本国内では1905年に絶滅したと推定されている。

オオカミの出土例は、2遺跡のみで、新保遺跡(金子、1986)及び新保田中村前遺跡(金子、1994ab)から出土している。

②イヌ [*Canis familiaris*]

イヌの祖先は、オオカミである。イヌは、約35,000年前から30,000年前に西アジアで家畜化されたと推定されている(田名部、1995)。日本では、縄文時代から多数発見されている。

イヌの出土例は、10遺跡あり、新保遺跡(金子、1986)・新保田中村前遺跡(宮崎他、1993;金子、1994b)・元総社寺田遺跡(宮崎、1993b・1996d)・田塚塚原遺跡(宮崎、1998b)・中里見原遺跡(大江、2000)・小八木志志貝戸遺跡(宮崎、2001b)・西横手遺跡群(檜崎、2002b)・元総社西川遺跡(檜崎、2003d)・石原東遺跡(檜崎、2005a)から出土している。なお、上福島中町遺跡からは、オオカミかイヌの下顎が出土しているが、近世という大型犬が輸入されている時代でもあることから、イヌ科としか同定されていない(檜崎、2003b)。

③イエネコ [*Felis catus*]

イエネコは、約4,000年前から3,500年前に北アフリカで家畜化され、日本へは1,300年前から1,200年前の平安時代に持ち込まれたと推定されている(田名部、1995)。イエネコの出土例は、わずか1遺跡のみで、西横手遺跡群から出土している(檜崎、2002b)。

④ホンドキツネ [*Vulpes vulpes japonica*]

ホンドキツネは、在来種である。ホンドキツネの出土例は、わずか1遺跡のみで、新保遺跡から出土している(金子、1986)。

⑤ホンドタヌキ [*Nyctereutes procyonoides*]

ホンドタヌキは、在来種である。ホンドタヌキの出土例は、3遺跡あり、新保遺跡(金子、1986)・新保田中村前遺跡(金子、1994b)・小八木志志貝戸遺跡(宮崎、2001b)から出土している。

⑥ツキノワグマ [*Ursus thibetanus*]

ツキノワグマは、在来種である。北海道以北にはヒグマが、本州以南にはツキノワグマが生息している。ツキノワグマの出土例は、2遺跡あり、新保遺跡(金子、1986)及び新保田中村前遺跡(金子、1994b)から出土している。

⑦ニホンイタチ [*Mustela itatsi*]

ニホンイタチは、日本固有種である。在来種のイタチと1930年頃に移入された移入種のチョウセンイタチとがいる。ニホンイタチの出土例は、わずか1遺跡のみで、西横手遺跡群から出土している(檜崎、2002b)。

⑧ニホンカワウソ [*Lutra nippon*]

カワウソは、在来種であり、かつては日本全土に分布していたが、現在ではわずかに高知県のみが生息が認められる。カワウソの出土例は、わずか1遺跡のみで、新保田中村前遺跡から出土している(金子、1994b)。

(5) 霊長目 PRIMATES

①ニホンザル [*Macaca fuscata*]

ニホンザルは、日本固有種である。青森県の下北半島から鹿児島県まで分布しており、屋久島にはニホンザルの亜種であるヤクシマザルが生息している。ニホンザルの出土例は、2遺跡あり、白井二位屋遺跡(宮崎、1994a)と新保田中村前遺跡(金子、1994b)から出土している。

謝辞

本稿をまとめるにあたり、文献入手や情報提供で、お世話になった大江正直氏と宮崎重雄氏に感謝いたします。また、励ましをいただいた群馬文の石守 晃氏と元群馬文の坂井 隆氏に感謝いたします。

引用文献(報告書を除く)

- 金子浩昌 1984 『貝塚の獣骨の知識』、東京美術
 金子浩昌著作目録を刊行する会編 1989 『金子浩昌著作集1』
 金子浩昌著作目録を刊行する会編 2004 『金子浩昌著作集2』
 国立歴史民俗博物館編 1991 『国立歴史民俗博物館研究報告：共同研究動物考古学の基礎的研究』、第29巻
 国立歴史民俗博物館編 1992 『国立歴史民俗博物館研究報告：共同研究動物考古学の基礎的研究(総)』、第42巻
 坂井 隆 2004 馬生賢侯記憶と「捏造」問題、「研究紀要」、22号、(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
 田名部雄一 1995 『11. 家畜と人間の歴史』講義文庫と環境第8巻 動物と文明(河合雅雄・植原和郎編)、朝倉書店
 直良信夫 1965 『日本産獣の研究』、校倉書房
 直良信夫 1972 『古代遺跡発掘の脊椎動物遺体』、校倉書房
 直良信夫 1973 『古代遺跡発掘の家畜動物遺体』、日本中央競馬会弘済会
 直良信夫 1984 『日本馬の考古学的研究』、校倉書房
 西本豊弘・松井 章編 1999 『考古学と自然科学②：考古学と動物学』、河成社

No.	器物番号	種 別	名 称	図録	カマ(器)	ワシ(物)	ニホシ	ウツキ	オモカミ	イヌ	ホコ	サツキ	クサキ	ツギノリ	イサキ	カワフシ	黒瓦
1	第10巻	日高遺跡															
2	101	101	平太刀(銅)・菅原山遺跡・中川次郎重盛八景														
3	102	102	平太刀(銅)・菅原山遺跡・中川次郎重盛八景														
4	103	103	平太刀(銅)・菅原山遺跡・中川次郎重盛八景														
5	104	104	平太刀(銅)・菅原山遺跡・中川次郎重盛八景														
6	105	105	平太刀(銅)・菅原山遺跡・中川次郎重盛八景														
7	106	106	平太刀(銅)・菅原山遺跡・中川次郎重盛八景														
8	107	107	平太刀(銅)・菅原山遺跡・中川次郎重盛八景														
9	108	108	平太刀(銅)・菅原山遺跡・中川次郎重盛八景														
10	109	109	平太刀(銅)・菅原山遺跡・中川次郎重盛八景														
11	110	110	平太刀(銅)・菅原山遺跡・中川次郎重盛八景														
12	第10巻	上野分館舎・足中中間遺蹟(4)															
13	111	111	銅製土師器(器)														
14	112	112	銅製土師器(器)														
15	113	113	銅製土師器(器)														
16	114	114	銅製土師器(器)														
17	115	115	銅製土師器(器)														
18	116	116	銅製土師器(器)														
19	第13巻	新井田村の遺跡群															
20	117	117	銅製土師器(器)														
21	118	118	銅製土師器(器)														
22	119	119	銅製土師器(器)														
23	120	120	銅製土師器(器)														
24	121	121	銅製土師器(器)														
25	122	122	銅製土師器(器)														
26	第14巻	新井田村の遺跡群IV															
27	123	123	銅製土師器(器)														
28	124	124	銅製土師器(器)														
29	125	125	銅製土師器(器)														
30	126	126	銅製土師器(器)														
31	127	127	銅製土師器(器)														
32	128	128	銅製土師器(器)														
33	129	129	銅製土師器(器)														
34	130	130	銅製土師器(器)														
35	131	131	銅製土師器(器)														
36	132	132	銅製土師器(器)														
37	133	133	銅製土師器(器)														
38	134	134	銅製土師器(器)														
39	135	135	銅製土師器(器)														
40	136	136	銅製土師器(器)														
41	137	137	銅製土師器(器)														
42	138	138	銅製土師器(器)														
43	139	139	銅製土師器(器)														
44	140	140	銅製土師器(器)														
45	141	141	銅製土師器(器)														
46	142	142	銅製土師器(器)														
47	143	143	銅製土師器(器)														
48	144	144	銅製土師器(器)														
49	145	145	銅製土師器(器)														
50	146	146	銅製土師器(器)														
51	147	147	銅製土師器(器)														
52	148	148	銅製土師器(器)														
53	149	149	銅製土師器(器)														
54	150	150	銅製土師器(器)														

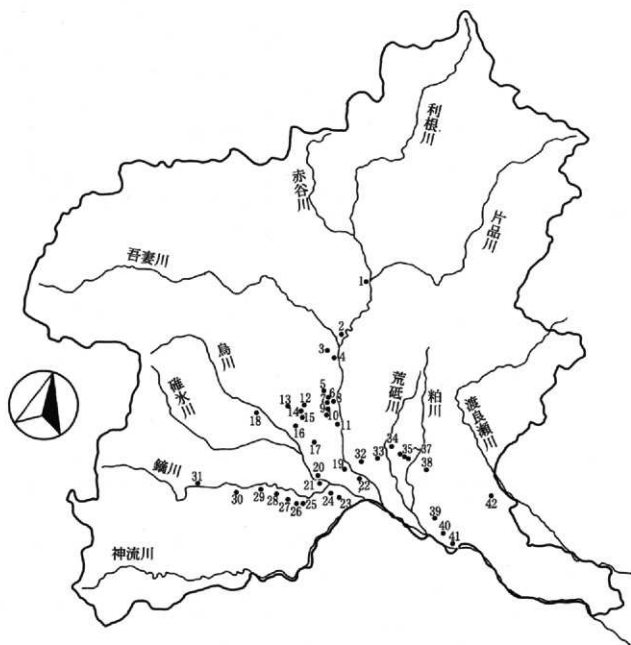
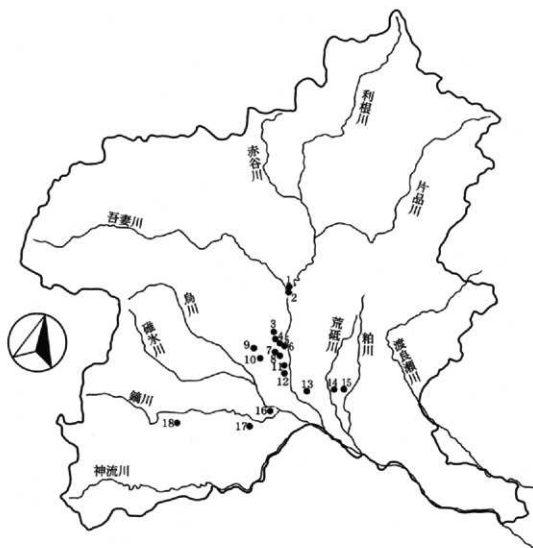


図1 ウマ（馬）の出土地図

No.	群像文庫	報告書名	報告者名	出版年	頁	時代	足跡	宮跡目 (ウマ)
11	第10集	日高遺跡	大江正直	1982年 a	398-417	古墳時代・平安時代	×	○
12	第43集	三ツ寺遺跡・保良田遺跡・中里天神塚古墳	大江正直	1985年	557-568	中世	×	○
20	第48集	下佐野遺跡	宮崎重雄	1986年	252-256	近世・近代	×	○
5	第58集	下東西遺跡	大江正直	1987年	916-931	奈良時代～室町時代	×	○
12	第67集	三ツ寺1遺跡	宮崎重雄	1988年 a	264-282	古墳時代(6世紀初頭)	×	○
21	第72集	田沼遺跡	大江正直	1988年	1183-1215	奈良時代～中世	×	○
38	第73集	書上下吉祥寺遺跡・書上原之城遺跡・上榎木岩町田遺跡	宮崎重雄	1988年 b	377-381	中世(16世紀)	×	○
23	第88集	上栗原遺跡・下大塚遺跡・中大塚遺跡	宮崎重雄	1989年 c	655-673	近世	×	○
12	第93集	三ツ寺2遺跡	大江正直	1991年	251-270	古墳時代～中世	×	○
14	第100集	熊野堂遺跡(2)	宮崎重雄	1991年 a	138-156	平安時代(9世紀)	×	○
7	第103集	上期区分借寺・尼寺中間地域(4)	大江正直、木津博明、 松原正白、友真晋也	1990年	707-938	古墳時代～近代	×	○
6	第104集	国分壇遺跡	大江正直	1990年	466	古墳時代～平安時代	×	○
4	第116集	有馬塚遺跡	宮崎重雄	1991年 b	396-401	古代～近世	×	○
17	第118集	鎌通寺遺跡	宮崎重雄	1991年 c	721-723	平安時代～戦国時代	×	○
30	第128集	内匠跡前遺跡・内匠日影庵遺跡	宮崎重雄	1992年	245	中世～近世?	×	○
1	第147集	下川田原遺跡・下川田平井遺跡	宮崎重雄	1993年 a	295-298	近世	×	○
2	第150集	白井大宮遺跡	宮崎重雄	1993年 b	66-68	古墳時代	○(ウマ)	×
27	第154集	神保富士塚遺跡	宮崎重雄	1993年 c	491-494	平安時代以降	×	○
31	第155集	南総井光寺遺跡	宮崎重雄	1993年 d	154-156	近世	×	○
9	第156集	元総社寺田遺跡	宮崎重雄	1993年 e	222-225	古墳時代～近世	×	○
2	第160集	白井遺跡群 黒巻園1(白井二位塚遺跡)	宮崎重雄	1994年 a	290-297	7世紀～10世紀	×	○
36	第163集	二之宮宮下東遺跡	宮崎重雄	1994年 b	327-330	6世紀～14世紀	×	○
37	第164集	二之宮宮東遺跡	宮崎重雄	1994年 c	254	中世・近世	×	○
16	第183集	行力尊名社遺跡	宮崎重雄	1994年 d	175-180	14世紀～16世紀	×	○
39	第186集	下田中道遺跡・下田中久保遺跡	大江正直	1995年	163-180	平安時代(9世紀)	×	○
35	第189集	二之宮宮下遺跡	宮崎重雄	1994年 e	449-452	近世	×	○
41	第190集	安養寺森西遺跡・大塚馬場遺跡・阿久津宮内遺跡	宮崎重雄	1995年 a	401-402	中世	×	○
40	第192集	小角田前1・2遺跡	大江正直	1995年 b	51-66	9世紀～10世紀	×	○
40	第200集	中江田8・9・10遺跡	宮崎重雄	1995年 b	244-245	8世紀	×	○
2	第202集	白井遺跡群 黒巻園2(白井中道遺跡)	宮崎重雄	1996年 a	411-417	7世紀～9世紀	×	○
24	第205集	上栗原寺前遺跡群	宮崎重雄	1996年 b	493-495	近世	×	○
2	第207集	白井北中道日遺跡・吹屋大子塚遺跡・吹屋中道遺跡	宮崎重雄	1996年 c	358-369	古墳時代	○(ウマ)	×
9	第208集	元総社寺田遺跡	宮崎重雄	1996年 d	234-249	奈良・平安時代～近世	×	○
25	第213集	多比良追部野遺跡	石守 晃	1997年	853	奈良・平安時代	×	○
26	第216集	矢田遺跡	宮崎重雄	1997年 a	168-169	近世	×	○
2	第219集	白井遺跡群 古墳時代編	井上昌英・宮崎重雄	1997年	439-442	近世～近代	○(ウマ)	×
28	第222集	白倉下原・天引山原遺跡V	宮崎重雄	1997年 b	143-145	近世	×	○
42	第228集	西長岡南遺跡II・III	大江正直	1997年	172-175	4世紀～5世紀	○(ウマ)	×
16	第234集	芦田貝戸遺跡・御布呂遺跡・餅井貝戸遺跡・西下井遺跡	大江正直	1998年	207	中世～近世	×	○
2	第235集	白井遺跡群 中世・近世編	宮崎重雄	1998年 a	152-153	中世～近世	×	○
23	第244集	田沼塚原遺跡・黒島駒形遺跡・黒島鹿嶋下遺跡	宮崎重雄	1998年 b	367-376	古墳時代～時代不明	×	○
19	第254集	和田山天神前遺跡	宮崎重雄	1999年 a	449-452	中世～近世	×	○
10	第256集	小八木志原貝戸遺跡群1	宮崎重雄	1999年 b	88-99	奈良時代	×	○
18	第271集	中里見遺跡群	大江正直	2000年 c	170-220	近世～近代	×	○
10	第272集	小八木志原貝戸2	宮崎重雄	2001年 a	142-149	古墳時代	×	○
7	第288集	元総社西川遺跡	橋崎修一郎	2001年	91-94	中世～近世	×	○
19	第290集	上滝坂町北遺跡	齊藤英敏	2002年	1015	古墳時代～近世	×	○
38	第294集	龍光橋橋樑遺跡	橋崎修一郎	2002年 a	192-197	奈良平安時代～中近世	×	○
22	第310集	宿願寺三波川遺跡・西横手遺跡群	橋崎修一郎	2002年 b	420-427	近世	×	○
33	第312集	下堀山麓遺跡	宮崎重雄	2003年	122-123	近世	×	○
15	第313集	菅谷石塚遺跡	橋崎修一郎	2003年 a	174-177	中世以降	×	○
8	第320集	榎野塚原遺跡	橋崎修一郎	2003年 c	172-175	古墳時代～近世	×	○
7	第323集	元総社西川遺跡・塚田中道遺跡	橋崎修一郎	2003年 d	360-362	中近世	×	○
34	第336集	寛範寺田遺跡	橋崎修一郎	2004年	229-230	近世以降	×	○
3	第340集	石原東遺跡	橋崎修一郎	2005年 a	333-334	中世・近世	×	○
7	第347集	塚田村東川遺跡・塚田中(原)区(区)遺跡・引間松遺跡	橋崎修一郎	2005年 b	320	8世紀～近代	×	○

註: No.12、地図上の番号に付する。



No	研究番号	報告書名	報告者名	出版年	頁	時代	足跡	遺蹟目 ウシ(牛)
12	第10集	巨高遺跡	大江正直	1982年 b	418-421	平安時代・中世	○(ウシ)	○
3	第58集	下東西遺跡	大江正直	1987年	916-931	奈良時代～室町時代	×	○
9	第67集	三ツ寺1遺跡	宮崎重雄	1988年 a	264-282	古墳時代(6世紀初頭)	×	○
16	第72集	田端遺跡	大江正直	1988年	1183-1215	奈良時代～中世	×	○
9	第93集	三ツ寺2遺跡	大江正直	1991年	251-270	古墳時代～中世	×	○
10	第100集	熊野堂遺跡(2)	宮崎重雄	1991年 a	138-156	平安時代(9世紀)	×	○
5	第103集	上野国分寺・尾寺中間地域(4)	大江正直・木津博明・ 佐岡正信・友廣哲也	1990年	707-838	古墳時代～近代	×	○
4	第104集	国分壇遺跡	大江正直	1990年	466	古墳時代～平安時代	×	○
11	第156集	元総社寺田遺跡1	宮崎重雄	1993年 e	222-225	古墳時代～近世	×	○
2	第160集	白井遺跡群 熊澤編1(白井二(位)屋遺跡)	宮崎重雄	1994年 a	290-297	7世紀～10世紀	×	○
15	第163集	二之宮下敷遺跡	宮崎重雄	1994年 b	327-330	6世紀～14世紀	×	○
8	第176集	新保田中村遺跡IV	金子尚昌	1994年 b	66-156	奈良時代	×	○
6	第191集	新田古市前1・日遺跡	大江正直	1995年 a	123-130	奈良時代～近代	×	○
14	第192集	小舟田前1・日遺跡	大江正直	1995年 b	51-66	9世紀～10世紀	×	○
1	第202集	白井遺跡群 熊澤編II(白井南中道遺跡)	宮崎重雄	1996年 a	411-417	7世紀～9世紀	×	○
11	第208集	元総社寺田遺跡田	宮崎重雄	1996年 d	234-249	奈良・平安時代～近世	○(ウシ)	×
17	第216集	矢田遺跡	宮崎重雄	1997年 a	168-169	近世	×	○
18	第244集	田原塚遺跡・熊島形遺跡・熊島地下遺跡	宮崎重雄	1998年 b	367-376	古墳時代～時代不明	×	○
7	第272集	小八木志貝戸?	宮崎重雄	2001年 a	142-149	古墳時代	×	○
7	第275集	小八木志貝戸3	宮崎重雄	2001年 b	181-192	近代	×	○
13	第294集	鶴元路榎橋遺跡	横崎修一郎	2002年 a	192-197	奈良・平安時代～中近世	×	○

註: Noは、地図上の番号に付号する。

図2 ウシ(牛)の出土地図

陸軍前橋飛行場物語（2）

—— 特別攻撃隊「誠第三十六・三十七・三十八飛行隊」について ——

菊池 実

はじめに	5 前橋から九州へ前進
1 戦時中の記事から	6 1945年4月1日から5日までの足跡
2 戦後の記述	7 1945年4月6日の特攻攻撃
3 1945（昭和20）年1月から3月にかけての戦況	おわりに
4 「小林日誌」に見る前橋飛行場での特攻訓練	

—— 論文要旨 ——

本稿は陸軍前橋飛行場跡（群馬町棟高辻久保遺跡）の調査とともに実施した、史料調査の報告である。前号（『研究紀要』22、2004年）では、前橋飛行場設定前後の状況と、1945（昭和20）年7月10日の米軍艦載機空襲に焦点をあてた。今回は前橋飛行場で特攻訓練を行った、誠第三十六・三十七・三十八飛行隊に焦点をあてて見た。調査の過程で提供を受けた第三十七飛行隊の隊長小林敏男少尉の日誌と三十六飛行隊岡部三郎伍長の日誌を軸に、各種の陸軍史料や当時の新聞等から特攻隊員の足跡を可能な限り追いかけたものである。

今年は戦後60年である。戦争体験の風化が叫ばれて久しいが、忘れてはならない歴史、そしてまた明らかにしていかなければならない歴史がある。今回の報告は発掘調査から明らかにすることのできない歴史の一齣である。

キーワード

対象時代 近現代

対象地域 群馬県～沖縄県

研究対象 戦争遺跡・陸軍前橋飛行場・陸軍史料・小林敏男日誌・岡部三郎日誌

はじめに

昭和の時代が終わり平成の時代を迎えた1989年の5月、陸軍前橋飛行場で特攻訓練を行った。誠第三十七飛行隊（陸軍特別攻撃飛行隊）の隊長である小林敏男少尉の日記（以下、「小林日記」）が見つかった。この日記は1945（昭和20）年1月1日からはじまり4月5日まで、沖縄に特攻出撃し散華した4月6日の前日までが記されていた。途中、2月12日から16日までの5日間が未記入である。関係者の間でその日記の複写が回覧され、やがてその一部は公表された。さらに『群馬町誌 資料編3 近代現代』（2000年）の中に、元伊香保町長・深井正昭氏から提供された日記の3月4日から3月26日までが収録された。この20日間余りの期間、誠第三十七飛行隊のほかに同三十六飛行隊、同三十八飛行隊の計36名にのぼる特別攻撃隊員（表1）が、前橋飛行場において特攻訓練を実施したからであった。

筆者は群馬町榎高辻久保遺跡の調査を行っていた2002年、深井氏から日記の複写の提供を受けた。さらに元宇和島市議会議員の入口健太郎氏からは、もう一つの日記の提供を受けた。それは、誠第三十六飛行隊員岡部三郎伍長の日記（以下、「岡部日記」）である。この日記は昭和20年3月25日、前橋飛行場を離陸してから沖縄に向けて特攻出撃する当日の4月6日までの記録であった。3月25日以前の日記も存在したようであるが、残念ながら

現在は所在不明である。

本稿は発掘調査とともに実施してきた、前橋飛行場をめぐる史料調査の成果の一部である。前記の日記はもちろんのこと、彼等が特攻隊員として所属させられた第八飛行師団司令部の昭和20年7月31日作成になる「天一号航空作戦戦況詳報」「天号作戦間に於ける号部隊運用並に戦況に関する戦訓」「天一号航空作戦戦況詳報附録（其一）」、作成日の記載のない「第八飛行師団特攻隊戦果調査表」「誠部隊天号作戦特攻戦死者諸統計表」「誠部隊天号作戦特攻状況一覧表」（以上、防衛研究所図書館所蔵）等の陸軍記録、当時の新聞記事や関係者の回想等から、彼等の足跡を可能な限り追いたいと思う。

1 戦時中の記事から

米軍が沖縄本島に上陸して6日目の1945年4月6日、沖縄守備軍（第三十二軍）の総攻撃に策応した、陸軍の特攻81機（第六航空軍54機、第八飛行師団27機、ただし計62機とする書もある）の第一次航空総攻撃、海軍の特攻215機の菊水第一号作戦が展開された。

陸軍の第一次航空総攻撃に参加した、誠第三十六飛行隊の住田乾太郎少尉以下10機、第三十七飛行隊の小林敏男少尉以下9機、第三十八飛行隊の小野生三少尉以下8機の計27機の九八式直協偵察機は、戦果確認の同三十八飛行隊木下少尉機と共に「一四三〇（午後2時30分）一筆

表1 第八飛行師団所属特攻隊

隊名	戦死日	出撃基地	機種	階級	氏名	備考
誠第三十六飛行隊	昭和20年4月6日	新田原	九八式直協偵察機	少尉	住田乾太郎	第一次航空総攻撃
				〃	北村 正	〃
				〃	片山佳典	〃
				〃	高崎弘光	〃
				〃	小川二郎	〃
				〃	軍曹 森 知澄	〃
				〃	〃 貴志泰昌	〃
				〃	〃 佐長 岡部三郎	〃
				〃	〃 細木 章	〃
				〃	〃 峰 保昌	〃
				〃	〃 〃	〃
				〃	昭和20年4月16日	知覧
〃	4月27日	〃	〃	下等曹長 下等曹長 野村 正	「毎日新聞」4月25日写真	
誠第三十七飛行隊	昭和20年4月6日	新田原	〃	少尉	小林敏男	第一次航空総攻撃
				〃	佐々木秀三	〃
				〃	柏木誠一	〃
				〃	軍曹 尊島邦武	生還
				〃	〃 小原哲郎	第一次航空総攻撃
				〃	〃 藤沢鉄之助	〃
				〃	〃 玉野光一	〃
				〃	〃 入江 寛	〃
				〃	〃 赤峰 均	〃
				〃	〃 百瀬恒男	〃
				〃	〃 中村一郎	事故死
				〃	昭和20年3月31日	(陣亡)
誠第三十八飛行隊	昭和20年4月6日	新田原	〃	少尉	小野生三	第一次航空総攻撃
				〃	〃 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長	〃
				〃	曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長	〃
				〃	曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長	〃
				〃	曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長	〃
				〃	曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長	〃
				〃	曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長	〃
				〃	曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長	〃
				〃	曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長	〃
				〃	曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長	〃
				〃	曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長	〃
				〃	昭和20年4月6日	(健在)
〃	新田原	〃	曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長	事故死		
〃	〃	〃	曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長	生還		
〃	昭和20年4月16日	知覧	〃	曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長 曹長	第三次航空総攻撃	

(深井正昭氏提供資料をもとに作成)



写真1 轟のぼりを贈られて出撃する特攻隊員
(毎日新聞社提供)

『別冊1 偉人の昭和史 特別攻撃隊』毎日新聞社、1979年のp.219写真説明では、飛行機をF51攻撃機としている。

者註) 新田原出発一九〇〇(午後7時一同) 頃沖繩本島北中飛行場西側海面ノ有力ナル敵輸送船団ヲ捕捉敵ノ熾烈ナル対空砲火(火)ヲ冒シ必中ノ体当リ攻撃ヲ敢行した(台飛作命第六号の戦闘経過による)。ただし「第八飛行師団特攻隊戦果調査表」によれば、新田原飛行場を出撃したのは一七二五(午後5時25分一同)となっており、出撃の正確な時間は今のところ不明である。公刊戦史である『戦史叢書 沖縄・台湾・硫黄島方面陸軍航空作戦』(防衛庁防衛研修所戦史室、1970年)では一四三〇を採用している。

木下少尉機は戦果確認後、喜界島に着陸したが飛行機は大破し重傷を負った。また三十八飛行隊の原田覚伍長が沖永良部島に不時着している。少尉の報告したところでは、戦果は次ぎのとおりであった。「轟沈大型輸送船一隻 撃沈同四隻 艦種不詳二隻 撃破大型輸送船三隻 炎上巡洋艦三隻 大型輸送船二隻 駆逐艦一隻 艦種不詳四隻 火柱五隻 計25」⁹⁾。この報告ではほぼ全機が突入に成功したことになるのだが、この事実関係については後ほど述べる。

4月25日付『毎日新聞』には、「中村曹長の遺骨を抱き出撃する特攻隊員」として、整備兵が差し出す鏝桶、拳手の札で応え機上の人となる隊員の写真が掲載された(写真1・2)。

「一人白布に包んだ小さな遺骨を首に吊してゐるのは下手曹長だった『この遺骨は戦友中村曹長のです、私と中村といま一人小川曹長と三人は少年飛行兵時代(下士官操縦出身一筆者註)からの同期で一緒に死ぬと誓い合ったのに中村は不幸殉職(3月31日熊本県隈庄飛行場で一筆者註)したのでその分骨を私と小川が分けてもって来ました、小川曹長は一足さきに突入り私たちの隊長住田中尉(住田少尉一筆者註)もさきに行かれたので私一人最後になりました。隊長や戦友の弔ひ合戦に必ず戦艦を轟沈します」と固い決意を漏らした」とある。



写真2 飛行機の胸に戦友の遺骨を抱き出撃する隊員
(毎日新聞社提供)

写真の左から二人目の人物は小川二郎曹長(36飛行隊)、中央は下手曹長(36飛行隊)、右端は水田正田曹長(38飛行隊)と思われる。ほかの人物も隊員であろう。下手・小川両曹長が抱えている白木の箱には、3月31日に事故死した中村曹長の遺骨が入っている。さらに板の枚を身につけた状況から判断すれば、この写真は出撃当日の4月6日、新田原飛行場で撮影されたものと思われるが、詳細は不明である。

この記事の中の下手、小川の両曹長は誠第三十六飛行隊員で、中村曹長は同三十七飛行隊員であった。誠第三十六飛行隊12名のうち10名が4月6日に、1名が第三次航空総攻撃の4月16日に、そして最後の一人となった下手曹長は、4月22日の第四次航空総攻撃に参加したものの生還、そして4月27日、鹿児島県の知覧特攻基地から沖縄に向けて突入を敢行したものと思われる。

ところで26機が突入した4月6日の約1ヶ月後、5月3日付「朝日新聞」「毎日新聞」「読売報知」の各紙に、陸軍省5月2日発表の記事が掲載された。それは「特別攻撃飛行隊として敵船団に必死の体当たり攻撃を加へ(中略)赫々たる武勲を挙げ義に感状を授けられ今般異くも上聞に達せられたるもの次ぎの如し」として、誠第三十六飛行隊10名、同三十七飛行隊9名、同三十八飛行隊7名の計26名の氏名が公表され、その赫々たる戦果が記された。

陸軍省発表の後、「茨城新聞」5月5日付に「自ら特攻歌を残す 恩賜品授受の秀才小林少尉」として、郷土出身の特攻隊長小林敏男少尉の経歴が簡写真入りで紹介された。そして6月3日付「上毛新聞」に「想ひみる『特攻』の心境 いま、君と共に征く いで湯伊香保の一夜」として、撃滅行に飛び立つ前の一(3月18日一筆者註)を伊香保の塚越旅館に投宿した、特攻隊員一夜の団圓、今生別離の宴を人々の回想から紹介している。

「塚越旅館にはその頃東京都王子第三国民校の疎開学童がゐた。子供たちの夕飯が一先づ終わった夕刻、住田大尉(戦死後2階級特進一筆者註)他〇〇名の特攻隊員が旅館に着いた、(中略)疎開学童の寮母さんや寮舎の手助けに別る事になった」その寮母さんの語ることには、「(前略)一つじっくりと伊香保の夜を胸に叩き込んで征きますかな……」といはれてゐることは確か小川曹長でし

た、みんな若い人ばかりで「ないぞ」と空の徳利を振られるお酒の好きな人もあるので旅館の方でも出来るだけ出されました。酔はれたのでしろうか、赤崎さん（三十七飛行隊一筆者註）といふ若い伍長さんが突然立ち上がって「やるぞッ」と大きな声を出されまして、みなさんが「よし」とか「やるぞッ」とか口々に続けていられました」さらに記事は続いて「独りで勝手に軍歌を歌つてゐる人もあつた、「やるぞッ」と高い声で歌つてゐる人もあつた、(中略)深酔いの中にも「光り」のやうに口をついて出るのは「やるぞ」といふ不退転の意志だつた」

翌日、特攻隊員は疎開学童と一緒に並んで写真を撮つて貰い、「勉強するんだぞ」と子供の顔を撫で万歳の喊声浴びて山を下りて行った、という。3月18日の「小林日誌」には「午後一同を打つて伊香保に至る。この地に於ける一時こそ、吾等が胸書きに満ちたる愉しき時なりき、あどき無き子等の吾等をしたひて集り来たる姿、涙流るゝ程うれしかりき、王子国民校五女小西愛子吾れがマスコットなり」とある。日誌を読む限りでは、この伊香保での疎開学童との交流が彼の心に残る最後の愉しい思い出となつたようである。当時、塚越旅館には王子第三国民学校の3年生から6年生までの男女児童201名が疎開しており、訓導6名、養母8名がその世話にあつてゐた。

なお、この記事については後日談がある。1993(平成5)年10月19日付「東京新聞」に「小西愛子は私です」と名乗り出た女性がいた。新聞によると「ある時、先生に『特別なお客さまのところにつれて行きませんが、あまり深いことを聞いてはいけませんよ』と言われて部屋に案内されました(中略)そこで小林さんに「知っている歌を全部聞かせてください」と頼まれ、「しかられて」「カナリヤ」などの童謡を歌つた。小林さんは飛行服を裏返し、裏地の白い毛皮を裏にして愛子さんにかぶせ、「ほら、ウサギさんだよ」とおどけてみせた(中略)その翌日、小林さんは愛子さんに別れを告げるため、複製機に乗って伊香保の空に現れた。「翼を左右に振ってマフラーをはためかせ、旅館の屋根すれすれを何回も旋回しました。爆音で聞き取りにくかつたけれど、小林さんは「生きるんだぞ、生きるんだぞ!」と何度も叫んでいました」と語つた。そして94年2月、存命中であつた小林少尉の母堂、小林鈴さん(当時94歳)を訪れ、その思い出を語つている。

もう一つの後日談。それは1995年8月、当時の養母さん二人が伊香保温泉を訪れ、特攻隊員の思い出を語つたのである。今まで語ることでできなかった、否、たとえ語ることでかたしとしても、決して新聞記事とはならなかつた当時の悲しい思い出である。それは若い隊員の「死にたくない、死にたくないよ」と言つて泣き始めた、ことであつたという(「東京新聞」8月8日付)。

「上毛新聞」の記事に限らず、当時の新聞は「喜んで」「笑つて」出撃していった特攻隊員を描いている。それは彼等を救国の英雄に仕立てる軍の要望であり、それに従わない記事は発表を許されなかつたからである。記事のある部分は事実の一端を表しているかもしれないが、そこからは隊員たちの内面を推察することは難しい。

昭和20年7月14日付「朝日新聞」に、散華した誠飛行隊の将校は二階級特進で陸軍大尉に、下士官全員は陸軍少尉となる、神驚特別進級の記事が掲載された。

2 戦後の記述

1956(昭和31)年に発行された「幾ヶ岡村誌」が比較的早い段階で特攻隊を紹介している。この中で「昭和19年12月28日に八幡隊を送り、次いで20年3月22日には正気隊の第一陣を出撃した。いよいよ明日出発と決まつた日、隊員達の日頃行きつけている家ではお別れの御馳走に招いたりした。沖縄地方の出身者が多く今更家へ行くことも出来ない隊員達は、この村人達の温かい気持ちをどんなに深く感謝していたことであろう。(中略)明るくればいよいよ出発の日、見送りの人々は心を込めて正気隊の歌を唱う。(中略)注連縄を張り廻らした式場では、神官が厳かに祝詞を上げる。訓示がある。挨拶がある。そして終に出発。爆音高らかに一機そして又一機、飛び立った機はなつかしい村の上で旋回をし別れの翼を振つて編隊を組み、次第に小さなとんぼになり、点になりやがて雲の彼方へ吸い込まれてしまった。(中略)次いで、23日、26日と正気隊の勇士は相次いで出発した。悲痛な面持ちで再び帰らぬ人達を村人は送つた」

ここに記された正気隊こそ、誠第三十六、三十七、三十八飛行隊であつた。正気隊とは彼等が自称していたものである。

1945年1月29日に陸軍中央部は「と」号部隊改編要領を発令した。「と」は特攻隊の略号である。この時「と」18~47隊までの計30隊が編成された。「と」36・37・38の計3隊は、大井洗陸軍飛行学校で編成され、その改編完成結(転属)は2月14日、転属先は8FDとなっている³⁾。8FDとは第八飛行師団(師団司令部は台湾、師団長・山本健児)のことで、師団の通称号は「誠」といった。「誠」第〇〇飛行隊は第八飛行師団所属特攻隊の呼称となつた。ちなみに陸軍のもうひとつの特攻隊である第〇〇「振武隊」とは、第六航空軍(軍戦闘司令部は福岡、軍司令官・菅原道大)隷下の特攻隊の呼称である。

「小林日誌」の2月17日には、「大命運に下りぬ。敏男二十五年の生命を捧げむ好機遂に至る。心中の正気正に爆発したる感あり。然もその任たるや嗚呼(中略)家に帰て寝に就きしも容易に寝るを得ざりき」

そして、
〇醜の辱れ特攻隊長の命を拜しぬ必ずや必ずや成さるら

めやも

の歌が詠まれた。

村誌に記述された第一陣の出撃は3月22日ではなくて24日である。この日の「小林日誌」には「先発の住田隊、小野隊出発す」とある。そして26日に小林隊が出発した。なお、隊員たちの中に沖縄出身者は皆無であり、出発に先立つ神儀、出陣式を20日午後4時から行っている。

ところで村誌に記された他の特攻隊、例えば昭和19年12月28日の八紘隊、昭和20年4月の9機、5月の9機、7月中旬の11機、これらの特攻隊については詳細不明である。

1980(昭和55)年に刊行された「前橋女子高校六十年史(下巻)」には、「決戦体制下の前橋高女」として次ぎの文章が掲載されている。「4年生が堤ヶ岡飛行場(現群馬町菅谷)へ防空壕掘りの勤労奉仕に出かけた時のことである。特攻隊員が来ていると知った生徒たちは、ぜひ合わせてほしいと頼み込んだが、「隊員たちの心が乱れるといけなから」という理由で隊長の許可が得られなかった。そこで生徒たちは相談の上、マスコット人形を作って届けることにした。その一人である細野光枝は、乏しい布地をやりくりし、夜中の一時までかかって作りあげた人形の背中に小さくたんだ手紙の手紙をしのばせて去るのである。(中略)隊員の一人は出撃のため堤ヶ岡を去るにあたって、ふだん風呂を貰いに行っていた飛行場近くの農家に一通の手紙を持参し、前橋高等女学校へ届けてくれるように話した。そして「徒々記」と題された特攻隊員の手紙を紹介してあるが、そこには昭和20年3月24日付け岡部生の名前があった。

一前女生の「血書」を身につけて堤ヶ岡飛行場を出発した特攻隊員「岡部生」とは、いかなる人物でありその後はどうなったか、この本を編集された内藤真治氏はこう記して、「岡部生」なる人物を追いかけた。そしてその人物を香川県出身の当時24歳、岡部三郎伍長(誠第三十六飛行隊)であることを突き止めた。その経緯は「特攻隊員岡部三郎」後記「讃岐路掃苔記」としてまとめられている⁴⁾。

大きな転機は1995(平成7)年になって、特攻隊員たちが残した寄せ書きが半世紀ぶりに発見されたことである。発見者は深井正昭氏である。すでに「小林日誌」を入手されていた深井氏は、隊員が出撃直前の決意や身上を記した寄せ書きを旧清里村(現前橋市)農会長に託していたことを知り、東京に住む農会長の子息宅に保管されていた寄せ書きを発見したのである。このことは当時、新聞各紙に報道された。これがきっかけとなって、遺族や関係者が次々と判明していったのである。そして『群馬町誌 通史編下 近代現代(2002年)』の中で、誠隊(正気隊)の特攻訓練から出撃までが、これらの成果のもとで紹介されることになった。

3 1945(昭和20)年1月から3月にかけての戦況

当時の戦況を「戦史叢書 沖縄・台湾・硫黄島方面陸軍航空作戦」(防衛庁防衛研修所戦史室、1970年)をもとにまとめると次のようになる。

陸軍航空の特攻攻撃は、すでに比島(フィリピン)の捷一号決戦(1944年10月から45年1月)で約210機を決戦場に投入していた。しかし敗れた日本軍は、2月天号作戦準備に着手した。これは連合軍の日本本土進攻に対し、本土防衛作戦の一環として本土前線に戦われた作戦である。方面別(天一号(沖縄)、天二号(台湾)、天三号(東南中国沿岸)、天四号(海南島以西))に区分されたが、当時の大本営では、天一号、すなわち沖縄が次期作戦目標となる公算が最も大きいと判断していた。

比島決戦で戦力を消耗した結果、米軍の次期進攻に対し、戦力再建の余裕がなくなった。日本本土に米軍を迎え撃つというのに、準備万端整っていたのは米軍の方だった。そこで速成訓練が容易で技量未熟者でも実施可能な特攻攻撃を、陸海軍共に中核戦法として全面的に採用したのである。この徹底した採用により、敵の輸送船団300~400隻を撃沈する案を樹立した。天号作戦において軍上層部は「性能の良い兵器の供給もできず、十分な弾薬も与えず、作戦の失敗を若者の血を以て補おうしたのであり、最終段階では肉体自体も弾丸として用いた⁵⁾」のであった。

1月29日、陸軍中央部は「と」号部隊編成要領を発令、「と」18~47隊の計30隊の特攻隊が編成されたことは先に記した。そしてその第二次編成、「と」48~116隊の計69隊の編成準備を2月23日指示、3月20日に実行を発令したが、相当に訓練をしなければ特攻の戦果を危ぶまれる若い隊長、隊員を含んでいた。

陸軍の第八飛行師団は、次期戦場と目される台湾、沖縄方面の航空作戦を担任した。天号作戦準備着手とともに、大本営は同師団に特攻隊11隊を配属した。このうちの3隊が大洗陸軍飛行学校の教官、助教で編成された、誠第三十六飛行隊、同三十七飛行隊、同三十八飛行隊であった。しかしこれら特攻隊の編成は遅れた。

前年の12月に内地防衛に創設された第六航空軍の作戦担任が、2月上旬ころから沖縄本島以北となることが明らかになった。これに伴い、同師団の沖縄に対する考えには助攻という意識が強くなった。さらに沖縄の北、中飛行場確保のための地上部隊の配備問題で、沖縄守備軍の第三十二軍との間に意見の相違を生じた⁶⁾。

一方、沖縄の第三十二軍は、強大な航空特攻戦力を沖縄方面飛行場に配置して、敵上陸船団を洋上に撃滅することを希望した。そして2月末までに200個を目標に特攻機分散秘匿準備を完成して、中央および関係各部隊に特攻隊の派遣を要請していた。南西諸島の特攻隊が出撃を終れば、九州方面特攻隊は戦開隊の掩護下に南西諸島

に躍進して攻撃するというものである。

2月27、28、3月1日の3日間、福岡で大本営主催の天号関係陸海軍航空部隊の打ち合わせ会議が開催された。陸軍からは第六航空軍（防衛総司令官の隷下、本土・九州）、第八飛行師団（第十方面軍司令官の隷下、台湾・南西諸島）、第五航空軍（支那派遣軍総司令官の隷下）、海軍からは連合艦隊、第五航空艦隊（2月11日、九州方面に新たに創設）、第二十一航空戦隊等の幕僚が集まった。この会議で第八飛行師団は中央配属特攻隊未着のため、保有兵力としては宮古島、石垣島に展開した特攻2隊のみであること、また台湾から沖縄に対する航空攻撃は、戦術的に困難が多いことを説明した。

2月下旬、第八飛行師団参謀の神直道少佐が、沖縄第三十二軍参謀（第八飛行師団参謀兼務）に転じ、3月2日早朝着任した。折から沖縄は空襲を受けている真只中であったが、神少佐は敵の第一派攻撃前を狙って台湾から飛来した。

3月に入り、第八飛行師団では天号作戦に関する諸準備が着々と整備された。しかし中央から配属された特攻隊が1隊も台湾に前進する気配もなく、その所在や編成訓練の進捗状況さえ不明であった。そこで師団はこれら特攻隊の掌握、そして編成および展開の促進等のため、川野参謀を内地に派遣した。宮崎県の新田原飛行場に飛び、ここを根拠にして掌握する予定であったが、同地では1隊も掌握できなかった。このため大刀洗、明野、松本等の基地を回り数隊を掌握、それぞれ新田原に前進集結するように指示した。その後、川野参謀は航空本部で詳細調査のうえ、更に数個の飛行場を回って3月15日ころ新田原に帰還した。

おそらくは、前橋飛行場にも飛来し訓練中の3隊に新田原前進を指示していったものと思われる。

4 「小林日誌」に見る前橋飛行場での特攻訓練

「小林日誌」は3月6日から前橋飛行場での記述が始まる。この日誌（抜粋）をもとに訓練の日々を紹介し、若干の解説を加える。また日誌に遺された歌の一部もあわせて紹介したい。

なお、原文には句読点が付されていない部分が多いが、適宜句読点を補った。原文に使われている旧漢字は、常用漢字で表記した。送り仮名と誤字・脱字と判断されるものについては、原文どおりとした。判読については、深井正昭氏から多くのご教示を賜った。また『群馬町誌資料編3 近代現代』に収録された「小林日誌」、入口健太郎氏のまとめられた資料⁷⁾も参考とした。

「午前、と号の飛機を掩体に運ぶ。力仕事にて久しく体をばざりし身には相等の疲れを覚えたり（中略）午後同じ作業を続け」た（3月6日）。掩体とは飛行機を敵の攻撃から守るための秘匿施設である。前橋飛行場には

掩体大30ヶ所あった⁸⁾。

「午前飛機の偽装、午後艦船攻撃に就て学課せり（中略）正気隊々歌として大中氏に作曲を依頼せる」（3月7日）。大中氏は大中寅二のことで、当時48歳の国民的作曲家であった。島崎藤村の作詞「椰子の実」の作曲者である。

「師団長の視察ありとて午前中掃除を行ひ（中略）一三〇〇〇米たり。食食時色々の話を承る。二句を誂ずして吾等出陣すと聞けり。訓練を望むも難き事なるべし。吾等が飛機逐次集中す」（3月8日）。同日の歌8首から2首。

○故郷の武波の山の小さきに二十五年の生命を想ふ
○よもつ国は閑しと聞けり運連れに敵三千を引連れ行かむ

「隊員一同飛行分散を終日行へりと。中村地上滑走にてペラを破損せりと聞く。精神の弛緩にあらずやと若干心配せり。赤峰外泊より帰る。吾等が飛機その大部は集結を完了す。出撃の日最早速からず。只々うらむべきは吾れに夜間飛行の経験無き事なり」（3月9日）。

「午前より行動を開始し終日物資の集中に奔走せり。（中略）隊員一同飛機の分散偽装。三十八飛行隊等到着す」（3月10日）。

「午前午後を通じ燃料の分散に奔走す（中略）十一の部下を持ちて隊長たる余の悩み多々あり。而も行かば断じて帰らざる十二の命なれば（中略）八名の下士官の中、未だに心定かならざる者あり。これを喜ぶて死地におもむかしむるもの、一にかゝって余の責任にあるを思へば、その任意々重大なるを知る。如何すべしや。先ず以て適當なる精神訓話を必要とす（中略）一機一艦、三千の敵と心中する事のみを思ふべし。空母、戦艦をほららむとは思ふな吾等が目標は輸送船にあり。教官助教たりし汝等よ今まで教へに對し如何なる精神教育を行ひ来たるや。今こそその言を実行に移すべき時機なり」（3月11日）。当時の陸軍は輸送船攻撃、海軍は機動部隊攻撃を目標としていた。

「午前中燃料分散（中略）午後大中氏宛頼りを書き遣書をしたむ」（3月12日）。

「飛行演習開始。幾日振かて高練に乗り空中操作を行ふ（中略）午後外出を許可さる。思出の地予備士校に行く」（3月13日）。小林少尉は、昭和17年2月現役入隊（近衛歩兵第一連隊）、同年5月に前橋陸軍予備士官学校に入校している。同年10月同校を卒業し、18年4月少尉に任官、同時に航空に転科し大刀洗陸軍飛行学校木脇隊に入る。その後少年飛行兵、特幹（特別幹部候補生、下士官養成制度）の教官をしていた。

「下龍閣午後後初度巡視あるとて朝来大掃除を行ふ。

〇八三〇—〇、〇〇〇〇の照準演習についての学課あり。後飛行演習。午後清里村々長松島農会長来隊さる。同時に下龍閣下着隊され忙がしき一しきりなり。後飛行演習。平面的照準操作仲々むかひしきものなり。清里村々長以下の御厚意誠に身にしむ(3月14日)。下龍閣下とは、宇都宮航空廠長の下田龍榮門陸軍少将である。また9日・10日の両日、物資調達のために奔走しているが、このとき清里村農会も訪れている。食料などの物資について格別の支援をしてもらったお礼に隊員の寄せ書き(1995年発見)が書かれ、贈呈されたものと考えられている。

「午前演習を行はむとせしめ小雨降りて視度悪く行ふを得ざりき。演習、平面的照準演習、午後五回行ふ。概ね手に入りたる感せらる(3月15日)。

「吾等午前中試飛を命ぜられしも連チヨクセズ四機にて止む。大中氏より電報ありぬ。午後隊長より家に帰れと命ぜられ振武隊の軍偵にて壬生へ行き石橋より汽車にて帰る。二四〇〇家に入る。母喜ぶぬ(3月16日)。

〇死出の道と知りても母は笑顔にて送ってくれぬ吾故郷(クニ) 去る日

〇広き広きホームに立ちて見送るは母と妹と友一人のみ
〇故郷の梅を親しみまよひぬこれも遂には最後となりぬ(3月17日)

「思ふだに愉しき一日なりき。五時起床飛行演習、超低空を行ふ。後大中寅二先生を高崎に迎へに行き飛行場に至りて吾等正気隊々歌を練習す(3月18日)。この日、先に記した伊香保温泉での今生別離の宴が開かれた。

「朝、子等に送られて伊香保を去る。帰隊後間無く、と二号発せられ飛機の演習を行ふは難かりき。大中氏を高崎に送る。午後明日の準備にて大宴なり(3月19日)。

「晴の門出出陣式の日なり。この日を迎へても而も出て立たむとする心境何等変る所無し。特攻隊として突撃を敢行するは他人の如き感せらる。一四〇〇師団長来たり。一六〇〇より神儀、出陣式を行ふ。引続き会食ありたるも態度不可なりとの理由に依りて師団長中途にて座を立ち冷き空気漲りたり(3月20日)。

「昨夜の不愉快なる気未だ去らず。朝、師団長飛行場を去るに際し訓辞ありぬ。隊員に飛機を配当し試運転、試験飛行を行はしむ(3月21日)。

「午前隊員には飛機の整備を行はしめ、飛行訓練を行ふ。課目、超低空照準練習、相相手に入りたる感あり。一七〇〇より隊員一同と共に前橋に出て魚藤にて会食を行ふ(3月22日)。

「特攻隊特攻隊と云ひておごるは不可なりと三井大尉殿より注意を受く。反発せむとする心若干ありとは雖、強く胸さされるものありき。果して大任を果し得べしや

如何解らぬ身にして二言目は特攻隊の名を出し生き乍ら神様扱ひを受け省みて心に恥づべき点無しや。迫力に足らず闘志に欠けたりと云はれ而も反発し得る力ありや。師団長的一件と云ひ本日出発時の態と云ひ深く反省すべき点多々あるを認む(3月23日)。この日強風のために出発中止となった。

「隊員の志気を左右するは実にかゝりて余一人の力にあり。隊員を喜びて死に導き行く力余に欠けたり。隊員に優しすぎてなめられたりやと汝認めざるや。悲しむべし、この吾誠持ちて導き行くを(中略)先発の住田隊、小野隊出発す。午後整備試験飛行整々と行ひ得たり(中略)余が修武の地を空から訪れ得たること喜びの限りなり(3月24日)。修武の地とは、前橋陸軍予備士官学校のごとである。この日、彼は母校の上空に飛来し、2回3回と旋回した後、高度50メートルまで降下し「俺に続け」としたためた通信筒を落としている¹⁰⁾。

「午前試飛、羅針盤修正を行ふ。(中略)愈々出発を明日に備へて準備に多忙を極む(3月25日)。

〇せまり行く生命を思ひひもすがら机に向ひ航法計画を立て

〇すつるべき生命にあれど猶も惜みて遂に究め得ざりき(3月26日)

「小林日誌」を読む限りでは、前橋飛行場での最初の1週間は、飛行機の偽装、燃料の分散、物資の調達に明け暮れていることがわかる。飛行演習は3月13日から始まり、途中帰郷した1日を除いて、25日までの12日間行われた。しかしこの飛行演習、試験飛行については、十分な時間をかけて実施されたものとは思われない。

特攻隊要員の学術科教育課程表によると、教育期間約1ヶ月、その教育配当日数の基準は、操縦及び教練10日、射撃4日、爆撃10日、航法2日となっている。操縦及び教練での重点は、重装備状態で幅員50メートル以下の滑走路での離着陸をほぼ完全に修得すること、生地離着陸や分散飛行場からの離着陸、空中集合ならびに中隊の運動に慣熟すること。爆撃では、昼間(薄暮を含む)に於ける急降下、超低空爆撃の要領をほぼ完全に修得すること、となっている。ところがこれには重大な制約があった。各人1日の実搭乗時間は40分を基準として極力燃料を節約する¹¹⁾、ものであったからである。

なお、22日から26日まで隊員たちとの交流を記した三上登喜子(旧姓静、当時県立高崎高等女学校3年生)氏の「神宮誠飛行隊との交流記」(知覧特攻平和会館提供資料)は、隊員たちの動静を知る上で貴重な記録である。

3隊が前橋飛行場を離陸した、3月24日から26日にかけての戦況は、前出の『戦史叢書』によれば次のようである。

24日、沖縄本島南部の海岸付近に連合軍艦艇数十隻が出現、地上陣地等に砲撃を開始。米軍の沖縄本島来攻がいよいよ確定的となった。第十方面軍司令官は、天一号作戦必至と判断し、第八飛行師団長に作戦準備の促進を命じた。

一方、第六航空軍は遅れている特攻兵力の九州前進の促進に努めたが、机上の計画より1ヶ月以上も遅れていた。最初の特攻隊は2月にできることになっており、軍はこれを沖縄に配置するよう計画していたが、第三十二軍の期待に反し遂に実現しなかった。

翌25日、米軍の慶良間列島上陸が第三十二軍から報告され、敵の沖縄攻略企図は決定的となった。

同日午後11時、第八飛行師団は次の命令¹²を発した。

第八飛行師団命令 三月二十五日二三〇〇

台 北

- 一、沖縄本島方面ニ対スル敵ノ進攻企図ハ逐次歴タリ
- 二、師団ハ九州付近ニ集結中ノ特別攻撃隊ヲ逐次沖縄方面ノ戦闘ニ加入セシメントス
- 三、西参謀ハ九州ニ到着セル誠飛行隊ヲ指揮シ左ノ如ク処理スヘシ
 - 1、誠第三十一第三十三乃至第三十五第三十九飛行隊適當ナル誘導機ヲ附シテ上海經由台北ニ前進セシム
 - 2、誠第三十二第三十六乃至第三十八及第四十第四十一飛行隊、沖縄(中又ハ北)又ハ徳之島飛行場ニ前進シテ神参謀ノ指揮下ニ入ラシム
- 四、神参謀ハ前項第二号部隊ヲ指揮シ好機ヲ捕捉シテ敵艦船ヲ攻撃セシムヘシ
- 五、第三第四項部隊ノ指揮転移ノ時機ハ飛行隊ノ南西諸島到着ノ時トス

第八飛行師団長 山本健児

5 前橋から九州へ前進(第1園)

小林部隊は3月26日、「思へば愉しき二十日間なりき」の言葉を残して前橋飛行場を離陸した。この時点では、新田原から台湾へ前進する予定であったと思われる。それは小林少尉作詞の正気隊々歌の一節にある、「如何に仇艦寄来とも 敵の神鷲此処に在り 敵数万を道連れに 台湾沖を血に染めむ いざいざ突込め正気隊」や、3月24日付け岡部伍長の「徒々記」に記された、「我が故山なる台湾沖に火の玉となって突っ込んで行こう」からも明らかである。

午前9時、始動出発しようとしたところ、「新田原敵艦戦艦の襲来を受く、と号第三十七飛行隊は大刀洗に向ひ進発すべし」との命を受け、10時に前橋を発した。浜松で給油、鈴鹿を超えて午後3時、兵庫県加古川飛行場に全機無事着陸した。

一方、岡部三郎伍長の所属する第三十六飛行隊は、24日に前橋を発ち、浜松、加古川に前進する予定であった。この間の動きを「岡部日誌」¹³から見よう。

「浜松の編隊解散後の各機の着陸は不整なり。基地出発前の指揮官の指導及び生地に於ける僚機の編隊長を確信とする着意不良なり」とあり、浜松湖より引き返す機があり、加古川飛行場に着陸できたのは岡部機だけであった。その飛行コースは、豊橋、伊勢湾、佐久島、上野、笹ヶ嶽、鷲峰山、生駒山、そして淀川と木津川の交流に至り、それより大阪、神戸を経て加古川である。飛行場で午後4時30分までの約2時間待ってみたものの他機は来なかった。京都附近で直協らしき4機飛行中との報によって捜索を行ったが、雨中飛行のために捜索を断念して京都飛行場に着陸した。

各機の着陸が不整になってしまったのは、航法(地図)の研究が不充分であったと指摘している。航法とは、出発前に先ず地図の上に出発地点から目的地までの直線を引き、地図の必要な部分を上にして左縁の上に抜けておく。離陸後、その直線の方位と、飛行機の羅針盤の針とを合わせて10分間飛ぶ。地上の山、川、鉄道、道路、集落等の形と地図を見比べ、針路を修正しながら飛んで行く、という完全な有視界飛行法である¹⁴。

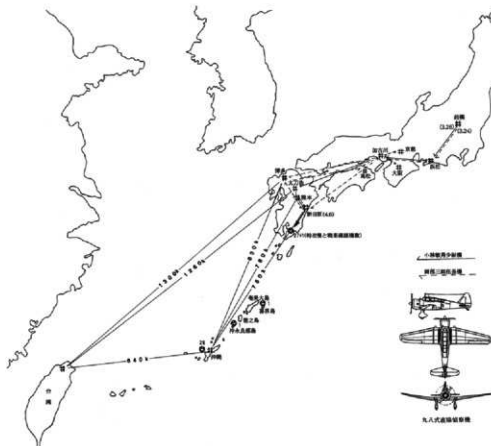
「住田、小野各編隊長(中隊長)の航法は、地点の研究及天候利用に研究の要大なり。住田編隊長の航法実施にあたり基地に引き返すは其処置良好なり。されど一般に航法技術未熟にして僚機を誘導するに研究努力の要大なるを認む」

こう記した背景には、飛行時間3500時間のベテラン搭乗員であった、岡部伍長の自信に裏打ちされたものであろう。

その略歴は、1937(昭和12)年から操縦訓練をうけ、翌38年11月から39年5月まで飛行第七戦隊に所属。この間、熊谷陸軍飛行学校で操縦訓練を受けている。その後、41年から臨時召集される44年3月まで、関西学生航空連盟、京都航空機乗員養成所の操縦教官をしていたのである。

翌25日午前7時、彼は戦友に見送られて京都を発ち、7時30分、再度加古川飛行場に着陸した。すでに三井大尉機他2機が到着していた。9時30分には住田編隊全機が到着した。そして午後2時、新田原飛行場に向けて加古川を離陸した。

「途中全コース快晴、高松剣山亦指呼の間にあり。四国山脈は故山なり、母上のるます山なり。岡部伍長の故郷は香川県である。高知、豊予海峡、青島、そして宮崎県新田原飛行場に午後2時30分着陸した。「少佐の方がまれ直ちに博多に飛行すべしとのこと。生は別命にて熊本飛行場(菊地飛行場なり)に行き特攻隊出撃命令を伝達19時30分発す。夜間飛行にて博多(雁ノ巣飛行場一筆者註)に着す。他機来ておらず」



第1図 陸軍前線飛行場を離陸した小林敏男少尉機・岡部三郎伍長機航進図(昭和20年3月24日~4月6日)
「飛行場記録昭和19年4月20日調製」(防衛研究所図書館所蔵)をもとに作図

26日、朝7時25分博多を離陸、高松飛行場に着陸。同じ隊の嶺山機が加古川に引返すことになり、また加古川へ戻っている。そしてそこで小林編隊と合流した。岡部機の発動機は故障してしまった。

27日、前日加古川に到着した小林編隊は「出発若干遅延せるも一〇〇〇進発を決定して始動す。今出発線に就かむとせる時、大刀洗空爆中の情報に接し、離陸を断念す。午後空襲警報解除され大刀洗未だ延焼中と知りつゝも出発す」(「小林日誌」)。しかし小林機は急に振動が起り、さらに天候不良のために再び着陸。少尉は加古川に再泊している。

二つの日誌から明らかなのは、飛行機の故障が多発していたことである。九州前進を命じられながらも、行きつ戻りつしている状況は、飛行技術の未熟とともに飛行機の不良によるところが大きかったものと思われる。

一方、この日の岡部機は6時50分に加古川発、大阪第二飛行場に着陸、如來寺に行って別れを告げている。そして8時40分、赤峰伍長(第三十七飛行隊)を乗せて離陸、六甲の背を過ぎ加古川に着。10時30分に宇野少尉(第三十八飛行隊)、峰伍長(第三十六飛行隊)とともに加古川を発、大刀洗ではなくて博多に12時50分到着した。

27日のB-29による大刀洗飛行場爆撃は次の目的が

あった。それは沖縄攻略戦従事中の海軍部隊への間接支援で、具体的には、慶良間列島に上陸予定の第77歩兵師団輸送作戦の間接支援、大刀洗飛行場の機能覆滅、沖縄にある日本軍機の九州への誘き出し、九州地区にある日本軍機の沖縄への南下阻止である。大刀洗には74機のB-29が空襲を行った。この時、投下された一発の爆弾で30名を越える児童が集団爆死した「領田の森の悲劇」が発生した¹³⁾。

この時期、第八飛行師団の動きを見よう。同師団は特攻隊の掌握ならびに台湾に向かう前進を指導する任務を帯びた、西尾参謀を川野参謀に続いて新田原に派遣した(16日到着)。そして25日頃までに10隊前後の特攻隊を掌握したが、新田原飛行場は防空施設も少ないので、九州内飛行場に諸隊を分散させた。具体的には、誠第三十六、三十七、三十八飛行隊は秘匿飛行場として熊本各飛行場を、発達飛行場として新田原飛行場が選定された¹⁴⁾。また師団の指示により、在沖縄第三十二軍の神参謀に特攻隊の来着状況を通報していた。

「岡部日誌」の25日に記載された「少佐の方」とは、この西参謀を指すものと思われる。

神参謀(第八飛行師団兼任参謀)は26日、「八飛師電第一三七六号」に依って、次の特攻隊の指揮を委任された。

それは、第三十六、第三十七、第三十八、第三十九、第四十、第四十一、第三十二の各飛行隊である。中央から第八飛行師団に配属された11隊のうち7隊であった。しかし実際に指揮したのは、第三十二飛行隊（武蔵隊）と第四十一飛行隊（扶搖隊）の2隊のみであった¹⁷⁾。

26日現在、第三十六、三十七、三十八飛行隊の3隊は兵庫県加古川飛行場にどまっていたのである。これは「小林日誌」「岡部日誌」から明らかである。

28日、「命あり南九州より攻撃を敢行すべしと、遂に時は至りぬ。嗚呼吾れが独り願へる如く吾が死場所は九州沖と定まりぬ。うれしき限りなり。〇八〇〇加古川発、予定航路を一気に大刀洗に向ひ航進す。一〇、〇〇着、六航軍に報告せるに右の命を受けたり（中略）吾が第二の故郷大刀洗は昨日の爆撃にて無惨にも破壊つくされたり。而れども再び大刀洗を訪れ得たる事、真に喜びの極みなり」（「小林日誌」）。「岡部日誌」にも「支那廻り変更にて琉球に行く予定のこと」とあり、この日、台湾に前進することなく、南九州から沖縄に向けて攻撃することが伝達された。

29日、「命あり直に熊本に転進せよと、午前中もさきまして午後名残惜しき大刀洗を去る。熊本に着きしに直に隈庄に至るべしと、隈庄に展開完了。熊本にて一泊。吾が二十五年の暮き生涯残す處、四五日なりと知りつゝも未だに心の動揺を認めず。吾れが願ひは只一つ任務の必達のみ。「あ、神よ、私の一生は本当に美しうございました」隊員一同昨夜も一昨夜もして今夜も人生最後の快樂を愉しまむと出て行きぬ」（「小林日誌」）。

博多に前進した岡部機は、午前10時、同飛行場を立ち熊本への健軍飛行場へ、しばし休憩の後、玉野軍曹機にて五名に行き、夕暮になって隈庄飛行場に着陸した。ここで三十七飛行隊と合流した。「熊本城を散歩す。出撃は明日か、心期して親想ふなり」（「岡部日誌」）。

30日、「桜、桜、嗚呼桜の花を遂に見るを得たり。最早人生に対する何等の名残をも無し（中略）午前午後を通じ整備の完璧を期せり。熊本へ連絡に行けるも敵艦載機来襲するとの警報ありて間無く帰る。夜、三ヶ月振りに映画を見る（中略）命タンセキにせまるを知りつゝも何等平常と変る処なし。而れ共一日でも長く生きんとする慾望は矢張りかくす事を得ず。吾は聖人にあらず只の凡人なり」（「小林日誌」）。

「健軍に到り終日待機す（中略）明日は充分整備を行い夜出撃か」（「岡部日誌」）。

31日、この日重大な事故が発生した。それは隈庄飛行場において、午後4時20分、第三十七飛行隊の中村一郎曹長と石川輝夫伍長の2人が僚機の地上滑走中にプロペラに接触して事故死したことである¹⁸⁾。

「小林日誌」には次のように記されている。

「多くは語らず悲めど悲しみを悲しみとせず。而れ共

重大なる事故を起し神驚と定まれる二人を殺したる事、天上に対し深く深く御詫申上ぐ。吾等十二の若桜の二人を失ひ憂ひに苦しむ。九名の部下を励まして任務の必達に張り行く事、余にかせられたる当面の重大なる任務なり。あつて柏木の悲しみに沈める様見ても惨なり。神は吾等に大いなる試験を与へたり。而るも神よ吾等を見捨て賜ふな。命あり「誠第三十七飛行隊は明日一薄暮沖繩本島に近迫せる敵船団を求めて突撃すべし」と、夕新田原に事故報告に行ける際右の命令を受けぬ。死は勿論決してあるもの修養足らざる身には矢張りドギッとした身の緊迫感を感じたり。一時して命令は変更し余等の攻撃目標は敵第二波船団と決定されぬ。八菰荘に一泊。薄暮突入の命を受けたる三十九飛行隊員と喪を共にせり」

そして歌6首が詠まれた。後半の3首は突撃の命令を受けたときの心境をみごとに詠っている。

- 命あり明日一薄暮船団を求めて突撃せよと
- 一百五十の船団ひたにせまり来と聞きても遂に吾れたじろがず
- 大命を拜せしやせつ那喜こびよりも緊迫感をたゞに感じぬ
- 薄明き光の下に開けたる沖縄の地図が眼に痛し
- 船団の位置を赤鉛筆で記入せり此処吾等がおくつきどころ
- 参謀の身へる注意聞きつゝも胸とどろきて半分は知らず

事故は「岡部日誌」にも記された。

「本日京都来の第たりし石川伍長は中村曹長と共に善斐田少尉機のプロペラにて隈庄に死す。残念なることなり。この死一週間をそれぞれこの死一週間をそれぞれ君が死は本懐ならん。然るになんぞ、地上事故に於て死するとは、残念なことなり。かかることに死するは君の永恨亦案ずるに余りあり。されど君が魂は永遠に我々の機と共に琉球の海に鬼神とならん。君が魂よ、君が魂よ、安らかに願せよ。この事故のごときは基本学校当時にて教育せられたる飛行軍記の厳守不十分なり。かゝることにては到底自己の任も完遂は覚束なし、吾等は死の寸前といへども用意周到以後人の範となることが、否範ではない、これが普通のことなり。普通のことなり」

昭和20年4月25日付「毎日新聞」に掲載された、特攻隊員の写真に写る遺骨は、この事故の犠牲者の一人、中村曹長の遺骨である。また日誌には「吾らが隊、誠隊と名づけらるゝこと」とあり、このときになって初めて「誠」第三十六飛行隊と呼ばれたことがわかる。それまでは「と」第三十六飛行隊と呼ばれ、自称「正気隊」を名のっていた。

これに先立つ27日、第八飛行師団は中央からの配属特攻隊の推進を一層強力にし、九州から直接攻撃させるため福澤丈夫大佐を九州に派遣した。川野、西岡参謀に続いて3人目である。福澤大佐は上記事故の当日、新田原に到着して西参謀の任務を継承した。「小林日誌」にある夕方事故報告に行った際、受けた命令「誠第三十七飛行隊は明日薄暮沖繩本島に近迫せる敵船団を求めて突撃すべし」は、この福澤大佐からの命令であった。

当時、沖繩各飛行場や徳之島飛行場に対する敵機の攻撃は次第に熾烈となり、沖繩に特攻隊を推進してのち、艦船攻撃を行おうとする当初の方針は難しくなった。戦況の進展が急なため、福澤大佐は九州にある師団特攻隊を第三十二軍の参謀指揮下に入れることなく、直接、新田原から沖繩周辺の敵艦船を攻撃するよう指導したのである。

そして3月31日午後6時頃、沖繩本島南東海面の捜索に向かっていた第六航空軍の司令部偵察機から、大船団発見の報告が入った。敵の沖繩本島上陸の企図が明瞭になった。

6 1945年4月1日から5日までの足跡

4月1日、米軍は沖繩本島西岸の読谷、嘉手納海岸に大部隊を上陸させた。沖繩守備軍の大きな妨害を受けることなく、薄暮ころまでに約5万名の兵力を揚陸させ、縦深約5キロに達する橋頭堡を築いた。沖繩北および中の両飛行場は午後2時頃には占領された。このため特攻機が沖繩の各飛行場に推進することは全く不可能となった。

引き続き「小林日誌」「岡部日誌」で彼等の足跡(第2図)をたどろう。

4月1日、「嗚呼、桜何と美しき事よ。吹く風にはらはら散る様眺めつゝ暖けき心の喜びを感じぬ。朝双練にて隈庄に帰り直にキ36(九八式直協機一筆者註)にて熊本に行く。午後は何もせず早く帰る。佐々木と共に映画に行き寝る」(「小林日誌」)。

岡部伍長は宿泊している司旅館の主人と共に熊本市内の見西寺に行く。「生、今となりて禪にても不十分なりの感を抱く。更に協力なるものにて己を鍛えることが必要なり。それは義なり」(「岡部日誌」)。

2日、「午前整備、連絡に行ける柏木少尉新田原より帰る。増加タンクは菊池に於て行ふべしと。入江、玉野、赤峰を行かしめ午後は訓練を行ふ。状況をもうけ海上の船舶を実践的に攻撃せしむ。得し処のもの多々在り。夕食後柏木、春島と共にビヤホールに行き大いに飲みぬ。いくら飲んでも酔はぬ身の余なれど、この夜は確かに酔ひたる。「東亜」に於て一人四五本も飲みたるか。後、春島に別れ柏木と共に一昨々夜訪れし「共榮」を訪ぬ。此処に於て更に一本を飲む。酒飲めば理性は乱れ心中深く

ひそめる野性逐次現れぬ。時に気付きて驚く事もあれど「後四五日の生命なれば」と云ふ考、起り来て再びも野性に還りぬ。この気持隊長たる余に於てすら然り隊員一同のかくあるべきは論無し。余をかかも共來に引とらむるもの一に「みどり」の魅力なり。恥かしくはあれど野性に還りたる余は矢張り一箇の男なり。戦友は酒の勢をかりて余に陥落をせしめど、そのみは遂に守りつらぬきぬ。女等に送られて夜道を宿に帰る。女の肩をいだきてふらふら歩く余の様、見る人見たれば何と思へるや。而しかつてかゝる経験の無き余に取りて、己を真裸にして野性をさらけ出したる此の一時、思へば思ふ程愉しき宵なりき」(「小林日誌」)。

「黒石(黒石原一筆者註)に行き滑圧を修理す。亦滑油交換をなす。夜池永吉久、谷垣、の岡氏来る。亦池永夫夫人来る。桜井荘にて酒傾く、二升。谷垣泊る。朝五時かへる。桜、熊本城に満開なり、春當に耐なり。□□亦多し唯鬱うし心これに違ざるを」(「岡部日誌」)。

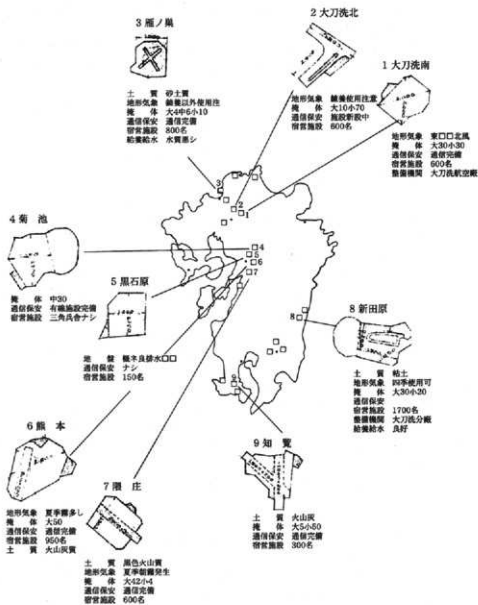
米軍はこの日の夕刻頃から、監視や暗戒阻止を強化した模様で、徳之島基地への攻撃強化と相俟って、沖繩の敵艦船に対する日本軍の攻撃は著しく困難となった。

3日、「午前中航法計画、戦術教令其他の学科を行ふ。佐々木機、小屋機、藤沢機を菊池へ行かしむ。新田連絡の柏木機天候不良の為引返へせり。午後と予定せる訓練も中止す。夜の町を再び柏木、佐々木と共にさまよひぬ。最早の家は訪れまじと心決めて居りしものゝ誘はるゝに然も内心何等かの喜びを秘め遂に門をくゝりぬ。ビールを十二三本飲みて又昨夜の如く酔ひたり。「みどり」は吾に釣せる如く香水をくれぬ。女等は次ぐ日又訪れよと誘へり、近く満洲に帰ると云ふ。「みどり」の別れを惜みて涙する様見るに堪えたり。而れども余は男子なり。二、三日後に大事を執行すべき神州の男子なり。何ぞ女に心引かれてまよふものぞ、と云ふ自衛自ずと湧き来たりて程無く宿に帰りぬ。春雨はしど降り注ぎ満開の桜雨に打たれてあわれなり」

○死ぬるべき生命承らへ今此處に嗜れの門出を迎ふ喜び(「小林日誌」)

「朝十時頃電車にて黒石に到る。車中逸子に似たる少女あり、名を出井といふ、表情亦逸子似たり。カスリにて上下モンペを着す。熊本に於て逸子に会いたる心なり。生心亦徒を想ふ。電車黒石に來たりて遂に降る。少女車にて去る。この日亦筑後を赴れる。所長同期諸兄多くみたりて歡待。午後六時黒石に着、酒酔、飛行場に漸時休む。夜二時駅前の上村という産婆様にて臥す」(「岡部日誌」)。

奇しくも二つの日誌の最終章になって若い女性が登場する。



第2図 第三十六・三十七・三十八飛行隊の関係飛行場（九州地区飛行場要覧昭和20年8月現在をもとに作製）

4日、「隊員の半数を休養せしめ〇七〇〇飛行場に至る。増加タンク設置の為三機を菊池に行かしめ午後早く退行す。美しき音楽にしたりたき衝動にかられるい中より外に出づ。レコード屋に行きしも適当なる盤を求め得ず。折柄来合せし竹内氏に誘はれ彼の家を訪れぬ。この夕べこそ昨夜まで下界に遊べる余を天上に引上げたる愉しき宵なりき。第五、シューベルトのリード、ショパンのピアノ、信時潔の沙羅等にああ何と美しき事よ。音楽こそ余の心にうるほむを与ふる唯一の武器なり。二一、〇〇彼の家を辞す。床に入りて「みどり」に会はざりし淋しみをつくづく感じぬ。余と難矢張りたゞの凡人なり。淋しく睡る」(「小林日誌」)。

「朝十時当所を発つ、朝雨なり、次第に止む。飛行機にて菊池に飛行す。増加タンク着用のためなり。夜可へ

かへる、夜矢鳥棟宅に行く」(「岡部日誌」)。

この日、第十方面軍司令官は、海軍からの通報によって連合艦隊の総攻撃を知り、第八飛行師団および第三十二軍で全面的にこれに協力することを決め、同日24時、次のように命令した¹⁹⁾。

台作命甲二百五十三号

第十方面軍命令 四月四日二四〇〇

台 北

一、連合艦隊、第六航空軍及第五航空艦隊ハ主力ヲ挙ゲテ沖繩周辺ノ敵艦船攻撃ヲ企図ス
 攻撃ノ時機ハ四月五日乃至六日ト予定スルモ細部ニ関シテハ連合艦隊ヨリ通報スル筈

二、第八飛行師団ハ連合艦隊ノ企図ニ密ニ連繫シ現任務